

令和四年十二月定例会

令和 4 年 第 4 回

# 菊陽町議会 12 月定例会会議録

令和 4 年 12 月 2 日～12 月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和4年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/2	金	開会・所信表明・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第6号、議案第66号、議案第67号）・質疑・討論・表決・ （報告第11号、報告第12号）質疑・委員長報告
12/3	土	休会
12/4	日	休会
12/5	月	一般質問（4人）
12/6	火	一般質問（3人）
12/7	水	一般質問（2人）
12/8	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/9	金	休会（議案調査）
12/10	土	休会
12/11	日	休会
12/12	月	休会（議案調査）
12/13	火	議案審議（議案第59号～議案第65号、議案第68号～議案第70号、同意第5号、同意第6号、諮問第1号～諮問第3号）・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和4年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P58～)	1. 学校給食及び認定こども園・保育所・幼稚園の副食費の無償化について	(1)無償化に伴う費用をどのように考えているのか。 (2)無償化は段階的、もしくは当初からと考えているのか。 (3)無償化の時期をどのように考えているのか。
		2. ふるさと納税について	(1)納税額の目標をどのように考えているのか。 (2)返礼品のアイテムの開発をどのように考えているのか。 (3)業務を遂行するための人員配置をどのように考えているのか。 (4)必要な人材として地域おこし協力隊の活用をどのように考えているのか。
		3. 自治体DXの推進について	(1)菊陽町民協働レポートの導入をどのように進めていくのか。 (2)書かない窓口の導入をどのように進めていくのか。 (3)公共施設予約システムの導入時期をどのように考えているのか。
		4. 久保田台地の発展について	(1)久保田台地の発展をどのような方向で考えているのか。 (2)開発時期をいつごろと考えているのか。
		5. 中代団地について	(1)中代団地の改修計画の住民説明会を行ったのはいつか。 (2)以前の説明では改修+新築で実施するとなっていたが現在の計画はどのようなになっているのか。 (3)現在の検討では改修等の計画時期はいつごろと考えているのか。
2	福島 知雄 (P70～)	1. 町の組織機構改革について	発展する菊陽町では行政課題がますます多様化している。その対応強化や効果的で機能的な業務体制の確立を図るためにも組織機構改革は必要であり、実現のためにも職員数を増やすべきではないか。 (1)課題に応じて、課もしくは室を設置することも有効であるがどうか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(2)本町の業務ボリュームに対し、職員数が不足していないか。 職員数の増員を図る必要があると思うが、その構想はないか。</p> <p>(3)副町長1人制を見直す時期ではないか。</p>
		2. 渋滞対策について	<p>(1)菊陽空港線延伸道路整備の進捗状況を問う。</p> <p>①用地買収の達成率は何パーセントか。</p> <p>②当初計画と路線の位置が変更になったようだがどうか。</p> <p>③移転が必要な住民には、当初の案として「代替地については町がお世話します」とのことであったと思うが、最近は「各々で探してもらいたい」と町が言っているようだがどうか。</p> <p>(2)下原堀川線延伸道路整備の取り組みは。慢性化している交通渋滞緩和のためには、下原堀川線延伸は必要不可欠であり喫緊の課題であると思う。 前町長は、今年6月の一般質問に対しあまり前向きな答弁でなかったが、吉本町長の政策また方針はどうか。</p>
		3. 学校給食費の無償化について	<p>町長は学校給食費の無償化を公約された。その財源として、ふるさと納税の寄付額の増額を見込んでいるようであるが、具体的な対策は考えているか。 例えば、返礼品の新たな開発など。</p>
3	廣瀬 英二 (P83～)	1. 総合体育館落成に伴うイベントについて	<p>(1)来年10月に事業開始予定である総合体育館のこけら落としについて町の考え方を示せ。</p> <p>(2)体育館落成を盛り上げるために、eスポーツ大会は効果的であると思うが町の考え方を示せ。</p>
		2. 町民センターの利活用について	<p>(1)日本語および中国語学校の充実について、町の考え方を示せ。</p> <p>(2)デジタル社会への高齢者対策について、町の考え方を示せ。</p> <p>(3)eスポーツの普及については町民センターでの活動が必要であると思うが町の考え方を示せ。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 町長の政策分野について	<p>(1)町の将来像を実現するためには、第6期菊陽町総合計画、都市計画マスタープラン等が基本と思うが町長の考え方を示せ。</p> <p>(2)町長の8つの政策分野で、給食費の無償化など具体的に掲げているが任期4年で実施できるのか。費用はいくら見込んでいるのか。財源はどうするのかを示せ。</p> <p>(3)令和3年度までの財政状況は健全な状態となっているが、政策実施により、財政状況はどうか示せ。</p>
4	甲斐 榮治 (P97～)	1. 空港アクセス鉄道計画等について	<p>(1)令和4年9月議会以降の熊本県の同計画に対する検討状況について、町は把握しているか。</p> <p>(2)大津駅からの鉄道分岐案が主流になろうとしている。その他の現況も踏まえた上で、町は本案件についてどのような考えをもっているか。</p> <p>(3)三里木駅と原水駅間の新駅構想はなお継続するのか。</p> <p>(4)県民総合運動公園や県免許センターへのアクセス問題について町はどう関わるつもりか。</p> <p>(5)白水台地の発展策についての基本的考えを示せ。</p>
		2. 交通渋滞解消に関する諸施策について	<p>(1)菊陽空港線延伸事業は順調に進捗しているか。</p> <p>(2)国道57号線の南方交差点の改善・大津植木線の多車線化・下原堀川線の延伸と合志インターチェンジへのアクセス計画の進捗状況はどうなっているか。完成の時期はいつか。</p> <p>(3)杉並木公園線の延伸計画について、総工費・工期の概要を示すとともどのような課題を克服せねばならないかを示せ。</p> <p>(4)その他の道路の混雑について町はどのように解決しようとしているか。</p>
5	矢野 厚子 (P114～)	1. 町所有の固定資産について	<p>(1)町所有の建物の管理の状況を問う。</p> <p>①主な建物とその棟数。</p> <p>②建物別の維持管理責任者は誰か。</p> <p>③保守点検はどのように行っているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>④補修工事が必要な場合は、金額ごとに各現場で判断できるのか。その場合の金額上限はどのようなになっているのか。</p> <p>(2)町所有の土地の管理状況を問う。</p> <p>①町の所有する公園・広場・空き地など多数あると思うがその総面積はどれだけで、菊陽町の総面積の何パーセントになるのか。また評価額はどの程度だと推察するか。</p> <p>②上記の公園・広場・空き地の草刈りや樹木の剪定、遊具やベンチなどの保守点検や補修はどこが窓口でどのような流れで行っているか。</p> <p>(3)資産の有効活用について検討する場はあるのか。</p>
		2. 町長の政策提言について	<p>(1)町長の政策提言で、いくつかのスポーツ施設の整備、新設が挙げられているが、具体的な場所の構想があるのか。また来年完成する総合体育館の運用との兼ね合いはどうなっているのか。また総合体育館のこけら落としについても検討しているのか。</p> <p>(2)政策提言のなかで菊陽町の販売促進事業とか菊陽町広報大使の任命により広報活動情報発信を行うとあるが、菊陽町の顔をどのように考えて、どのような方法で情報発信をしていくのか。</p>
6	大久保 輝 (P125～)	1. 町民サービスの向上について	町長は町民サービス向上への投資として、「行政改革の推進」「合理的な人員配置と職場環境の改善」を挙げているが、現在の職員数についてどう考えているか。
		2. 町庁舎の増改築計画について	昨年度、庁舎の増改築についての計画が示されたが、今後この計画に基づいて増改築を進めるのか。変更することはあるのか。
		3. パートナーシップ制度について	<p>(1)パートナーシップ制度とはなにか。</p> <p>(2)なぜ、同性のパートナーについてのみ、町の要綱としてこの制度を制定するのか。</p> <p>(3)年度内に導入を進めるということであったが、予定どおりに制定するのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 学校における新型コロナ対策について	(1)学校給食においては現在も黙食が続いているが、今後緩和する考えはあるか。 (2)学校の授業や登下校時のマスクの着脱について、どのような指導が行われているのか。
		5. 町広報について	本年9月号の広報きくようにおいて、議会での議決前の事業が決定したという内容を掲載のうえで、印刷・配布手配がされていた。なぜ急いで掲載する必要があったのか。
7	中岡 敏博 (P138～)	1. 交通安全対策および交通渋滞対策について	(1)通学路交通安全プログラムに基づいた点検、その後の改良などの対策の進捗状況はどのようになっているのか。 (2)その他の道路の点検および対策はどのような手順でおこない、安全対策は十分であるのか。町の交通安全施設についてどのようなものがあり、その効果を測定、調査しているのか。 (3)スクールパトロール事業の取り組みについてを問う。
		2. 小中学校のICT教育について	(1)ICT教育の進捗状況は、どのようになっているのか。さらに学力向上等のためどのように取り組んでいるのか。 (2)タブレットの配布により、よい効果だけでなく問題についてはどのように考えているのか。
		3. 国民保護計画等について	(1)町の国民保護計画の見直し、変更についてどのようにおこなっているのか。 (2)国民保護に関する情報伝達方法の整備や訓練(総合、地区、学校等)の実施についてはどのように考え取り組んでいるのか。
		4. 警察力の強化に対する支援等の取り組みについて	本町の人口増加にともない、光の森交番が新設されたがさらに交番新設のために町ができる要望や支援をどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	小林久美子 (P156～)	1. 子育て世代の負担軽減について	(1)町長がいちばんに公約に掲げている、学校給食の無償化については、どのように進めていくのか。 (2)認定こども園、保育所、幼稚園における副食費の無償化については、どのように進めていくのか。
		2. 中学校の制服について	制服については、多様性を配慮し、性差を感じさせないジェンダーレス制服を導入する自治体が増え始めている。町でも取り組めないか。
		3. 少人数学級について	町長は、教育への投資について、各種の公約を掲げているが、その前提として少人数学級への取り組みが必要ではないか。
		4. T SMC進出に伴う渋滞対策など今後の町の取り組みと町の財政負担について	(1)渋滞対策の計画をどのように進めていくのか。 (2)計画している道路は、いつ頃完成できるのか。 (3)進捗状況について、町民への丁寧な説明が必要ではないか。(各地の渋滞について、町民の不安が大きいので) (4)今後の町の財政負担については、どのような事業が予想されるのか。
9	坂本 秀則 (P169～)	1. 町振興と発展について	(1)第三原水工業団地整備計画と早期着工について、町長の考えを問う。 (2)菊陽町都市計画マスタープランの大幅な見直しを含め、要望に沿う有効な土地利用について町長の考えを問う。 (3)人口増加、企業進出等で下水道利用が急激に増加すると見込まれるが、今後の計画及び対応策はあるのか。 (4)町内交通渋滞解消の新たな方策は考えているのか町長に問う。 (5)原水駅から原水工業団地まで、鉄道や新交通システムの設置並び通勤バスや自転車及び歩行者等の専用道路の設置はできないか。 (6)県営野球場誘致活動を積極的に行うべきではないか。
		2. 中学校部活動の社会体育への移行について	中学校部活動の社会体育への移行へのプロセスを問う。



順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 総合体育館オープンに向けて	(1) 総合体育館オープンに向けて、準備室の役割とタイムスケジュールを問う。 (2) 現時点で、使用・利用範囲と料金等及びオープニングイベント等の考え並び施設運営の方法を問う。

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和4年12月2日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和4年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和4年12月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 所信表明

日程第5 行政報告

日程第6 町長提出承認第6号から諮問第3号までを一括議題

日程第7 町長の提案理由の説明

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度菊陽町一般会計補正  
予算 (第4号) )

日程第9 報告第11号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)

日程第10 報告第12号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)

日程第11 議案第66号 工事請負契約の締結について (菊陽町役場駐車場整備工事)

日程第12 議案第67号 工事請負契約の締結について ( (仮称) 原水駅北口バス転回広場整備工  
事)

日程第13 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の報告

日程第14 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教 育 部 長	芹 川 博 文 君
総 務 部 長	板 楠 健 次 君	福 祉 生 活 部 長 兼 福 祉 課 長	矢 野 信 哉 君
保 險 衛 生 部 長 兼 健 康 ・ 保 險 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 病 毒 特 種 対 策 室 長	東 桂 一 郎 君	経 済 部 長 兼 農 政 課 長	山 川 和 徳 君
土 木 部 長 兼 都 市 計 画 課 長	井 芹 渡 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	矢 野 和 幸 君
総 務 課 長	梅 原 浩 司 君	危 機 管 理 防 災 課 長	鍋 島 二 郎 君
財 政 課 長	澤 田 一 臣 君	商 工 振 興 課 長	今 村 太 郎 君
建 設 課 長	矢 野 博 則 君	総 務 課 総 務 法 制 係 長	小 泉 秀 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和4年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番佐藤竜巳君、14番甲斐榮治君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、町村議会議長会全国大会が11月9日、東京都渋谷区のNHKホールで開催されました。大会内容については、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 所信表明

○議長（上田茂政君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明の申出があります。これを許します。

吉本町長。

マスクば取っていただいて。

○町長（吉本孝寿君） はい。

皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和4年第4回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、去る10月2日に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から信任を賜り、菊陽町長として町政を担わせていただくことになりました。課せられた使命と責任の重さを感じ、身の引き締まる思いでございます。今後は、町民の負託に応え、町長としての責務を全うしてまいり所存であります。

今議会は、私が町政を担当することになって初めての議会でございますので、町長就任に当たっての所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

菊陽町は、これまでの首長の方々の熱き思いから引き継がれた大切なバトンによって様々な政策に取り組み、その結果、日本でもトップクラスの人口増加を誇る誇り高い町になりました。昨年、TSMCの進出が決まって以来、世界からも注目される町となり、将来にわたっての発展が見込まれるところでもございます。

しかしながら、その一方で、渋滞の問題などこれから課題が山積する町となりました。この課題が生まれる不便さやストレスを住民の皆様には押しつけるようでは、世界に誇れる町とは言えません。不便を便利に変えることが、この町に課せられた課題でもあります。後藤前町長からバトンを引き継ぎ、時代のスピードを意識をし、菊陽町発展に努めてまいります。

これからの新しい菊陽の未来は、輝かしくもあり、豊かでもあります。菊陽町に住む全ての方とこれまでつながりがあった方々が誇れる新しい菊陽にすることが私の使命でもあり、先人が描かれた未来予想図だったのでと考えているところでもございます。これからの菊陽町のグランドデザインを描き、将来にわたり誇れるまちにするために、国、県とこれまで以上のつながりを持ち、さらには議会の皆様と共に考え、議論をし、進むべき道を歩んでまいります。

私は、今回の町長選挙に臨むに当たり、多くの町民の皆様方の声に耳を傾けてまいりました。そして、皆様からいただきました御意見などを参考に、新しい菊陽の実現のための政策提言集をまとめました。私は、これまで進められてきた町の方向性を継続するとともに、併せてこの政策提言集に掲げた施策を進めてまいります。

提言集に掲げました主なものを申し上げます。

8つの政策分野として取りまとめてございます。

まず1つ目は、未来への投資であります。

子育て世代の負担軽減として、ふるさと納税額を増やし、学校給食の無償化、保育所などの副食費の無償化に取り組みます。また、大学と連携をした海外留学サポートなども行ってまいります。

2つ目は、潜在能力への投資でございます。

農商工業者への支援、町内で起業される方へのスタートアップ支援、シルバー世代の活躍の場の提供や台湾との姉妹都市盟約の締結などに取り組みます。

3つ目は、生活・喜びへの投資であります。

乗合タクシーの充実、フードバンク事業の推進、健康保険センターの整備、予防接種の助成拡大などに取り組んでまいります。

4つ目は、スポーツと文化への投資であります。

総合運動公園の整備、地元プロスポーツ、アマチュアスポーツチームの支援、菊陽町をPRする菊陽町広報大使の任命、菊陽町で活躍をする文化・芸術団体への支援、グラウンドゴルフ場の整備などに取り組めます。

5つ目は、教育への投資であります。

スクールロイヤー制度の導入、学校ICT支援員の配置、英語教育の強化、プログラミング教育の推進などに取り組んでまいります。

6つ目は、安全への投資であります。

防災井戸の整備、免許証返納制度の推進、高齢者向け位置情報サービスの導入、危機管理能力の向上、防犯カメラの設置などに取り組めます。

7つ目は、地域への投資であります。

町の均衡ある発展、公民館などの地域拠点の強化、消防団員の士気の高揚や加入促進、産業地産地消の推進、交番の誘致や地域の特色を生かした企業誘致などに取り組めます。

8つ目は、町民サービス向上への投資であります。

書かない窓口の導入、民間活力を導入した行政のスリム化、住民サービスの向上を目的とした企業、大学との連携協力などに取り組んでまいります。

以上、主なものを申し上げましたが、すぐに取り組めるものから、時間がかかるもの、実施について課題があるものなど様々ではありますが、各施策の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

また、第6期菊陽町総合計画に掲げております各施策、現在進めている事業につきましても、継続して取り組んでまいります。

以上、町長就任に当たりました私の所信の一端を申し上げましたが、職員との信頼関係を大切に、そしてまた一丸となって菊陽町民のために菊陽町のさらなる発展のため、議員の皆様、そして町民の皆様の声を拝聴しながら、町政に全力で取り組む所存でございます。議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） これで所信表明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 行政報告を申し上げます。

ロシア軍がウクライナに侵攻を始めて9か月がたちました。いまだ戦禍は終息をせず、物価高騰など国内外の経済への影響も続いているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症におきましては、10月の中旬から全国的に増加傾向となり、第8波の入り口にあるとも言われており、11月11日には熊本県のリスクレベルがレベル2に引き上げられました。インフルエンザとの同時流行も懸念されるところであります。

このような厳しい社会情勢が続く中、町民の皆様が安心して暮らせるような取組を進めているところであります。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

10月から初回接種を完了した12歳以上の人を対象にオミクロン株に対応したワクチン接種を開始しました。10月21日には接種間隔が5か月から3か月に前倒しをされ、本町では7月、8月に4回目のワクチンを接種された60歳以上の人の接種を11月から開始しました。11月30日現在における接種完了者は8,609人でございます。2回目接種完了者に対する接種率は25.9%であります。1月31日までの予約者数を含めると1万3,349人で、40.2%の接種率となる見込みでございます。

また、5歳から11歳の人を対象とした小児接種のほか、生後6か月から4歳の人を対象にした乳幼児接種も11月から開始をいたしました。小児接種と同様に乳幼児接種におきましても、接種する人や保護者が接種を判断できるよう、ワクチンの有効性、安全性についての正確な情報を提供してまいります。

いずれの接種におきましても、接種を希望される人がスムーズに接種できるよう、引き続き町内医療機関の御協力をいただきながら、県の広域接種センターや職域接種なども活用し、接種体制の確保を図ってまいります。

次に、令和4年度住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金についてであります。

令和4年9月9日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する方針が示されました。

本町におきましては、給付金を支給するための手続を進め、12月9日に1回目の振込を予定をするところでございます。

なお、必要な予算につきましては、速やかに支給の手続を進めるために補正予算を専決処分でさせていただいており、本会議に承認の議案を提出していますので、よろしく願いをいたします。

次に、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

町内事業者支援と地域経済の活性化、そして物価高の影響を受ける家計の負担軽減を目的として実施しておりますプレミアム付振興券は、多くの町民の皆様にご利用いただいております。広報きくよう11月号では追加の引換券の配布を行いました。



振興券は、販売期限が12月11日、利用期限が来年1月9日となっておりますので、それまでに御利用いただけるようしっかり周知等を行ってまいります。

あわせて、原油価格等高騰の影響を受ける町内の中小事業者を支援することを目的に実施しております菊陽町中小事業者事業支援金につきましても、12月末までの申請期限まで速やかに支援金の交付により事業者の支援を行ってまいります。

次に、菊陽町農業経営コスト高騰対策支援事業であります。

この事業は、コロナ禍にあって不安定な世界情勢のあおりを受け、肥料などの農業資材や飼料価格の高騰により農業経営が逼迫していることから、資材等の経費の一部を支援し、農業者の負担軽減を図るもので、これまでに121経営体、2,056万円の支援を行っております。

次は、第二原水工業団地整備事業についてであります。

町で整備を進めてきた第二原水工業団体では、TSMC、ソニーグループ、デンソーの3社が出資して設立されたJASMの新工場建設が進められております。

現在、現場では多くの作業員が工事に従事されており、工場棟の建築工事は、基礎くい工事の完了後、10月下旬からは躯体の鉄骨建て方工事に着手されています。工場棟は、来年末までの建物完成、令和6年末の出荷開始に向けて急ピッチで工事が進められることとなります。

また、主に事務を行うオフィス棟の建築にも8月に着手されており、こちらも来年中の完成目指して建築工事が進められております。

この工場建設は、全国での最大級の規模の事業というだけでなく、半導体の国内生産という日本の経済安全保障にも関わる国家プロジェクトという重要な役割を担っており、引き続き計画どおり進められるよう、熊本県とも連携をしながら町として万全の態勢で支援をしてまいります。

今回のJASMの立地に関しましては、将来の町の発展を見据え、環境など守るべきものはしっかりと守り、まちづくりに生かすために必要な施策には積極的に取り組んでまいります。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、9月10日に補償移転をお願いする長塚地区の地権者への説明会を実施をし、用地補償のあらまし等について説明をさせていただきました。また、用地測量、境界立会及び補償等調査は、ほぼ完了し、先月から用地交渉に入ったところでもあります。

引き続き熊本県と連携をして事業推進を図り、用地交渉に当たっては地権者から御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明、対応を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

次は、南方大人足線交差点改良についてであります。

南方大人足線交差点改良につきましては、改良に向けて予備設計を進めているところであります。国道57号の左折専用レーンの新設については、国土交通省熊本河川国道事務所と協議を進め、交差点計画については国にも入っていただき熊本県警と協議を進めております。

引き続き、国をはじめ関係機関と協議を重ね、現在進めております予備設計を確実に完了させ、早期実現に向けて取り組んでまいります。

次は、国土交通省への要望活動であります。

町で進めている渋滞対策等の大型事業につきましては、多額の予算が必要であり、国の支援を受けるために菊陽空港線延伸道路、南方大人足線交差点改良事業、下戸橋橋梁補修事業及び菊陽杉並木公園の総合体育館整備事業の社会資本整備総合交付金確保の要望活動を11月18日に国土交通省に対して行ってまいりました。

さらに、11月28日には、国土交通省九州地方整備局にも上田議長と要望活動を行い、国からは力強い言葉をいただいたところでもございます。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の避難拠点として整備を行う総合体育館新築工事につきましては、順調に工事が進んでおり、現在までにメインアリーナの屋根工事が完成をし、仮設足場の撤去も終わり、総合体育館の外観が見えてきた状況でございます。

町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年10月の供用開始に向け、引き続き工事を進めてまいります。

次は、台湾訪問についてであります。

熊本県内の経済団体を中心に熊本県、熊本市と合同で来年1月11日から14日にかけて台湾を訪問いたします。訪問の目的は、台湾との経済的、文化的交流を深め、台湾との連携推進や企業間の取引拡大を目指すものでございます。

蒲島県知事、大西熊本市長、県内経済関係者と共に、町を代表いたしまして私と上田議長が台湾を訪問をし、TSMCをはじめ台湾経済界とも交流をする予定でございます。

なお、今回は感染防止対策に配慮いたしまして、経済団体を中心に人数を絞っての訪問となりますが、今後も台湾との関係拡大に向けて交流を深めてまいります。

最後に、第35回すぎなみフェスタについてであります。

11月12日に3年ぶりに開催をいたしました第35回すぎなみフェスタ2022では、姉妹都市屋久島町から日高副町長をはじめ10名をお迎えをし、盛会のうちに終えることができました。本年度は、コロナ感染症感染防止策を講じ、規模を縮小しての開催としたところですが、天候にも恵まれまして、例年並みの約8,000人の来場者でにぎわいました。

今後も菊陽町の基幹産業であります農業や各種産業の振興、そして健康、福祉、環境といった分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を促進しつつ、菊陽町の魅力を内外に発信してまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町民の皆様がいつまでも住み続けたいまちを目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長提出承認第6号から諮問第3号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第6、町長提出承認第6号から諮問第3号までの20件についてを一括議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第7、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、令和4年第4回菊陽町議会定例会の付議事件につきまして提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は20件でございます。内訳は、承認1件、報告2件、議案12件、同意2件、諮問3件でございます。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

9月議会後に急を要する案件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

価格高騰の影響により厳しい状況となっている世帯に対する支援など急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億8,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を192億8,478万9,000円と定めました。

歳入は、国庫支出金を1億8,238万円増額しております。

歳出は、民生費を1億8,238万円増額しております。

続きまして、報告第11号及び報告第12号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、報告第11号は令和4年9月30日、報告第12号は令和4年10月24日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第59号は、菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法の一部を改正をする法律が令和5年4月から施行されることに伴い、職員の定年引上げ及び役職定年制等を導入するため、菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるも

のであります。

議案第60条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5億9,733万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億8,212万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を2億5,527万8,000円、繰入金を1億3,000万円、町債を1億3,970万円それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費を8,494万円、民生費を1億2,008万8,000円、土木費を2億9,279万9,000円それぞれ増額するものであります。

議案第62号は、令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から182万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,213万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、財産収入を185万7,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、公債費を226万3,000円減額するものであります。

議案第63号は、令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に53万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を37億1,989万2,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を53万円増額し、歳出は保健事業費を53万円増額するものであります。

議案第64号は、令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に512万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,070万2,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を195万円、支払基金交付金を113万1,000円、県支出金を102万3,000円、繰入金を102万3,000円それぞれ増額し、歳出は地域支援事業費を679万円、諸支出金を67万2,000円それぞれ増額をし、予備費を233万5,000円減額するものであります。

議案第65号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を63万1,000円増額をし、14億183万9,000円と定め、支出の事業費用を2,799万円減額をし、13億363万3,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、収入を1,235万円増額し、16億2,909万2,000円と定め、支出を985万7,000円増額し、20億5,313万5,000円と定めるものであります。

議案第66号は、菊陽町役場駐車場整備工事の工事請負契約の締結についてであります。

本工事は、防災センター北側の公用車駐車場整備事業の一部工事であり、役場敷地内の駐車場及び場内通路の整備を行うものであります。

本件は、議会の議決に付すべき規約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号は、（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事についてであります。

本工事は、JR原水駅北口の北側の用地において、バスの転回を行うための広場をはじめ、利用者の雨よけのシェルターなどを整備する工事であります。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更についてであります。

内容は、平成10年3月31日付で菊陽町と合志市との間で締結していますセミコンテクノパークに関連する他の地方公共団体の公の施設の利用に関する協定の一部を変更するため、地方自治法第244条の3第2項の協議について、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

内容は、菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散をし、熊本県市町村総合事務組合を脱退するため、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものであります。

議案第70号は、町道路線の認定であります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路を新たに町道として認定をするものであります。

同意第5号及び同意第6号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、お二人が令和4年12月18日をもって任期満了となります。

現在、委員であります吉岡光憲様を引き続き委員に任命をし、堀行徳様を新たに委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会に同意を求めるものであります。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち、鬼塚成子様、村本信幸様、實取智子様のお三方につきましては、令和5年3月31日をもちまして任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦

をするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第4号））

○議長（上田茂政君） 日程第8、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第6号の専決処分の承認を求めることについては、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

価格高騰の影響により厳しい状況となっている世帯に対する支援など急を要する予算について、10月21日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億8,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を192億8,478万9,000円を定めました。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金分として1億8,238万円増額しています。

下の9ページは、3の歳出になります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費は、節区分の19補助費で、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、価格高騰による影響の大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給するもので、1億7,545万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 日程第9、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

報告第11号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和4年9月30日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、本件については、議案書に加えて別紙をお配りしております。こちらも御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第9号。専決処分書。専決処分日は令和4年9月30日です。

1、事故発生日時、令和4年4月19日火曜日午後5時頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に当該事故発生箇所の位置図をつけております。専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が友人と自転車で下校中、町道南方大人足線柳南橋歩道上の草にハンドルを取られ、転倒し、打撲による骨盤のずれ、左こめかみ付近、左目上付近、左肩、左足、右手に擦り傷を負ったものでございます。5、損害賠償の額、7万4,263円でございます。

この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

なお、相手方が高校生の未成年者であることから、示談に当たっては親権者との間で示談書

を交わしております。

このほか本件に関するその他の事項は、別紙のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 報告第11号について質問いたします。

今回の事故は町所有、町道の脇の町所有ののり面からの雑草での事故ということですが、町道で町所有ののり面も含め、地権者がおられる山林ないし畑等の雑草、雑木がもしもその影響で町道上で事故があった場合、もちろん町ののり面だったら町の責任かもしれませんが、これが地権者がおられる山林や畑の場合はどうなるんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 町の所有ではなくて個人の所有の雑木とかが原因で道路脇に出た場合ということでよろしいでしょうか。

まず、道路の維持管理につきましては、ちょっと専門的に言いますと建築限界線というところをしっかりと守りながら維持管理を進めているというところがございます。仮に雑木が管理をしないまま、しっかりと管理ができてない雑林の中で倒木があったと、それに伴って事故が発生したということになりますと、これは所有者の管理瑕疵があるというような判断で、道路管理者の賠償ということではなく、その土地の所有者の方の賠償となることとなります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町道ののり面も、今回事故があった北側の柳水公民館から上、県道に行くまで、その間はきれいにのり面いつも払ってあるんですね。それ以外の例えば入道水、柳水、古閑原の県道につながる町道は、町所有ののり面なんて手入れしてないんですね。我々地元民が農地水事業とか区役で刈り払いしてるんですね。草刈りが届く範囲内は切ってるんですが、それ以上はもう危険でできないんですね。その町所有ののり面は、今後手入れするのかしないのか。管理はどうされるんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 坂本議員のお近くの道路については、地域の方が町の所有ののり面も含めて刈っていただいているということで大変ありがたいというふうに思っております。

原則からいきますと、やはり所有者の管理者というのは、町のほうで所有している場合は町のほうで行うというのが原則ではございますけれども、実際町のほうでは、道路のほうですね、これは言い訳になるかもしれませんが、全体の延長で300キロ以上ぐらいの延長を抱えておまして、900の路線以上の路線を抱えております。そういったところで、通行に支障が出る場合とか、そのあたりは地域の住民の方からとか、それぞれ御連絡をいただいて、で



きる範囲で対応はさせていただいているところでございます。

引き続き、大変地域の方も御協力をいただきながら、道路の通行についても御協力をいただいているということでございますので、そのあたりはまた引き続き御協力をいただきたいところはございますけれども、何か支障がございましたら建設課のほうに御連絡いただいて、可能な限り対応していただくというところでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それで、町所有ののり面ですね、それは全て把握されているのか。地元、我々も地元民も高齢化が進み、なかなか刈り払い機を扱う若手が少なくなって、作業に支障を来しているところがありますので、今相談してくれということですので、町所有ののり面どかしてくれという相談があったら相談に乗るということですね。そののり面全部把握してるのかと。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

通常、道路につきましては道路の台帳を持っておりまして、そちらのほうで境界、のり面が所有かどうかというところはしっかり把握ができますので、お問合せいただければそういったところは回答のほうができると思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 専決第9号に質問いたしますけれども、歩道上の草にハンドルを取られたと書いてありますけど、現場の写真なりは保存されているのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 保存しております。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） これでは草にハンドルを取られたとなっておりますので、できることであれば、この現場の場所は分かるんですけど、そういう現状ですよ、現状も今後つけていただくと分かりやすいと思いますので、そこをよろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 報告第11号、確認の御質問をさせていただきます。

事故の概要においてですね、2行目、歩道上の草にということですが、この歩道を自転車が通行する通行可能歩道であるのか、そこを自転車が乗って通行したのか、その部分に道路標識、道路標示等がある歩道であるのか、その説明をしていただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 現場の状況でございますけれども、実は歩道につきましては、自転車

が通れる歩道の構造等にはなってございません。ただし、議員のほうも御承知かと思えますけれども、当該道路につきましては、今回発生しました事故の時間帯のほうを見ていただきますと、相当交通渋滞がひどい場所ということでございます。実際車道のほうを自転車が通るといふことも大変危険である。そこを含めて、今回の場合は、本来ならば車道を通るべきでありますけれども、やはり状況として歩道を通らざるを得なかったというような捉え方でこちらのほうは考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 報告第11号について質問します。

これまでも道路についての専決処分は何回かあったと思います。それで、建設課も、どの課も同じですけれども、人数が、職員が足りないから結局巡回っていいですか、道路を見てする仕事がなかなかできないとは思いますが、それに代わって青パトがいますよね、青パトなんかはそういう巡回をして建設課のほうに報告はないんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） おはようございます。

青色パトロールのほうでも巡回中に道路の損傷とか危険な場所があれば1日の報告書に報告していただいておりますし、それをまた原課の建設課のほうにつなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） はい、分かりました。なるべくこういうことが起こらないように、巡回が大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 日程第10、報告第12号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 報告第12号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和4年10月24日に専決処分したものであり、地方自治

法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第11号。専決処分書。専決処分日は令和4年10月24日です。

1、事故発生日時、令和4年9月7日水曜日午後1時50分頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に当該事故発生箇所の位置図をつけております。専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が町道光の森125号線を自動車で走行中、倒木した歩道上の樹木により、助手席側のフロントから後方にかけて傷がついたものでございます。5、損害賠償の額、11万434円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） もうちょっと詳しい説明を求めたいんですが、これは街路樹の木なんですか。街路樹。ここはのり面なんかない。民地からの倒木じゃなくて、町の町道の横にある街路樹の木か。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 議員が言われたとおり、街路樹になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今年も台風がやってきました、台風の際、倒木、折れ枝、もう大変な被害が出ました。初めに消防団が行って片づけて、手に負えん場合は地元の協力企業等に要請、私も建設課に電話して要請、してもらいましたが、先ほど那須議員もおっしゃったんですが、これは台風のあれじゃないですね。普通の風でこうなったんですね。パトロールですね。もちろん先ほど質問があつて青パト、スクールパトロールのこともおっしゃったんですが、協力企業でもパトロール、建設関係の、それはどういう状況なんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 現在道路のパトロールといひますか安全管理につきましては、菊陽建設業協会のほうに委託をいたしまして、月2回の巡回でパトロールを行っております。加えまして、今年度からは、今回道路の管理瑕疵の事故が多発しているということもございまして、建設課職員による月1回の、月初めになりますけれども、道路パトロールのほうを行っております。

加えまして、町全体も、全職員にも御協力をいただきたいということで、定例課長等会議におきまして全課の職員の方にも、もし道路のほう不具合があった場合については建設課のほうに御連絡いただきたいというところで、対応のほうは強化させていただいているところではございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） そういった中での予算もありますし、人手不足、マンパワー不足、恐らく限られてますよね。そこで、町長、LINEとか、地域の方がすぐぱっと写して建設課に報告できるようなシステムの構築はできないんですか。これが一番、その辺どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。そういったところの整備というのは、議員のほうからも一般質問等もございますし、積極的に進めてまいりたいというところでございます。以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 事実確認というか、今、坂本議員からもありましたけど、分からなかったのは、台風の影響ではないと。倒れて、あそこは僕よく通るんですけども、大体木の大きさも分かります。倒れてどのくらいの時間がたってこういう事故が起きたのか。それが分からないと、倒れているのに、あそこはすぐ家がありますから、今の通報じゃないですけども、町民の皆さんの通報なり協力があれば直ちに対応できたかなと思います。ですから、この相手の方が、大体想定される倒れた時間からどのくらいたって、何日か後なのか、何時間後なのか、その辺を把握してらっしゃるならお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

事故発生が9月7日ということで御説明いたしましたけれども、倒木の時期につきましては9月5日ぐらいだったというふうに記憶してございます。この木につきましては、大変お恥ずかしい話ですけども、枯れていたというところで、根のほうがもう腐ってございまして倒木していたというのが状況でございました。やはりこういった管理の行き届いていないところが確かにありましたので、こういう事案に対してしっかり受け止めて、気を引き締めて今維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 2日間そのままだったというのは、建設課もそうですけど、大変申し訳ないですけど、地元自治会、区長さんもどうかなと。私も杉並台で道路に穴が空いとって、それを沖野の方からたまたまお会いして、すぐ建設課にもしましたらすぐ修繕をしていただいた。ただ、町民の方はなかなか行政にすぐ連絡するというのは、少し、ハードルが高いわけじゃないですけど、こういうときに自治会長さんとの連絡を密にやらなければならないと思いま

すので、報告の中にもぜひ、大体倒木のこういう時期はちゃんとしていただかないと、さっき坂本議員からも説明が足りないんで詳しく、僕も思いましたけど、ちょっとこれは大変な瑕疵だと思います。もちろん人的な被害がなくて物損だったからよかったですけど、これで自転車等が倒れて車でも当たるなら、これは町の対応として瑕疵があるということになりますので、そこはやはり自治会長さんとしっかりそういう協力体制をやっていただきたいと思います。

それと、吉本町長に今坂本議員からもありました、LINE等での報告は、吉本議員が行政に提案された内容です。覚えてらっしゃいますよね。ですから、もちろんそれを執行できる立場になられたんで、もう何件も、もうずっと前からそういう話をされてますけども、そういう協力体制というのは、行政だけではできない。さっき那須議員おっしゃいましたけど、建設課の職員だけじゃできませんので、4万4,000人の町民の皆さんが協力しないといけないということで、早急に、せっかく町のページもできてますし、いろいろそういったものをツールをつくってますので、早急に対応いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第66号 工事請負契約の締結について（菊陽町役場駐車場整備工事）

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第66号工事請負契約の締結について（菊陽町役場駐車場整備工事）を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 皆さんおはようございます。

議案第66号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽町役場駐車場整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

契約の目的、菊陽町役場駐車場整備工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額7,513万円、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町沖野2丁目8番12号、有限会社沢産業、代表取締役黒

澤慎太郎でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

防災センター北側の整備につきましては、現在先行して公用車用車庫及び倉庫の建築工事を施工しており、順調に進んでいるところでございます。今回は、菊陽町役場駐車場整備工事として、駐車場及び場内通路部分の舗装工事、排水工事及びフェンス取付工事を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、参考ページの次の図面を御覧ください。

この図面は、役場北側の整備に係る全体図でございます。先ほど申し上げました車庫及び倉庫につきましては、それぞれ図面上段部分と図面左側中段の灰色部分に施工中として表示してございます。

図面の赤線で囲った部分が、今回の菊陽町役場駐車場整備工事の施工範囲となります。

工事の概要につきましては、舗装工事といたしまして、透水性アスファルト舗装として1,319平方メートル、図面中央、黄色の斜線部分となります。再生密粒度アスファルト舗装として、1,306平方メートル、図面、緑色の斜線部分となります。コンクリート舗装として、70.8平方メートル、図面左側に既存の倉庫が3つ斜めに並んでおりますが、その前面に施工するものでございます。図面では、青色の斜め格子模様の部分となります。スロープ擁壁及びコンクリート舗装として、図面左側、中段部分になりますが、幅6メートル、延長20メートルを施工いたします。図面では、青色部分になっております。

次に、排水工事といたしまして、浸透井戸として深さ7メートル、直径0.9メートル、図面中央の左側、少し左です、中央の左側で二重丸でピンク色の部分になります。その他の排水工事といたしまして、側溝、延長251メートル、集水ます10基を施工いたします。

その他の工事といたしまして、役場北側、西側の道路沿いにフェンス取付工事として高さ1.2メートル、延長117メートル、図面では緑色の実線部分になります。

以上が工事概要でございます。

工期につきましては、令和4年12月5日から令和5年3月20日までとしております。

工事を行うに当たりましては、事故がないよう十分安全管理を行いながら進めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽町役場駐車場整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町役場の駐車場整備工事で、業種は舗装となります。工事内容と設計金額から、10月20日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する8業者を指名しました。

指名競争入札は、11月10日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった3番目の有限会社沢産業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格7,634万円に対しまして、落札価格は7,513万円で、落札率は98.42%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 職員の皆さん、今運動場に止められてますけども、以前この工事があるまではこちらに多分職員の皆さん止めておって、今フェンスの話がありましたけど、その上部、これは公園用の駐車場ですよ、ここにも多分止めておられたかと思います。今後このスペースに職員も止められると、これは町民用じゃないですよ、基本的には庁用車と職員の皆さん、圧倒的にこれは足りないと思いますけども、職員の皆さんは今のまま駐車場のままするのか、この後どういう計画でおられるかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、何度か一般質問等でもありましたのでその際答えさせていただいたとおり、駐車場につきましては人口の増加、あとは来庁者も増えておりまして、それに合わせて職員も増えとる状況でございまして、今回駐車場の整備工事をしますけれども、それでも不足する状況というのは変わらないというところがございますので、今後、今は一応仮ということでさせていただいておりますが、今後あそこのグラウンドについても駐車場ということで活用させていただきたいということをお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事）

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第67号工事請負契約の締結について（（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事）を議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、議案第67号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について御説明申し上げます。

議案書を御覧ください。

1、契約の目的、（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、7,810万円、4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5087番地3、株式会社太照工業、代表取締役池内大介となります。

この（仮称）原水駅北口バス転回広場整備事業は、セミコン通勤バスの利用者をはじめ、駅利用者の利便性と安全性を向上するために実施するものであります。

また、熊本県と町建設課で進めております菊陽空港線延伸道路事業に伴い、現在、セミコン通勤バスの転回に使用している民有地が今後使用できなくなることもあり、その対応策ともなるものです。

次に、工事の内容の御説明をいたします。

議案書をおめくりいただきまして、参考資料としてA3横の位置図を添付しております。

整備箇所については、位置図の赤色で示したJR原水駅の北側となり、面積は2,463平米となります。JR原水駅の北口から近接地を整備区域としており、駅からバスなどへの移動をスムーズに行うことができる最適な箇所と考えております。

なお、今回の整備については、今後の原水駅周辺の開発事業も踏まえて民有地を借用して行います。

続いて、1枚めくっていただきまして、平面図を御覧ください。

平面図の右上の凡例にも記載しておりますが、主要な工事としては、用地を有効に利用するため全体を舗装するもので、南側から半円となっているグレーの部分が車両が転回等する舗装箇所、その周りの斜め線が入っている部分が人が歩く舗装箇所、そして北側の農地への進入路として砂利の舗装仮称となります。それぞれ舗装面積としては、バスなどの車両の転回部舗装が1,204平米、歩道舗装が678平米、砂利舗装が201平米となります。

なお、セミコン通勤バス等のためのバス待機については、車両の転回箇所に赤枠でお示し



ている最大5台分確保しております、今後の利用者増の対応を見据えております。

また、今後、事業展開を考えている自転車を活用するシェアサイクル事業や通常の自転車の駐輪場、一般の駅利用者の送迎車両の停車場所など、幅広く利用できるスペースを確保しているところです。

附帯工としては、利用者が快適にセミコン通勤バスを待つことができるよう、風や雨を避けるための幅2.5メートル、高さ2.5メートル、延長32.2メートル、約90人近くの方がバス等を待つことができる屋根付きのバスシェルター、そのほか夜間の安全性確保のための外灯を4基設置いたします。

なお、バスシェルターは、図面上の赤の点線の枠でお示しした箇所となります。

最後に、工期は令和4年12月5日から令和5年3月30日までとしております。

以上で工事概要等の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、（仮称）原水駅北口バス転回広場整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、原水駅の北側にバス転回広場を整備する工事で、業種は土木一式となります。工事内容と設計金額から、10月20日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する7業者を指名しました。

指名競争入札は、11月10日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の株式会社太照工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格7,969万600円に対しまして、落札価格は7,810万円で、落札率は98.00%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 平面図のことについてお尋ねをします。

よく図面をぐるっと見ても分からなかった。

まず、自転車を置けることが赤図で示されておりますが、自転車は大体何台止められるということを計算に入れているのか、これが第1点です。図面の真ん中にバスの回転するところは赤でぐるっと囲ってますので分かるんですけど、その中心部ですね、一面ずらっと舗装するんでしょうけれども、ここの中間地点をどうするのか、市民の方も誰でもここに駐車できるのか、あるいは駅に来た人が乗ったり降りたり乗降のときに使えるのか、あるいは駐車にまで使えるのか、その辺のところ今後どのように活用していくのかということをお尋ねをしま

す。

それと、このバスを転回するところに細い、青い矢印があるんですね。これは右を向いたり左を向いたりいろいろ向いてるんですけど、これは何を意味してるのかさっぱり分からなくて、この矢印の意味の説明をお願いします。

以上、3点です。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

自転車は何台かというような御質問だったと思うんですが、現在約100台ぐらいは置ける場所で計算しております。ここについては、空いてるスペースを有効に使いまして、今後また自転車置場等は増やしていきたいというふうには考えておるところでございます。

2つ目に御質問いただきました真ん中のスペースにつきましては、バスを安全に回すために必要になるところでして、そこの空間のことかなというふうに思います。そのスペースにつきましては、先ほど答弁のほうでもお答えしましたとおり、一般の駅利用者の車の車両の待合の待機場所や、今後考えておりますシェアサイクル等を考えて、その場所として使っていければなというふうに考えております。ただ、そのほか運用状況に応じまして利用者等の御意見も聞きながら幅広くスペースがありますので、何か有効活用してまいりたいというふうに考えているところです。

最後に御質問の青の矢印につきましては、これは雨水、水の流れを示しておるもので、車の通行とは関係ありませんので、ちょっと紛らわしい表現になったことはここでおわびしたいと思います。

すいません、以上となります。

（9番北山正樹君「はい、以上です」の声あり）

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 議案第67号に質問させていただきます。

先ほどバスのシェルターのところですが、屋根つきとおっしゃいましたが、降り込み防止の横壁はこれに含まれてるんですか、お尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それじゃあ、御質問についてお答えさせていただきます。

降り込み用の壁については、今回設置を見送っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） なぜ付けられないのか、理由がありますか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、御質問についてお答えさせていただきます。

降り込み、風防止用の壁については以前から御意見等がありましたので、今回設置に当たって検討したところでございます。両側設置の場合ですと、どうしても利用上の都合や防犯上の都合がありまして両側につけるのは難しいというふうに考えております。また、片側の設置の場合につきましても、風の向き等の変化によりなかなか効果が低いというふうに考えております。その対応策としましては、幅広、約2.5メートルの大きめのシェルターをつけておりますので、そういったことである程度の横風による雨等はしのげるというふうに判断しまして、今回設置のほうは見送らせていただいたところですが、今後壁の設置も検討していきたいと考えておりますが、現時点においてはこのように考えているところです。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 今図面を見ますと、基本的に今後、原水駅のこちら側は開発が進んできて利用者がかなり増えてくるというふうに想定されます。そういう部分でいきますと、JASMの社員さん、向こうに向かう人たちも増えてくるということで、かなりの人間がここで待つような形になると思いますが、今のこの状況ではトイレ等がないので、今後そういうものに対応するかどうか考え方をお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それじゃあ、今の御質問についてお答えさせていただきます。

トイレにつきましても、検討段階で設置については検討したんですが、現時点においては改修しました原水駅のトイレがありますので、そちらと併用することを考えております。その上に、防犯上の課題もありますので、トイレにつきましても、設置するスペースはありますので、今後利用者の御意見や利便性を見ながら、また設置については必要性を考えていきたいとは思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 議案第67号に御質問いたします。

平面図を見て質問しますが、転回場の出口のほうに止まれと矢印の表示がありますが、その先に停止線を引くのか、それとも指導停止線でとどめるのか、それを引くとしたらその法的根拠があるものを引くのかをまずお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

今、図面上にありますように、OUTと止まれという表記はさせていただく予定ですが、今

後町道と接続いたしますので、警察と協議しまして、その停止線の設置については検討してまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 次に質問いたします。

町道原水駅線において横断歩道のような図面が2つあるんですけども、既存と赤いのですね、横断歩道及び停止線の表示があるんですけども、この部分では条件として、横断歩道設置等々の必要条件で、横断歩道の距離が、もしも2つとも残るならとても近いように感じるんですけども、このところは確認したいので説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それじゃあ、今の横断歩道についての御質問についてお答えさせていただきます。

今回赤枠で設置してあるほうが新設の横断歩道となりまして、青枠といいますか、黒枠になっている部分は既存の横断歩道ということになります。既存の横断歩道につきましては、どうしてもバスの乗り入れ口に近づいてしまいましたので、今回赤枠のほうに移設といいますか、消しましてそちらに新設するというので今考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 1つのほうを廃止して、消して移設ということではよろしいですか。その確認をしたかったので。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） はい、議員おっしゃったとおり、そのとおりでございます。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の報告

○議長（上田茂政君） 日程第13、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、令和4年6月定例会において設置し、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に対する調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。

本件について、特別委員会の報告を求めます。

委員長甲斐榮治君。

○調査特別委員長（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の調査結果について報告をいたします。

6月17日に百条委員会を立ち上げて、13回の委員会を開催いたしました。委員の皆さんや事務局長には大変頑張ってくださいました。御礼を申し上げます。

周知のとおり、菊陽町はもはや単なる一地方の町ではございません。全国の注目を浴びる存在となっております。また、本議会としては、初めての百条調査委員会であることもあって、調査は慎重を期しました。

その中で、3人の主たる調査対象者に対して複数回の尋問を実施し、証拠収集に努めてきました。その結果が、ここに皆さんに示す答申書であります。答申書の本体はこれぐらいになります。200ページに近い報告書になります。御覧になりたい方は事務局に備えてありますので、閲覧をしていただきたい。

本日は、この報告書は11月25日に議長に提出をいたしました。今日はこの調査の中から調査結果の本文に沿って報告をいたしたいと思っております。皆さんのお手元にお配りをしてあります。

百条委員会の権限は、正当な理由なく証人が証言を拒んだ場合や意図的に虚偽の証言をなした場合に当該証人を刑事罰の対象とすることができますが、司法権の行使とは違って、百条委員会は調査対象者を処罰することを直接の目的とはしておりません。委員会の目的は、調査結果を公表することによって調査対象となるべき事件の再発を防ぐところにあります。したがって、百条調査特別委員会は、事後処置については議会の決するところとして調査結果を報告するにとどめることもできます。しかし、今回のケースについては、調査の経過と結果を踏まえたときに、委員会は事後処置についても意見を添えることが適切というふうに判断をいたしました。特にT SMCの進出をめぐってこれからの事業には様々の利権が絡むことも予想されますので、政治倫理の自律的な保持は極めて大切な要素となります。議会の自立圏の発揮の意味からも、多少時間をかけた報告になるので、諸方面の御理解をお願いしたい。

それでは、皆さんのお手元にある資料を基に報告をいたしたいと思っております。

まず、1ページ目からですが、表題は御覧のとおりです。

それから、委員会を構成した議員等は、そこにありますとおりに、議員8名、それから議会議務局長がこれに参加をしております。

それから、証人について申し上げておきますが、令和4年10月13日をもって後藤三雄氏が町長を退任し、同年10月14日をもって吉本孝寿新町長が就任しましたので、本答申書中にある「後藤三雄町長」の表記は、全て「後藤三雄前町長」と読み替えるものとしますので、御承知おきいただきたい。

証人となった者は、坂田孝志熊本県議会議員、中村亮彦熊本県議会議員、佐藤竜巳菊陽町議会議員、長田郁男株式会社長田測量設計会長、後藤三雄菊陽町長、以上の5名であります。

ただし、熊本県議会議員のお二人については、前の調査特別委員会における証言の信憑性が極めて高いので、当百条委員会としては、新たな証言を求めてはおりません。前委員会での証言を判断の重要な根拠として用いております。

あと添付しました書類が、次の経過と日程の概要、これはこちらに収録してあります。ここには示しておりませんので。

それから、証拠となる記録類については一応読み上げます。

長田郁男証人が第1回目の尋問を欠席したときの診断書。佐藤竜巳証人と株式会社長田測量設計との雇用契約書、佐藤竜巳証人の源泉徴収票、佐藤竜巳証人の菊陽町町民税納税通知書、佐藤竜巳証人の健康保険被保険者証、佐藤竜巳証人の出勤簿、佐藤竜巳証人の賃金台帳、佐藤竜巳証人の労働者名簿、佐藤竜巳証人のゴルフ場利用明細一覧、佐藤竜巳証人の給与振込を示す預金通帳、百条調査特別委員会が長田郁男証人に請求した記録の提出状況一覧表、12番目に長田測量設計が令和元年10月31日に菊陽町から落札した委託事業の記録、13番目、台湾新聞掲載の写真及び記事「菊陽町で関係者らとTSMC進出の意見交換～本紙銭社主が訪問」というふうに表題が打ってあります、それから写真関連の人物の名刺のコピー、名刺のコピーは今日つけておりません。

次の証拠書類としては、当百条調査委員会の議事録、13回分があります。

それから、6番目に、主要な質問項目に対する証人発言の経過についてのまとめ、ここには出しておりません。

第1から第3回証人尋問結果の概要、これもここには出しておりません。

最後に、追録。

以上の証拠書類の下に報告を申し上げます。

当委員会は、表記の委員構成によって別添経過のとおり県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為等について調査を行いました。その結果、以下の結論を得たので、証拠となる記録類等を添えて答申します。以下、である調とすることにしております。

項目別にまとめておりますので、確定した事実、それに対する委員会の評価という形で進めております。

まず、(1)当特別調査委員会の調査の核心は、佐藤町議と長田会長の関係を確認し、県道4

車線化等をめぐる同人たちの行動が政治倫理に照らし適切であったか否かを解き明かすことにあった。確証を得るために質問は多岐にわたったが、答申は核心に直接関わる質疑応答から得た事実を確認し、さらに委員会の評価と意見を添えて具申するものである。

2番目、県道大津植木線及び県道大津西合志線は、TSMCの本町への進出に関連して予想される交通渋滞解消の鍵を握る路線である。

その4車線化を求める世論が起こる中、その陳情をなすために佐藤町議は八代市在住の大杉氏の引き合わせで坂田県議に面会することとした。大杉氏にアポイントを取ってもらい、令和3年12月6日月曜日頃、佐藤町議と大杉氏と長田会長は、坂田県議事務所で顔を合わせ、県道4車線化を坂田県議に陳情した。坂田県議は、地元選出の県議にまずは陳情すべきだと助言をした。

以上は、これはもう確定した事実です。

委員会の評価を申し上げる。

ここに至る過程で、添付した下記の記録、これは下に括弧書きで主要な質問項目に対する証人発言の経過についてまとめA参照と書いてありますが、この記録が示すように証言が二転三転したことは、証人の誠実さの欠如を示している。特に第1回目尋問では、「長田会長とは一緒に行っていない」と答えながら、3回目には「坂田県議が長田会長も一緒だったと言うのならそうだろう」という認め方をしたのは、誠実さに欠けると言わざるを得ない。当初に不誠実で不正確な証言をすると、後の陳述は合理性を欠いた不自然なものとなることの典型的な実例である。

また、議会の総意の下にしかるべき代表によってなされるべき陳情を個人の判断によって個人で行ったことは、極めて不適切である。しかも、この陳情に利害関係がある町指名業者が同席したことは、あっせんの疑惑を持たれても致し方のない行為と言わざるを得ない。民主的な意志集約とその発出について、議会議員は再認識すべきである。証人だけではなくてです。以上のことは、佐藤町議と長田会長による中村県議訪問についても言えることである。

3番目行きます。

令和3年12月16日木曜日午前11時30分から30分間程度、佐藤町議は長田会長とともに中村県議の三里木事務所を訪ね、県道の4車線化を陳情した。訪問のアポイントは長田会長が取った。あわせて、地域の宅地開発や規制緩和に関する要望もした。陳情文は佐藤町議が作り、地図は佐藤町議の指示により長田会長が作った。中村県議は、町民を代表してというなら正副議長が来るべきだ。正副議長が来れば、県に紹介できる。議員1人から陳情されても県への働きかけはできないと答えた。

以上は確定した事実である。

委員会の評価を申します。

中村県議の証言によれば、県議が長田会長に訪問の意図を尋ねたとき、同氏は「工事関係で仕事があればしたいので同行した」と答えた。長田会長は、その発言はなかったと後日の尋問

で述べたが、信憑性はない。なぜなら、中村県議には虚偽のことを述べる動機も必然性もない。一方、長田会長には、中村県議事務所での発言を否定する動機、この動機というのは佐藤町議によるあっせんを否定と自らがそれに加担しようとしたことへの否定、これが推定されるからである。

佐藤町議は、「2人のやり取りは記憶にない」と証言しているが、三里木の中村県議事務所の室内配置を見ると、2人の会話が耳に入らなかったとは考えづらい。そんなに広い事務所ではありません。佐藤町議は、長田会長の発言をいさめるべき立場にあったが、それをしなかったことを責められるのを回避するための証言ではなかったかの疑いが残る。これも資料があります。

4番目、令和3年12月24日午前中に、佐藤町議は後藤町長を誘って坂田県議を訪ねた。佐藤町議運転の車で出かけた。後藤町長は、県道4車線化を要望した。坂田県議は、「県議会のルールとして、まずは地元県議が発信していかなければならない。中村県議から地元の要望として上がってくれば協力できる」と答えた。

これは確定した事実である。

委員会の評価を申し上げます。

佐藤町議は、「年始の挨拶のために行った」、これは坂田県議のところに「年始の挨拶のために行った。提案やお願いはしなかった。雑談のみだった」と証言したが、年末に出かけて年始の挨拶をすとは聞いたことがあまりありません。寡聞であります。「来年もよろしく」と言ったから年始の挨拶だったとはさらに詭弁だと言わざるを得ません。

また、陳情の相手になぜ坂田県議を選んだかについて、佐藤町議は「誰にでも挨拶はしといたほうがよい。大杉氏に勧められた」と答えたが、大杉氏は、佐藤町議とは長い交友がある。坂田県議が県議会の要職にあることを大杉氏を通して認識した上での訪問であったことは想像に難くない。

佐藤町議に同行した後藤町長は、「以前の会合で坂田県議とTSMCの件で立ち話をしたことがあった。佐藤町議から誘いがあり、行政の長としてよい機会だと思った」と証言したが、この信憑性は高い。誘いを受けたときの行政の長としての判断と行動が適切であったかについては批判の余地があるが、それは後述の当委員会の意見の中で詳しく述べる。

当委員会の主な関心は、佐藤町議が後藤町長を誘ったときの状況にある。後藤町長は、「佐藤町議が以前に坂田県議と話をしていたのは知っていたが、彼が直接訪ねていたことまでは知らなかった。話の内容も深くは知らなかった。佐藤町議が業者を伴って行ったことは月刊ポリシーの記事で知った」と証言した。佐藤町議も、「前回の訪問の様子については、町長には何も伝えなかったし、町長も自分に尋ねたりはしなかった」と陳述した。

町長を誘うについて、第1回目の坂田県議への訪問の様子を佐藤町議が後藤町長に何も伝えなかったというのは不自然である。まして、長田会長は後藤町長が企業長、当時ですが、を務めている大津菊陽水道企業団の指名業者で、落札の実績もあり、本町でも同様の立場にある。



また、長田会長と佐藤町議は長年の友人でもある。そのような人物とともに坂田県議を訪問していたことについて、佐藤町議が後藤町長に何事も伝えなかったとは考えにくい。佐藤町議が後藤町長を誘うときに前回の訪問については触れたと推測されるし、その中で長田会長も会見の席にいたことも伝えたと考えるほうが合理的であり自然である。仮に誘うときには言わなかったと仮定しても、八代までの行程の中でこの件について佐藤町議が触れなかったとは考え難い。町長、町議、指名業者の構図は、政治倫理上の疑いを招きかねない組合せである。証言はあります、ちゃんと。

それから、当調査特別委員会の調査の核心部分は、佐藤町議と長田会長の関係である、その関係の中における2人の行為の適不適についてである。

1 番目、両者が等しく認めるとおり、佐藤町議と長田会長は長年、20年来の友人である。さらなる関係は、両者の利害関係である。両者の間には、雇用被雇用の関係が成立している。当初、佐藤町議は議員ではなかった期間のみ、株式会社長田測量設計の顧問を務め、社会保険と厚生年金への加入はあったものの、無報酬であったことを主張しました。しかし、長田会長の証言により依然として佐藤町議は株式会社長田測量設計の社員であることが判明し、後に当委員会が請求した同社の提出記録により、両者間には雇用被雇用の関係があり、令和4年9月20日現在も継続中であることが立証された。

これも証拠があります。

②大津菊陽水道企業団関係者のコンペに株式会社長田測量設計が金一封を進呈したことはある。また、佐藤町議と長田会長には、ゴルフなどによる交流関係がある。

これは、確定した事実であります。

委員会の評価。大津菊陽水道企業団関係者のコンペに指名業者が金銭を提供するのは適切ではない。また、ゴルフによる交流でプレー代はそれぞれが払ったし、接待はなかったと証言しているが、その完全な証明は得られていない。

③団体や個人に対するあっせん行為はあった。

確認してあります。

委員会による評価。自治体へのあっせん行為はなかったと証言しているが、ある自治体への訪問行為などについての証言は信憑性に欠けます。

④長田測量設計が本町の指名業者であることを佐藤町議は認識をしていた。

これも確認してあります。

佐藤町議は、自分が株式会社長田測量設計の社員であることを令和4年10月13日現在も議長に報告していません。

6 番目に行きます。長田測量設計は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで本町の指名業者の資格を得ている。株式会社長田測量設計は、本町の事業を落札している。内容は、令和元年10月31日、菊陽町下水道マンホールトイレシステム実施設計、10社入札の中で予定価格660万円、落札価格627万円、落札率95.00%、工期、令和元年11月12日から令和2年2月28日

まで。

佐藤町議は、次は令和元年、「1」を「元」という字に訂正お願いします、令和元年5月2日から3期目の町議会議員となった。上記落札時には、佐藤証人は町議会議員として在任していた。

以上は確定した事実であります。

7番目、町長は、行政の長として政治倫理の範となるべき存在である。その判断と行為について検証しておくことは、今後起こり得る今回と同様の事態を防止するについて大いに意義があると考えます。

後藤町長に対する尋問とその証言は、当委員会の目的からすれば直接的なものではないが、佐藤町議の行為の本質に深く関わる要素を持ち、その適不適を判断する傍証ともなるべき性質を備えている。よって、その証言を検証することも、当委員会の重要な責務であると考えます。

検証すべき後藤町長証言の要旨は以下のとおりである。

「佐藤町議が以前に坂田県議と話をしているのは知っていたが、彼が県議を直接訪ねていたことまでは知らなかった。佐藤町議が業者を伴って行ったことは、月間ポリシーの記事で知ったが、自分は指名審査会の長ではないので、特に何とも思わなかった。佐藤町議との同行が適切であったかについては、議会と行政が一体となって要望していかなければならないと思っているので、不適切ではないと考える。議長に報告はしなかったが、議長とは常にコミュニケーションを取っている。議会を軽視しているわけではない。町長として必要だと思ったので、誘いに応じた。公用か私用かと問われれば、公用である」、これが1つ。

もう一つは、「菊池南部総合交通研究会の課題としては、県道大津植木線と県道大津西合志線の改良と併せたものになるが、菊陽町長としての立場だったので県道大津植木線のみを要望とした」。要望したときに大津西合志線はなさっていません。そのことに対する弁明です。

「佐藤町議からは、前回訪問の詳しい話はなかった」。

最後に、「地元中村県議には中村県議のやり方があるうと思ったので、陳情はしなかった」。

以上が後藤町長の証言の要旨であります。

委員会の評価を申し上げます。

4で既に触れたとおり、第2回目の坂田県議訪問時に後藤町長が第1回目の訪問について佐藤議員から何の説明も受けなかったとするのは信じ難い。また、ポリシー紙による報道の後に佐藤町議と長田会長が同行したことを知っても、「自分は指名審査会の長ではないので、特に何とも思わなかった」との証言は、町の最高責任者の言としては耳を疑わざるを得ない。

「議会を軽視していない。議長とはコミュニケーションを取っている」とのことであるが、議長との個人的なコミュニケーションにとどまらず、議会の意思を体現した議長とのコミュニケーションでなければ意味をなさない。陳情すべきことがあれば、議会と問題を共有し、その代表としての議長とともに公的な要望活動をするべきである。そして、公用という意識があっ

たなら、公用車を使い、業務記録も残しておくべきである。

さらに、菊陽町の町長だからこそ、菊陽町だけの立場ではなく周辺市町の立場、すなわち今回は菊池南部総合交通研究会の立場を優先すべきだったことは言うまでもない。また、地元選出の中村県議への陳情を坂田県議から促されながらも、「中村県議には中村県議のやり方があると思った」という理由で実行しなかったことは、問題に対して総力を結集すべき立場からすればいかなるものであるか。

以上を佐藤町議の行動と併せ考えると、全体を通して言えることは、民主主義的意見集約の観点と目的を実現する手続や手段に手落ちがあれば、問題解決の道筋を誤り、かえってその実現を損なう危険性があるということである。

8番目に行きます。

当委員会は、令和4年9月5日付で12項目にわたる記録を9月14日正午までに当委員会に提出するよう長田会長に請求した。しかるに記録提出一覧表のみ返却されてきたが、その内容は既に提出済みの2項目以外については、佐藤町議関係の雇用関係記録はないというものであった。すなわち正当な雇用記録がないと回答したことは、佐藤町議と長田測量設計の間の雇用関係は雇用契約書で確認はされたものの、実務としては佐藤町議はあつせん要員であったとも解釈され得る。

9番目に行きます。

令和4年9月20日火曜日午前10時から、当委員会は佐藤竜巳証人に対して最終尋問を行った。4回の尋問を通しての感想について聞かれた佐藤証人の答えの要旨は、「自分の行為は町民の意見を届けたい思いから出た。しかし、そのやり方が皆さんに迷惑をかけたとの反省はある」であった。

続いて、最近S後援会事務所に佐藤町議が長田会長を同行して、居合わせた人々に対し、「自分は何も悪いことはしていないので、こうして堂々と長田会長と同行した。今回の件は、ある議員などによる陰謀である」と発言したことの真偽について委員長がたどした。佐藤証人は、同行は否定したが、長田会長がそのS後援会事務所にいたことは認めた。さらに、発言の内容は否定をした。

また、他の委員から、「今回の行為が政治倫理条例に違反するという認識はなかったか」との問いに対しては、佐藤証人は「なかった」と答えた。

以上は最終尋問の概要であります。

委員会の評価を申します。

佐藤証人の認識は、4期目を終えようとしているベテラン議員の認識レベルとしては問題である。虚心に議員として基礎的素養と政治倫理の原点に戻る必要性を指摘しておきたい。これらの欠如の下では、当百条委員会に対する上記のような見当外れの非難が出てきた可能性は否定できない。

以上が報告の趣旨であります。

次に、先ほど申し上げましたように、意見を申し上げます。

県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の意見書。

答申書にあるとおりの調査結果と評価を踏まえて、以下のとおり当百条調査特別委員会の意見を申し述べます。

県道4車線化は世論の要望である。佐藤町議ならずとも関係者全員の切なる願いである。佐藤町議は、自らの行為を「町民の声を届ける正当な議員活動だ」と言っている。その思い自体に間違いはない。しかし、佐藤町議は4期目を終えつつある議員である。目的達成のために何をなすべきか、何をなすべきでないかは十分に認識できる立場だと言ってよい。

言うまでもないが、県に何かの要望をするということは、100%公的な活動である。要望を受ける側は、自治体を代表する者からの要望でなければ対応することはできない。「まずは地元県議に陳情するべきだ」という坂田県議の助言も、「議長・副議長からの要望であれば、仲介できる」という中村県議の言も実に正当な指摘だと言わねばならない。

しかるに、今回の問題点は、現職の町議会議員個人が町などに関係ある指名業者とともに議会を代表することもなく私的に陳情活動をしていることにある。しかも、後藤町長とともになした陳情活動も、どちらかといえば公的なものとは言い難い。公の使命を持つ者が公の予算を伴う事業に対して私的に動いたときに、私的利害に基づく活動との疑念を持たれやすいことは改めて指摘するまでもない。しかしながら、3証人の言動を精査すると、以下のとおり、自らの政治行動が民主主義的意思集約の方法から外れるばかりでなく、政治倫理にも抵触しているとの意識が極めて希薄に感じられる。

佐藤町議並びに長田会長については、虚偽の発言や不誠実な対応があったことを指摘しておきたい。

佐藤町議は、坂田県議や中村県議への訪問に関して、訪問の時期や同行者並びに訪問の内容について虚偽または虚偽と疑われる陳述があった。また、株式会社長田測量設計との雇用関係についても、雇用の事実や雇用の期間・仕事の内容について虚偽または先行した虚偽を繕うための不自然かつ不明瞭な陳述が幾つも見受けられた。

長田会長は、当委員会やその尋問に対して挑戦的態度に終始した。2度目の尋問に対する宣誓拒否はそれを象徴するものであった。坂田県議訪問については、あった事実を当初はなかったと言い、後で隠し切れなくなって「訪問したという記憶がよみがえった」と強弁した。こういうものは不誠実の極みということができる。当委員会が長田会長に請求した記録類の提出状況も極めて不満足なものであった。

両者に共通しているものは、自らが行った言動に対して心からの反省がないということである。むしろ「自分たちは当然のことをした。その行動のどこが悪いか」との態度が複数回の尋問や応答を経てもなおかつ見受けられた。まして両者の言動が地方自治法等に示された政治倫理に抵触するとの認識はほぼなかったと言っても過言ではない。

後藤町長の証言自体はおおむね信用するに足るが、その考え方や政治手法が佐藤町議らの不

適切な行動を許す土壌ともなっていると考えるので、あえてその主な言動に言及する。

まず、佐藤町議から坂田県議訪問の誘いを受けたときの判断である。後藤町長は、佐藤町議が坂田県議と面識があるのは知っていたが、直接訪ねていたことは知らなかったと述べたが、その真偽はさておくとして、誘いを受けるまでの佐藤町議と坂田県議の接触の経過についてはむしろただすべきであった。その上で訪問そのものが妥当かどうか、またその仕方はどういう形がふさわしいかを判断するのが町の最高責任者としての責任ある態度ではなかったか。

後藤町長は、坂田県議訪問に際して公用車を使わず佐藤町議の車に同乗して出かけた。「公用か私用かと問われれば、公用である」という答えとは裏腹の行為と言わねばならない。その業務記録も残っていない。このような公用はあり得るはずもない。

「議長と行かなかったし、議長に報告もないのは議会軽視ではないか」との批判に、後藤町長は、「議長とはコミュニケーションを取っている」と答えた。しかし、当委員会の質問は、個人としての議長に対してではなく、議会の意思を体した公人としての議長との意思疎通と要望事項の共有を意図している。

また、後藤町長は、「佐藤町議が業者を伴って行ったのは月刊ポリシーの記事で知ったが、自分は指名審査会の長ではないので特に何とも思わなかった」と述べたが、これは改めて指摘するまでもないほどの責任放棄であり、町長としての資質にも関わる陳述というほかにない。

後藤町長と佐藤町議が陳情のときに坂田県議に示した地図では、4車線化の範囲には県道大津西合志線のかなりの部分は含まれていなかった。そのことについて後藤町長は、「菊陽町長としての立場だったので、県道大津植木線のみを要望とした」と陳述した。県道大津植木線と県道大津西合志線の改善は、菊池南部総合交通研究会、これは熊本県、合志市、菊陽町、大津町で構成されておりますが、その主たる課題である。菊陽町長であればこそ、同研究会の議論との整合性を第一義的に考慮に入れて行動すべきであった。

さらに、坂田県議から地元の中村県議への陳情を促されながらも、後藤町長は中村県議に対して何らの働きかけもしなかった。県道4車線化の計画や事業を真に大切に思うなら、これは不作為と言っても過言ではない。町長は、町の利益に関する全ての人や組織を取りまとめる核となるべき存在である。自分の思惑のみによる行動は厳に避けねばならない。

以上の状況から、当委員会は本町議会倫理条例の条文を例示し、町政に携わる者の取るべき姿勢について改めて注意を喚起したいと考える。

A、菊陽町議会議員政治倫理条例第4条第1項及び第2項。

第4条の第1項、議員は、常に、町民全体の代表者として、率先してより高い行動規範を守る義務を負う。

第2項、議員は、常に、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならない。

B、第5条、議員、その配偶者及び2親等以内の親族で同一の生計又は直接の利害関係にある者が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣

旨を尊重し、町及び町が関係する団体が行う請負契約を辞退し、町民に対し疑惑の念をいだかせることのないよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではない。

前項の議員が経営に携わる企業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。
- (2) 議員が定期的に報酬（顧問料、住宅、車両その他の便宜供与を含む。）を受けている企業。
- (3) 議員がその経営方針に関与している企業。
- (4) 議員が当該企業の役員と同等程度の執行力と責任を有する企業。

第6条、議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

本条例の精神に照らせば、以下の処置を取ることが適切であると思惟される。

① 議会は佐藤議員に対して何らかの処置を講ずべきである。

② 本条例第5条第1項及び第2項第2号の規定にのっとり、本町は株式会社長田測量設計に対し、本町及び本町に關係する団体の指名業者としての資格を停止するなどの措置を講ずべきである。

③ 今回のような事態が今後起きることがないように、私たち町政に携わる者はひとしく倫理を正し、地方自治法と菊陽町議会議員政治倫理条例の精神を遵守しなければならない。もし疑わしい事態が発生すれば、速やかに検証の組織を立ち上げ、自律的に問題を解決するための努力を惜しんではならない。

以上が答申の主文であります。

ところが、これをまとめ終わった直後に次の事件が起きております。それを追録として、もう調査する時間がありませんでしたので、追録として添えております。

追録。令和4年10月16日日曜日、当答申案の最終稿を完成した後に、甲斐榮治百条調査特別委員会委員長は、情報提供により新たな事態が起こっていたことを知った。同委員長は、情報提供者から直接事情を聴取し、同時に自らインターネットの記事及び写真を確認した。別添してあります。さらに、翌17日、甲斐委員長は、その事実、これは会合なんですが、に招かれて加わった山川和徳菊陽町経済部長を町議会委員会室に呼んで事情を聴取した。仕事の都合上立ち会えなかった北山正樹副委員長の代わりに福島知雄委員の同席を得た。その結果、本答申で述べてきた評価を総合的に裏づける資料となり得ると判断した。また、本事件について、当百条委員会が調査すべきとの意見もあったが、それはさらに多くの日時を要すると推測され、当委員会の調査結果の発表が遅延するおそれもあるので、現時点では追加の記録として答申に添付することとした。

徴取した事実は以下のとおりである。

山川和徳経済部長回答の要点概略。

①令和4年10月11日か12日だったか、吉野邦宏副町長からある会合に参加するように招かれた。調査の結果、11日と判明した。

②理由はよく分からなかったが、上司からの呼出しだったので招きに応じた。

③ある会合が持たれていた。菊陽町の町長応接室。副町長によると、佐藤竜巳町議会議員のアポイントによる会合とのことであった。

出席者は以下のとおりであった。

後藤三雄菊陽町長、当時です、吉野邦宏菊陽町副町長、佐藤竜巳菊陽町議会議員、山川和徳菊陽町経済部長、松永政秋元菊陽町副町長、現在熊本市内の不動産業の顧問をしてらっしゃいます、錢妙玲台湾新聞社主、台湾・東京に事務所があります、松村勲マツムラコンサルティング有限会社代表取締役社長、横浜市に本部があります、白石達範株式会社アビスジャパン会長、東京に事務所があります、それから関洋幸株式会社ケントク、福岡で建設と人材派遣業をなさっている人です、清川祐子株式会社ラモ執行役員、東京と熊本に事務所があります。

会合の時間及び内容、約40分、菊陽町の現状に関する質疑応答及び台湾との交流について。

6番目、山川部長は、最後まで訪問の意図や会合の趣旨がよく分からなかった。

ここまでが山川部長の証言であります。

以下は、当委員会のその後の調査結果です。

①台湾新聞によると、「TSMCの工場稼働に関する生活インフラ全般にわたる意見交換をした」ということである。

②台湾新聞のブログでは、佐藤町議のコメントが次のとおりに取り上げられている。「台湾からの技術者とその家族の生活インフラの整備は、居住問題・共存社会の創造・地域単位の交流会・さらにはインターナショナル学校の開設など教育面での拡充が課題となる」。

最後のページになります。

佐藤町議は、業者あっせんの疑いを持たれて当百条調査特別委員会の調査対象になっている人物である。その調査が続行中であるにもかかわらず、同人は民間の不動産業や建設業者、あるいはコンサルタント業者と思われる人物たちを町の幹部に引き合わせる行動を取っていた。しかも、「菊陽町関係の窓口は、自分、佐藤町議である。台湾の大物とも会った。台湾からの菊陽町関係の窓口も自分だ」とふれ回っているとの情報も伝わってきている。これは、同町議が当百条調査特別委員会の調査の趣旨を全く理解せず、自らの行為について何らの反省もなしていないことの明白な証左である。

また、この会合が行われた翌日または翌々日は、後藤町長の退任の日である。このような時期にこのような会合に応じた町長や副町長の判断にも疑問を持たざるを得ない。10月14日には、新町長が就任することは分かっていたはずである。次の政権の仕事に関わるこのような会合については、辞退するか、次期町長に委ねるべきではなかったか。

さらに驚くべきは、もう一枚の写真に記録されている映像である。後藤町長の両脇にいるのは、佐藤町議と松永元副町長である。両人が町長とともに町を代表するかのような印象を与える映像である。松永氏は、今は一民間人にすぎない。彼がこの席にいること自体奇異の感があるが、その占める位置はさらに奇異である。

一言にして尽くせば、この会合は公的場所において催された私的会合と言うべきであろう。参会者のそれぞれにどのような思惑があったかは想像の域を出ないが、公の利益を担う会合とはとても言い難い光景である。後日の調査で、この一行はT SMC工場建設現場付近の土地を視察したことが判明した。

当百条調査特別委員会は、このようなことが将来起きないようにすることを願って設立された。その調査中にもかかわらず、このような会合が催されたことは、当委員会に象徴される議会の自律権の運用の大切さを改めて示した。当委員会は、佐藤議員に対して厳しい処置が取られるべきことを改めて指摘する。

また、当町には、議会議員の政治倫理条例はあっても、行政をも含む町全体の政治倫理条例はない。後藤町政の2期目に、議会はこれを提案したが、当時の町執行部に避けられた経験を持つ。議会議員のみを対象とした政治倫理条例では、政治倫理審査会は特別委員会の扱いとなり、審査員には議員しかなる資格がない。議員のみの審査会では、公平性の維持に難点があり、審査会が政争の具ともなりかねないことが危惧される。一方、第三者を含む審査会は、町長の下では設置可能であり、公平性の担保が可能となる。議会のみならず、町政に関わる全ての機関は、自律的に政治倫理を保持すべきである。町長が交代し、国家戦略に基づく企業が進出してきたこの時期を機に、町政に携わる者が利権に絡むことがないように、町全体を網羅する政治倫理条例が制定されることを進言するものである。

以上。

報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会の調査を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 研修報告

○議長（上田茂政君） 日程第14、研修報告について、これから閉会中の特定事件の調査について文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会で研修されました件について報告をお願いします。



初めに、文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

文教厚生常任委員会の委員会研修の報告をいたします。

11月9、10、11に委員全員と施設整備課係長の山本君、議会事務局長の山川さんを加え7名で、1日目、群馬県の高崎市の市営高崎アリーナ、2日目、埼玉県のさいたま市中央区さいたま新都心にある県営さいたまスーパーアリーナ及び鉄道博物館、3日目が埼玉県戸田市の子どもの「第三の居場所」事業について研修を行いました。

まずは、高崎アリーナについて報告いたします。

高崎アリーナは、地上2階、地下1階建てで、メインアリーナは長さ85メートル、幅42メートル、天井高さ17.5から19メートルあり、LED照明を備えており、LED照明は最大1,500ルクスで冷暖房完備であります。最大収容可能は6,015人。選手の休憩、飲食スペース、大勢の観客がくつろげるホワイエ空間、イベント時にグッズ販売などができる空間、市民の交流、にぎわいが生まれる空間として長さ約70メートル、幅10メートルのシビックプロムナードも併設してあります。サブアリーナは、長さ38.5メートル、幅26.8メートル、天井高さ15メートルで、観客席は100席であります。柔道場、剣道場も併設してありました。地下駐車場は、小型車24台、普通車133台、中型車33台、車椅子専用駐車場として5台分を確保しており、合計で200台の駐車スペースがありました。その他、ウエイトリフティング場、多目的ホール、会議室も完備してありました。

オープンから6年たっていましたが、掃除が行き届いており、とてもきれいで清潔感のある施設でした。

同施設の運営は、オープン以前からあるスポーツ等の施設運営や指導を行っている高崎財団と指定管理者制度を採用しており、契約期間は5年で、指定管理料は年2億円です。休館日は年末年始の3日間だけで、年間稼働率は90%、国際スポーツの大会をはじめコンサートやアイススケートショー、国内外の国際大会前の合宿等で、利用料金が周辺施設より格安のため、予約が殺到しているとのことで、2年前からスケジュール管理を行っているそうです。イベントは多数断っているとのことでした。また、市内の高校生以下の利用は全て無料でした。

なぜ利用料金を安く設定しているかの問いに、市長が、アリーナの利用者を増やして、アリーナの収支より周辺に及ぼす経済効果を見込んでのことで、実際2018年から2019年の実績ですが、経済効果は約20億円出ていました。なお、収支、支出は約3億円でありました。

修理費に関しては130万円までは財団で、それ以上は市が支払うとのことでした。

警備と清掃は財団が外部に委託していましたが、印象的だったのが、財団の職員がアリーナの床を一生懸命磨き、ささくれのある床の箇所は彫刻刀で丁寧に修復されている姿でした。

本町総合体育館も来年10月にはオープン予定ですが、それまでにしっかりとソフト面、ハード面、特に運営に当たるスタッフの教育、備品購入の協議等がこれから約10か月の短い期間に求められております。一分一秒も無駄にはできないなあと痛感いたしました。

次に、埼玉県営スーパーアリーナについてですが、移動時間もあり説明者なしで私たちだけの研修になりました。

概要ですが、地上7階、地下1階、収容人数はスタジアムモードで約3万6,500人、アリーナモードで約2万2,500人、敷地面積4万5,007平米で、さいたま新都心の防災活動拠点と災害時の帰宅困難者を含めた避難所としての役割があります。

私たちの研修時、コロナワクチン接種や民間が運営しているジムでのトレーニング及びスーパーアリーナの内部、外部をめぐるツアーも行っていました。何しろ規模が大き過ぎて本町総合体育館運営等へ参考になる点はあまりありませんでした。

次に、さいたま市大宮の大宮鉄道博物館で文化財保護のための研修を行いました。これは、委員の研修後の感想を報告いたします。

博物館の規模の大きさに驚きました。日本経済を牽引してきた鉄道の歴史をかいま見ることができた。当日の見学者は、小学生の団体が数え切れないほどあり、また家族連れも多く、社会教育に大いに役立っていると感じた。車両、科学、仕事、歴史、未来をテーマとしたステーションがあり、夢を抱かせるステージもあり、見る側として非常によかったとの報告でした。

続きまして、3日目、埼玉県戸田市の子どもの「第三の居場所」事業について報告します。

まず、研修に当たっては、子どもたちのプライバシー保護のため、建屋及び内部の撮影並び会議中の録音の禁止を命じられ、タクシーの乗降場所も施設から離れた場所を指定されました。

事業の概要ですが、平成28年に元コンビニの建屋を日本財団の100%支出で施設改修を行い開設し、開設から令和元年まで運営費は日本財団が支出し、それ以後は戸田市が負担しています。運営は、NPOラーニング・フォー・オール、全ての人のための学習、に業務委託しており、スタッフの半分は教育の資格保持者で、残りは大学生ほかとのことでした。契約期間は3年契約で、金額は1億297万9,140円、年で3,432万6,380円でした。

事業の目的は、生活や学習等の環境に困難を抱える子どもを支援し、一人一人の子どもが将来の自立につながる力を身につけることを目的に、子どもが安心して過ごせる、家でも学校でもない、第三の居場所として、居場所や学習支援、体験活動、継続的な保護者・子どもへの個々に応じる支援を提供することで、対象世帯が生活保護、児童扶養手当、ひとり親医療、就学援助受給世帯を基本として、生活困難困窮世帯です。対象地区は、近隣の4校連携ということでした。それで、学童のほうが小学校1年から小学3年まで、支援内容として宿題のサポートや遊びなど、またシャワー、これは夜までなんですね、開所時間が14時から20時までなので、シャワーを浴びせたり夕食を食べさせたりもしています。おやつはもちろんです。スタッフの体制、職員3名、大学生インターン2名、ボランティア2から3名で、登録人員が11名だそうです。それと別に、学習支援が小学4年生から中学3年生までありました。利用人数は、令和4年度で、学童保育が9名、学習支援が2名でした。

今後の課題として、専門性の向上と専門機関へのつなぎということで、発達障がい等を持つ

利用児童が増え、対応に苦慮している。子どもも親も課題が困難化、複雑化してきているため、より専門的な知識や経験が必要であり、必要に応じて専門機関につないでいくための関係づくりが必要だそうです。ほかに利用者の確保、地域、近隣との関係構築、継続、また費用、財源の確保とスタッフの人員の確保等があります。

展望としまして、現状市内の地域を限定して実施している、この市全域へ展開していけるとよいんですが、そのための財源、人材、また場所の確保が難しいという現状で、子ども「第三の居場所」に限らず、子ども食堂などを含め居場所を展開していくことも重要であり、そのためには地域の民間企業、NPO等団体との連携、資源の活用も重要であると考えているそうです。

今日コロナウイルス感染拡大及びロシアによるウクライナへの軍事進出、そして急激な円安での不景気等の影響で貧富の格差が増加傾向であると認識しているところであります。菊陽町でも、それに伴い生活困窮者の増加が心配される現状です。特にひとり親家庭及びその子どもたちへの支援は急務だと思います。

報道等によると、ひとり親家庭の56%が、毎月の主食を購入することが困難になっているとの現状です。行政に、健やかに子どもたちが成長できるよう支援が求められているところであります。今後の本町の子育て支援の施策にも大いに参考になると感じました。

これで文教厚生常任委員会研修報告を終わります。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長西本友春君。

○産業建設常任委員長（西本友春君） 皆様こんにちは。

産業建設常任委員会の視察研修の報告をさせていただきます。

まず、皆様の机上には、私の委員長報告を提出させていただいておりますので、全部読まないで概略的な話をさせていただきます。

産業建設常任委員会としましては、11月14日から16日の2泊3日で、14日の日には宇都宮市の大谷資料館、石の採石場跡の現場を視察させていただきました。宇都宮市は大谷石という軽い石の有名なところということで、先人の人たちがその大きな石をずっと採掘して、地下深く造っているというのを見学をさせていただきました。

メインとなります2日目に、15日、さくら市の道の駅きつれがわというところを訪問させていただきました。この道の駅きつれがわ、栃木県は道の駅の支配人がほぼほぼ同じ百貨店のOBの方がされているということで、このきつれがわも開始、サービスするときには、その横の連携で非常に助かった、いろんな指摘とか助言等をいただいて、今でも道の駅の部分はそういう形で切磋琢磨し合っているということで、ここの支配人さんの説明を聞くと、そういう思い入れと、そういうのがしっかり伝わってきて、またここはナンバーワンではなくて、ここでしか味わえないオンリーワンという、そういうのを目指して運営をしているということで、実際にいろんな発想の下にいろんな事業を展開されているということで、なおかつ現場の展示物

等も、農産物等も見学させていただいたんですが、きちんとした陳列、二重になってて分かりやすい。それで、在庫がなくなれば、その下のほうに全部ストックをしていて、そのストックもなくなるようなときには全部連絡してまた午後には確保、午前中で売り切れることのないようにしっかりと確保している。そういう部分においては、自分のところの農産物だけではなく、ここのコンセプトがカレーライスが作れるという食材を全部集めるというコンセプトで来てますので、要はここに寄れば次に買物に行く必要がない、そういう展示ということで、自分のところの地産地消だけではなく、それ以外の全国の有名なところと提携をして、その品ぞろえをしっかりと確保していく。地元の人たちとそういう部分で弊害はないかというようなことを確認させていただきましたが、逆に自分のところにはないものがしっかりと備わって、それで逆に言うと相乗効果的に物が売れるということで、地元との弊害はないというようなことをおっしゃってありました。

ここにもう一つ、コロナ禍でいろいろ売上げが下がったときには、新たなテークアウト事業というものを開始して、それが非常にうまくいっているというようなことでございます。

それから、わけあり商品の販売ということで、ここは少年院がこのエリア内にあるということで、少年院さんで生産したもの、無農薬で作っておりますので虫がいるということで、白菜等現場をきちんと見させて、少し、通常だったら葉っぱに少し虫食い跡とかがよく見えてる。ここは、返品はしないということで、虫がいますから返品はいたしません、買ったらきちんと自分たちで、だからクレームとかは一切ないということで、そういうものの発想が、今後「さんふれあ」にしましてもそういうのが必要じゃないかなという新たな考え方が必要だというふうに研修で感じました。

それから、3日目、16日に那須塩原市の那須野ヶ原土地改良区連合、こちらを訪問させていただいて、世界かんがい施設遺産、菊陽町においては鼻ぐりが承認されておりますが、ここもその承認されているということで、ここはもともとこの台地は水がたまらない、ローム層というので、どんなに水をためても水が地下を流れるというようなところで、不毛の地というところを明治時代からずっと先人たちが水をためる工夫をして、それを引き継いだのが渡辺美智雄議員さんが引き継いで、昭和50年にその水路が完成したということで、長い年月がかかってやっと完成した土地であるということと、ここの土地改良区の専務理事さん、これは3つぐらいの土地改良区が全部合わせて連合というところをつくって構成をしているところです。この専務理事が、もともと町の職員だったのを若いときにこちらから引き抜かれたと、そういう形でこちらの改良区に来て、長年この人がほかの職員とかがやめる中、いろんな状況下の中でしっかりとこの人がずっとこの事業一筋にやってきたということで、ここの改良区では、水をただ供給するだけではなくて、その水を使った小水力発電、これももう随分前から取り組まれている。それで、利益還元は全部農家に。小水力発電以外にもバイオマス発電とかそういうのにも取り組んで、地域ともしっかりと連携を取っている。ここは組織立てがしっかりとしているというか、3つの土地改良区があって、その下に何がどうするという組織がしっかりと決まって、そ

ういう地域でのイベントとかそういうのも協力し合いながらしっかりと進められているというところでもございました。

特にこの専務理事さん、この2か所ともそうなんですが、携わっている人は本当に真剣にやっているというのがよく伝わって、誰かが真剣にやれば物事はきちんと進んでいくんだなということを感じました。

それから、研修で、残念ながら小林議員が体調が優れずに参加できませんでしたが、せっかくタブレット端末を導入いたしましたので、Z o o mで研修を一緒にさせていただきました。2か所とも。しっかりと、やはり対面での会議になりますので、距離があって少し聞こえづらな気があったということで、今後研修、それだけじゃなくて今後Z o o mを使った形でいろんな会議とかそういうのでは、しっかり活用ができるかなというふうに感じました。また、今はZ o o m無料のアプリを使ってやっていますので、40分で切れちゃうんですね。月額たしか1,600円か幾らぐらいですればずっと使えると思いますので、そこはまた予算化していただきながら取り組めばいいかなと。ただ、40分ですぐもう一回つなげば、だけど1分間ぐらい、申し訳ないですけど、1分間ぐらい会議が中断するような形で、すぐ再開もできますので、そういうやり方も可能かなというふうに思いましたので、以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時52分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和4年12月5日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和4年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和4年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 廣瀬英二君  | 2番  | 矢野厚子君   |
| 3番  | 大久保輝君  | 5番  | 西本友春君   |
| 6番  | 那須真理子君 | 7番  | 佐々木理美子君 |
| 8番  | 中岡敏博君  | 9番  | 北山正樹君   |
| 11番 | 坂本秀則君  | 12番 | 渡邊裕之君   |
| 13番 | 佐藤竜巳君  | 14番 | 甲斐榮治君   |
| 15番 | 岩下和高君  | 16番 | 小林久美子君  |
| 17番 | 福島知雄君  | 18番 | 上田茂政君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君  
議会事務局長補佐 高木定伸君  
書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                                         |       |                 |       |
|-----------------------------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                                     | 吉本孝寿君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長                                   | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 芹川博文君 |
| 総 務 部 長                                 | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 東桂一郎君 | 土木部長兼<br>都市計画課長 | 井芹渡君  |
| 総 務 課 長                                 | 梅原浩司君 | 総合政策課長          | 吉本雅和君 |
| 財 政 課 長                                 | 澤田一臣君 | 子育て支援課長         | 和田征君  |
| 町 民 課 長                                 | 内藤優誠君 | 介護保険課長          | 渡辺博和君 |
| 建 設 課 長                                 | 矢野博則君 | 学 務 課 長         | 平征一郎君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長兼<br>総合体育館開設準備室長       | 岡本勇人君 |                 |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんおはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。本日は多くの方に傍聴いただきましてありがとうございます。

まず、吉本町長、当選おめでとうございます。私自身広報紙を持参し、町民の皆様と話をさせていただくと、多くの方が町長の72の具体的政策提言に対し、期待しているとの声をお伺いしました。私も提言を見たときには、町長の町に対する強い思いと本気度を感じました。公明党の目指すものと大いに通じるところがあり、今回の質問では政策実現のための考え方や方向性を確認するとともに、政策実現に向けた提案ができればとの思いで質問いたします。

質問は、質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 学校給食及び認定こども園・保育所・幼稚園の副食費の無償化について伺います。

町長の政策提案の最も大きいものが給食費、副食費の無償化です。2018年には76の自治体が給食費の無償化を実施しており、全体の4.4%となっていました。それ以降は、正式な資料がないので正確ではございませんが、既に100以上の自治体の実施しております。

熊本県では、水上村、山江村、玉東町、荒尾市は小学校までと給食費の無償化を実現する自治体が増えてきています。また、副食費に対しては、国は年収360万円未満の世帯と第3子以降の副食費を免除するとしております。ただし、免除される第3子以降の児童は、第1子、第2子が同時入所の場合に限られます。正確な数字は把握できていませんが、多くの自治体が副食費の無償化を実施しております。ネットで検索しますと、約100以上の自治体という、正確ではございませんが。

1人当たりの1か月間の副食費は、自治体判断となりますが、給付上限額が4,500円、小・中学校の給食費も、自治体により異なりますが、年齢に伴い高くなっております。文部科学省の調査では、平成19年、公立学校において保護者が負担する学校給食費の月額、小学校で約4,000円、中学校で4,500円となっておりますが、現在では物価も上がり500円以上は値上がりしている現状があります。無償化に伴う費用をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。



○学務課長（平 征一郎君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えします。

現在、町内の小・中学校における給食費は、小学校が1人当たり月額4,300円、中学校が1人当たり月額5,000円と定めております。菊陽町の学校給食費を無償化した場合、毎年約2億3,000万円の財源が必要となってきます。

また、認定こども園・保育所・幼稚園の副食費については、菊陽町では国が定めている単価を採用しており、1人当たり月額4,500円でございます。副食費を無償化した場合、毎年約6,300万円の財源が必要となり、学校給食分と合わせると、総額で約3億円となる見込みでございます。

学校給食と副食費の無償化に伴う財源としては、ふるさと納税の返礼品の充実や企業版ふるさと納税の拡充などによる寄附額の増加などが財源として考えられます。

なお、今年度におきましては、物価高騰に対する給食食材の増額分を補助しているところですが、今後保護者の負担を軽減していくために、物価高騰分も含めた給食費の新たな支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 無償化の財源としてふるさと納税を掲げていますが、令和4年度の見込みからいっても、単年度で費用全額を補えるとは思えません。町民の方とお話をする中では、子どもの食べる食事代なのでそこまで無償にしなくても一部の負担は必要だと考えている人もいます。国が考えている副食費の免除みたいに、世帯の年収により無償化していく等のステップを踏んでから全体的な無償化を実現する方法も考えられますが、無償化は段階的もしくは当初からと考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。御質問にお答えをいたします。

学校給食と副食費を無償化した場合の財源といたしましては、先ほども申し上げましたように、ふるさと納税などの増加が財源として考えられますが、現時点で無償化に伴う財源を全額確保するのは困難な状況でございます。

しかしながら、学校給食と副食費の無償化につきましては、公約として掲げている8つの政策分野の1つ目に記載をしており、未来への投資の重点政策でもあるため、給食費の一部を補助していくなど財政状況を勘案しながら給食費の無償化に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 段階的という回答でございましたので、ふるさと納税による財源確保には数年期間が必要になるというふうに考えておりますが、目標でございますので、無償化の時期

をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。御質問にお答えいたします。

学校給食と副食費の完全無償化の時期につきましては、財政状況を勘案しながら任期中には実現をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 任期中ということで4年間かけてしっかりやっていただければというふうに思っております。

では、その財源となりますふるさと納税についてお伺いをいたします。

菊陽町も令和2年度から力を入れてきて、それまでの年間平均約1,000万円から2,000万円、今年度は前年度を上回るよう努力していると聞いていますが、納税額の目標をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

まず、直近3年のふるさと納税の実績を申しますと、令和元年度が967万円、令和2年度が2,055万円、令和3年度が8,067万円であり、少しずつではありますが、返礼品の充実などに取り組んできた成果が出始めている状況です。

特に令和3年度においては、ふるさと納税の中間業務を委託しているサポート事業者と連携し、町内事業者を中心に返礼品の新規・追加登録に向けた働きかけを積極的に行い、寄附を募集するポータルサイトのPR広告を初めて活用するなど取組の幅が広がったことで、令和2年度の約4倍に当たる8,069万円にまで増額することができました。

このような経緯も踏まえ、本年度の目標は、前年度実績の1.5倍に当たる1億2,000万円というさらに高い目標を設定し、募集サイトの新規開店や効果的なPR広告の実施などにより、さらなる寄附額の増加に向けて取り組んでいるところです。

10月に吉本町長が就任され、ふるさと納税も財源の一つとして有効に活用し、子育て・教育・福祉の充実など新しい施策に活用していくの方針であることから、任期中に掲げられた施策が実施できるよう、毎年前年度の実績を大きく上回るよう段階的に目標額を引き上げながら、寄附額の増加に向けて取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。

私は、そもそもふるさと納税を目的とは考えておらず、施策を実行するための手段だと考えているところでございます。

また、ふるさと納税は、御寄附をいただきまして、その寄附金額の中から返礼品などの経費を支払うために、実質的に町のお金を減らすことなく財源を確保することができる大変メリッ

トがある制度だと考えているところでもございます。

そして、1年の中で最も寄附が多くなるのがこの11月と12月でございますので、私が就任をいたしましてすぐに高額な寄附が期待できるカメラの掲載などに取り組んだわけでございます。

私の政策の中でも子育て・教育・福祉の充実、新しい施策にふるさと納税を活用すると掲げておりますが、まずは今年度の寄附額を見まして、段階的に目標額を達成できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今までの実績でいきますと、ふるさと納税、返礼品が3割、事務手数料、諸経費含むと1割ということで、町としては例えば1億円あったら6,000万円が財源という形になると思います。先ほどトータル的に3億円ということで、逆算をするとかなりの目標額を達成しなくちゃいけないというふうに思っておりますので、そこは町のほうも分かって年度計画をしっかりと立ててやっていただければというふうには思っております。

提言には、返礼品の充実によるふるさと納税の寄附増額を目指しております。また、農商工業者への支援を強化として、菊陽町の地域資源を活用した農産物加工品などを幅広く販売するとあります。ふるさと納税を行う人のほとんどが返礼品目的だと思います。本年7月に開催されました町村議会常任委員長、議会運営委員長研修会で、ふるさと納税成功事例と活用のポイントと題した研修を受けました。返礼品においても変化が起きてきていて、1つ、地域の特産物、物から地域の観光資源等への事への消費の増、2点目として神社仏閣年中行事、地域の名物特売会、イチゴ・ブドウ狩り、温泉巡り、花火大会などのイベントへの招待、3つ目、特産物もわけあり商品への転換、商品にならないものを商品として展開すると。

返礼品のアイテムの開発をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町では、ふるさと納税の寄附額を増やすための取組として、サポート事業者と連携しながら返礼品の充実に取り組んでいます。

返礼品の充実に当たっては、新たな協力事業者を募り、返礼品を新規に登録していただくこと、既存の協力事業者に別の返礼品を追加登録していただくことが必要です。

返礼品の登録に当たっては、協力事業者の既存の商品やサービスをそのまま登録いただくだけではなく、例えば町から協力事業者に対して牛肉の異なる部位とハンバーグなどの加工品のセット、規格外の野菜のわけあり詰め合わせセット、食材やお総菜の定期便など、ふるさと納税用に複数の商品やサービスの組合せや詰め合わせセットを提案し、品数の充実に取り組んでいます。

また、店舗では個包装で販売しているものをふるさと納税では複数個をまとめて包装するな

ど発送コストを下げる方法を協力事業者に提案し、他自治体の類似の返礼品よりも寄附が集まりやすい寄附額を設定できるように工夫しています。

このほか協力事業者に依頼して、例えば物だけでなくサービスを提供するレストランのディナー券やゴルフのプレー券、発送に適した焼き菓子や冷凍チーズケーキの開発や、本業の技術力を生かしたキャンプ用品などの新商品の開発に加え、菊陽町のPRにつながるような新たなデザインのスケートボードを作成するなどの取組を進めています。

その結果、本町のふるさと納税の返礼品は、令和2年度末の約120品から本年11月末時点で季節限定の返礼品なども含めると全体で約400品以上にまで増やすことができました。

今後はサポート事業者とも連携しながら、これまでにない分野での返礼品のバラエティーの充実や多数の寄附に対応できる豊富な供給量を備えた返礼品の登録に取り組んでいく予定です。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 菊陽町におきましては、他市町村にはない中小企業をはじめ非常に多くの企業が立地している大変恵まれた環境がございます。その環境を生かした返礼品や地元の商品の掘り起こしなど、地元の商工業者や企業にも相互に利益のあるような仕組みで寄附額を増やしているよう進めてまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 分かりました。

現在のふるさと納税に対して業務稼働も多くなっていると聞きました。納税額アップのためには新たな返礼品のアイテム開発に伴い、商工業者さんとの打合せや事務処理等の整理も含めて先端で行う人が必要になると考えますが、業務を遂行するための人員配置をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

ふるさと納税の業務については、これまでもサイトの運営やお客様対応、返礼品開拓などへの営業動向など、中間業務を担うサポート事業者に業務を委託して実施しているところです。

また、ふるさと納税の寄附額の増加に向けて、協力事業者とその返礼品の登録数が増加し、運営する募集サイトが増加するに伴い、業務量が増加しています。

ふるさと納税の業務については、職員でなければできない業務を適切に把握した上で、外部に委託できることはサポート事業者にできる限り委託しながら、効率的に業務を遂行してまいります。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 最初の質問でも申し上げましたが、あくまでもふるさと納税は目的ではなく手段でございます。私の目的は、施策を実行することでございますので、極力職員の手を煩わせることなく、外部に委託できることは外部に委託をし、職員には施策の遂行に全力で取り

組んでいただきたいと考えているところでございます。そのために担当者を置く程度で、そこまでの人員は考えていないというところでもございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 確かに少ない職員で業務を遂行するためには必要な部分は外部を使うと、委託をするという部分では必要かというふうに思います。委託するにしても、しかしお金もかかるということで。地域おこし協力隊の主な業務としてふるさと納税に関する事務全般や返礼品の開発、ふるさと納税の返礼品の写真撮影、SNSによる情報発信等で地域おこし協力隊を募集している自治体があります。小国町や産山村も募集しております。菊陽町も、先ほど申されたように、職員が少なく苦勞されているというところもあります。必要な人材として地域おこし協力隊の活用をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町では、本年6月に2名の方を地域おこし協力隊として任用し、現在、総合交流ターミナル「さんふれあ」において農産物をはじめとする地場産品のブランド化や販売促進などに取り組んでおり、ふるさと納税に協力事業者の立場から返礼品の登録やPRなどの業務で連携しています。

御質問の地域おこし協力隊については、制度上、新商品の開発などの業務を主に担っていただくこととなりますが、先ほど答弁しましたように、本町においては業務を委託しているサポート事業者と連携し、新規商品の開発を含めて返礼品の充実に取り組んでいるところです。

また、返礼品のPRなど寄附額の増加に必要なその他の業務についても、専門的なノウハウを備えたサポート事業者に委託していることから、現時点ではふるさと納税に特化した地域おこし協力隊の活用は考えておりません。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 考えていないということなんですが、先ほども言いましたように、委託できるものは委託してもいいんですが、それは町の支出という形でお金が発生をしております。地域おこし協力隊、これは採用になった場合、町の支出は必要ありませんので、そういう専門的に募集して採用する必要は私はあるというふうに思って、しっかりと、新年度そういう形での募集も再度見直していただいて、そういう形で支出の伴わないような部分が確保できればいいかなと思いますので、提案を再度しておきます。

続きまして、自治体DXの推進についてお伺いします。

道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているなどの身の回りで困ったことを見つけたときに、スマホのアプリを通じて役所に連絡することで、合理的、効果的に問題を解消しますと提言されております。この前議会で、専決処分等の事例も何度か、前回だけじゃないです、今までも度重なっております。本年9月の一般質問で町民などからの道路の不具合に関する情報は、直接町への電話やメールによる連絡、それから地域の自治会長が来庁された際に直接お話

をいただくなどにより把握しており、加えて国土交通省の「道の相談室」からの情報もいただいて、不具合の情報が入ったら速やかに現場を確認し、修繕など必要な対応を行っているとのことで、ICTを活用した道路の不具合データの収集を提案いたしました。既にシステムを導入している自治体の先進的な事例などの情報収集を行い、運用に際しての課題などを整理し、システムの導入について現在検討しているところとの回答でしたが、菊陽町民協働レポートの導入をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

スマートフォンのアプリを利用した不具合データの収集につきましては、議員御発言のとおり、前回9月の定例会においてシステム導入について検討しているところとお答えしたところでございます。その後、実際に当該システムの供給実績を持つ業者から情報収集を行うなど検討を進めているところでございます。来年度導入に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町長の公約でもございますので、しっかり実現に向けて取り組んでもらいたいというふうに思います。

役所で手続をする際、申請書を書く手間を省くことで町民が申請書などを書かずに住民票などの交付が受けられますと提言されています。9月の一般質問で自治体DXの推進の取組を聞き、デジタル化による業務の効率化や見直しも進めており、今後自治体DXへの取組を組織的かつ一体的に推進するため、現在デジタル化に取り組んでいる事項や将来デジタル化に取り組むことが必要な事項を体系的に検討、整理し、年度内に自治体DXの取組の方向性を明確化するとありました。

また、お悔やみコーナー設置では、事務処理等の簡素化等を提案してきましたが、書かない窓口の導入をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） おはようございます。御質問にお答えします。

議員御質問の書かない窓口の導入につきましては、デジタル技術の活用により地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すことを目的としたデジタル田園都市国家構想推進交付金の対象事業の取組事例の一つとして内閣府が示しております。

全国の取組事例といたしましては、マイナンバーカードを活用して各種証明書を発行するシステムを導入した自治体や、窓口における各種証明書の発行申請書、各種届出書及び給付費の申請書などについて、従来申請者の方に手書きしていただいていた氏名や住所その他の項目をデジタル技術を活用した申請書作成システムで印刷し、重複する本人確認の省略や申請者の方の署名など最小限の記入で手続を完結できるようにしている自治体もございます。

また、各種申請書につきましては、国と地方が令和5年度から7年度末までを目標に推進し

ている地方公共団体の情報システムの標準化において、今後申請書の帳票・様式を変更する標準化も予定されています。

本町では、書かない窓口の導入を含む自治体DXの導入に向けた様々な課題を解決するため、令和4年9月に設置しましたデジタル推進室において、取組事項などを体系的に検討、整理し、年度内に自治体DXへの取組の方向性を明確化することとしており、現在、各課においてデジタル化を推進する施策の検討を行う職員を選定し、全庁的なワーキンググループを立ち上げています。

今後はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用や地方公共団体の情報システムの標準化の進捗状況を見据えながら、書かない窓口の導入について進めてまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後進めていくという、推進室を設けて、私も質問を前もしたように、全庁的にシステムの分かる人、それと業務の分かる人、それでないとなかなか進まないと思いますので、それはできるだけ早く進めてもらいたいというふうに思います。

9月の一般質問で公共施設予約システムの導入の提案に対し、本町としましてはインターネット予約を早期に実現できるよう取り組むとの回答でしたが、公共施設予約システムの導入時期をどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

公共施設予約システムにつきましては、9月の西本議員からの一般質問において、導入について取り組む旨御答弁しているところです。

その後、導入に向けた動きとしましては、10月に入り、関係部署と現在のシステムを委託している事業者で課題の整理や既存システムの機能確認などを行っております。

また、10月末には町内で1回目の自治体DXワーキンググループを開催し、公共施設予約システムをはじめ、その他の行政手続や住民サービスにおけるデジタル技術を活用したサービス向上や業務効率化の改善などに向けた取組の必要性や方向性について、関係職員で情報や意識の共有を図ったところです。

今後は自治体DXワーキンググループの中で、マイナンバーカードの活用や電子決済の導入など、ほかのシステムとの連携と併せて導入に向けての検討を行いながら、来年10月の総合体育館のオープンに間に合うよう、令和5年度中のシステム導入に向けて取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 来年10月の総合体育館の前までということでしたので、しっかりと時期が明確にされて、そこに向けた取組をしていただきたいというふうに思います。

令和3年度補正予算額200億円のデジタル田園都市国家構想推進交付金、デジタル実装タイプ1の採用結果には、行政サービスの面で行政の対面窓口に支援システムを導入、住民データ

を用い、行政職員が住民に代わり各種申請等を作成する書かない窓口、書面、対面、押印等の手続を要した各行政手続をオンラインで可能とするオンライン申請サービスを導入するオンライン申請、住民サービスの面で防災情報や地域の暮らしに必要な様々な住民サービスを一つのアプリとしてまとめるスマホを通じて提供する地域アプリ、公民館等のオンライン予約、決済、スマホによる施設管理、図書館への電子書籍導入など、公共施設の利便性を向上する公共施設DX、このほかの分野でも健康・医療、教育、防災、交通・物流、農林・水産、仕事・金融、観光・文化と、町長の72の具体的提言にも活用できるものがあると思います。

内閣府の令和4年度予算では、デジタル田園都市国家構想を通じた地方創生の推進として約1,063億円が計上されていました。また、今国会に政府2次補正予算が提案され、その中でデジタル田園都市国家構想推進交付金が400億円計上されていると聞いており、政府予算案確定後、正式に通知され、募集受付が開始されると聞いていますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金に対する検討状況とエントリーについてどのように考えているのか伺います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

議員が質問されております菊陽町民協働レポート、書かない窓口、公共施設予約システムについては、今後自治体DXワーキンググループの中で、マイナンバーカードの活用や電子決済の導入などほかのシステムとの連携と併せて導入に向けての検討を行いながら、12月12日に開催される説明会の詳細説明を受けた上で、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 検討するのはいいんですけど、エントリーについてはどう考えているのかは。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今申したように、今後エントリーできるかどうか、その検討の中で確認を行いながら、エントリーできるかどうかにも検討していきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私、先ほど令和3年度の実績ということで紹介、お話をさせていただきましたが、今検討する、やっていくということで逆に1つ確認したいんですが、令和3年度のその補正予算の採択された、行政に問合せをしたことはありますか。あるかないかだけでいいです。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 申請された市町村にこちらから問合せしたことがあるかということですね。どういった補助金が使えるかは、県とかそちらのほうには幾度が確認はしております、担当のほうに。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。



○5番（西本友春君） 基本的に3年度で採択されてきちんと運用されてる自治体ですから、そういうところにしっかり確認して、どうエントリーしたらいいのかと。そういうもうちょっと発想を変えていただいて、政策実現のために何をどうしたらいいかというのをもうちょっと、すいません、真剣に考えていただいてもいいですかね。自分たちで導入するシステムを考えて整理するには、4年度の補正予算ではたしか2月ぐらいまでということだったと思いますが、時間的にも厳しいと思います。そのために、申し訳ないんですが、ベンダーというものがありますので、システム概要から、エントリーまでしっかりベンダーにも協力してもらいながら、エントリー漏れがないように、できる、できないじゃ、しっかりエントリーしないと、町長の政策提言でもありますので、しっかりここは取り組んで、エントリーできるように最後までしっかりやっていたきたいというふうに思っております。

続きます、久保田台地の開発についてお伺いします。

町の均衡ある発展の推進として久保田台地の発展にも積極的に取り組むと提言されています。以前までの町の考え方では、農業の6次産業を中心とした開発となっておりますが、久保田台地の発展をどのような方向で考えているかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

以前の総合計画や総合戦略では、6次産業を中心とした開発と記載しておりましたが、現行の第6期菊陽町総合計画、菊陽町都市計画マスタープラン、第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、6次産業を中心とする開発に限定せず、立地的優位性を生かしたあらゆる業種の誘致を含めた開発を検討していくこととしております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 方向少しずつ、私も6次産業にこだわっているわけではございませんので、しっかり検討していただいて、開発をするとなったときに、大体いつ頃をめどに考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

久保田台地につきましては、御承知のとおり市街化調整区域であり、また農業振興地域でもあることから、法律上の開発に関する規制があります。

また、あらゆる業種の誘致を含めた開発を目指す上で、下水道などのインフラをはじめ多くの課題があり、これらの課題解決に向けて必要な調査を実施しながら開発の時期を明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。私が公約に掲げる政策提言の中におきましても、久保田台地の発展について積極的に取り組むということをしておりますので、今後課題の洗い出しも含めて、課題の解決に向けて調査を行ってまいりたいというふうに考えているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 確認して、その後開発という形にはなるとおもいます。時間は若干かかると思いますが、町長もおっしゃるように、東のほう、すいません、何もなかなか開発が進んでこないという町民の声もございますので、しっかりとして取り組んでもらいたいというふうに思っております。

続いて、中代団地についてお伺いをいたします。

私も参加いたしました。以前中代団地の住民に対し改修計画の説明会が実施されましたが、住民説明会を行ったのはいつか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

中代団地の改修に係る入居者説明会におきましては、令和元年9月8日日曜日午前8時から町営中代団地集会所を会場として大規模改修の概要及び計画説明についてを内容といたしまして行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今回の質問に当たり、自分の議会だよりを持参し、中代団地住民の方30名以上の方と話をさせていただきました。中には、町の担当者から改修だけで新築はないと言われたと聞きました。以前の説明では、改修プラス新築で実施するとなっていました。現在の計画はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

中代団地の改修計画につきましては、前回の9月定例会でお答えしましたとおり、5年ごとの見直しが必要である菊陽町町営住宅長寿命化計画を令和5年度に見直しを行う際に、改修対象の団地として位置づける予定でございます。

改修や建て替え等の具体的な計画につきましては、現在検討を進めており、今後この計画の見直しまでに決定し、見直し計画に盛り込みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後の検討ということですが、団地もかなりの年数がたっており、床もぶあぶあのところも多く、ドアが閉まりづらい、台風でテラスの屋根が破損したと多くの話を伺いました。ここ数年の修復費はどのようになったのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

令和元年から令和4年度の中代団地に要した修繕費等については、まず令和元年度は132万4,808円、令和2年度は222万1,585円、令和3年度は90万1,390円、令和4年度は、10月末現在でございますけれども97万5,530円でございます。

なお、今年の台風14号で復旧に要した費用につきましては、79万5,300円でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 災害とかがあった翌令和2年度は222万円で、地震後という部分で少し跳ね上がってるのかなというふうには思います。そういう意味では、元年、2年と少しだけ高くはなってるみたいですけども。

9月の一般質問では、令和5年度の計画見直しの際に、ほかの未改修である馬場団地、入道水団地とともに改修対象の団地として位置づけることになる予定で、整備については以前住民説明会を開催した経緯もあり、令和6年度以降に改修工事を計画できないか検討を進めているとのことでした。

現在の検討では、改修等の計画時期はいつ頃と考えているのか伺います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しました令和元年度の菊陽町町営住宅長寿命化計画の見直しで、改修団地として位置づけができましたら、中代団地につきましては入居者説明会を以前開催した経緯もございます。令和6年度以降に国の社会資本整備総合交付金を活用して改修事業に入っていけるよう進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 中には改修して家賃が上がるので急がなくていいという声もありましたが、大半の人は早い改修等を望んでいらっしゃいました。また、改修時期が明確に分かれれば、1年ちょっとぐらいは我慢できるとの意見も多くありました。普通感覚で考えれば、住民説明会が開催されたら二、三年のうちには完成すると多くの人が考えると思います。中代団地の多くの方が、そのような意見でした。今、令和6年度ということになりますと、元年度に説明を受けてから5年以上もたつ。これは、住民に対して少し怠慢なものになるんじゃないかというふうに考えます。

計画の早期着工を提案いたしますが、どのように考えているか伺います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

令和元年度に入居者説明会を開催し、事業が進んでおらず、入居者の皆様からこのような御意見が出ていることについては、重く受け止めております。

中代団地については、菊陽町町営住宅長寿命化計画を見直しの際に改修団地として位置づけ

し、国の社会資本整備総合交付金を活用して改修事業に入っていけるよう進めているところで  
す。

この交付金事業を活用するためには、事業年度の前年度に要望する必要があり、事業実施には一定の時間を要します。このため、現時点では、事業実施は令和6年度以降となります。町としましても、早期に事業実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 事業年度の前年度までということであれば、まだ令和4年度は残っているというふうに私はそういう意味でいくと考えられますので、そこは先ほども言いましたように説明会をして長らくお待たせをしてるところで、少し発想を考えていただいて、そういう町民の困り事ということの声もしっかりと町のほうとしては再度その中代団地の方々にもしっかりお伺いしながら、話を聞きながら進めていただきたい、早期着工していただきたいというふうに思います。

また、改修の場合は、あそこは床が低くて風通しが悪いということで、そのことも検討することを加えて、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 皆さんおはようございます。議席番号17番の福島知雄でございます。

傍聴者の皆さん方におかれましては、師走の大変忙しい中、傍聴に御来場いただきありがとうございます。本日は吉本町長就任以来初めての一般質問ということで、傍聴者の皆さん方は期待と興味と不安、そういった中でおいでになったのかなあというふうに思うところがございます。そういうことですので、吉本町長におかれましては質問にはしっかりと、できるだけ町長のほうから答弁をしていただきたいというふうに思っております。

本日は町民を代表いたしまして3件の質問を上げております。

あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） まず、町の組織機構改革についてということでございますが、グローバル社会の中で政治経済、文化など様々なレベルでやり取りが行われる現在の社会構造というふうになっております。情報社会の発展などで行政に対する町民のニーズ、あるいはリクエスト

等が多様化しているのが現状ではないでしょうか。

そういった多様な行政課題の対応強化や、より効果的で機能的な業務体制の確立を図る上でも、組織の機構改革は重要であり、さらには町民のニーズに対応し、それに応えるためにも、現在の職員数では不足しているのではないかというふうに思うところでございます。

特に本町はT SMCの進出の影響もありまして、今後ますます発展することが予想されますし、期待もできます。ポテンシャルも十分にあります。そのような状況下で、現在の職員数での業務はハード過ぎではないかということで、職員を増やすことを求めるところでございます。

また、採用に関しましては、新卒採用だけでなく、社会を経験したことによる多様な能力や経験を生かし、即戦力になる中途採用をもっと増やすべきだというふうに私は思っております。

さらには、課、係をフラット化して、業務の繁閑に対応した応援態勢を確立し、縦割り構造を改善しながら、スピーディーかつ的確に対応するため、また組織がより柔軟に対応できる体制を構築し、目的、事業が完了するまで必要に応じて職員の最適配置ができるようにして、全庁一丸となって横断的に対策を取っていく必要があるというふうに考えるところでございます。

政策に応じて時限立法的に課もしくは室を設置することも有効であります。様々な課題、事業に対して、プロジェクトチームではないですけども、目的、事業が完了するまでに、先ほど言いましたが課あるいは係、室を設置する案についてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

御質問にありました組織機構改革や課題に応じた課もしくは室を設置することについては、効率的、効果的に業務を遂行する上で、また素早く課題に対応できる方法として、町としても有効であると考えております。

近年では、令和3年2月に新型コロナウイルス感染症対策のための新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置しています。

今年4月には、こども総合相談室の開設に合わせて、福祉課にこども相談係を新設し、9月にはデジタル化を迅速かつ的確に実施するためのデジタル推進室を設置、また総合体育館の開設準備を迅速かつ的確に実施するための総合体育館開設準備室を設置し、対応しているところでございます。

議員からありましたように、今後もT SMCの進出などにより本町の行政課題はますます多様化するものと考えられますので、必要に応じ、課もしくは室の設置を行うなど機構改革を含め適正に対応してまいります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 案件によっては、複数の課に関連する場合があります。情報共有が

できてない場合もあるように見受けられるところもあります。特に、先ほど西本議員から質問がありましたように、白川台地の開発という質問もありましたが、ああいったハード的な部分に関しては複数の課に特にまたがるわけです。そういったときの情報共有、これが特に必要ではないか。下水道の問題とか上水道の問題とかありましたけども、当然課が違いますんで、そういったときに横断的に課をつくって情報を共有しながら対応していくと、そういうことを求めたいというふうに思うところでございます。

ぜひ今後発展する菊陽町でございますんで、前向きに取り組むということでございましたから、さらなる有効的な組織を確立していただきたい、そのように望むところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

令和4年10月14日現在で職員の数が合計で250名であります。その内訳は、職員が208名、保育所29名、学校13名となっております。

退職者の人数はといいますと、10月31日現在で産休・育休で6名、病気で4名、計10名となっているようですが、退職者数は、その都度都度で増減するかというふうに思いますが、とにかく現在の職員数での業務は無理があるというふうに私は思っております。

先ほども言いましたけども、T S M C 進出の影響で企業進出また人口増により住民サービスなど今後ますます業務の部分がが増えてくることは明白でありますので、ぜひ職員数を増やしてもらいたいというふうに提言するところです。

仕事は、心身ともに余裕がなければ、いいアイデアもやる気も出ません。現在の町民の奉仕者としての意識も薄れてきます。いい仕事をしてもらうためには、余裕があるような人数で取り組むべきというふうに思っているところです。町長に所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 総務課長が先なんですか。

総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） すいません、お答えします。

職員が行う業務量は、人口増加に伴う業務量の増に加え、特に現在はT S M C の企業進出に伴う道路事業や下水道事業への対応、交通渋滞対策及び子育て関連事業など、新たな事業へ着手する必要が生じており、急激に増加しています。

このような状況から、職員の定数を増員するため、菊陽町職員の定数条例を改正し、今年4月からこれまでの250人から270人へと20人の増員を行っております。

実際の職員数につきましては、近年の増加する業務量に応じて増員しており、先ほど福島議員からありましたように、現在は保育所及び学校を合わせて全体で250人となっています。5年前に比べると22人の増、10年前に比べると31人の増という状況です。

これからも増加する業務量や新たな課題に対しては、町として必ず対応していかなければなりません。このためには、職員の増員は必要であり、急務であると考えております。

あわせて、町長の政策提言集にも掲げております行政改革の推進や、職員の負担を軽減するために積極的な民間活力の導入など業務のアウトソーシングも進めながら、引き続き、効

率のかつ効果的な職員体制の構築に努めていきます。

その上で、さらに職員の増員が必要と判断した場合には、職員定数の増員について改めて御提案させていただきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） このことにつきましても、私から答えさせていただきます。

町長に就任して以来、職場や職員の状況を見させていただいておりますが、私としても、福島議員同様、職員が不足しているのではないかと感じているところでもございます。これまでもしっかりと考えられて組織や適正な人員の配置をされているとは思いますが、必要な部分はやはり変えていかなければならないと考えているところでもございます。

これから来年度以降の体制に向けましての検討を始めてまいります、働きやすい職場環境も含めて、組織をしっかりとつくってまいります。

あわせて、今後は政策的な面や職員の資質向上のためにも、国や県の職員と町職員との人事交流が必要であり、このことにつきましても積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） いかんがいい状態で職員に取り組んでもらうかということですね。そういった状況をいかに構築するかということで、非常に前向きな答弁をいただきまして、ぜひ取り組んでいただきたい、実現していただきたいというふうに思うところでございます。

それでは次の質問に移りますが、今の質問に多少関連がありますけれども、副町長1人制を見直す考えはないかということでございます。

先ほども言いましたが、菊陽町は今後ますます発展し、地域の状況は劇的に変わっていくということが予想されます。特にTSMCの進出は大きな影響を与えております。今まで経験したことのないような様々な課題が生じることも予想されます。TSMCの進出に満足せず、町の活性化、雇用の創出、増収のためにも企業誘致等を進めていくことが必要ではないかというふうに思うところです。

菊陽町は全国から注目を集めている町であります、名前だけはメジャーです。名実ともにメジャーとして誇れるように、行政、議会、町民が一体となって質のいい行政サービスを持続可能にするために励んでいかなければなりません。ポテンシャルも県内他の自治体と比較しまして十分あります。特に今後は町長がトップセールスをして県内外を飛び回り、強い人脈をつくり、そして信頼関係を築いていながら他自治体をリードするような町にするために励んでもらいたいというふうに思うところです。

そうなりますと、当然町長不在が多くなります。副町長の責務は大きくなっていくわけですが、せんだって吉野副町長が体調不良のため短期間ではありますけれども不在されました。短期間で非常によかったんですが、長期になりますと町政運営に支障を来すということが出てきま

す。そのような状況がないようにするためにも、例えば副町長2人制とか、あるいは町長直轄の部署を設置し、重要な課題に取り組むとか、あるいは政策審議監みたいな人を配置するとか、方法は様々であろうかと思えますけど、その辺のところは町長いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えをさせていただきます。

福島議員がおっしゃったように、菊陽町では人口の増加やTSMCの進出などによりまして行政課題がますます多様化しております。特に世界的な大企業でもございますTSMCの進出は、菊陽町にとって大変喜ばしいことではございますが、一方で交通渋滞や居住の問題、学校や保育所の受入れ体制の構築、役場窓口での外国人への対応など、早急に対応しなければならないこと多くの課題が生じてきております。このような状況の中、副町長の1人制を見直す時期ではないのかと御質問ではございますが、このことにつきましても、私も町長に就任して以降、考えているところでもございます。

御存じのように、副町長の定数につきましては、菊陽町副町長の定数を定める条例で定めており、現在は1人となっております。県内では、熊本市と宇城市が定数を2人としておりますが、実際に配置されているのは熊本市のみでございます。

私といたしましても、国家的プロジェクトでございますTSMCの進出に関連をし、新たな課題への対応に加え、政策的な部分での国や県とのやり取りといった重要な業務も今後増えていくことが予想されてまいりますので、副町長につきましては、現在の体制で対応できるのか、国や県とのやり取りなど特定のミッションを担当する者とそれ以外の業務を担当する者といったような2人体制でいいのか、または先ほど福島議員がおっしゃったように、政策審議監のような、町長、副町長から直接指示を受け、特定の業務を行う人材を配置したが効果的なのかというところを考えているところでもございます。

この判断をいたしましたら、議員の皆様にもお示しをしたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） いずれにしましても、様々な角度から検討して、何らかの改善をしているほうが将来的な菊陽町のためになるというふうに思っております。今がその時期だろうというふうに考えるところでございます。

それでは、次の質問に行きます。

渋滞対策についてということでございますが、町長は次のような政策を掲げられております。TSMC進出による渋滞対策が急務です。国、県と連携して今の町の総合計画を柔軟に発展させ、町民が喜ぶ渋滞対策を実現します、このようなことですが、その急務であると思われる中で、2路線の道路線について質問してまいります。

まず、菊陽空港線延伸道路整備の進捗状況を問いたいわけですが、用地買収はどのくらい行



っているのか、1つ目が、2つ目が用地買収の今後の予定、それから全線開通時期がいつ頃になるのか、その3点について質問します。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

まず、菊陽空港線延伸道路事業につきましては、5月から用地取得に係る価格の算出の根拠となる不動産鑑定業務を進め、8月25日開催の菊陽町土地価格等審議会において、田、畑、山林の用地取得に係る標準地の価格を諮問し決定され、10月14日開催の同審議会において、宅地の標準地の価格を諮問し、決定されたところでございます。

さらに、11月には熊本西税務署と譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議を完了し、菊陽空港線延伸道路の事業を推進してまいりました。

道路用地の取得に向けて必要な手続が完了しましたので、11月から関係地権者の皆様へ順次個別に説明を行い、御理解と御協力をお願いしているところでございます。

現在、用地取得まで至っておりませんが、担当課では最大限の力を注いでおり、今後成果も上がるものと考えております。関係地権者の皆様には、事業への御理解と御協力をいただけるよう今後も丁寧に説明を重ね、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

それから、今後の予定ということでもございましたけれども、こちらにつきましては、今現在用地取得のほうに入っております。全ての地権者様には接触ができておりませんので、今後早急にまずお会いできるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、完成の時期のお尋ねでもございましたけれども、こちらについては、県とともに事業を進めておりますけれども、完成年度を令和8年度末といたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 今答弁ありました。用地買収はまだできてないということですね。11月から個別に説明をしていくということで、早急に取り組んでいくということでもございますけれども、この当初の路線計画と現在の計画が変更になったようではありますが、私が産業建設常任委員のとき、本計画に基づき産業建設常任委員会で現地調査した経緯があります。担当課より現地説明を受け、長塚団地の公民館が道路整備計画内にある、移設になりますという説明を受けております。しかし、最近の情報によれば、その公民館は計画内に入っていないと、だから公民館の移設は必要ないということであるわけですが、議会には何の説明も今まであっていないわけですから、今日の今日まで。この変更になったのがいつの時期に変更になったのか。変更になった理由、それと議会に説明がなかった理由、この3点について質問します。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

菊陽空港線延伸道路事業については、平成30年6月から道路の線形及び構造を検討するための概略設計業務に着手し、同年6月に長塚地区の皆様へ事業概要説明及び現地測定の立入りに

ついて説明会を実施しております。

その際、現地測量の範囲に公民館も含まれているため、道路線形により公民館が移転となった場合は町が対応すると説明しています。

さらに、令和元年5月には、本事業に対して長塚地区の皆様へ御理解と御協力をいただくため、再度事業に関する説明会を実施しており、この説明会において再度現地測量の範囲を説明させていただき、現地測量に着手しております。

その際、現地測量の範囲は、長塚公民館を含む約100メートルで実施しており、前回説明会と同様に、道路線形により公民館が移転となった場合は町が対応すると説明しております。

なお、議員の皆様へは、令和元年9月議会の常任委員会の現地確認において、現地測量の範囲を説明させていただいたところでございます。

現地測量の実施後は、熊本県と協議を進め、安全性と走行性に優れた道路線形を検討し、令和2年9月に長塚地区の皆様へ道路線形により影響が出る可能性のある範囲について説明会を実施し、このとき初めて路線の位置について示させていただいたところでございます。

道路線形の決定後は、これまで議会でも答弁させていただきましたとおり、都市計画決定の手続を完了し、事業を推進しているところでございます。

以上のとおり、道路線形の決定の経過を申し上げましたが、平成30年6月と令和元年5月に実施した長塚地区の皆様への説明会では、道路の線形及び構造を検討するための概略設計業務に伴う現地測量の範囲に長塚地区の公民館が含まれていたことから、この時点では道路の線形は決まっておらず、道路線形が公民館を通るかどうかも含めて説明できる段階にはございませんでした。

道路線形により影響が出る可能性がある範囲を初めて示させていただきました当初計画は、令和2年9月の長塚地区の皆様への説明会で行って、その後も路線の変更は変更なく現在に至っているところでございます。

しかしながら、現地測量の時点では現地測量の範囲に公民館も含まれており、道路線形により公民館が移転となった場合は町が対応すると説明していたこと、当初計画と路線の位置が変更になったと理解されていた町民の方がいらっしゃることを踏まえ、事業を進めていく様々な時点で必要な説明が不足していたのではないかと重く受け止めているところでございます。

今後、関係者の皆様には、適切な時期に丁寧に説明することを心がけて事業を進めてまいります。

菊陽空港線延伸道路事業は、熊本県と連携しながら早期の工事着手を目指して進めていかなければなりません。議会の皆様には、出せる情報は丁寧に説明してまいります。議会の皆様の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 長塚団地の皆さん方には誤解を招いたということであるみたいですが、まず誤解を招いたというとなんですか、住民の方が誤解したということですか。説明が誤解するような説明をしたということですか。どちらですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

実際町民の方がそういった御意見のほうが出ていたというところを捉えますと、町からの説明が不足していた、誤解を招くような説明をしたというところで、重くうけとめてるところでございます。この件に関しては、大変申し訳なく思っているところでございます。

以上でございます。

（17番福島知雄君「議会に説明がなかった件」の声あり）

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 議会に説明のほう不足していたと、なかったというところを、実際、先ほども申し上げましたけれども、適切な時期に説明ができてたのかというところを振り返りますと、説明のほう不足していたというふうに捉えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 今の課長の答弁はよく分かりましたけども、この路線は議会に当初全協で説明があったんですよ。そういうことで、産業建設常任委員会で、じゃあ現地視察に行こうということで現地視察に行って、現地でここを通りますという説明がありました。だから、であれば、変更をしたことに対して私は言ってるんじゃない。変更になるということは、様々な要因があってそうなったわけでしょうから、じゃあどうして議会に説明がなかったかということですよ、当然ですね。これは予算も関係することですし、そこは議会軽視じゃないかというふうに私は思っておりますけども、今年何月までだったですか、当然公民館がかかるものというふうに私は思っておりましたよ。そこまでに、それまでに説明がなかったということが、非常に理解に苦しむところです。

今後はそういったことがないように、十分注意をしていただきたい。誤解を招くということは、説明する側が悪かったということです。そうでしょう。町民の皆さんが誤解しましたといえば、住民の皆さんは怒られますよ。誤解をされたということは、当然説明不足、説明不足というよりも説明の仕方が悪かったということです。今後そういうことがないように十分、特にこの事業というのは非常に大事な事業です。ですから、用地買収もスムーズにいつて、早急な全線開通になるよう、みんなで努力していかんやあならないというふうに思うところです。

さらに、ここに菊陽空港線用地補償説明会ということで、令和4年9月10日に関係者の皆さん方に説明があっているかと思いますが、この説明会も住民の皆さん方が要望してやっと開催されたということみたいですが、非常に手順が悪いということですよ。

それと、ここに用地補償の手順というのがあります。1から10までありますが、読んでみます。

1番目が土地建物等の調査依頼、2番目が土地建物等の調査、これが令和4年10月末頃にさ  
れているかと思えます。これから先がまだできてない部分だろうと思うんですが、3番目が土  
地価格の算定、建物等補償額の決定、4番目が補償額の提示、説明、5番目が契約の締結、次  
が建物等補償金前払い、7番目が建物等の移転、撤去完了、8番目が土地の引渡し、建物等補  
償金後払い、9番目が所有権移転登記、そして最後に土地代金の支払いというふうになってお  
ります。この手順が1から10までありますけども、まだ2番目までが済んでないですね。ど  
うですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

2番目の調査につきましては終了のほうをしているところでございまして、先ほども言いま  
したとおり、用地関係では既にお話のほうに伺って、直接地権者のほうとお話しさせていただ  
いているというところでございまして、現在のところではこの算定を進めているというような  
段階でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 手順の3番目までは今行っているというところですね。それで、当初移  
転が必要な住民の皆さん方には、案として代替地については町がお世話ししますということであ  
ったかと思いますが、それが最近ではおのおの探してもらいたいというふうに町が言っている  
ということでもあります。この件についてはどうですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

菊陽空港線延伸道路事業の用地取得に伴う移転が必要な地権者の代替地については、令和4  
年9月に用地補償に関する説明会を実施した際に地権者の皆様方で探していただきたいと説明  
をさせていただきました。道路事業を行う上での基本的な代替地の考え方としてお伝えしたと  
ころでございます。地権者によっては、御自身で代替地を探される方や、長塚地区付近の代替  
地を探したいが町から準備してほしい方など、各地権者で考えは様々であると思われま  
す。

本事業の用地取得に伴う町の方針としましては、事業に着手した当初から代替地の確保につ  
いては誠意を持って対応させていただくという方針は変わっておりません。

この説明会においても、以前の説明会において移転先は町で造成していきたいとお答えして  
いることについても私のほうから説明させていただきました。まずは、個別に話を聞かせてい  
ただく際に、地権者の話をしっかり聞いた上で対応させていただくとお伝えしているところ  
でございます。

今後についても、移転対象の方のみならず、全ての地権者の皆様一人一人の御意見を伺いな  
がら御協力いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 手順どおりいっておればいいんですが、まず、とにかく遅れがないように取り組んでいただきたいというように思います。

この当時の町長にお尋ねしたいところなんですが、勇退されていらっしゃるじゃないですか、このような状況を吉野副町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 説明会のほうには何度か私も参加させていただいて、町のほうからはしっかり丁寧に説明しているつもりでございましたけれども、今福島議員おっしゃられたように、町は何度も経験することですけれども、町民の方は自分の財産がなくなるというか、変更になっていくという重いことでございますので、町民の方にしっかりと気持ちを分かり合えるような説明を丁寧にやっていくことが必要だというふうに思っておりますし、このことはこれから、もし誤解が生じている部分があればしっかり対応させていただかねばならないことだというふうに思っております。

それと、先ほど議会のお話でございましたけれども、議会の皆さんへの説明といたしましては、行政報告なりで毎回進捗状況等についてお話しさせておったところですので、ある程度の説明をやってるつもりでおったんですけれども、詳しい事業計画、都市計画が行われた事業計画等については確かに御指摘いただきますとしっかりとできておりませんでした。そのことは反省しながら、議長、副議長、福島議員は副議長でいらっしゃいますので、産業建設常任委員長のほうとも相談しながら、どういった状況にあるかというのは今後報告させていただければと、そういうふうに思っているところです。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 先ほどの9月10日の説明会のときには町長と副町長は出席されてなかったと思うんですが、今後は非常に住民の方も神経質になっておられますので、そういった説明会のときには町長、副町長、最低どちらかが出席をされたほうが町民の皆さんの御理解は得やすいのかなというふうに思っております。

順調に進めば一番いいんですが、土地を探すにしましても移転先を探すにしても、補償額の決定がなければ、個人個人の皆さん予算もあろうし、探しようがないと思うんですよ。菊陽町は非常に土地が高騰化しております、高いところと安いところ、今住宅を建てようと思えば土地代だけでも1,000万円以上します。一千二、三百万円します、大概のところは。ですから、土地代にそういった金を打ち込んで、じゃあ補償額であと建物が建つかというと、それは様々であろうかと思えますけども、予算を補償額の決定を早くして補償額の提示を住民の皆さんにするということが必要ですよ。そうしないと用地は探せませんよ。一番いいのは、町が長塚あたりに住みたい人、あるいはよそに行きたい人、希望を取って、そして残りたい人であれば近くに山林なり畑を町が買収して町が整備してそれを代替地として上げるというふうにするれば、土地代は要りませんよね、用地補償代はですね。

いろいろな対策があるかと思えますけども、しっかり町民の、住民の皆さん方の立場に立って対応していただきたい。やはりつい住みかとしてほとんどの人があそこを購入されて住んでいらっしゃるわけですから、長年住んだ地域を離れるというのは非常に寂しい部分もありますし、移転した先に知り合い、友人、知人もいないかも、つくるの大変なんですよ。ですから、その辺のところを十分理解していただいて、早急に様々な不安要素を取り除いていただきたいというところで、ぜひそういうことで取り組んでください。

それでは、次の質問に移ります。

下原堀川線延伸道路整備の取組についてということですが、慢性化している交通渋滞緩和のためには、菊陽空港線道路整備と同様、下原堀川線延伸は必要不可欠であると思います。喫緊の課題であると思います。前町長は今年の6月の私の一般質問に対して、県道大津植木線、県道大津西合志線、菊陽空港線の整備を優先するというので、あまり前向きな答弁じゃありませんでした。町長が変われば施策方針も変わろうかというように思いますが、この下原堀川線延伸道路整備について、吉本町長の所見を伺います。

ちなみに、16年前、6月の一般質問で言いましたけども、後藤町長は初陣のとき、鉄砲小路の総会に来て、この路線は早急にやりますというような、鉄砲小路の住民の皆さんからいえば公約ですよ。それがもう10年も果たされていないし、前向きな姿勢もないということであります。

この渋滞緩和のためには、この路線の延伸というのは欠かせないというふうに思いますが、町長、所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） まずもって、先ほど私の福島議員の副町長一人制の見直しの件で、答弁の中で最後の部分で判断をしましたら、本来ならば「議員の皆様」にもお示しをというところを間違えて「職員の皆様」と言ったというところがございますので、そこは改めましておわびをしまして、当然議員の方々にお示しをするというところで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今福島議員からの御質問がありました答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私の政策提言の中におきましては、T SMC進出による渋滞対策は急務と捉え、県に対しましては中九州横断道路合志インターチェンジから本町へのアクセスを向上する合志インターチェンジアkses道路の整備並びに、長年の懸案である県道大津西合志線を2車線から4車線以上への拡幅と歩道の整備を求め、さらに本町におきまして県が整備をする、合志インターチェンジアkses道路に町道下原堀川線を延伸をし、接続させることとしております。

また、県では、合志インターチェンジアkses道路の概略設計を合志インターチェンジから町道下原堀川線と県道新山原水線交差点までの区間におきまして進めていると県から聞いているところでもございます。今後計画等につきましては、県と協議を進めていくことになりま

す。

町道下原堀川線延伸事業につきましては、県との連携は不可欠であり、しっかり情報を共有しながら取り組んでいかなければならないと考えており、現在県及び町が取り組んでいる渋滞対策事業や今後取り組む道路網構想等の進捗等を俯瞰しながら進めてまいりたいと考えているところでもございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 菊陽空港線の延伸が、T S M Cの操業開始までに間に合いませんよね。

もうそうなりますと、やはりほかの路線を確保しないと、とてもじゃないけど今の状況ですらに渋滞に拍車がかかればひどい渋滞になります。例えば、南方大人足線の右折レーン、左折レーン、これは早急にされるかと思えますけども、これをしたところで根本的な渋滞解消にはならないというふうに私は思っているところです。非常に危惧しておるところでございます。

次に、くまもと経済のインタビューで町長がこのように答えてらっしゃいますよね。渋滞は既に深刻な状況であり、渋滞問題はT S M Cの操業開始までに今までの状態より改善させるのが最低限の条件だと認識しているというふうにインタビューに答えておられます。先ほど言いましたけども、T S M Cの操業開始は令和6年12月の予定ですよね。菊陽空港線の開通が令和8年度末、これは順調にいつてそうだろうと思います。いかなければ、少し伸びるかなという予想もありますけども、当然T S M Cの操業開始には間に合いません。ほかの路線の改良をすべきだと。南北道路というのは不足してるんで、東西も大津西合志線はありますけども、南北道路というのは当然不足してますよね。不足してますというのは、非常に渋滞してますよね。そのためには、下原堀川線の延伸道路整備というのが非常に重要な位置を占めてくるというふうに思っております。

一部が合志市になりますけども、合志市と連携して早急に取り組んでいただきたい。合志町は、以前私が聞いたときには、菊陽がすればいつでもいいですよというふうな答弁をされておりますし、早急な解消が必要等になってくるというふうに思うところです。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに提案いたします。

それでは、最後の質問になりますけども、学校給食の無償化についてということで、先ほど西本議員がいろいろな角度で質問されましたんで、私のほうで質問することはあまりなくなりましたが、とにかく給食費、副食費を無償化するには約3億円ぐらいの財源が必要ということでありまして、それを確保するためどうするかということですね。令和3年度のふるさと納税が約8,000万円、それから補正で約4,000万円、合計で1億2,000万円ぐらいでしたね、現在。これを例えば3億円にすると、そのために返戻金の開発をしたということでもございますけども、返礼品というのは日本各地を見ましても、特色ある、人気のあるところは非常に増えておりますけども、菊陽町みたいにこれというのがないのは非常に苦戦してますよね。ですから、これを財源化するという事は、町長は先ほど一つの案であるというふうに言われました

けども、私小・中学校の給食費の無償化と副食費無償化、これはすべきだというふうに思っております。特に貧困世帯の対応とか、あるいは少子・高齢化時代でありますので、そういった対応のためにも、これは私はしていくべきだと思います。そうなれば、不確定要素であるふるさと納税、これは財源とするのはいかがなもんかなど。一般財源化して安定した予算を確保するというじゃないかと。じゃあそのためにどうするかというんなら、税収を増やしていくと。あと近い、二、三年後には不交付団体に菊陽町はなるとは思いますけれども、そういった税収の増額の対策をして、安定した財源を確保する、これが一番私はいいと思うんですけど、その辺は町長、どうですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

先ほどの西本議員の御質問でも回答しましたが、子育て、教育、福祉の充実など新たな施策を実施するためにふるさと納税を財源の一つとして有効に活用していきたいと考えており、今後、ふるさと納税の寄附額増加に向けた取組を強力に進めていく必要があると考えております。

具体的な対策としましては、まず寄附単価が高額で、かつ一定の寄附件数を見込める返礼品の登録や本町の誘致企業との連携をはじめ、これまでに返礼品登録がない分野の商品を取り扱う事業者とのコラボ企画などにより、返礼品のバラエティーの充実に取り組めます。

また、多数の寄附に対応できる豊富な供給量を備えた返礼品の登録を進めるとともに、ふるさと納税サイトでの効果的な広告手法を導入することで、10月から12月の寄附集中期における寄附額を飛躍的に増加できるよう取り組んでいきたいと考えております。

このほかにも、今後、寄附額を大幅に増加させていくには、今申しました以外の対策が必要と承知しております。最新のトレンドに関する情報や専門的なノウハウを有する本町のサポート事業者と連携しながら、逐次新たな対策を検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 先ほどの質問でもお答えをさせていただきましたが、内容と重複するところでもございますが、やはり菊陽町の強みを生かした返礼品を出品していきたいというふうに思っているところでもございます。

まずは、私のSNSでも発信をさせていただいておりますが、返礼品として11月からカメラを出品をさせていただいております。

また、ふるさと納税は町の返礼品の中に多くの方に継続して選んでもらえるヒット商品があれば、ほかの商品を見てもらえる機会も増えて寄附件数も伸びるという相乗効果が期待をされているところでもございます。

そのために今後は、さらに地元商品の掘り起こしなどを行いながら、関係事業者と連携をし、継続して選んでもらえるような返礼品をつくとともに、地元の商工業者や企業にも相互に利益のあるような仕組みで寄附額を増やしてまいりたいと思っているところでもござい



す。

また、職員の方々にも、御自分の名刺の裏にもこのようなふるさと納税のPRをするような名刺も、私のほうで指示をいたしまして全職員のほうにもこういった名刺を作るようにということしております。私自身もPRに努めたいというふうに思いますので、ぜひとも議員の方々もこのふるさと納税のPRに取り組んでいただければというふうに思っているところでもございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 小・中学校給食無償化、保育園の副食費無償化、これは私は非常にすばらしい政策だとは思っております。ただ一度にこれを実施しますと、予算の関係上無理があるのかなあと。そういうことであれば、貧困世帯とか、あるいは段階的なふうに取り組んでいくということであろうかと思えます。

ふるさと納税の寄附額は一つの手段であるということでもありますので、それはそれでいいんですけども、予算化はしないとふるさと納税では不安要素は付きまといまいますよ、増えたり減ったりで。返礼品が一つの返礼が長くなれば、当然人は飽きがきますんで、ヒット商品がさっき町長言われましたけど出ればいいんですが、ヒット商品が出たとしてもそう長続きはしないだろうと、改良していかないと。であれば、ふるさと納税を一部の手段としても、財源の一般化は必要ではあると、これを実施するためには、そういうことを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩をいたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんこんにちは。議席番号1番の廣瀬英二でございます。よろしくお願ひします。それから、たくさんの傍聴ありがとうございます。

まず、吉本町長に御挨拶を申し上げます。

町長御就任本当におめでとうでございます。次の将来の育成を決める大事な4年間のかじ取りを町民の皆様から託されました。さらなる菊陽町の発展に向けて大きな期待をするものであります。その反面、一抹の不安も感じます。投票率においても、前回の町長選挙を4ポイント上回る投票率となっております。これは、町政に関するもの、それから行政に関する関心度が高

まってきた証拠じゃないかなというふうに思っております。菊陽町においては、T S M C 進出によりハード、ソフト両面に多くの問題、課題がありますが、政策実現に向けて55歳の若さとバイタリティーで課題解決に向けて御尽力をいただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に参ります。

まず1点目が総合体育館落成に伴うイベントについて、それから2番目に町民センターの活用について、3番目に町長の政策分野についてお尋ねをいたします。

まず、総合体育館落成に伴うイベントについてでございます。

来年10月に事業開始予定である総合体育館のこけら落としについて、町の考え方をお示しいただきたいと思っております。

町民の悲願であった総合体育館が来年10月に運動やスポーツが楽しめるコミュニティーの施設として、また災害時には町内最大の指定避難場所として事業開始の運びとなっております。総合体育館のお披露目については、町民の関心度も高く、町民参加型のイベント開催が盛り上げると思っております。町の考え方を簡単にお示しください。

○議長（上田茂政君） 総合体育館開設準備室長。

○生涯学習課長兼中央公民館長兼総合体育館開設準備室長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

現在建設中の総合体育館は、令和5年10月の供用開始に向けて新たに総合体育館開設準備室を令和4年9月1日に設置し、供用開始の準備業務を行っております。

総合体育館落成に伴うイベントにつきましては、町民が楽しめるイベント、特に子どもたちがスポーツに関心や興味を持てるようなイベントができるように、内容については十分に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

次に、体育館の落成を盛り上げるために、eスポーツ大会は効果的であると思っております。町の考え方をお尋ねをします。

eスポーツとは、皆様も御存じのとおり、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として発展させたものでございます。精神力や頭脳が試されるスポーツであり、性別、年齢に関係なく誰もが参加できるごちゃ混ぜのスポーツでございます。一般的なスポーツのように練習やチームプレーが必要という共通点があります。また、2024年パリオリンピックの種目にも検討され、今から人気が出てくるスポーツと言われております。菊陽町のイベントとして、総合体育館落成のこけら落としとして、このeスポーツを町民挙げて実施してはいかがでしょうか。

eスポーツ大会開催については、仕組みづくりが必要であり時間もかかることから、今回の質問となりました。やり方は、ただ単純に全国でやっているような方法ではなく、高齢者と小学生、中学生のペアでチームをつくることとでございます。このeスポーツは、認知症予防、そ

れから世代間交流、そして地域間コミュニティ促進策として非常に効果があると考えております。東北大学の研究結果でも、その改善内容は示されておるところでございます。熊本県下では、合志市、美里町、それから山鹿市のほうでも今検討されているというふうに聞いております。

なお、児童はプログラミングですか、これもリンクさせているということでございます。

e スポーツに興味ございましたんで、熊日80周年記念行事、e スポーツで地域創生をテーマにしたシンポジウム「e スポーツで描く地方の未来」が先般熊本城内ホテルで2日間開催をされましたので、私も参加をしてみました。

初日は片山善博氏の基調講演があり、これからの地方創生は少子・高齢化が進む中でどう持続可能な地域社会にしていくか、そのためには1人当たりの生産性を向上させることに視点を切り替えることが必要であるというふうに述べられております。その重要な要素がデジタル化でございます。デジタル化は、人口減少を背景にした人手不足を解消するに有効な手段であります。高齢化する地域のデジタル化は非常に難しいと思います。そのきっかけになるのがe スポーツであると、気軽に楽しむことから始めることが大切であるというふうに力説をされました。

2日目が、スポーツの競技があって、4人の代表者がステージに登壇し、ゲームの内容がスクリーンに映し出されて競技するものでした。4人の中には障がい者の方が2人、健常者2人、その中には木村副知事も参加されましたが、あえなく敗退。優勝は、障がいを持つ、寝たきりの小学生の圧倒的な勝利で、会場は大いに盛り上がりました。

シンポジウムに参加して、これからの地方創生はデジタル化の推進とe スポーツの普及が大切であることを実感をしました。

それでは、e スポーツ開催について、町の考え方をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合体育館開設準備室長。

○生涯学習課長兼中央公民館長兼総合体育館開設準備室長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

e スポーツ大会につきましては、近年、国内外で著しい盛り上がりを見せており、日本でも大規模な大会やリーグ戦が開催されています。

多様性を持つe スポーツは、年齢、性別、国籍、障がいなどの垣根を越えて行えることから、医療・福祉・地域活性化など様々な分野において活用され始めており、今後e スポーツ市場は活気を増していくと予想されます。

総合体育館落成に伴うイベントにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、町民が楽しめるイベント、特に子どもたちがスポーツに関心や興味を持てるようなイベントができるように、内容については十分に検討してまいりますので、落成時のイベントということではなく、今後様々な分野におけるe スポーツ活用の中核として総合体育館が備える機能を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 実施するに当たっては、スポンサー、いわゆる一般社団法人のeスポーツ連合、それからスポーツ庁との調整、運営会社をどうするか、町の広報雑誌掲出等、総合体育館落成に合わせたスケジュール管理が必要だと思います。非常に厳しいことは分かっておりますけれども、これは町民挙げてそういう総合体育館の落成を祝うという意味からしますと、私は非常に効果的であるというふうに思っております。

それと、注目されている菊陽町が、デジタル化の推進とeスポーツを取り組むことにより発展を先取りする町としてますます知名度が上がる施策であると考えます。吉本町長もぜひ参加をされて、総合体育館の落成に花を添えていただきたいというふうに思っております。

次は、町民センターの利活用についてお尋ねをします。

住民福祉の増進と生活文化の向上を総合的に推進することを目的として、中央公民館、キャロピア及び町民センターなど各施設が設置されています。その目的のため、施設は毎年様々な講座を立ち上げ、運営されており、町民からも認められ、親しまれ、そして多くの町民が利用をしています。片や、町政を見ると、喫緊の課題としてTSMCの進出に伴うハード面での対応、ソフト面での台湾の方々へのフォローやデジタル社会に向けての高齢者対策など、乗り切らなければならない課題が山積していると思っております。そのような町全体としてこの課題に取り組むべきことは、せっきある9か所の施設を有効に利活用すべきだと考えています。そういう視点から提案を含め質問をいたします。

まず1番目に、日本語及び中国語学校の充実についてお尋ねします。

TSMCの進出に伴い、道路拡張等ハード面では議会でも常に議題に上がっていますが、同時にソフト面も充実する必要があると、台湾から来た子どもと親に対し、日本語学校の設立が既に熊本市などで準備されています。さきの9月議会でも質問しましたが、現状、日本語教室を開催しているのは西部町民センターのみであり、既にJASMで働く台湾の奥さんたちが受講されています。令和4年10月31日時点での菊陽町における国籍別人員調査によりますと、外国人総合計で515人でございます。1位が中国で151人、2位ベトナムで111人、3位台湾で37人となっています。特に特筆すべきことは、台湾の人が5月の調査と比較しますと206%となっています。今後JASMの事業開始に向けて、台湾から来る人は劇的に増加すると思われます。そういう中で、菊陽町の9つの施設で同時開催となれば、他市町村が高額で、かつ遠方で1か所の教室に通わせることに比べ、強力なインパクトがあると考えています。

各地でインターナショナルスクールを含む日本語教室で開催される予定ですが、重要なことは、台湾から来られる方の日本語教育と共に、台湾の中国語の習得であると思っております。なぜならば、台湾の主婦は菊陽町から数年度に台湾に帰ったとき、子どもが中国語も話せないこと、日本語習得とともに、親御さんたちは心配をされています。

日本語及びこの中国語教室の充実について、町の考え方をお聞かせいただきたいと思いま

す。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

現在、本町には、令和4年10月末現在、515人の外国人の方が生活をされております。

主な国や地域としては、中国の方が151人、ベトナムの方が111人、台湾の方が37人、ミャンマーの方が37人、韓国の方が35人となっております。

また、TSMCの新工場に関連して、約320人が台湾から赴任し、その家族も合わせると約630人が来日予定とのことから、本町にも一定数の外国人の転入があることが見込まれます。

これらの状況を踏まえ、菊陽町半導体企業誘致推進プロジェクトチーム内に多文化共生部会を立ち上げ、これまでに9月と11月に2回、多文化共生に関する今後の施策の方向性について協議を行っております。

その中で、町内に在住する外国人の方々が地域で安心して暮らせるように日常的な生活に必要な日本語を学んでいただくために、町の主催講座で日本語教室を開設していくこととしました。

今後、中央公民館を中心に主催講座を実施している各施設で連携し、日本語教室を運営するスタッフの確保や開催場所などの具体的な運営方法の検討を進めてまいります。

ほかにも本町にTSMCの工場が進出することを踏まえ、町民の皆さんにこれまで以上に台湾のことを身近に感じていただき、歓迎ムードを醸成する取組の一つとして、台湾の文化や生活に親しみながら気軽に中国語を学ぶ教室を町主催講座として実施する予定です。

なお、各講座の実施時期については、中国語を学ぶ教室は夏頃の開設を予定しており、日本語教室についても、次年度に準備が整い次第、開設する予定で検討を進めています。

これらの主催講座を通じて、外国人をはじめできるだけ多くの町民の皆さんに参加していただけるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 前向きに検討が進んでおるようでございます。私も町長のいろんな挨拶を見る中で、これは就任挨拶でしたね、潜在能力の高いこの町をお住まいの皆様が自慢できる日本一の菊陽にすることが私の夢であると語られています。菊陽町を日本一の町にするためには、まずは台湾から来る約320人の従業員とその家族の人たちに菊陽町に来てよかったと言われるような対策を構築する必要があると考えております。また、今後においては、台湾の文化や言葉を学ぶ、そういう教室も検討する必要があるのではなかろうかというふうに思っています。ひいては、それが潜在能力への投資、ひいては台湾との姉妹都市盟約につながるというふうに思っております。そして、各施設で講座を開催するだけでなく、統一的に実施すべきことは、町主導で各施設を利活用する必要があります。これは、先ほどの答弁でもありましたように、そういうことで、積極的に進めていっていただきたいというふうに思っています。

これは参考ですけども、国際交流会館の代表者は、台湾の中国語の先生は数名紹介できるというお話もいただいておりますので、その辺も併せて検討されたいかがでしょうか。

次に、デジタル社会への高齢者対策についてです。

D Xの波が押し寄せてきています。

総務省からの自治体におけるD X推進の意義として、令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されています。その中身は数十ページに及ぶものでございました。私も、一応中身は読ませていただきましたけれども、具体的にいつまでやりなさいというような方向づけはあるようです。その中には、高齢者の一人も取りこぼさないデジタル社会がうたわれております。私たちの菊陽町にも、約1万人の高齢者がお住まいでございます。そして、思った以上に高齢者はスマホを持っていらっしゃいます。しかし、残念ながら私も含めて現状は使用するのは電話とか、よくてLINE、絵文字を入れて送信するぐらいでございます。高齢者は、せっかく手に入れたスマホをもっと自由に使いたいという願望は持っておられます。新型コロナウイルスの感染症のワクチン予約申込みにおいても、自分ではできないから子どもや孫に簡単にしてもらったという話をよく聞きます。だから、そういうことから見ても、そういうスマホを自由に使いこなしていくというのは今後必要であるというふうに思っています。

それから、今後は、デジタル社会に向けてスマホによる手続が多くなってきます。新型コロナの予約とか、今後も生産性の向上を図っていくといけませんので、そういう分からすると、このデジタル化というのは非常に重要な位置づけでございます。

今、スマホ・タブレット入門講座教室が、南部町民センターや武蔵ヶ丘コミュニティーセンター等で実施されております。受講生も多く、ニーズも高いと聞いています。小学校ではタブレット教育が進み、高齢者との格差が広がっています。

高齢者向けの講座を開催する上で、現状では次のような課題があると思っています。

高齢者は行動範囲が限られ、受けようとしても管内エリア以外からの受講は極めて困難でございます。高齢者の一人も取りこぼさないデジタル社会を取り組むためには、各施設で役場主導により一元的に、数回ではなく主催講座として実施する必要があると思っております。これは、デジタル推進交付金あたりがあるかと思っておりますけども、そういうやつを使った中で積極的にこれは推進していただきたいというふうに思っております。

それでは、デジタル社会の高齢者対策について、町の考え方をお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

デジタル社会への高齢者対策については、国が令和2年12月に決定した自治体D X推進計画の中で、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、自治体に取り組むべき重点取組事項として示されているところです。

現在、本町ではデジタル格差対策の一環として、町内6か所の施設で町の主催講座としてス

スマートフォン・タブレット入門講座やLINE入門講座、ワード・エクセル講座、手持ちパソコンを使ったカレンダーや年賀状作りなどを開催しております。

ほかにも新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の予約において、高齢者接種の前には役場周辺と西部支所でパソコンやスマートフォンでの予約手続を支援しています。

これからの社会のデジタル化の方向性としては、高齢者の方々をはじめ町民の皆さんが窓口足を運ばなくてもいい、または窓口で書類を書かなくてもいいようなデジタル技術の導入が進んでいくと考えられます。

このような中であって、一人でも多くの方々にデジタル化の利便性を享受いただくためには、これまで以上にデジタル格差対策を丁寧に行うことが必要だと考えております。今後、自治体DXワーキンググループの検討の中で、高齢者の方々をはじめとするデジタル弱者に対するさらなる対策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

やはり菊陽町のホームページをインストール材料に使ったりすることで町との情報が共有できるわけですね。町がどういう動きをしているのかという町政に対する興味を持つことにもつながりますので、このデジタル化というのは積極的にどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。これも吉本町長が政策分野で掲げてある町民サービス向上への投資、それから生活、喜びへの投資と、これにつながっていくと考えておりますので、どうかよろしくお願いをしておきます。

次に、スポーツの普及については、町民センターでの活用が必要と思うが、町の考え方を示してください。

前段で話をしましたが、9つの施設を利活用したeスポーツの取組は、デジタル社会での高齢者対策として必要であると考えていますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それと、町主導でやる前に、そういう9つの施設を利用して町全体でそれを盛り上げていくということがまず前提になるかと思っておりますので、その辺も併せてよろしくお願いをしておきます。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長兼総合体育館開設準備室長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

コンピューターゲームを用いるeスポーツにつきましては、激しい身体活動を伴わず、そのプレイスタイルであるからこそ高齢者にとっては取り組みやすい種目と言えますので、内容にもよりますが、若者との交流や認知機能の維持や向上、健康増進を図るためのツールとして活用することは意義あることだと考えます。

今後、先進地などの事例を参考に、各町民センターで実施する講座において、eスポーツを

活用した効果的な取組ができないか検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これも、積極的に進めていっていただきたいというふうに思っております。できればこの総合体育館落成に間に合うように進めていただければ全体が盛り上がっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いをしておきます。

それでは、次の質問に参ります。

町長の政策分野についてお尋ねをします。

まず1番目に、町の将来像を実現するためには、第6期菊陽町総合計画、都市計画マスタープランなどが基本と思うが、町長の考え方について教えてください。

社会構造の変化に対応するとともに、町のさらなる飛躍と発展を実現していくため、町の最上位となる総合まちづくりの計画として第6期菊陽町総合計画、都市計画マスタープランが策定されています。総合計画の基本構想として、10年後の将来像、「人・緑・未来 『さん』と輝く 生活都市 きくよう」とあります。4つのまちづくり目標、8つの政策分野、32の基本施策が策定されてることは御承知のことと思います。

今回、先般の町長選挙で8つの政策分野、政策提言として72の具体策を出され、今回11月分の広報きくように8つの政策分野、72の具体策を公約として出されました。菊陽町第6期総合計画などをどのように整理されてまちづくりの計画とされるのか、それとも今回発表された政策分野を菊陽町の総合計画としてまちづくりをされていくのか、町長の考え方をお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えいたします。

第6期菊陽町総合計画は、令和3年度から令和12年度までを期間とする町の最上位の計画で、将来像や全ての行政分野の基本となる施策を定めるもので、令和3年3月に策定しております。

また、菊陽町都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針で、住民に最も近い立場にある市町村が具体性のある将来の都市づくりについて定めるもので、令和3年度から令和22年度を目標年度とし、令和3年3月に策定しております。

さらに、都市計画マスタープランが都市計画分野の計画であるのと同様に、各行政分野には、それぞれに基本となる計画があります。

総合計画をはじめ、いずれの計画もこれまでの町政の課題を踏まえ、町民アンケートや住民説明会、審議会等の手続を経て策定されるもので、重要なものと考えております。

一方で、変化のスピードの速い菊陽町においては、計画策定当時、明らかでなかった新しい動きなども多く出てきております。

これらにしっかりと対応するため、政策提言集の中で72の具体策として掲げた新たな考えも



取り入れながら、新しい菊陽の実現へ向けて総合的にまちづくりを進めてまいります。

さらに、必要であれば計画の一部再考も検討していきたいと考えており、特に総合計画におきましては、まちづくりの全体像を明らかにするものであることから、策定過程では町民の皆様は町の政策をしっかりと御説明をし、意見を聞きながらまちづくりに生かしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 第6期野総合計画策定に当たっては、これは策定審議委員会、これは18名の委員ですね、有識者、それから町の代表者、区長さんも含めて、それと町民の意見を聞いて、そして約1年にわたって作り上げられた計画でございます。その計画を今基本にされるとおっしゃいましたけども、今後この今回出された吉本町長の8つの政策分野、これもこの中に織り込むということですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 織り込むということよりも、一緒に総合計画が当然基本のベースでございますので、織り込むという表現が果たして私から適正かどうか分かりませんが、内容としては総合計画はあくまでもベースで、それに一緒になって加えていくというのが基本的な私の考えだというふうに考えているところでもございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そうしたら、総合計画の中に文字として入るわけですか。活字として入るわけですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） そのこの部分は、またこちらとしても皆様方と一緒に協議をしながら考えていかなければならないと思っておりますが、今廣瀬議員がおっしゃったように、総合計画というのはあくまでも多くの方々が携わった総合計画でございますので、そこに織り込む、織り込まないは、しっかりと皆様方と御相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私どもが議会で一般質問をする場合も、総合計画はどうなってるのか、それを基本にしていろんな質問をします。今度8つの政策分野、72を出されましたけれども、どういうふうな格好で、この前の11月号の広報きくようだけで終わるのか、そうじゃなくしてまたそれを冊子にして出されるのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 新たに冊子にして出すのかという御質問でしようが、総合計画の中でいろ

んな角度から見ましても、私の政策とうまいところマッチングできるのであれば、新たにそういった冊子を作らなくてもいいのかなあというふうには思いますけども、大幅な変更というのは、なかなか今の時点では当然総合計画でございますのでするべきではないとは思いますが、再考をするということであれば、皆様方の議会の当然承認も、皆様御理解もいただければならないということを考えております。その72の具体策というのが、今こちらでお話をさせていただくなれば、総合計画を超えるということは決してないということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 町の第6期総合計画というのは非常に重いものでございます。だから、町長が新しくそういう提言をされるのは、それは結構でしょう。しかし、あくまでも第6期総合計画が私は基本になると思いますので、その辺はよろしく願いをしておきます。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 私もそのような考えで進めてまいりたいというふうには思っているところでもございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、次の質問に参ります。

町長の8つの政策分野で給食費の無償化など具体的に掲げてあるが、任期4年で実施できるのか、費用は幾ら見込んでいるのか、財源はどうするのか、これについてお尋ねをします。

これは、ソフト面、ハード面でいろいろございますけれども。それから、未来への投資として子育て世代の負担軽減、ふるさと納税を活用した給食費の無償化、副食費の無償化、使用済み紙おむつの持ち帰り廃止とあります。子育て世代の負担軽減等については、私も同じ気持ちでございます。私も同じ気持ちでございます。何とかしてやりたいという気持ちであります。しかし、他市町村も苦勞されているのが財源の捻出でございます。菊陽町の給食費については、先ほどの答弁でもございましたけれども、小学生が1人1月4,300円、中学生が1人1月5,000円ということで、年間にしますと2億3,000万円のお金が要ると。それに、その認可保育園の副食費とか、そういうやつを含めると、約3億円程度は要するというお話がございました。この3億円というのは、もう1年限りではないんですよね。だから、ずっと永久的に通じていくお金なんです。それが、果たして大丈夫なのか、その辺もあります。

それと、またハード面で、スポーツ文化として投資として総合運動公園の整備、それから小・中学校のナイター設備、地域への投資として全ての公民館、集会所へのソーラーパネル蓄電池、これの整備を公約とされております。そうすると、これは公民館は今約56か所ですか、ございますけれども、それにソーラーパネル蓄電池、それを取り付けるということになりますと、これは莫大な金が要ります。また、そのお金を72の政策提言の中で財源が伴う項目がたくさんあります。それを目指すではなく、取り組むではなく、実施すると言いつつおられま

す。ここがポイントなんですね。だから、要するに、じゃあそういうことであれば財源はどうするのかというのが大きな問題になってくるわけです。すると、喫緊の課題としてTSMCの進出による渋滞対策として町道菊陽空港線、それから杉並木公園線、それから今日質問にもありましたが、下原堀川線の延伸など、いろんな今後道路渋滞対策に向けてお金がたくさん要ります。たくさん要ります。そのお金を北小学校の増築とか、それから総合体育館の周辺の整備とか、これはもうお金にしたら物すごい金になると思うんで、そういうのが今後出てくる中で、1年間に3億円も要するという給食費無償化、こういうのは私はちょっと乱暴じゃないかなというふうに思ってます。町民の方からすれば、これは給食費が無料になる、おむつはもう町で処分してくれるということになると、それは、うわあ、拍手喝采ですよ。財源という問題になりますと、ちょっと違うんですよ。だから、そこが、もう少し掘り下げて勉強されたいかがでしょうか。

それと、目標達成のためにはやり方はそれぞれありますよ。それは前町長のやり方、それから新町長の吉本さんのやり方、それはいろいろあると思います、目標達成のために。しかし、到着点は一緒じゃないと駄目なんですね。これは公約だから。だから、そこら辺を緻密にもうちょっと積み上げていかれたらどうかなというふうに思っています。

そしてまた、町長はこういうふうにも言われてます。政策をつくる中で最初に考えることが財源の確保であると。毎年の予算には限りがあり、新しい政策が全て実行できるわけではない。その悩みを解決する手段の一つがふるさと納税であるというふうに言われとるんですね。そうすると、この政策実現のために財源のめどはついているのでしょうか。町民が納得できる説明をよろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

町民の皆様を示した政策提言集におきましては、72の具体策を掲げているところですが、この具体策を全て実施するためには多額の事業費が必要となりますので、財源の確保が重要となります。

そのため財源の確保に注力しながら、特にふるさと納税につきましては、町の財源の中で最も短期間で増やせる可能性があるものと考えておりますので、政策提言で示したとおり、まずは稼げる自治体を進め、任期の4年間で多くの政策が実現できるようにしっかりと道筋をつけていきたいと考えています。

この後、政策実現に向けた財政の見通しについて答弁をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 財政課から答弁させていただきます。

政策の実現実施までには詳細な制度設計を行うとともに、事業化への行程や法的な整理、財

源など様々な方面から検討を行う必要があるため、多くの時間を要します。そのため多くの事業は、実施に向けて計画している段階であり、今後具体的な事業計画を策定し、実施していくこととなります。

また、政策の実施に向けた財源については、ふるさと納税の増収に向けた取組も進めていきますが、今後企業の立地などによる町税収入の大幅な増加を見込んでいます。また、国や県の補助制度を有効に活用していくことにより、財源を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ふるさと納税については、町も21年度から返礼品の強化に着手されて、ふるさと納税の仲介サイトを増やして、物品だけではなく、ゴルフのプレー券といったサービスを加えて、140種類から300種類に増やされております。その努力については私も非常に敬意を表したいと思います。21年度の寄附額は、前年度の約4倍で約8,000万円というふうになっております。

一方、菊陽町町民が他自治体に寄附したことで住民税の流出減少額、これは1億円を超えております。すると、納税額をはるかに上回っておるわけですね。単純計算で約2,000万円の赤字となっている。それに返礼品の調達や広報の経費を入れると、これは赤字は2,000万円どころじゃございません。それが1つです。

それと、今年の8月12日の熊日新聞に、熊本都市圏税収流出に懸念という記事が掲載されております。人口が集中する都市部に共通する課題であると、これは菊陽町、合志も含めてですね、そういうふうに新聞は指摘をしておるんです。町長は、高森町、御船町のふるさと納税を例に取って、菊陽町もふるさと納税を財源の一部にするとはっきり言われております。高森町は、熊本県一番の納税額32億円、そのうち約半分は町の財源になっておるようでございます。私も実際聞きました。そうすると、菊陽町のようにどんどん人口が増えていく町と人口が過疎化していく町とでは、全然条件が違うんです。だから、このふるさと納税を財源にした町長の考え方は、ちょっと私は無理があるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、年々転入者が増えてきますと、税収は増えるけども、同時にそのコスト、サービスコストといいますか、だからそのコストというのは目に見えない大きな経費がかかるんですよ。その辺も頭に入れられておるのか、その辺も併せて御答弁をお願いします。

それと、ふるさと納税は、減収額については75%の補填措置というのがございますよね。そうすると、菊陽町はもう財政指数が去年、おとどしは1でございました。今年が0.97かな。そうならば、そういう優遇措置というものもだんだんなくなっていくと思う。そうすると、将来TSMCが来て、JASMCが稼働した場合に、その財政というのは物すごい豊かになります。そうすると、地方交付団体がそうでない不交付団体になるんですよ。それはもう目に見えてますよね。それを予測をしながら、そういうふるさと納税を財源にするということには、私はどう考えても無理があるやに思ってます。その辺の答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えいたします。

まず最初が、ふるさと納税が現状赤字じゃないかということでございますが、その部分は私も理解をいたしております。ただ、現状はそうでありますが、これのふるさと納税の納税額をだんだん上げていくことによって、必然的にその差が縮まり、そしてまた今度は逆転をしていくというように理解をしておりますので、ぜひとも、先ほどからも答弁をさせていただいておりますが、ふるさと納税に力を入れて、そしてまた納税額を上げて、それを住民の皆様方に成果として、住民サービスとしてお返しをするというスタンスで考えておるところでございます。

それと、2番目でございますが、高森町、いろんな財源でということでお話がありました。菊陽町にとってはちょっと無理があるんじゃないかというお話もありましたけども、高森町を目標にはありませんが、いろんな基礎自治体のふるさと納税で稼いでいらっしゃるところを参考にしながら、午前中の質問ともかぶってしまいますけども、そういったところを考えると菊陽町は進んでまいりたいというふうに考えているところでもございます。

それと3番目が、いろんなサービスのコストがかかるということでございますが、住民サービスという部分には様々なサービスコストがかかるというふうには考えておりますので、そういったコストと、そしてまたその収入のバランスを見ながら、しっかりと菊陽町の健全な財政に取り組んでまいりたいというふうには思います。

それと、4番目の財政力指数0.97というお話をいただきました。地方交付税がなくなって不交付団体になるんじゃないかという非常に若干心配をされているような御質問だったかと思えますけども、いずれにしましても菊陽町は、御存じのようにいろいろな企業の進出によって、将来的にはやはり不交付団体という道は避けられないのかなというふうには思いますが、ただそれがいつになるのか私どもも全く理解は、なかなか理解はしづらいというところではございますが、そこは廣瀬議員がおっしゃったように見定める必要があるというふうに思っているところでもございます。この地方交付税が来ないということであれば、稼げる自治体を目指さなければいけないということで考えておりますので、今の菊陽町からあと一歩、二歩進めるような企業誘致を進めていく必要があるというふうに考えているところでもございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私もふるさと納税については、産業の活性化とか、菊陽町の地産地消と、そういう部分からすると、私は大賛成ではございます。ただ、その財政の部分で心配をしたところでございます。

それでは、次の質問に参ります。

令和3年度までの財政状況は健全な状況となっているが、政策実施により財政状況はどうかをお示しをいただきたいと思います。菊陽町の令和3年度の財政状況が広報きくよう11月号に掲

載されています。経常収支比率や財政力指数、県下46市町村の中でもトップの健全な状況が続いてきました。国が示す地方公共団体の財政の健全性を示す指標、実質赤字においては、当年度は約7億円の实質黒字となっています。また、連結実質赤字比率においても、当年度はいずれの特別会計も実質黒字であり、連結で約20億円の黒字というのがこの前の11月号の広報だよりに掲載されておりました。

このことを踏まえて、町長が公約とされている施策を実現するためには、向こう4年間の財政指数を私は示す必要があると思うんです。今から、今日町長も言われましたけど、道路渋滞対策、これにはかなりの金が要ると思う。そういうやつを単年度ではできませんので、年度ごとに、例えば来年度はこれだけ、次年度はこれだけ、そういういろんな政策を積み上げていって、積み上げていって、じゃあ自分はこの政策を入れていくということでは、私はそれが普通だと思うんだけど、まずそういう土台がなくて、いきなり3億円もかかる給食費の無償化とか、そういうのは私もちょっと、私が頭が悪いかもしれませんが、理解ができません。

それで、その指数を出せないのか。先ほども申しましたが、大型工事が今から出てきます。そういう中で、どういうふうに考えていらっしゃるのか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、御質問ありました財政状況はどうなのかというところで御回答させていただきます。

先ほど廣瀬議員のほうもおっしゃられたように、現在公表している令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びに財政力指数や経常収支比率などの各種指標から、菊陽町は健全な財政状況となっております。当然ながら様々な政策の実施に当たっては、今後の財政状況を見据えながら進めていく必要があり、財源の確保と合わせて計画的に実行していくこととなります。このことから、各種指標の増減はあるものの、今後の財政状況は健全な状態が維持できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私、今まで質問をしてきましたけど、町民の皆様が一番心配されているのは、いろんな施策を出すのはいいけども、果たして財政は持てるのか、大丈夫なのかというのが一番心配だと思います。そういう点がありましたんで、私あえて質問をしたところでございます。

それと、今日質問の中で、新しい町長に対しては言葉足らずで失礼な言い回しもあったかと思えますけども、そこはどうかお許しをいただきたいと思えます。これは、あくまでも町のために私は質問しておるんでございますんで、よろしくお願いをしときます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 3 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。12月の忙しいときにもかかわらず多数傍聴いただきまして大変ありがとうございます。議席番号14番甲斐榮治、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、吉本町長、当選おめでとうございますし、大変御苦労でございます。先ほどお話の中で、例えば今のふるさと納税が大分話題になりましたが、それはあくまでも手段であって、目的は別なんだと、それは町民の福祉でしょうね。目的と手段というか、これをきちんとわきまえた、そういう生き方というのがこれから非常に大事になるんじゃないか。町長という身分も、私は手段であると思ってます。それから、議員という身分も手段であって、それは町民の福祉のためにそういう地位を使うということにすぎないというふうに思っております。我々自身は、もう何者でもないし、私たちが探していくもの、求めていくもの、それが全てであると。町長の発言には、そういう意味があったというふうに受け止めました。これから真の町長を目指して、まだ選挙に通られたばかりですから、これから一步一步目的に向かって進んでいかれるというふうに思います。一緒に歩きたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、今日は、空港アクセス鉄道計画と、それから交通渋滞解消に関する諸施策についてお聞きをする予定でございましたが、2番目のほうはもうかなり答えが出てますので、そちらは少し時間を割くのを少なめにして、前のほうに比重を注ぎたいというふうに思います。

まず、空港アクセス鉄道計画についてですが、私はもうこの計画が県知事から発表されて以来、ずっとこの計画について発言をしてきましたし、一般質問もこれを主にやってまいりました。というのは、この計画の中にちゃんとこれが実現されれば菊陽町にとって非常に大きな利益を生むんじゃないか、そういう思いがずっとありましたので、この問題を絶えず追求してきたところです。ところが、12月2日の県議会で県知事が肥後大津ルートに決定したということを確認をされました。ですから、今日の質問もそれに従って多少は変わらざるを得ない。率直な感想を申し上げますと、この計画によって菊陽町にもたらされるであろう様々な可能性の一つがちょっとしぼんだなという感覚を持ちます。けども、この問題について、これは大津の分岐ということがどういうふうに決着していくかはまだ分かりませんが、それがどうなるにしても、いずれにしても常にこの地域にとってはこの問題が必ず議論されていくだろう、これに付随することが今後議論されていくだろう、そういうことからすると、今のこの時点で一応の総括の質問にいたしたいというふうに思います。

現在、県知事のおっしゃったことを、皆さん御存じですけれども、次の質問のためにまず確認をしておきたいと思います。

1つは、大津から直通運転をするとおっしゃってます。直通運転は大津からが一番有利なんだという物言いです。それから、運営はJRへの委託をするか、または上下分離方式とすると。上下分離というのは、運行はJRに委託をして、施設やインフラの所有や管理については県または第三セクターが受け持つというやり方ですね。施設使用料の水準とか赤字の場合には別途協議をするという約束があるようです。3番目に、整備費は国、県、JRから3分の1ずつ負担するイメージであるけれども、国はまだ言質を与えておりません。3分の1というふうには言ってないです。それから、JRも、これも方向性を確認した、3分の1を負担するという方向性を確認したというだけで、確定をしておりません。現行としては、18%のそれぞれ国、県、JR18%という形になっております。これでは三十数年間黒字にならないということは前の資料でお分かりのとおりです。

準備期間が、これから4年間、2026年までは環境アセスメント、都市計画の決定、国の鉄道事業の許可ということがありまして、その4年間。それから、27年度に着工したとして、8年後に完成予定。つまり2034年度です。もう私はいないかもしれません。そういう期間のこの事業になります。これがどうなるかということは、大変関心のあるところです。この前から熊本日日新聞にも掲載されておりましたが、大規模イベント時に混雑する運動公園付近の交通利便性の課題、これはもう残されたままです。それから、乗降客についても、今の見込みでも三里木のほうが5,800人、大津は4,900、そういう状況で判断がなされております。それから、一旦三里木に決まりながら、大津のほうに大きく振られましたけれど、その大津に行く契機になったのはTSMCの進出があったからというふうに県知事は言ってらっしゃいますけれども、じゃあTSMCがどういうふうに大津駅分岐と関連するかということについては何の説明もあっておりません。こういうことがこれまでに分かったことですね。

私の考えはまたこの後述べますけれども、1番目の質問の検討状況は町は把握しているかは、これはもう県知事の答えが出た以上、もう説明を聞く必要もありませんので、これは飛ばして、2番目のこういった今までの状況を踏まえた上で、町はこれをどう捉えているかについてお聞かせをいただきたい。これが私の質問です。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） (2)の大津駅からの鉄道分岐案が主流になろうとしているという質問の回答をさせていただきます。

御質問にお答えいたします。

11月29日に熊本県とJR九州との間で肥後大津ルートでの検討に係る確認書が取り交わされ、今月2日に、先ほども甲斐議員がおっしゃいましたように、蒲島知事が空港アクセス鉄道は肥後大津ルートとすると表明をされたところでございます。これまで三里木ルート案が最適と判断をされておりましたので、事業が実現すれば県内における本町の拠点性が格段に高ま



り、将来の発展につながる事ができるものと期待をしておりました。また、町民の期待も大きかったことから、非常に残念に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 残念ですね。非常に私も残念に思います。今県知事の御答弁をいろいろ分析をしてみますと、また質問に必ずつなぎます、少し時間はかかりますけど、次のようなことが考えられると思います。

空港アクセスの手段については鉄道が最適であるという基本線は守られております。ところが、旅客という側面を考えると、空港アクセスの最大の受益者は、旅客という面から考えると、これは熊本市です。熊本市から空港へ行く最短距離は、皆さんお分かりのとおり三里木ルートであるというふうに思います。大津のほうが電化の一番最後のところなので直通だからということも言われておりますけれども、遠回りには間違いない。それから、県民運動公園と県免許センターへのアクセスを飛躍的に改善するという県民の利益に直結する最初の目的を大津ルートは満足できません。もともとは、この県民運動公園と県免許センターへのアクセスを改善するということが大きな一部になっていたはず。それがどっかに行ってしまった。なぜ大津に行ったかという疑問を持ちます。

それから、熊日紙上でも私は指摘されていたように、イベントの際の運動公園周辺の交通混雑や駐車場不足の問題は積み残されたままになります。県民運動公園の駐車場のなさについては、もう皆さんも御存じのとおりだと思います。私も、かつて高等学校を預かっておりましたけれども、そのとき高校総体等のときに一番困ったのが、県民運動公園にいかにかアクセスするかと、生徒をどうしてあそこまで安全に連れていくか、大変困って、それはもう解決しないまま今に至っておりますけれども、その大きな問題というのは積み残されたままになっております。

それから、三里木ルートに関連して、空港周辺をシリコンバレーにするんだと。中間駅の周辺も開発の可能性がある、こういったことも言われておりましたが、これも取り残されてしまいました。

大津ルートですけれども、菊陽町のことだけ言うんじゃないで、この地域という大きな俯瞰をすれば、空港周辺の自治体の利益に関すること、これは尊重すべきではあるというふうには考えます。

空港へのアクセス以外の乗降客というのは、大津ルートでは今のところ私は想定できません。ただ、空港に行くだけの乗客だと思います。

それから、大津ルートの総工費が最も安くて費用便益性も高いという県の説明、これは当初の計画時の大津ルートへの評価を考えると、全く説得力に欠けます。

空港到着点での60メートルの高低差があると。それが克服できないというのが第1次の計画の評価でしたけれど、この問題もどうするのかが明言されておられません。

ルート検討の動機がT S M Cの進出による諸事情の変化ということでありましたが、何度も指摘しておりますように、空港アクセス鉄道とT S M C進出には直接的関連は、私が素人だからでしょうか、見いだせません。製品の出荷は、恐らくトラックでしょう。台湾関係者が阿蘇くまもと空港で乗降する環境が整ったとしても、今は直通便はありませんから、しかしそれが直通便ができて空港で乗降するという環境が整ったとしても、空港からT S M Cまでの往来は、私は社用車かタクシーによるであろうというふうに推測をいたします。素人判断かもしれませんが。原水工業団地まで鉄道が延伸されるのでなければ、T S M Cと鉄道の関係性は全く見いだせない。普通の県民の、普通の町民のレベルで考えたらこういうことになります。それはもう県知事等が判断されたんですから、それにいろいろ言うのは失礼かもしれませんが、私は今、一県民としてそういうふうを考える。素人ながらお許しいただきたい。県知事は、T S M Cの進出でなぜ一旦三里木と決まっていたのを再検討しなければならないというふうにされたのか。その辺の理由が分かりません。これも、一県民の疑問です。

以上を考慮するとき、熊本市の東北部に隣接する一帯が県経済のエンジン部分となる計画について反対する意図はありませんが、大津駅分岐ルートになった場合、空港アクセスの旅客以外に乗降客が増える見込みがないのではないかと思います。せっかくの事業計画が頓挫するのではないかとこの危惧を持つが、町はどういうふうにその辺は見てらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課か。

総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） すいません、今の御質問はちょっと御質問の中に入っておりませんでしたので、準備、もう一度何番の質問になるのか、申し訳ありません、教えてください。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 申し訳ありません。これは、質問するほうがちょっと無理でした。いろんな事情からして、これは答えられんだろう、後で思いましたので、これは謝罪したいと思います。

それから、じゃ次の質問を行います。

次は、質問になかったというふうに答えないでください。

空港アクセス鉄道計画が発表されて以来、町は県の計画であることを理由にほとんど積極的な動きをせずに受動に徹されました。町の発展に資すると評価しながら、また議員からも積極性の発揮を幾度となく促されながらも、何らの積極性も示さなかった結果と私は思います。空港アクセス鉄道計画の舞台は大津町に移ってしまいました。このことについて、町はどのように考えられますか。これは、副町長にお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 空港アクセス鉄道計画につきましては、県のほうで計画を進められて県のほうで決定されるものと。町としましても、非常に有益な計画でもあるものですから、まだ計画がはっきりしてない段階でいろんな動きはできないので、その県の動きをしっかりと捉えな

がら、もし計画決定の動きが見えてきたら、しっかりとまちづくりに生かしていきたいということで、予算のほうも準備しながら対応を待ってたというか、準備しておったところなんですけど、ただ実際の決定につきましては県がやるべき行為でございますし、大津町あるいは菊陽町、そのほかも含めていろんな引き合い、誘致合戦にならないような行動はとっていきたいというようなことを申し上げてきたか、そのように思っておるところです。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君）とおっしゃるだろうというふうに思っていました。ただ、おっしゃったように、これはもう町の事業ではありませんので、県の事業ですからこちらではいかんともし難いというのは、もう十分に分かります。ただ、思い出してみてください。大津はこの計画が発表されたらすぐ町民大会を開きましたですね。覚えてらっしゃいますか。家入町長るとき。それから、これは個人的なことになるかもしれませんが、田代県議は多分これに抗議されたんでしょう。三里木に来たことに抗議されたんだろうと思いますが、自民党をやめられたですね。何かやっぱり県の計画であるけれども、それに対してどういう態度を取るかということは非常に大切なことではないか。このことはこの場では議論はしませんが、今後県の事業、今県の事業も一つ進んでます、跨線橋ですね、菊陽空港線の、県の事業、そういった県の事業であっても、町がすることは何かあるのではないか、このことを申し上げておきたい。申し上げておきたい。

次に移ります。

町の計画で三里木駅と原水駅間の新駅構想が打ち出されております。これについては、なお継続するかどうか、この点についてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

新駅設置の構想につきましては、9月議会でもお答えしておりますが、平成11年に要望して以来、総合計画をはじめ町の主要な計画に位置づけ、実現に向けての取組を進めているところです。新駅の設置を検討している周辺地域は、南側が菊陽第二土地区画整理事業により構想マンションや大型商業施設などの立地が相次ぎ、人口増加が著しいエリアです。また、北側は、図書館、杉並木公園、総合交流ターミナルなどの公共施設が集積する交流人口の多いエリアであり、現在総合体育館も建設中です。加えて、原水駅北側から図書館付近までの一帯を市街地化する構想も進めています。

こうした周辺地域の市街化状況の変化に加え、TSMCの進出という情勢の変化を捉えて、本年2月に要望書を提出し、その後JR九州と協議を重ねています。

新駅につきましては、これからも菊陽町がさらに発展し、町長が政策で提言されております人口5万人を超える市を目指していく上で必要な施設と考えており、引き続き実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 新駅は、私が政策に提言しております人口5万人を超える市を目指していく上で必要な施設と考えているところでございます。新駅が実現すれば、通学、通勤、ショッピング、公共施設の利用など、町内の方をはじめ町外から来られる方たちの生活及び交通の利便性が向上し、定住人口や交流人口が増加するなど、町のにぎわいづくりや地域経済の発展につながるものと考えておりますので、今後も引き続き実現に向けて取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町長としては継続するということですね。町民の中には、政権が代わったので考え方が変わったんじゃないかという話も出ましたので、それはお聞きしてみる。無論この町政というのは継続していくわけで、前に打ち出された政策を町長が代わったから即刻それはもう釈迦に説くとか、もう継続性はないとかというのはそれはまた問題で、継続するという姿勢については、私は別に申し上げることはないと思います。当然のことだろう。ただ、この新駅構想については、私は依然として一定の批判を持っておりますので、それについてお答えをいただきたいと思います。ただ、まだ決定したわけじゃありませんが、空港アクセス鉄道の件が、これがもう大津に完璧に決まって事業化されてしまうというふうになると、この新駅の意味はまた変わってきますので、その意味、そこは考えた上で、なおかつ次のような疑問があるということで質問をさせていただきます。

まず1番目です。

申請駅というふうになれば、町の負担は5億円、申請駅、要するにこちらから申請する、JRがつくるんじゃないかとこちらが申請する、申請駅となれば、5億円から7億円かかるんじゃないかと、その支出に見合う価値がこの新駅構想にはあるかどうか、これについてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

新駅につきましては、先ほども御答弁しましたように、これからも菊陽町がさらに発展し、町長が政策で提言をされております人口5万人を超える市を目指していく上で必要な施設と考えております。費用につきましては、今JRといろいろ協議をしておりますので、見合うような施策をしながら新駅の設置に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それと、もう一点価値があるのかという御質問だったというふうに思います。

今の時点で価値があるかということになると、今からのまちづくりにおきまして非常に重要な問題になってくるかと思っておりますので、先ほども答弁の中でありましたけども、にぎわいのあ

るまちづくり、そして地域経済の発展につなげていって、これがしっかりと価値がある駅、請願駅となれるように、私どもしっかりと引き続き実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 確認ですけれども、町が申請してつくる駅、申請駅ということになれば、費用は町の全負担になるということは間違いはないですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 建物については町の負担になるかと思えますけど、それ以外については、今後JRのほうと協議していくことになるかと思えます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 前の話では5億円から7億円というのが概算で出てましたけども、これはまだ微細に検討する段階ではなくて、そういう話の段階というふうに受け止めておきたい。あまり納得できませんけれども、はい。

それから、それだけの価値があるかどうかについては、今後いろいろ施策を打って決めていくというふうに理解をしたいというふうに思います。

それから、次です。乗降客をどう見込んでいるのか。駅予定地の南側に展開している商業施設、いろんなのがありますね、ドンキホーテとかH I ヒロセとか。南側に展開している商業施設には駐車場が大体完備されております、見たところですね。乗客は鉄道による人ももちろんあるでしょうけれども、ほとんど乗用車によるのではないかというふうに考えますが、その点はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

(14番甲斐榮治君「乗降客の見込み」の声あり)

○総合政策課長（吉本雅和君） 乗客の見込みですが、通学や通勤、ショッピング、公共施設の利用など町内外の方々の活用を見込んでおります。

○議長（上田茂政君） 執行部はちゃんとせにやあいかなですよ。

副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 乗降客の見込みについては、JRともしっかりと協議をやらせていただいとるところですけども、南側についてはお客さんだけでなく勤めてらっしゃる方々ですか、その辺の見込みが他駅と比べた施設の中でどんだけ見込めるのかと。それと、今南側のほうには高層のマンションも含めた人口増加もありますので、その辺をどんだけ見込めるのか。それと、北側の利用ですか、土地区画整理事業の分も含めて、体育館を含めて、そういった施設でどれだけ見込むのかと、細かく数字をその可能性についても要求をされております。体育館に誰たちが来るの、それは何人見込めるんですかと、そういうようなことをやりながら、乗降客を見込んで、そして請願に足り得る駅かどうかというようなのをJRも判断されますので、そ

ういった作業を今しっかりやっておるといような状況でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町の前の計画では、菊陽自動車学校の東側も開発をすると、宅地とかです、そういったこともありますので、数的にこの乗降客の見込みを示せといてもちょっと今の段階では無理ですかね。となれば、だけど、今後、これは一番大事なことになると思いますので、都度、分かるその都度きちんと明らかにしていってほしい、今後もですね、一番大事なところだと思うんです。

それでは、これについての3つ目ですが、新駅構想の中に菊陽自動車学校東側の宅地化構想がありました。そのほか周辺に新駅構想に関わる開発構想、そのほかに関係あるか、聞かせてください。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 新駅周辺のということでしょうか。新駅を含めて原水駅と新駅の区間ですか、については区画整理事業を今県のほうと話をしておるといようなのは、これまでも説明してきたところですけども、今ある周辺地域での北側につきましては体育館までと、あと南側についてはいろんな開発も進んできておりますので、そういった中で先ほど言いました乗降客数の話はしておると。

それとまた、これが新駅ができる段階だけで判断していいのか、投資額も含めて、これは、これからさっきも菊陽町のまちづくりの中で新駅がどういう位置づけになっていくのか、これから必要な施設としてなっていくというふうに思っておりますので、そういったことの位置づけもやらないといけないんじゃないかということで、いろんな話を今やっておるといような段階でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この駅について、空港アクセス鉄道の三里木ないしは原水からの分岐するということになれば、あれば私はもちろんこれには反対なんですけど、けどないというふうになれば、町も政策の継続性からして検討されていくでしょうから、今後いろんな検討が必要になってくるんじゃないかとは思いますが、あまりにも近いんじゃないですか。三里木、それから新駅、原水、大体1キロ、1キロぐらいですよ。今、発車したと思ったらすぐブレーキをかけて止まらなくちゃいけない。そういうことが果たして現実にあるかという気がしてなりません。そうすると、三里木駅、原水駅、今の新駅、その辺の関連性を、これは政策を継続するというのであれば、もう少し検討しなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 近いことによって列車が止まるということは、JRとしては非常にマイナスということで捉えてらっしゃいます。その影響がほかの熊本駅での影響がどうなるのか、全体的な離合箇所が何か所あって、その間で何分要るのか。それが、新駅をつくることによっ

て全体的な豊肥本線の遅れですか、経過時間に何分かかるのかというようなことも想定されています。その辺の話もしながらJRさんとは話をやっておると。結構細かくいろんなことを話させていただいておるといような状況で、そのことはまた時期が来まして、ある程度一定の整理ができないとお話がなかなかできませんので、そういう時期をつくりたいなというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 何度も申し上げますが、空港アクセス鉄道が菊陽町から出ることであれば、私はこの駅の意味はほとんどないというふうに思いますけれども、もしもそのことがなければ、大津に移ってしまうということであれば、町もいろいろ考えてらっしゃることですから検討する余地はあるのではないかという気はいたします。ただ、先ほどから出ている開発の問題とか、それから道路もちろん先ほどから出てますが、下原堀川線ですか、すぐ横を通ってますし、道路の問題、それから南側の商工業地帯、それと体育館が今できてますね、総合体育館、「さんふれあ」、その辺の全体の関連の中でこの問題も、もちろんそうされると思いますが、位置づけて、そして我々にもしっかり情報を公開していただいて、衆知を寄せ集める必要があるかと思っておりますので、そのことを申し上げて次に移ります。

次は、県民運動公園や県免許センターへのアクセス問題について町はどう関わるつもりか、4番目、それから5番目、白水台地の発展策についての基本的考え方を示せ、これは、もうそれぞれ4番、5番関連性がありますので、併せてお聞きをしたいと思っております。県のほうも県民運動公園と免許センターへのアクセスの課題については別途対応すると言ってるみたいですが、町としてはどういうふうに関わるつもりなのかお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 御質問にお答えいたします。

県民総合運動公園や県免許センターへのアクセスにつきましては、今月2日に知事が県民総合運動公園へのアクセス改善などの課題について早急に具体的な対策案を取りまとめ、県議会及び県民の皆様への説明を尽くしてまいりますと述べられたことから、今後示される具体策が菊陽町の今後の発展につながるものとなるよう取り組んでまいりたいというふうに思います。

それと、引き続きまして5番の質問の答弁でございますが、県が検討を進められていた空港アクセス鉄道の三里木駅ルート案が実現すれば、空港及び熊本県民総合運動公園周辺への新たな公共施設などのインフラ整備も検討をされ、白水台地を含めた周辺地域の発展にもつながると期待はしておりましたが、先ほども答弁したとおり、知事が空港アクセス鉄道は肥後大津ルートとすると表明をされたことから、今後の白水台地の発展につきましては、私が提言をしております政策や町の総合計画、都市計画マスタープランを基本とした土地利用を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県民運動公園とそれから県の免許センターについては、町も何らかの関与をしていくということですね。もちろん県のこれは事業が主体になるかとは思いますが、町も何らかの関与はしていくということですね。

それともう一点は、この白水台地、これはもう前からの課題ですけども、発展策についても取り組むということですね。町長のこれまでの発言をいろいろ聞いておりますと、例えばスポーツ施設を誘致する、それから県民運動公園関係の駐車スペースの確保、それからこれは町長がおっしゃったことじゃないですけども、光の森駅から運動公園周辺へのアクセスをどうするか。例えばバス、臨時のバスあるいは通常の運行、あるいは道路の改善とかですね。それから、白水台地はもう優良農地の集積地帯ですから、農地の確保と住宅開発のバランスですね、これも取らなくちゃいけない。それから、県知事がシリコンバレー構想というのをおっしゃってまして、その件をどうするかはまだその後の発言が出てませんが、そういった可能性もある。そういったことをひっくるめて、本当に白水台地の発展策についてはしっかり取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に移ります。後はもう、先ほど申し上げましたように、もう朝の福島議員等の質問でほぼもう回答が出てますので、例えば交通渋滞解消に関する諸施策については、菊陽空港線延伸事業の進捗状況は先ほどお聞きしました。ただ1点だけ、県の担当部分、跨線橋です、跨線橋でこの豊肥線を越えるというこの県の担当部分の進捗状況はどうなっておるか聞かせてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

県と町とで連携して進めております当事業につきましては、定期的に県さんと工程関係についてもすり合わせのほうを行っているところでございます。御質問の跨線橋の進捗状況というところでございますけれども、こちらについても今のところは遅滞なく進めているというところで県のほうからは聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） では、次の2番目、国道57号線の南方交差点の改善、大津植木線の多車線化、下原堀川線の延伸と合志インターチェンジへのアクセス計画の進捗状況はどうなっているか、完成時期がいつ頃かということも含めてお知らせください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

南方大人足線交差点改良事業については、本年6月に交差点形状や道路構造を検討する交差点予備設計業務を発注いたしております。

これまで道路管理者の国土交通省及び交通管理者である熊本県警と協議を重ねています。

今後については、国土交通省及び熊本県警と協議を続けながら、関係地権者に対しては丁寧



な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら早期完成を目指してまいります。

町では、当該道路整備事業に要する必要な予算確保について、本年11月18日に国土交通大臣へ町長が、続けて11月28日に国土交通省九州地方整備局長へ町長と議長が令和5年度当初予算の重点的な配分について要望活動を行ったところでございます。

次に、県道大津植木線の多車線化については、広域道路ネットワークの横軸としてつながる当該県道の強化は、産業集積の拠点化を図る上で大変重要であり、多車線化により玄関口としてふさわしい環境整備を行うため、10月に概略設計に着手されたと県から聞いております。

次に、町道下原堀川線の延伸と合志インターチェンジアクセス道路は、国道57号と合志インターチェンジを接続させることにより、道路ネットワークの縦軸を強化しこの地域の渋滞対策を図るもので、町道下原堀川線と県道新山原水線の交差点から合志インターチェンジ間の概略設計を10月に着手されたと県から聞いているところでございます。

県で取り組まれているこの2路線については、県におけるJASM周辺の基幹道路網構想の中・長期施策としての位置づけであり、完成の時期につきましては、現時点で県からの説明はございませんが、早期事業化を目指しスピード感を持って取り組むと聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 重大な関心を持って見守っていきたいと思います。

3番目に行きます。

杉並木公園線、総合体育館の横を通過して図書館の前を通る路線ですが、杉並木公園線の延伸計画について、総工費、工期の概要が分かればお知らせください。それから、どういう課題があるか。低湿地ですよね、あそこの菊陽自動車学校の東側というのは。そういった問題もありますし、どんな課題を克服せねばならないか。総工費、工期の概要、それから今の課題について教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

杉並木公園線延伸計画道路につきましては、セミコンテクノパーク及びその周辺道路で発生している朝夕の慢性的な渋滞を緩和するため、現在県と進めています都市計画道路菊陽空港線の整備に合わせて、さらなる渋滞緩和はもちろんです。原水地域と町の西部地域を結ぶ重要な路線として、現在の町道杉並木公園線から都市計画道路菊陽空港線を経由して町道南方大人足線まで延長約2.5キロメートルで計画をしております。

今年度、道路のルートなどを決定する予備設計業務に着手しており、将来交通量の推計等、道路のルート並びに道路幅などの規格を検討しているところでございます。

総事業費につきましては、現時点では概算で10億円程度を見込んでおりますが、今年度の予備設計において、道路のルート並びに道路の規格等が決まりましたら、予備設計時点の総事業

費を算定し、より実施に近い総事業費をつかんでまいりたいと考えております。

次に、本事業の工事の概要と課題については、まず工期については、現在進めております都市計画道路菊陽空港線や今年度予備設計を進めております町道南方大人足線の関連事業の進捗を勘案した工期計画となるよう事業を進める必要がございます。さらに、県から7月に発表された県道大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路の整備計画も注視しながら、慎重に事業を進める必要があると考えております。

本町では、現在、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の事業化を目指し、県をはじめとする関係機関と協議を進めているところです。

当該道路は、この事業において拠点と拠点を結ぶ重要な道路と位置づけており、一体的に整備するものであるため、工期については区画整理事業との進捗との兼ね合いで定まってくるものと考えております。

次に、課題については、当該計画道路の周辺には農地が広がっており、用水路が流れていますが、土水路であると共に水路底が農地より高い位置にあるため、周辺農地は排水状況が悪く、豪雨時には度々決壊し、営農に影響が出ています。

一般的に道路計画は排水計画が重要であり、当該道路計画においては、道路排水だけでなく、周辺農地の排水計画を一体的に検討することが必要であると考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今、拠点と拠点を結ぶ大変大事な道路とおっしゃいました。もうそのとおりだと思います。これまたぜひ注目をしていきたいと思います。

それから最後、4番目ですが、菊陽町のもうあらゆる道路が今渋滞、それも時間帯を問わずいつも渋滞しているという状況になってるかと思います。こういったことについて、今詳しくは言えないでしょうけれども、概略どうのことを考えてらっしゃるかをお知らせください。もう2回目の質問はいたしません。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました県と本町で進めている渋滞解消に向けた道路整備計画のほか、本町においては、朝夕の通勤時間帯では国道57号をはじめ県道熊本大津線、県道住吉熊本線など様々なところでの渋滞が発生しております。

道路の渋滞については、昨年12月に小学校区単位で開催された住民懇談会でも、区長、自治会長をはじめ多くの町民の皆様から、その他の道路の混雑について御意見をいただきました。

町では、住民懇談会の御意見を受けて、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的に、今年1月末の2日間にわたり町職員による交通渋滞実態調査を行い、さらに各地域の渋滞の状況については、区長、自治会長に直接聞き取らせていただき、できるだけ細やかな実態把握に努めたところでございます。

この交通渋滞実態調査は、今回にとどめず、今後定期的に実施を考えており、渋滞状況の推移を見ることで、現在進めている道路整備の効果や課題等を評価し、さらには将来の渋滞対策に向けた取組に活用してまいりたいと考えております。

渋滞の問題は、町の最重要課題と捉えておりますが、解消に向けては、国をはじめ県、近隣自治体と連携して取り組む必要がございます。その中で町が行う交通渋滞実態調査の結果等も、これら関係機関と情報を共有し、解消につながる適切な施策が図られるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、渋滞解消に当たっては、道路整備などのハード面と公共交通への誘導に向けた取組などソフト面も併せて取り組むことが必要でございます。本町においても、公共交通担当課と連携し、ソフト面の対策も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 終わります。

○議長（上田茂政君） 終わりますか。

甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時57分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和4年12月6日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和4年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和4年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 廣瀬英二君  | 2番  | 矢野厚子君   |
| 3番  | 大久保輝君  | 5番  | 西本友春君   |
| 6番  | 那須真理子君 | 7番  | 佐々木理美子君 |
| 8番  | 中岡敏博君  | 9番  | 北山正樹君   |
| 11番 | 坂本秀則君  | 12番 | 渡邊裕之君   |
| 13番 | 佐藤竜巳君  | 14番 | 甲斐榮治君   |
| 15番 | 岩下和高君  | 16番 | 小林久美子君  |
| 17番 | 福島知雄君  | 18番 | 上田茂政君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 高木定伸君  
書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|   |        |                 |         |
|---|--------|-----------------|---------|
| 町 長                                     | 吉本孝寿君  | 副町長             | 吉野邦宏君   |
| 教 育 長                                   | 上川幸俊君  | 教 育 部 長         | 芹川博文君   |
| 総務部長                                    | 板楠健次君  | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君   |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 東 桂一郎君 | 土木部長兼<br>都市計画課長 | 井 芹 渡 君 |
| 総務課長                                    | 梅原浩司君  | 危機管理防災課長        | 鍋島二郎君   |
| 総合政策課長                                  | 吉本雅和君  | 財 政 課 長         | 澤田一臣君   |
| 人権教育・啓発課長                               | 弓削浩昭君  | 建 設 課 長         | 矢野博則君   |
| 学務課長                                    | 平 征一郎君 | 施設整備課長          | 荒牧栄治君   |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長兼<br>総合体育館開設準備室長       | 岡本勇人君  |                 |         |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様おはようございます。議席番号2番矢野厚子です。師走のお忙しい中、朝早くからお集まりいただきました傍聴の方々、ありがとうございます。

4年前、私は補欠選挙で議席を得ました。残念ながら、同じ投票日の吉本町長は思いが届かず、一緒に議会に来ることができませんでした。今回は、新町長として同じ議会に迎えることができました。この4年間で菊陽町の状況は大きく変わりました。私自身も4年前の初心に戻った気持ちで、町の未来を考えて質問、発言させていただきたいと思います。

質問は、質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 吉本新町長、改めて御当選おめでとうございます。多忙な日々の中、町長の席にゆっくり座ることもできない日々だと思います。そんな中、一般質問の答弁には準備も大変だったと思います。しかし、菊陽町のさらなる発展のために、同じ方向にベクトルを合わせて努力できればと願っています。

今回、町所有の土地、建物について質問させていただきますが、TSMCの進出に伴い、関連企業が進出を希望しているが、熊本銀行の調べでは、土地がなくて8割が断念したとニュースになっていました。隣接する大津町は約2.6倍、合志市は約1.4倍の面積があり、断念した企業の進出先として選ばれています。もちろん、土地の形状や交通アクセス、水資源など、菊陽町が優れたものを持っているので、菊陽町の魅力は衰えることはありません。町の面積は増やせませんが、知恵を絞り、効率的な土地活用を考えていく必要があると思います。その手がかりとして今回の質問をします。

まず、1の町所有の建物の管理状況を問うですが、①主な建物とその棟数、②建物別の維持管理責任者は誰かの2項目について回答願います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、主な建物とその棟数についてということでございます。主な建物としましては、役場庁舎、各小・中学校、各町民センター、公営住宅、保育所や老人福祉センターなどの福祉施設、図書館などの社会教育施設、体育館などの社会体育施設などがございまして、施設数は

82施設ということになります。

建物別の維持管理者は誰かということですが、施設の維持管理につきましては、菊陽町組織規則の規定により、各施設ごとに定められた課等において分担処理することとなっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 最終責任者は、もちろん町長であると思います。ほぼ日常の管理責任者は、施設の入り口にかけている名札に記載されている方々だと思います。では、3番の保守点検はどのように行っているかについてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

保守点検をどのように行っているかにつきましては、各施設ごとに維持管理主管課で点検のほうを行っております。必要に応じて職員で目視等による点検を行っておりますが、法定点検等につきましては、維持管理主管課で予算を計上し、業務委託等により実施しているところでございます。また、老人福祉センターや総合交流ターミナルにつきましては指定管理により、役場庁舎につきましては令和4年度から包括管理業務委託により実施しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 建物の使用目的によって点検の回数とか方法も違うと思います。法定で定められた点検のほか、地震や台風などによる自然の外的要因による影響をチェックする場合や、故意に行われた破壊行為に対しての異状チェックなど、いろいろ点検はあると思います。その内容によって、現場の責任者が行ったり、保守委託業者が行っているということですね。それでは、その結果で、4の、補修工事が必要な場合は金額ごとに各現場で判断できるのか、その場合の金額上限などの基準は定められているかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

補修工事が必要な場合は金額ごとに現場で判断できるのか、その場合の金額上限はどのようになっているのかにつきましては、施設が老朽化や破損等により修繕が必要となった場合は、各施設維持管理主管課で対応していくこととなります。軽微な場合などにつきましては職員で応急的に修繕を行い、修繕方法等を検討した上で必要な額を積算し、予算措置及び契約締結などの事務を行っております。指定管理の場合は、軽微な修繕であれば指定管理者のほうで実施しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） もう少しゆっくりと言ってもらえますか。聞き取りがとても、メモまでで

きなくても、よく聞き取れない部分がありますので、よろしくお願いします。

交換できる乾電池とか蛍光灯とか、消耗品を取り替えれば原状回復するものは多分、多少の在庫を持つことによりすぐに解決することができますが、壁の一部の破損やひび割れなど、安全管理につながる破損は専門家の判断に委ねられなければならないと思います。その場合には、使用できるまでかなりな時間を必要とするのではないかと思います。

建物には寿命があります。今、町が所有する建物はいずれ劣化し、解体、建て直しの日がやってきます。法令で税法上の耐用年数があり、RCが47年、SRCは60年と定められています。しかし、実際の年数は、メンテナンスや構造の違い、または環境の違いで差が生じると思います。そのために、建物の管理責任者は定期的に建物の安全管理をしなくてはならないと思います。

建物の用途ごとに、福祉とか体育とかそれぞれですね、管理責任者が違うので、不具合が発生した場合は現場から担当課が電話を受け、現場に確認に行き、必要となる業者に連絡し、相談し、相見積りを取り、決裁の手続を確認して発注を行う。作業終了後に完了確認をして、経理に支払い依頼をする。大体がこのような流れだと思いますが、間違いはないですか。確認です。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 大まかな流れとしましてはそのような形で行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 担当課の職員は、本来の抱えている業務がある中でイレギュラーの作業を行っています。その負担は、小さいようですが、積み重なるとかなりな時間となるのではないのでしょうか。

先日、地方議員研究会の主催する公共施設特別研修に参加してきました。その中で、民間の力を活用し、公民連携による公共施設マネジメントは包括委託から、との話がありました。公民連携によって民間のノウハウや資金の導入を図らなければ、地域住民の生活ニーズには応えられないということが明確になったという話でした。人口5万以下の市町村は2020年現在1,213団体で、その自治体の職員数は大体人口の1%ほどだと言います。現在、4万3,000人の人口の菊陽町は400人前後の職員がいて、標準的な職員数であります。現在の町の職員数は何人ですか。昨日も何度も答えられていると思いますが。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

町の職員数ということですが、正職員のほうが250名と会計年度任用職員が275名です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 幾ら能力の高い職員であっても、特に現場に出向く職員にとっては残業し



でも追いつかない実態だと思います。ネットで職員の数調べたときに、同じく有休の取得というも菊陽町の去年のが載ってありました。昨年の取得数、平均7日。消化率17.8%。国の職員は14.8日、民間は10.18日。残業数も載ってましたけど、残業は正確だとは思えませんので調べませんでしたけど、いかに菊陽町の職員が休みを取らずに働いてるかというのが調べると分かるんですよ。

今回の議会の初日に、道路の維持管理が追いつかなくて事故が起きた事例が報告されました。町は体制を考える必要があるのではないのでしょうか。そこで、先ほどお話しした、公民連携による公共施設マネジメントは包括委託から、です。

2012年に、香川県の2万人ほどの町が、約200人の職員に技術系の職員がいなくて、大手ビルメンテナンス業者に中学校建設という大型PFI事業の一部として公共施設保守管理点検を併せて委託したことが始まりました。その後、20ほどの自治体で始まり、この包括的保守管理契約に日常修繕業務を組み込むことによって、安全性の確保、リアルな施設の状態把握、全庁的な対応優先度の判定ができるようになり、その結果、業務における数千万円に及ぶ事務コスト、人件費削減に成功したという事例が生まれています。

その中で、いろいろな話題の多い明石市の事例が紹介されました。明石市では、常駐の外部業者に委託し、それぞれの建物の修理の基準を統一し、効率化を図っています。予算も各部署で取るのではなく、まとめて予算を組んでいます。また、常駐の業者が工具を積んだ車で巡回することにより、破損や劣化した場所の発見も早く、その場でできる修理は完了させてしまうという仕組みです。早めの修理は、建物の劣化、破損のスピードを抑え、事故を防ぐことにもつながります。仕事の仕組みの流れを変えて、公務員でなくてもできる単純労働は明石市のように委託することを提案しますが、町はどう考えますか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、包括管理業務委託でございます。各施設で行っております維持管理につきまして包括管理業務委託ということによりまして、施設の状況や補修等の内容及び各種点検等を同一のルールにより実施することが可能となる。また、施設の品質の標準化が図れる。各施設の各種点検等を一括して実施することによりまして費用対効果が向上する。また、矢野議員からもありましたように、人口の増加に伴いまして権限移譲などにより職員の業務が年々増加している状況でございまして、職員の事務量の軽減を図ることができるなどといったことがございます。

今現在、役場庁舎のほうで令和4年度から包括管理業務委託ということで、こちらは法定点検等について併せて委託しているところでございます。こちらについては段階的に広げていって、各施設、それぞれの施設を一括して管理できる、そこまで広げていければいいかと思っております。施設ごとにそれぞれ目的があつていろいろ運用してるところでもございますので、そういったのを勘案しながら、包括管理業務委託を複数の施設に広げて一括で管理できるよう

になればというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） まずは先進事例を幾つも見に行って、なかなか研修に行く時間がないという声も聞きましたが、ぜひ町長も先進の視察をするということから始めていただきたいと思えます。

では、2番の町所有の土地の管理状況についてお尋ねします。

1、町の所有する公園、広場、空き地など多数あると思いますが、その総面積はどれだけで、菊陽町の総面積の何%になるのか。また、評価額はどの程度だと推察するかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

町の所有する土地で道路等のインフラ資産を除きますと、令和3年度末の状況で総面積が1平方キロメートルとなります。菊陽町の面積が37.46平方キロメートルになりますので、約2.7%となります。また、評価額につきましては約145億円となります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 145億円って、これを多いと評価するかどうかは別ですけども。

冒頭で発言したように、TSMCの進出に伴い、いろんな企業が進出を希望しても土地がないということで諦め、近隣の大津、菊池市などに土地を求め、立地協定の調印の記事がよく新聞等に掲載されています。菊陽町はまた通り抜けの車の渋滞が増えると思ってしまいます。

町の所有する土地は本当に有効活用されているのか考えたときに、今回の役場駐車場整備工事を思いました。駐車場はもちろん必要です。ただ、誰のための、何のための駐車場か。平地の駐車場でよかったのか。この土地の評価額はどの程度なのか。これが民間の土地所有者であれば、立体にして、上に事務所や住居を造り、効率的な収入と維持管理費のバランスを考えて造るでしょう。役場の駐車場であるがゆえに、今後も補修などの管理が発生し続けます。今後も職員の増加に伴い、駐車場を造る考えも先日発言されました。議員の駐車場も、議会のたびに駐車スペースを確保していただいています。ただ、民間の会社勤務の経験からすると、かなりの田舎でない限り、会社の敷地に職員の駐車場があるのはまれです。近くの月ぎめ駐車場を借りて止めているのが多数だと思います。交通の便が悪いからと言われると思いますが、私が空港に勤務しているときも、お客様優先で、従業員は遠くの限られた場所に止めて駐車場料金を支払っていました。

民間の当たり前を導入することも今後必要ではないでしょうか。ぜひ、民間のように経営のことを真剣に考える姿勢も考えていただきたいのですが、町としてはどのように考えられますか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、役場駐車場につきましては、立体駐車場ということも考えていたところでございますが、立体駐車場につきましては費用のほう为数億円かかるということで、ただ、その立体駐車場につきましても職員の台数を賄うことはできないというところで、また、建物が建てば当然その維持管理費も出てくるというところになるところでございます。また、役場庁舎ができた頃は昭和53年頃で、その当時の人口と今の人口が大きく増加しておりまして、なかなか敷地が少ないというところはございます。その中でありまして、立体駐車場によって賄っていくことが非常に難しいということと維持管理費とかそういったものを考えまして、現在、町民グラウンドで使われてますC、Dコートの方を役場駐車場として活用させていただきたいと考えてるところでございます。

また、野球場等も駐車場が、今、役場の駐車場を兼務で使ってるような形ではございましたが、利用されることもあるので、グラウンドを駐車場にすることによってその利活用を図ることができるということもございますので、そういった形に今させていただいてるところでございます。

矢野議員がおっしゃったように、公共施設のマネジメント、民間的な経営視点を入れることは非常に大事でございますので、そのことを考えながら今後進めていく必要があるというふうには考えておりますので、そういった視点を持ちながら公共施設のマネジメントを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 職員の数が増えたり、また維持管理にお金がかかるということですけども、建物を利用して収益を生むということも手段として考えていくことが必要じゃないかと思えます。

次の2番で、町所有の公園、広場、空き地の草刈りや樹木の剪定、遊具やベンチなどの保守点検や補修はどこが窓口で、どのような流れになっているかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

施設の維持管理は、菊陽町組織規則の規定により、各施設ごとに定められた課等において分担処理することとなっておりますので、公園、広場、空き地等の土地に係る維持管理も各施設ごとの維持管理主管課で実施しております。公園の維持管理を例に挙げますと、草刈りについては地区へ委託している箇所と業者へ委託している箇所があります。また、樹木の剪定については業者のほうに委託しております。遊具につきましては、年に1度、専門技術者が在籍している業者に点検を委託しており、その結果に応じて必要な改修等を行っております。加えて、利用者の多い公園につきましては、毎月職員が巡回し、点検を行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） これも先日、坂本議員が町の管理するのり面について質問されてきました。なかなか管理が行き届かなくて事故の原因とまでなっているということで、行き届かないことに関して決して職員の方たちを責める気持ちはありません。ただ、命に及ぶ事故が発生してからでは遅過ぎます。建物の管理のところで発言したように、民間に委託して職員の業務負担を軽くし、町民の安全を確保できるようにする必要があるのではないのでしょうか。町の考えを再度問います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 維持管理につきましては、民間委託等による実施というところも念頭に置きながら進めていく必要があると考えておりますし、自治体のデジタル化が進む中でAI等を活用した維持管理というものもございますので、そういったものを取り入れながら効果的な維持管理ができればというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ぜひ、しっかりと考えてください。

次、3番の、資産の有効活用について検討する場はあるかについてお尋ねします。あるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

資産の有効活用につきましては、有効利用されていない資産の活用方法の見直しや処分、また資産の売却などが考えられるかと思えます。現時点におきまして、資産の運用等につきましては、各施設維持管理主管課で検討し、関係課などで協議を行った上で、最終的に協議が調った場合に実行する流れとなっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町所有の固定資産についてここまでお尋ねしました。近年、防災広場、防災センターが完成し、今、総合体育館が建設中で、来年完成します。学校施設も増築が続き、管理物件は増える一方です。また、老朽化も進み、老人福祉センターのトイレが近年改修されました。中央公民館のトイレも改修予定だと聞きます。維持管理費は年々増加し、10年後にはどのようなになっているか。また、交通量の増加により道路の傷みは増えて、また住宅開発に伴い、新しい道路が町道に繰り入れられ、どんどん町道が長くなっているのではありませんか。その対応に必要な財源はどうなるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

維持管理費用につきましては、町が発展していくにつれて道路等も延びてきますし、施設等も増えてきます。当然ながら、維持管理の費用というのは上がってくるところでございます。ただ、それに伴い、税収等の増加も併せて見込まれるところでございます。維持管理については必要な費用でございますので、そういった増加していく税収などを財源として維持管理については適切に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町民が増えて税収が増加しても、住民サービスに係るお金も年々膨らんでいくと思います。町所有の資産を活用して利益を出す方法を考えるべきではないでしょうか。

以前、一般質問で、図書館に食事スペースを作れませんかと発言したことがあります。民間に委託して軽食を取れるスペースを提供することにより、家賃収入を得て図書館の維持管理に回したり、今TSUTAYAとかいろんなのが図書館には増えてますけれども、さんさん公園の管理棟の喫茶コーナーも作ったままですが、きちんと活用して利益が出るようにするべきではないのでしょうか。鼻ぐりの公園も、誰のために、何のためにあるのか。観光の施設と言うには何もありません。施設を造ったらおしまい、それから先が見えてきません。地域の公民館もいっそ管理を民間に委託して、コンビニ機能を持たせて、買物難民の解消や、子どもや高齢者の居場所として活用があってもよいのではないかと思います。

町の所有する資産は、民間からすれば宝の山です。民間の資金活用をぜひ検討していただきたい。政府は、今年6月に、先ほども言いましたPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間資金等活用事業と呼ばれる事業の10年間の推進計画を決定し、今年から5年間の重点実行期間と位置づけています。菊陽町でもしっかり検討して取り入れていくことを提案します。

続いて、町長の政策提言についてお尋ねします。

1番の、幾つかのスポーツ施設の整備、新設が挙げられていますが、具体的な場所の構想はありますか。また、来年完成する総合体育館の運用との兼ね合いはどうなっていますか。また、総合体育館のこけら落としについても検討されているのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、御質問にお答えをいたします。

町民が楽しめる総合運動公園の整備をはじめ、スケートボード、3人制バスケットボールなどの施設、硬式野球も可能な新球場や専用グラウンド場の整備につきましては、今後、町の財政状況を見極め、町民の皆様方の御意見を聞きながら実施に向けて検討をしております。

また、サッカー、アーチェリー、グラウンドゴルフ等で多く利用されているスポーツ広場を有する菊陽杉並木公園を拡張し、来年度、総合体育館を開館させることから、この周囲にスポーツ施設を集め、連携させることでスポーツ振興の拠点をつくることができると考えておりますが、土地利用に関する法規制などもあり、その実現に向け、クリアしなければならない課題

もありますので、慎重に進めてまいりたいと考えてるところでもございます。

総合体育館のこけら落としの検討につきましては、廣瀬議員にも答弁をしましてとおり、町民が楽しめるイベント、特に子どもたちがスポーツに関心や興味を持てるようなイベントができるように十分に検討してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 新しく施設を増やしたりするのは、先ほどから言ってるように、管理の面を含めて厳しいと思っております。

また、NPO法人クラブきくようへ年間を通じて曜日単位の施設の貸出しをされています。町とはどういう関係性になっているのか。また、その役割は明文化されているか。通告していないので、答えられる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長兼総合体育館開設準備室長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

NPO法人クラブきくようにつきましては、スポーツ庁が育成と推進を進めている総合型地域スポーツクラブとして、町主導で平成13年4月に熊本県で最初に設立されたスポーツクラブです。平成26年3月にはNPO法人格を取得され、主に町のスポーツ施設を利用した会員制のスポーツクラブ事業と小学生運動部活動の受皿としてのジュニアきくスポ事業、町からの健康事業や施設管理などの委託を受けた受託事業で運営されています。町民のスポーツ振興と健康増進に大きく寄与していただいている団体と認識しております。

スポーツクラブ事業での町施設の使用料につきましては、3分の2の減免を行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ありがとうございます。町にはいろんなスポーツの同好会の方がいらっしゃいますよね。クラブきくように入れない人たち、というか独自でされてる方たちというのは、練習場を求めてらっしゃいます。同じ町民が平等にスポーツを楽しめるように、配慮をよろしくお願いします。

続きまして、2番の、菊陽町の販売促進事業とか菊陽町広報大使の任命により広報活動の情報発信を行うとあるが、菊陽町の顔をどのように考えて、どのような方法で情報発信していくのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

菊陽町の広報大使の取組については、町長の政策提言を受け、本町の出身またはゆかりのある方や町の伝統文化を継承されている方たちなど、社会の様々な分野で活躍されている方を広

報大使として委嘱したいと考えております。

また、情報の発信方法としては、広報大使自身のふだんの活動において、本業に支障がない範囲で、本町の特産物、歴史や文化、自然、子育てや生活環境などの魅力発信や、知名度向上につながる活動や、本町の地域の活性化などを図るための活動をお願いしたいと考えております。具体的には、広報大使としての名刺配布、SNSや町ホームページでの情報発信、「さんふれあ」での一日店長、夏祭りやすぎなみフェスタなどでの特産品PRなどの活動を考えております。

また、広報大使に活動していただくためのツールとして、広報大使には、優待割引つきの広報大使名刺や町からの様々な情報誌のほか、活動先で配布していただくための町の特産品などを提供していくことを検討しており、現在、広報大使の設置に向けての準備を進めているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） その広報大使の人数と、あと、いつ頃かというのは決まっていますか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 人数といつ頃かということでございますが、人数につきましては可能な限りということを考えております。菊陽町出身の方、ゆかりの方、スポーツ、文化に限らず、先ほども課長のほうから答弁ありましたけども、様々な分野で御活躍の方を考えているところでもございます。いつかということでもありますけども、そちらは整備を進めて早めにやりたいというふうに考えているところでもございます。

また、先ほどの質問の中で菊陽町の顔ということがございましたけども、菊陽町の顔ということ考えたときに幾つもの顔があるというふうに考えているところでもございます。特に、農産物、特産物のニンジンにおきましては菊陽町の顔ということで、町としてもその販売促進に努めていかなければならないというふうには思っています。例えるならば、東京の銀座熊本館、そういったところに町のほうから出向きまして、菊陽町フェアというところで菊陽町の農産物、特産物をしっかりと菊陽町の顔として販売をしていくというのも一つの手段なのかなというふうに考えているところでもございます。私もキャロッピーと共に頑張ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 広報大使もできる限りということで、今思い出したんですけど、私、昔、全日空という会社に勤めているときに社長賞をもらったことがあるんですよね。それは、会社の品質向上月間という中で、社員として何ができるかということで、全日空の社員ですというタイトルの論文を出して社長賞をいただきました。それは、一人一人の社員が背中に全日空という看板をしょって、営業職でなくてもPRができる。直接的に販売はできなくっても、情報

を与えることはできる。それは、今この町の職員の方たちも同じだと思うんですよね。どれだけ菊陽町を愛してるか。どれだけ菊陽町が好きなのか。その思いがあれば、みんなの名刺にそれこそ割引券とかいろんなのをつけて、いろんな人に渡していく。全員が同じ目的に向かってやっていかなければ何事も進まない。一部の人だけがやってて、私は関係ない、そういう在り方では駄目だと思うんですよね。胸を張って、菊陽町はいいところだと。菊陽町の職員であることが誇りであるって、そういう町でないといけないと思いますので、その辺も心の中に入れていただければという思いがあります。

今、SNSという便利なものがあって、町長自身がフェイスブックなどで情報を発信しているらしいです。また、いろんな自治体が、フォロワーをたくさん持っているインフルエンサーと呼ばれる方を招待して、地域を案内、体験させて、情報発信を依頼したりしています。しかし、町内にも特定の人しか知らない情報、景色、言い伝えなどがあります。それをしっかり拾い起こし、日の目を見させることによって、菊陽にしかないものが見えてくると思います。その上で、しっかり発信していかなければならないと思います。

先日、産業経済常任委員会研修報告がありまして、委員長がきつれがわの道の駅の紹介をされました。ほかにはないオンリーワンを提供することで、ついでに行く場所ではなく、そこを目的に訪れる場所になる。私自身、主婦として買物に行くときに、日常に必要な品物は大体町内で買いそろえます。しかし、贈答用を探すときには大津の道の駅に行ったりします。その理由は、県内唯一のデパートの鶴屋の包装紙です。同じ商品であっても、スーパーの包装紙とデパートの包装紙では受け取る側も感じ方が違います。そうでしょ。また、館内全体で鶴屋の商品券が使えることも理由です。そんな客、人の心理をつかむのも必要ではありませんか。

きつれがわでは、土地の伝説のキツネをプリントした商品が人気でした。菊陽町でも、大津街道杉並木、鼻ぐり井手や鉄砲小路の生け垣、白川のかえる石など、デザイン化すればTシャツになりそうな場所がたくさんあります。ニンジンのTシャツも悪くはありませんが、そこにふるさと納税返礼品になっている馬刺の馬を併せてデザイン化すれば、ニンジンと馬刺ということで菊陽町の顔が見えてきます。町民の皆様の様々なアイデアをしっかりと聞き取って、歴史のある町の顔と、TSMCの進出に伴う先端技術のある菊陽と、ニンジンやスイカ、メロン、サツマイモなどおいしいものが収穫できる菊陽などのたくさんの顔を持つ菊陽町。先ほども町長がキャロッピーと一緒に頑張るとおっしゃいましたが、町長が先頭に立って各地域に売り込みに行かれることを確信を持って、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~



○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝。

○3番（大久保 輝君） 皆様おはようございます。大久保輝、一般質問をさせていただきます。

まずはその前に、議長、息苦しいので、マスクを外してよろしゅうございますでしょうか。

○議長（上田茂政君） よろしいですよ。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

本日は、傍聴いただきました皆様、誠にありがとうございます。

まずは、さきの町長選挙におきまして当選されました吉本町長、当選、誠におめでとうございいます。私、吉本町長が当選されてからこれまでの間に、結構多くの方から、町は変わりましたかというようなことを聞かれました。それこそ就任されてまだ二、三日ぐらいのときにもそのようなことを数名の方からお聞きされたこともございますけども、さすがに二、三日でそう聞かれましてもと思いながら、これから少しずつ変わっていくんじゃないでしょうかというふうにお答えさせていただきました。それだけ新町長への期待が持たれているということだろうというふうに思っております。

本定例会の初日の所信表明におかれましては、選挙時に掲げられた8つの政策分野を進めていかれるということでした。もちろん、実施について時間がかかるものもあるかと思えますし、状況においては変化対応しなければならないことも出てくるかもしれませんが、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。その中で、私も議員として是々非々で意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

本日の質問は5項目、町民サービスの向上について、町庁舎の増改築計画について、パートナーシップ制度について、学校における新型コロナ対策について、町広報についての5項目ですが、特に新型コロナウイルス感染症対策に関しては、私は昨年9月議会、今年の3月議会でも新型コロナウイルスワクチンについて取り上げさせていただきました。私の思うところとして、ワクチンのことを含めて、新型コロナウイルス対策に関する国の取組はおかしなところが多くあるように思っております。

それこそワクチンに関して言えば、国は当初、感染予防効果が約95%あると。これは、過去2回の一般質問でも町のほうでもそのように答弁されています。集団免疫が確保できるからと国民に接種を促しましたが、国民の8割の方が2回以上の接種をされていますが、接種した方も接種していない方もほぼ同じように感染しています。それどころか、ワクチン接種者のほうが感染率が高いというデータもあります。そして、ある程度接種が進んでも集団免疫の確保はできないということになり、その後、ワクチンの目的は重症化予防に効果があるからということで、さらに3回、4回、5回と接種を促進しておりますが、ワクチンにより重症化が予防できるという明確なデータを私は見たことがございません。それどころか、このワクチン、11月11日に行われた厚生労働省のワクチン副反応検討部会の資料によると、これまでの間に、11月11日の報告までの間に1,908名の方の死亡事例が報告されています。

また、11月25日に国会議員の方々の超党派新型コロナワクチンを考える議連というものがあ  
りまして、国会議員や厚生労働省職員の方、ワクチン接種後に亡くなられた方の遺族の方々な  
どが出席して行われた、新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会という  
ものが開催されました。こちらにおいては、名古屋大学の小島勢二名誉教授が、この死亡報告  
はワクチンで亡くなられた方々のごく数%である可能性があるというようなことをおっしゃっ  
ていらっしやいます。そして、ワクチンの確保には約2.4兆円、そして接種にも約2.3兆円の費  
用が使われています。このワクチン関連も含めて、それ以外にも新型コロナ対策費として、医  
療体制提供のために主なものだけで17兆円程度の支援が行われているということです。

私は、毎日の新型コロナウイルスの陽性者数よりも、このようなことこそ報道されるべきだ  
と思いますが、この勉強会の内容はマスコミなどで報道されることは一切ないように思われま  
す。それどころか、この内容につきましてはユーチューブやニコニコ動画で当初配信されたよ  
うですけども、このインターネットサイトからもなぜか動画が削除されました。これらは私企  
業の判断とはいえ、マスコミや社会のインフラ化しつつあるインターネットサイトがこのよ  
うな公とも言える会議の映像を削除することに疑問を感じていますし、またマスコミの方も、今  
日はどなたもマスコミの方いらっしやいませんけども、ぜひこのようなことをしっかりと発信  
していただきたいというふうに思います。

11月7日には、財務相が社会保障という資料を出しています。その中では、新型コロナ第7  
波と言われた時期の重症化率と致死率、季節性インフルエンザのこの数年での重症化率と致死  
率を比較してありますが、重症化率、致死率ともに新型コロナは季節性インフルエンザよりも  
低く、これを見ると、もはや新型コロナは季節性インフルエンザよりも弱毒化してると言えま  
す。にもかかわらず、報道を見ますと、いまだに新型コロナは指定感染症での分類2類以上を  
5類への見直しを検討することを検討するといったようなことが言われているようで、私はも  
う5類にすらすらする必要もないのではないかというふうに思っています。しかし、いまだに指定感  
染症2類以上の扱いで国民に警戒を呼びかけながら、一方では税金を使って旅行支援を行うな  
ど、新型コロナが今も本当に2類以上の恐ろしい病であれば、これはちょっとおかしいことな  
んじゃないかというふうに思っております。

これ以外にも様々な新型コロナ対策には矛盾を感じております。新型コロナに対しての国の  
政策に関してはまだまだ申し上げたいことがございますけども、今回のコロナ対策に関するこ  
ととしては、学校での給食の際の黙食とマスクの着脱についてを質問させていただきます。

以降、質問は質問者席にて行います。

○議長（上田茂政君） 大久保議員、質問席ではマスクは……

（3番大久保 輝君「ここではしときます」の声あり）

はい。してください。ちょっと声ば大きくすればええけん。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まず、登壇時はマスクを外させていただきまして、ありがとうございます

した。ちょっと息苦しいですけども、しっかりと声を出させていただきたいと思います。

まず、1番目の質問、町民サービスの向上についてというところから質問させていただきます。

町民サービス向上への投資として、行政改革の推進、合理的な人員配置と職場環境の改善を挙げていらっしゃいますが、現在の職員数についてどう考えるかというところです。

私の考えとしては、これからも人口は増加していくということが考えられるこの町において、またTSMCの進出に伴う様々な課題が考えられる中、あるいは町長が掲げられた政策の実現に向けて、職員数を増やすべきではないかと考えまして、このように通告をしておりました。しかし、昨日の福島議員の一般質問に対する答弁で、場合によっては民間への外部委託も行いつつ、必要に応じて課や室などを設置するなどし、また職員数も増やし、働きやすい職場環境をつくっていくということであったかというふうに思います。この質問項目について、私がお聞きしたかったことについては昨日ほぼ答弁いただいているというふうには思っておりますので、あまりお聞きすることがここについてはなくなってしまうというふうには思っているんですけども、答弁も用意されていらっしゃるかもしれませんが、あえてお聞きするとすれば、今後の計画などについてもお話しできることがあればお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、お答えをいたします。

まず、町民サービスの向上のためにはということですが、対応する職員が生き生きと働くことができる環境づくりが必要であるというふうに考えているところでございます。私が町長就任に当たり職員の方々へお願いしたのは、まず挨拶をしましょう、仕事を楽しみましょう、家庭を大事にしましょうということです。また、職場をきれいに保ち、風通しのよい明るい職場環境をつくるのが職員のやる気、活力になり、町民サービスの向上につながるものと考えております。

御質問のありました職員数につきましては、今大久保議員もおっしゃいましたが、福島議員の一般質問でもお答えをしましたように、職員定数270人に対し、現在は250人となっております。今後の様々な課題への対応やよりよい住民サービスを提供するためには、職員数を増やし、しっかりと対応していくことが重要であり、必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 昨日も答弁でお聞きしておりましたけども、改めて御回答いただきまして、ありがとうございます。今後の計画などについてはこれからということかというふうに思いますので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の町庁舎の増改築計画についてというところでございます。

これからも人口の増加が見込まれ、町長は、将来的に人口が5万人を超えて、菊陽町が単独で市になることが予想されると。こちらは政策提言集の中でも示されておりますし、また、そ

うなることを当然これは想定していかなければならない状況だというふうに思っております。昨日から、そして私も今も、先ほど矢野議員も職員数のことについても言及していらっしやいましたけども、このような話も上がっておりますが、これからは様々な課題や町民のニーズの多様化などにより、職員数の増員や、先ほど来、課や室の設置も考えていくということもございました。また、町民へのサービスの向上という観点からも、職場環境の改善という意味においても、そろそろこの庁舎をどうするのか考えなければならない時期ではないかというふうに思います。

そのような中、昨年度、庁舎の増改築についての計画が示されましたが、吉本町長はこの計画に基づいて進めていかれるのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

庁舎整備につきましては、令和3年9月の議員連絡会におきまして大規模改修の方針案を説明させていただいております。また、令和4年度当初予算に庁舎改修基本計画策定業務委託の予算を計上しまして、令和4年3月の常任委員会において、町を取り巻く環境が大きく変化している中、庁舎改修方針についても見直したいと説明させていただいたところでございます。

しかしながら、本年度におきましては、国家プロジェクトとして進められておりますTSMCなどが出資するJASMの工場立地などに伴い、集合住宅の建設などが非常に活発化しており、大幅な人口増と併せて外国人の転入増加が見込まれております。そのため、高度な住民サービスの提供というのを考慮した場合に、庁舎の規模や必要な設備及びレイアウトなどが現在の方針で適正か、また建て替えが必要でないかなどを改めて検討する必要が生じていると考えております。そのため、現在の計画を一旦中断し、改めて庁舎の建て替えを含めた検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） 一旦、今までの計画については見直して、建て替えも含めたことを考えていくということによろしいのでしょうか。すいません、ちょっと早口だったので、私も聞き取りにくかったものですから。そういうところで要約するとよろしゅうございますでしょうか。

（財政課長澤田一臣君「はい」の声あり）

私も、おっしゃるとおり、建て替えも含めた検討を再度したほうがいいのではないかということをお願いして、このような質問をさせていただきました。町民サービスの向上や、先ほども言いました職場環境の改善という観点からも、ぜひここについてはしっかりと、昨日から色々財源ということについてもお話もあっておりますけども、そこはしっかりと考えていただきながら、私もしっかりと勉強して、いろいろとこういったことについてもお話ができるようにしていきたいというふうに思っております。その上で、ぜひ実現できるように前向きに取

り組んでいただきたいというふうに思います。

では、3番目の質問に移らせていただきます。

3番目、パートナーシップ制度についてお尋ねをいたします。

パートナーシップ制度とは何かというところですが、パートナーシップ制度については、9月定例会の小林議員の一般質問に対する答弁で、今後、関係課等と調整を図り、要綱を策定、制定し、年度内の制度導入に向けて準備を進めていくという答弁がありました。9月定例会より以前からパートナーシップ制度については質問が何度も上がっていたかもしれませんが、9月定例会では要綱の制定の準備を進めていくという答弁がございましたので、それこそ今はまだ準備の段階かというふうに思いますが、まずはパートナーシップ制度とは何かということをお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） お答えいたします。

パートナーシップ制度とは、一方または双方が性的マイノリティーである2人が、お互いに共に支え合いながら生きていく人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓されたということを町が証明する制度でございます。お二人の関係を法的に保障するものではなく、性的マイノリティーの方々抱える生きづらさの解消につなげるとともに、安心感を持って生活できる社会が実現することを期待するものでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 9月の定例会では、パートナーシップ制度に、これは今、宣誓を証明するというふうにおっしゃいましたかね。はい。ということで、それをすることによって、例えば町では公営住宅への入居の申込みができるなどというふうなところは、これは質問の中であったのか、答弁だったのか、どちらか分かりませんが、そういったことも話が出ておりましたが、そういったところは、今準備の段階かと思いますが、町としてどのように想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 御質問にお答えいたします。

近隣市町村によりますと、公営住宅の入居だったりとか、熊本市あたりですと市民病院とかがございますので、そういうあたりの面会とかがパートナーシップ制度により宣誓された方は家族同等の扱いということで、そういう状況もございますので、町としては、そういうサービスの提供ができる分については今後関係各課と調整を図りながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） そうすると、家族あるいは婚姻関係がある者と同等の公的なサービスが

受けられる可能性があるというところでよろしゅうございますかね。はい。

そうしますと、それ以外にも、例えば、これは私企業の考え方であり、公的なことではございませんが、パートナーシップ制度に登録と言うんですかね、することで、生命保険の受取人になることもできるという保険会社もあつたりするそうです。つまり、この制度を利用すると、公的機関あるいは私企業においても婚姻に相当すると認められるわけですが、そうなるというところで次の質問に移らせていただくんですけども、なぜ同性のパートナーについてのみ町の要綱としてこの制度を制定するのかというところですか。これについては、私の質問の趣旨が伝わりにくいかなというふうに思いますので、少し御説明させていただきます。

まず、パートナーシップ制度の導入は、日本では同性婚が認められていないから、婚姻に相当するということを自治体が公的に認めるというところで、9月の議会でもそのような答弁でされてらっしゃったかというふうに思います。それでは、日本では認められてない婚姻はほかに何があるのか。同性婚だけではないわけですね。民法では、同性婚以外にも、成人になれば婚姻はできませんというものがあります。そのほかに、重婚の禁止。近親者間の婚姻の禁止。直系姻族間の婚姻の禁止。養親子等の中の婚姻の禁止と。この中には、結婚したいと思っても法律的にできない方もいらっしゃいます。これは様々、裁判で争われている例もあります。しかし、パートナーシップ制度とは、すいません、これは私の解釈ですけども、基本的に同性者同士が婚姻に相当するという立場を得られるということだというふうに思っております。では、先ほど申し上げたような方々はどうなるのかということをおは疑問に思いましたので、このようなことも踏まえて、なぜ同性のパートナーについてのみ町の要綱としてこの制度を制定するのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） お答えいたします。

自治体によっては、戸籍上の同性カップルに限定している自治体もございます。菊陽町では、戸籍上の同性のカップルには限定せず、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティーであるお二人を対象とする予定です。また、条例ではなく要綱とする理由としましては、宣誓をし、その宣誓されたということを町が証明する制度となっており、住民に義務を課したり権利を制限するような内容等ではないので、要綱として制定するものでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） すいません、先に申し上げておくべきだったかもしれませんが、私、今おっしゃられるような性的マイノリティーと言われる方々に対して特別な気持ちは全く持っておらず、個々人の性的指向については自由であるべきだというふうに思っております。

今のお話でいくと、例えば先ほど申し上げたような近親者間の婚姻であるとか養親子等の間の婚姻も、これは法律では認められていませんが、パートナーシップ制度では認めるという考

え方でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 今、準備を進めております要綱の中には、先ほど大久保議員さんがおっしゃいましたように、近親間の結婚とか民法上の規定がございますので、その辺についてはそこを活用させていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ということは、近親者間とかこの辺についてはパートナーシップ制度は認めないということになりますね。そういうことになりますね。はい。

そうすると、やっぱり私は、こういったこともパートナーシップ制度に導入するべきだという意見も出てくる可能性があるんじゃないかというふうに思います。そうなんですよね。そうすると、こういったことが認められないとなると、私は公平性においてちょっと疑問が残るんじゃないかというふうに思うわけです。

3番目の質問に移るわけなんですけども、年度内に導入を進めるということでもございましたが、予定どおりに制定するのかというところでもございます。こちらについては、私がこの一般質問の通告をした後の11月30日に、東京地裁で同性婚訴訟に関する判決が出ました。それこそ今、民法の規定をある程度準用するというふうなことで人権・啓発課長おっしゃったかと思っておりますので、ここについて少し触れさせていただきたいと思います。

判決翌日の新聞等で報道されておりましたので、私もこれについて少し読みながら勉強させていただきました。翌12月1日の熊本日新聞を私読ませていただいたんですけども、同性婚制度なし、違憲状態と見出しで大きく書かれています。しかし、判決としては損害賠償請求を棄却しており、また結論としては合憲と判断とも記されており、要約された報道の中では私もよく理由が分からないところでもございました。ほかに読み進めますと、同性カップルに対する法的保護には多様な選択肢が想定されるとして、国会で十分に議論、検討されるべきで立法措置に委ねられるとし、方法も現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含めることだけに限定されるわけではないというふうにありました。つまり、同性間の婚姻だけに限らず、私が先ほど申し述べたような様々な理由で法律上、今は結婚ができない方々も踏まえて、立法府で今後議論していきなさいよというようなことであろうかというふうに思います。

また、同性婚に関する同種の訴訟は、この判決の前にも、昨年3月の札幌地裁、今年6月には大阪地裁でも判決が出ておりますが、札幌地裁では憲法14条の法の下での平等に反するとし、大阪地裁では合憲と。3つの裁判ではそれぞれに違いがあります。また、同種の訴訟があと2件あっており、その判決もまだ出ていない状態です。

そして、東京地裁判決の報道には、多くの自治体でパートナーシップ制度が広がりを見せてる現状も上げてとあって、パートナーシップ制度を導入してる自治体があることも判断材料の一つというふうになっていると思われまます。パートナーシップ制度は婚姻制度とは異なります

が、私はこれから立法府で同性婚などについての議論が、こういった判決も出てるんで、されていかれるであろうと考えたときに、婚姻に相当するというを自治体が公的に認める制度を、私は町の要綱制定だけで決めてしまっているのかということを考えてみました。

ちなみに、町長は政策提言集の中に、LGBT等の性的マイノリティー相談窓口を開設し、支援するとされていらっしゃる。私は、この考えは、これはこれで推進していただきたいというふうに思いますし、ただし、相談窓口を開設することと制度を制定することは全く別の問題だというふうに思っております。私は、この制度を制定することに関しては、まだまだ今のようなことも含めて議論を重ねていくべきことがあるかというふうに思いますし、その上で進めていくということであれば、課長は今、条例じゃなく要綱でということでおっしゃいましたけども、要綱制定としてではなく、議会で議決するべき事項としてできないのかというふうに考えましたので、このまま要綱制定として今年度中にということで計画どおり進めていくのかを御質問いたします。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えいたします。

今、大久保議員から様々な御要望と御意見をいただきまして、ありがとうございます。私どもも、この答弁を考えるに当たりまして様々なことを考えました。当然、新聞報道で出たようなことも鑑みまして、そしてまた菊陽町としてどのように取り組んでいかなければいけないのかということ非常に議論をしたところでもございます。その上でお答えをいたします。

菊陽町では、町民一人一人が互いの個性を尊重し、互いの違いを認め合い、共に支え合うことを通じて豊かでゆとりのある人権文化が定着するよう、人権教育、啓発の取組を進めてまいります。その中で、町としましては、性的マイノリティー、いわゆる性的少数者と呼ばれる方々に対する偏見や差別も重要な人権問題と認識をしております。制度導入により、性的マイノリティーと呼ばれる方々への偏見や差別の解消につながり、住民への認識が広がることを期待をし、年度内導入に向けて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 私自身も、先ほども申し上げましたとおり、特段、何の偏見というものも持っておりませんが、ただ、それとこの制度というものは今申し上げたとおり違うところがあるのかなというふうに思いましたので、このような形で質問をさせていただきました。

それでは、次の、学校における新型コロナ対策についてお尋ねをさせていただきます。

学校給食については現在も黙食が続いているが、今後、緩和する考えはあるかについてです。

文部科学省から出されている衛生管理マニュアル、これですね。先日頂きましたけども、学校の新しい生活様式には、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要と記されており、これだけ読むと、ほぼ黙



食しなさいと言ってるようにも取れますけどもですね。これにつきましては、今年11月8日に文部科学大臣が記者会見の中で、必ずしも黙食することを求めているわけではないという旨の発言がありました。そしてまた、報道されてました。

実は、この質問を通告する直前に、なんで文部科学大臣が必ずしも黙食を求めているという発言の後ですけども、とある学校の給食中に同級生と会話したところ、先生から黙って食べなさいと怒られたというようなことを生徒さんの保護者からお話をお聞きしましたので、必ずしも黙食でなくてもよいというふうに文部科学大臣が発言した後も黙食は徹底していくのかということ、あるいはそれをする必要があるのかということをお尋ねしたいと思っておりました。これは正式に、11月29日の文部科学省の事務連絡により、明確に、従前から必ず黙食とすることを求めているというふうなことが記載されているかというふうに思いますので、そういったものを踏まえて、今後、学校給食での黙食というものをどうするのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

コロナ禍での学校生活も3年が過ぎようとしています。その間、子どもたちの感染防止を最優先し、学校内でのクラスターを防ぎ、子どもたちの学びを止めないことを目指して、町内の小・中学校で様々な対策を講じてまいりました。感染防止の方法につきまして基準としておりますのが、国から示されているガイドラインです。最新の改訂は2022年4月1日になされており、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式Ver. 8に沿って感染防止対策を取っているところです。

この衛生管理マニュアルによりますと、給食等の食事を取る場面において飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要と記されています。このことを踏まえ、本町を含め、県内の多くの小・中学校においては、机を前に向けて黙食の形を取ってきたところです。

しかし、先週11月29日に国は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についての通知を出し、同日、県から各市町村に下りてまいりました。それによりますと、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において児童・生徒等の間で会話を行うことも可能であり、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討するように示されています。このことを踏まえ、11月30日に町内の各学校に本通知を周知するとともに、翌12月1日に臨時の校長会議を開き、共通理解を図ったところです。

ただ、中学生にとってはこれから入試の時期を迎えます。小学生の弟、妹も含めて、家族においても非常に気を遣う時期になることを踏まえ、町としましては、座席の配置や換気の確保等、感染対策を工夫するとともに、感染状況を見ながら徐々に緩和してまいりたいと思います。

学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支える上で大変重要であり、健全な食育の推進の

ためにも、以前のように机を向かい合わせにして、会話も楽しみながら給食ができる日が一日も早く来ることを願っております。現状では直ちに会食形式に戻すことは困難ですが、今後のコロナの状況を踏まえながら、黙食を緩和する方向で対応してまいりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すいません、徐々に緩和するということは、今のところは現状のままというところになるのでしょうか。その辺がよく分かりにくかったんで、もう一度その辺をお答えいただければと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 徐々に緩和という表現を使わせていただきましたけれども、学校、学級によってはいまだに学級閉鎖になる学校、学級等もございまして、その学級の状況に応じて、本当に危ないときには、今日は黙食でいきましょうとか、そういう心配のないときに、先ほど大久保議員が御指摘がありましたように、少しでもしゃべったら、しっ、とか、全てを遮るような、そういう完全黙食の感じではないというところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 少しずつ緩和していくという考え方なんだろうというふうに思いました。ただ、そもそもコロナ禍以前、インフルエンザの流行時期にもうそろそろ入るぐらいの時期なんじゃないかと思えますけども、ここまで徹底した感染対策を求めている方はいらっしやらなかったんじゃないかなというふうに私は思うわけなんですけども。また、今部長もおっしゃったように、学校は、私が思うところとしても、単なる知識等の学習のためだけでなく様々な人間関係なんかを学ぶ場でもあり、食事中の通常の会話をあまり制限し過ぎるのは子どもの成長過程においてはいかななものかというふうに思っておりますし、またそのような声をいただいているので、このような質問をさせていただいております。

そして、私自身はというと、昼食はほとんど、個人的な話で申し訳ないですけど、外食なんかしてるんですけども、飲食店で周りを見渡しますと、黙って食べている方っていないんですね、ほとんど。夜の宴席などあれば、普通にコロナ前と同じような光景になっているところがほとんどです。そうした状況を子どもたちが見たとしたら、我々大人は何と答えるのかなというふうに非常に疑問に思っているところもあります。

また、これも保護者の方からいただいている声ですけども、給食時間になると子どもたちが、クラスメート同士が会話しないように見回りするような組織みたいなものを学校の先生の指導でつくっているとお聞きしました。このような活動が子ども同士の不信感みたいなものを生み出すんじゃないかと私はちょっと危惧したりしているところです。しかし、休み時間にはこの係の人は任務がなくなるそうで、会話は一切指摘することもないというふうなことで、食事の時間だけを極端に制限してるということをお聞きしておりますので、これもあまり科学的でないというふうに思ったりしております。これは、こちらのほうで指導してるわけじゃないかもしれませんが、学校としてはそういったことがあっているということをお聞きしたの

で、お伝えしておきます。

そして、先ほど部長もおっしゃられました11月29日の事務連絡において、黙食の部分については削除みたいところになってるかというふうに思いますけれども、その文書、その1つ前、2つ前ですかね、に、ワクチン接種について接種促進に向けた呼びかけ等を行っていくと下線を引いて強調して記されておりました。これ私、一般質問通告後にこの事務連絡が出ておりましたので、通告外となりますので、お答えできれば結構ですけども、今後学校において、子どもたちのワクチンの接種促進に向けて、これを強く呼びかけていくのかということ、もしお答えできればお願いいたします。お答えできなければ結構です。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） ワクチン接種につきましては、こちらから家族、子どもたちに接種を促すようなことはございません。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。明確に促進とは書いてないですけども、あの文書を読むと、かなり接種を促進しなければならないような文書に私は思えたものですから、改めてこちらの質問をさせていただきました。

それでは、今の返答をお聞きして安心したところでございますけれども、次は、学校の授業や登下校時のマスクの着脱について、どのような指導が行われているのかということについてになります。

今は大分寒くなってきましたんで、それほどまでなりませんけれども、特に夏場において登下校時にマスクを着用したままの子どもたちを見ると、周りに誰もいなくても、1人でマスクをつけて登下校とかしてる子がいるわけですね。こんな暑い中をマスク着用で歩いてて、本当、具合悪くならないのかなと、とても心配して見ておりました。今月に入ってすっかり寒くなってまいりましたので、マスク着用での登下校による熱中症などの心配はほとんどないかというふうに思いますけれども、そもそも登下校時も学校内でも、どれぐらいマスクの着用してるか分かりませんが、ほぼマスク着用した状態なんじゃないかというふうに私は想像してるわけですが、その状態で生活してる子どもたちの心や体、脳の発達に対して影響がないのか。これについては様々言われておりますけども、私まだこちらについて科学的にしっかりとしたお話はできませんが、これからの影響というのは大変心配はしているところであります。

先ほど、黙食のほうでも答弁いただきました。保護者の方々にも様々な考えがあるかというふうに思いますし、当然、マスク着用を徹底してほしいという保護者さんもいらっしゃるというふうに思いますし、一方、私のほうには、いいかげんマスクの着用についてはやめてほしいという声もいただいております。先ほどのような将来的な心配というものを考えてだというふうに思います。そして、そのようなお考えの保護者さんは、なかなかただこれは言い出しにくいという社会の雰囲気があるということもおっしゃっているのも事実であります。

しかしながら、国から様々な事務連絡等含め、マスクの着用を推奨はしていますが、着脱に

関する法的な義務は私は一切存在していないというふうに思っています。そのため、本人の意思に反してマスクの着脱を強要することはおかしいというふうに考えておりますし、マスクの着脱は個々人の自由意思であると考えますけれども、学校におけるマスクの着脱についてはどのような指導という形で行われてるのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

マスクの着用については、国の指針に沿って、十分な身体的距離が確保できる場合にはマスク着用の必要がないこと。体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童・生徒に対してマスクを外すよう指導することを示してまいりました。ただ、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒も一定数おり、命に関わるような場面を除いては、無理強いすることなく本人や保護者の意思を尊重してきたところであります。

マスクの着脱についても、今回の11月29日に通知された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についての中で、児童・生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する。マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き活動場所や活動場面に応じた張りのあるマスクの着用が行われるよう示されています。この件につきましても、11月30日に町内の各学校に周知するとともに、翌12月1日に臨時の校長会議を開き、共通理解を図ったところであります。

今後も、児童・生徒の心情等に適切に配慮した上で、活動場所や活動場面に応じたマスクの着脱について取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） なかなかその心情というものを明確に表現しにくい保護者さんもいらっしゃる場所をお考えいただきたいというところも思うところでもあります。

いずれにしても、これについては国の方針に沿った形ということでは指導されていらっしゃるんだらうというふうには思います。が、正直、集団生活を送る中で、先ほど申し上げました黙食やマスクの着用がどれぐらい効果があるのかと、私は少し疑問に思っているところがあります。

私自身はといいますと、今こうやって着用してはいますが、議長の指示でちゃんと着けさせていただいているわけですが、この質問におきましては、学校における新型コロナ対策についてということで、黙食やマスクの着脱についての質問をさせていただきました。何事も全ての方の意見がもちろん一致することはないというふうに思いますけれども、しかしながら我々大人は子どもたちを健やかに育てていく責務があるというふうに思っておりますし、その目的においては皆様変わらないというふうに思います。そのための方法として、果たして徹底した黙食やマスク着用がそうであると言えるのか、私はちょっと疑問に思っているところでありますし、今回は学校のコロナ対策として黙食やマスクの着脱についての質問をさせていただきました。

たが、今後もいろいろと私なりに勉強、調査研究して、また質問、提言などを行わせていただきたいというふうに思います。

続きまして、5番目の質問に移らせていただきます。

町の広報きくようについてというところでお尋ねをいたします。

本年9月に広報きくようにおいて、議会での議決前の事業が決定したという内容を掲載の上で印刷、配布手配がされていた。なぜ急いで掲載する必要があったのかというところになります。

こちらは、8月23日の臨時議会で議決された事業について、たまたま配布事業者が早かったのか、私の自宅に3日後の8月26日に広報が届きまして、内容を見てみると、3日前の臨時議会で議決された事業が掲載されていました。あまりにも早かったので、配布事業者にスケジュール感どうなってるんですかというふうに私も確認させていただきましたら、臨時議会の翌日の8月24日に納品された後、配布されたということでお聞きしました。どう考えても物理的に、印刷は議決前からしとかなないと無理じゃないかというふうに思いましたので、議決前から印刷して納品したというふうにしか考えられませんでしたので、なぜこのようなことになったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の光の森駅前横断歩道橋の記事につきましては、建設課において記事を作成させていただいております。駅前の工事ということもあり、工事前に早く町民の皆様にご案内させていただけるよう、9月号に掲載させていただいたところでございますが、御指摘のとおり、議会での議決を見込んだかのような内容を掲載の上で印刷、配布の手配をしたことについては大変反省してるところでございます。今後、このようなことが起こらないよう最大限の注意を払い、慎重に記事を掲載するよう努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 広報きくようの編集、発行の部分については、担当している総合政策課よりお答えいたします。

日頃より記事の内容に細心の注意を払い、広報の編集を行っているところですが、今後、議会の議決が関係する記事につきましては、議員の御指摘のようなことが起こらないよう、担当部署としっかり確認を取りながら掲載してまいります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） この件は、9月定例会の総務常任委員会の中でも、決算の審議ということではございますけども、決算に直接関係する事項ではありませんでしたが、お尋ねをさせていただいたところです。その際、否決されれば修正作業を行う予定でしたということでお聞きしています。また、過去にも、広報の納品があってから修正して配布した事例があるというふうな答弁をいただきました。そもそも、そういった事例が過去にあるのであれば、なおさらこれ

は気をつけなければならない問題じゃないかというふうに思いましたが、決算審議でしたので、それ以上のことは私は申し上げておりません。今後は内部で調整し、対応していくとの答弁もあっておりましたが、しかしながらその後、9月議会中に、私はこれは速やかに他部署にも周知されるべき事項ではないかというふうに思いましたが、そこを恐らくされてなかったんじゃないかと思います。そちらのほうが私は問題じゃないかというふうに思ったものですから、これ通告させていただいてます。

この一連の問題は、これは議会軽視というふうに私は思いますし、議会軽視は、私はこれはイコール町民軽視であるというふうに思います。しかしながら、体制も変わりましたし、今後このようなことがないように業務に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時41分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。中岡敏博です。

まず初めに、さきの町長選挙におきまして次点候補者に約4,000票の大差で当選されました吉本孝寿町長、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。共に若い力で頑張っていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

また、さらにうれしい話題としては、町長の御子息もですが、九州学院の後輩である村神様ことヤクルトスワローズの村上宗隆選手の大活躍、そして九州学院を卒業、トヨタから横浜DeNAベイスターズに2位指名されました吉野光樹さんに期待しています。亡き父も国立熊本電波工業高等専門学校野球部の監督をしていましたので、向こうでも喜んでいると思います。

それでは、本題に入ります。

今回の質問は、安全で安心し、豊かな笑顔が絶えないまちづくりの基本であります4つの大きな項目を用意しました。この後の質問は、通告に従いまして質問者席で行います。

では、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） まず初めに、4つの項目のうちの1番目の交通安全対策及び交通渋滞対策

についての(4)番、交通渋滞における様々な問題について町はどのように考え、取り組むのかという質問を通告しておりましたが、先日、同僚議員の質問で重複するものがございましたので、この通告を取り消させていただけないでしょうか。よろしいですか。

○議長（上田茂政君） そのとおりよかです。

○8番（中岡敏博君） ありがとうございます。(4)番の質問は取り消させていただきます。

それでは、質問に参ります。

交通安全対策及び交通渋滞対策についてなんですが、(1)の通学路交通安全プログラムに基づいた点検、その後の改良などの対策の進捗状況はどのようになっているのか。

これは、子どもたちの生命、身体及び財産を守るため、同僚議員も危惧しているところです。この計画に基づき、令和3年度に合同点検が実施されております。これは、千葉県八街市の事故後、国や県の通知に基づくものと承知しております。加えて、プログラムの1年ごとに2中学校校区の点検としている内容を、さらに今年度も炎天下の中で全ての小学校校区の通学路を点検し、さらに安全性を高めたいという強い思いを高く評価いたしております。しかし、PDCAサイクルの点検の後の改良とチェックなどの進捗状況がとても気になります。時間がたつほど、関係者の皆さんの不安が大きくなります。それでは、(1)を質問いたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

本町では、通学路の安全確保に向けた取組を行うために、菊陽町通学路交通安全プログラムを策定し、道路管理者や交通管理者などの関係機関と連携しながら、児童・生徒が安全に通学できるように毎年通学路の合同点検を実施しております。今年度におきましても、全ての小学校校区を対象に7月28日から8月4日にかけて各校区半日ずつ5日間にわたり実施しており、参加者は国土交通省、県北広域本部、大津警察署、交通指導員、青少年健全育成町民会議、区長、PTA役員、各学校の職員、そして本町からは教育委員会をはじめ危機管理防災課、建設課が参加し、1校区当たり20名ほどで全校区を点検しております。

具体的には、事前に各学校から通学路の危険箇所を挙げていただき、各小学校区5から13の箇所を点検し、その場で協議して今後の対策を決定しております。そして、協議した後は、今後の対策をそれぞれが持ち帰り、国、県、町、警察の各関係部署で進めていただくこととしております。令和4年度においては全部で55か所の通学路点検を行いました。そのうち、横断歩道のカラー舗装や車道外側線の引き直しなどの道路改良が必要な箇所は全部で41か所ございました。夏休みの点検以降、既に完了している箇所は7か所あり、町の施行分については、12月補正予算で計上している箇所も含め、年度内の完了を目指してまいります。また、国、県、警察の施行分につきましても、引き続き連携しながらスピード感を持って対応してまいります。

なお、通学路の点検結果につきましては、各関係機関や学校、地元の区長などと情報共有を行っており、町のホームページ上でも公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 通学路交通安全プログラムは、きっかけになった事件が平成24年に起きた京都府亀岡市の悲しい事故から、その後、菊陽町においては平成27年10月にプログラムを策定していると記憶しております。そこで、緊急合同点検から約10年近く一生懸命されてるんですけども、12月1日のホームページのほうに、その点検結果とかどういうふうにするかというのをアップされております。そこを細かく見させていただいたんですけども、これは菊陽町においては非常に、子どもたちを守るため、交通安全のため、各機関と協力し、話をし、いろんな勉強をされて細かく、誤字脱字というのは専門知識がないと難しいんですけども、そういうのは多少ありましたが、もうベストというぐらいアップデートして、10年前の菊陽町の交通安全対策とは別に見えるような部分で進んでいるのかなというのと、公表をしているというところまで来ましたが、とにかく炎天下の中、各機関の方たちが集まるのも大変だし、約3時間ぐらいの通学路の点検であったと思いますので、そのところはどのようにしているのかを私も理解し、皆さんも理解するためにお聞きしました。

この項目は以上になります。

続きまして、(2)の、その他の道路の点検及び対策はどのような手順で、安全対策は十分であるのか。町の交通安全施設についてどのようなものがあり、その効果を測定、調査しているかになります。これは、多くの子どもたちが通行する通学路の合同点検を優先することは十分理解しております。しかし、本町におきまして、そのほかにも危険な道路が存在しています。前回質問しました、未就学児が日常的に集団で移動する経路。子どもたちが遊び場、施設まで利用する道路。中学生が通学またその他で自転車で通行する道路。高齢者の皆さんが買物や公共施設、友人、知人宅までの通行する道路、これは徒歩だけではなく、手押し車やシニアカーで通行する場所においても危険性があるところがございます。また、視覚障がい者、身体障がい者の皆さんも安全に通行できることを望んでおりますが、2番の質問になります。お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、その他の道路についてということで答弁いたします。

町が管理する町道、町所有道路、町管理道路の点検及び対策についてお答えしたいと思います。

現在、町では、これらの道路の点検及び対策につきましては、平時においては建設課職員が現場などに出向く際にパトロールを兼ねて行っているところはもちろんですが、菊陽建設業協会に管内道路の維持管理業務を委託しており、月2回の道路パトロールを行い、損傷箇所を発見した場合には可能な限りその場での修繕等の対応を行っているところでございます。また、今年度から建設課職員による月初めの一斉パトロールを実施しております。加えて、全職員に、道路に穴が開いているなど異状があった場合は建設課に連絡をお願いするなど、町が管理する道



路の適切な維持管理を図るため、取組を強化したところでございます。

なお、町民等からの道の不具合に関する情報は、直接町への電話やメールによる連絡や、地域の区長、自治会長が来庁された際に直接お話をいただくなどにより把握しております。加えて、国土交通省の道の相談室からの情報もいただいております。不具合の情報が入りましたら速やかに現場を確認し、修繕など必要な対応を行っております。

安全対策は十分であるかとの御質問でございますが、日々、道路に関する不具合等の連絡は、道路利用者、地域住民、区長、自治会長など様々な方から御連絡をいただき、対応しているところでございます。町が管理する道路の適切な維持管理を図るため、取組を強化したところでございますが、限界もございませう。日頃からの定期的な道路点検に加え、不具合情報への早急な対応などに努め、可能な限りの安全対策に取り組んでいるところでございませう。

それから、未就学児園外活動への道路対策の御質問であったかと思ひますが、こちらにつきましては子育て支援課と連携し、通学路安全プログラムと同様に、道路点検など必要がある場合は道路管理者、交通管理者等が参加し、点検することとしております。

次に、町の安全施設についてお答えします。

町の交通安全施設には、区画線や視覚障がい者誘導ブロック、防護柵等があります。現在、経年劣化で消えている区画線の引き直しや損傷している視覚障がい者誘導ブロックの再設置、道路との高低差が大きい箇所や大型水路に隣接する危険箇所への防護柵等の設置を行ってるところでございませう。御質問の、その効果測定、調査につきましては、効果測定については現在取り組んでおりませんが、区画線の引き直しや危険箇所への防護柵の設置などは安全性の向上にもつながるものであり、効果は大きいものと考えております。

以上でございませう。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 質問の通告で、道路の交通安全施設についてどのようなものがあるかというのをメインに聞きたかったんですが、それ以外のこともお答えいただきました。

本町において特徴的になってきたのが、路側帯のカラー舗装。交差点のカラー舗装。センターラインの消去。ラバーポール、ボラードの連立。ガードレール、ガードパイプは少ないですね。下津久礼に段差舗装。狭窄。歩行者横断指導線。指導停止線。横断歩道の2色化、これは武蔵ヶ丘団地20号線及びほかのところでも増えてきました。あと、ゾーン30の規制などがあります。また、飛び出し坊やや減速ドットというので守るところもありますが、ゾーン30は毎回質問で出しますが、本町で初、にじの森に設置されました。ハンプにおいては合志市、阿蘇くまもと空港にはスムーズ横断歩道が設置されております。そして、ボラードの上のほうに点滅びようがあるニュータイプのボラードも菊陽町では設置されております。

そのほかに、自転車が通行するところ、矢羽根と言ひますが、矢羽根が菊陽町は少ないのかな。イメージハンプについては、北新山、杉並台ですかね、あの付近の商業施設の近くにイメージハンプがあるかなと認識してありますが、これらも含め、過去、一般質問でゾーン30につい

て、交通安全白書等々で効果があるということで、調査研究するというので、その後どのように研究されて、どう考えているのかと、菊陽町において、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、中学校から下りたところに、合志市南ヶ丘小学校の通学路になりますが、これは菊陽町道だと認識しております。そこにスクランブル交差点がございます。スクランブル交差点、歩車分離交差点プラス、今度は音の鳴る信号として視覚障がい者向けの音が鳴る横断歩道にアップデートしてます。その部分で、ゾーン30とスクランブル交差点についてどのように町は考えてるかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） ゾーン30の件でお答えしたいと思います。

ゾーン30につきましては、議員おっしゃられましたとおり、平成24年2月16日からにじの森で対象6.7ヘクタールで、交通規制ですので、警察のほうで規制区域というふうになっております。検証というお話でよろしいですか、その。

（8番中岡敏博君「はい」の声あり）

検証については特に行っているところではございませんが、地域から、地域内のスピードが速いから、取締りといいますか、見に来てくれんかとか、そういったお話は聞いておるところではございません。また、検証につきましても、規制に係ることでございますので、そこは警察等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 令和元年9月に調査研究をするということで御答弁いただいた記憶があるのと、令和4年度の菊陽町各小学校の通学路の要対策箇所一覧の中で初めてゾーン30という文言が入ったので、お聞きいたしました。

そのところと、スクランブル交差点については菊陽町町道で間違いなかったかというのと、あとは合志市の子どもたちを守るためというのは理解しております。そのところでは必ず警察協議があると思いますが、どのようになったのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） すいません、場所は、スクランブル交差点……

（8番中岡敏博君「武蔵ヶ丘コミュニティーセンターから下りて、ラーメン屋さんが角にあります。で、光の森に下りたら右折するスクランブル、歩車分離の交差点ですね」の声あり）

その部分の……。

（8番中岡敏博君「分からんならもう……」の声あり）

○議長（上田茂政君） 建設課長、分かるやろ。

建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

確かに、スクランブル交差点になってございます。こちらのほうは菊陽の町道でございます。議員のほうは御承知だと思いますが、多くは合志市の小学生や中学生も通る道路でございます。交差点の規制については、御存じのとおり、交通管理者である熊本県警のほうで規制するという形になりますので、形としては合志市さんと本町と、それから交通管理者の熊本県警さんとで協議を行ってなり得たというふうな状況でございます。よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） その次まで行ってから町長に所見をいただきたいと思います。

(3)になります。スクールパトロール隊事業についてお尋ねいたします。

これは、見守りボランティアの一員として過去、事業にも関わったことを含めて御質問いたします。

主な活動内容につきましては、今年、2022年の広報きくよう5月号に大きく掲載されております。それでは、細かい部分で質問させていただきますが、目的、役割、登下校の活動、その他の時間の活動、研修、教育について教えてください。

また、学校、子育て支援課から見たスクールパトロール隊のイメージ、評価についてお聞きしたいんですが、青色パトロール隊、青パトは犯罪の抑止や不審者対策に効果があるというのは一般的に言われてますが、その活動について細かく御質問いたしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

本町のスクールパトロール隊については、児童・生徒の安全を確保するため、学校、保育園、幼稚園等を巡回し、不審者対策及び交通安全対策を行うことを目的に、平成21年5月に結成されているところでございます。現在、4名の隊員が従事しており、勤務体系につきましては、町内を菊陽中学校区と武蔵ヶ丘中学校区の2つのパトロール区域に分けて、午前と午後それぞれ2人1組で巡回し、パトロール区域についても日ごとに午前と午後を入れ替えて勤務に従事しているところでございます。

勤務内容につきましては、パトロール区域の各小・中学校、保育園、幼稚園、公園等を巡回して異常がないか確認するとともに、各地域の交差点部においては、地域のボランティアの方や交通指導員と協力し、登校中の児童・生徒に対して見守り、声かけを実施しています。また、パトロールに際しては、事故等を未然に防ぐために、道路状況に異状がないかも確認し、併せてごみ等の不法投棄についても監視しているところです。

なお、パトロールに際して異常がある場合は、速やかに危機管理防災課、学校、保育園等に報告し、各事案に早期に対応できるよう関係各課をはじめ警察、地域の方々に連絡を取り、情報共有に努めております。

主な取組については以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） スクールパトロール隊の役割、活動についてお聞きいたしました。それでは、パトロールの形式について、これはランダムパトロール及びホットスポットパトロールと  
いうのがあるんですが、どれを主にパトロールされているのか、まず御質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） ランダムパトロールということは、ある一定のところではな  
くて、日々同じところではなくて違うところを回るところでよろしいですか。と、ホッ  
トスポットということは重点地区というところよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） ランダムパトロールというのは、いろんな町をずっとぐるぐる回って犯罪  
を抑止するパトロールの一つなんですけども、ホットスポットというのは、危険箇所だったり  
注目する箇所、保育園だったり学校だったり。その部分で駐留して、いて、そこで不審者と  
か、登下校で見守りをするとかというパトロールなんですけど、これは初歩の初歩なので、御理  
解していただいて御答弁いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） すいません。大変勉強になります。ありがとうございます。

ランダムパトロールにつきましては、そのときそのときの事案について必要な情報をスクー  
ルパトロール隊に差し上げておりますので、そういったところでやっているのかと思います。  
ホットスポットにつきましては、子どもが通学する箇所等で危険な箇所がある場合は、そうい  
ったところも重点的に回ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） すいません、ありがとうございました。

スクールパトロール隊は、緊急雇用対策事業から始まって、平成24年に町の単独事業に切り  
替わったというふうに認識しておりますが、その中で、約10年活動されておまして、町民か  
ら、また同僚議員からの意見をお伝えしますが、何も考えてなくてぐるぐる住宅街、畑、人が  
いない、子どもがいないところを回っている。挨拶もしないで偉そうで、私たちを監視してい  
るようだ。たまに通学路にいるが、旗振りで車道に出る。道路交通法違反をしている、これは  
一時不停止、速度違反、指示器を出さずに左折、右折して危険。図書館に長い時間滞在してい  
る。あまり見たことないが、子どもたちがいないところではたまに見るという話が出ておりま  
す。

11月30日、武蔵ヶ丘小学校が14時30分一斉下校でした、1年生から6年生。それと同時に、  
15時、武蔵ヶ丘中学校の生徒が下校でした。その部分では、私は子どもたちを見守りたいと  
いう思いで、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの駐車場に止めて、近くの交差点で見守り活動  
をしました。そこにスクールパトロール隊の車両が止まってました。そのところではパトロ  
ール隊の隊員も一緒に協力できるかなと思ってたんですが、武道場の裏にある喫煙所へたばこ

を吸いに行っていました。子どもたちが約、小学生百数十人、中学生も同じぐらい。子どもたちを見守り、また横断歩道の渡り方を教えるかな。それもなく、たばこを吸って、その後、金髪で私服の少年が車道を通って中学校に向かってきたので、それも声かけしたんですが、そのときもスクールパトロール隊さんはいませんでした。その後、その途中で学校の先生が対応したという事案があります。

ここの部分では、皆さんがこういうふうにパトロールして活動してもらってるというのと少しギャップが、ずれが出てきてるんじゃないかというふうに思っておりますが、ここについて、活動とルートの見直し、また子どもたちを守る、子どもたちに知ってもらおうスクールパトロール隊の役割について、今後見直したり再検討するとかという考えはないのか。この事実について、町長、どう思われるかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、お答えをいたします。

今、中岡議員がおっしゃったようなことが本当にあったということであれば、町としましては一旦調べるといふか、調査といふか、そういったところを行いまして、改めるところは改めなければいけないというふうに思っているところでもございます。

これはスクールパトロールに限らず、様々な問題で今後改めなければいけないというところは改めていかなければいけないというふうには思いますし、いろいろなところで議員の方々も町に対する御要望だとか御批判だとか当然お聞きされてるというふうには思いますので、そういったところはぜひともこのような場で遠慮なくお伝えをいただいて、そして町としては改めていく必要があるというふうに思っているところでもございます。

スクールパトロールの事業につきましては、今の台数が本当に適正なのか、今の人員で適正なのか、そのルートで適正なのかというところは、また検証しながら改めてまいりたいというふうに考えてるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 青色回転灯装備車両というのは全国的に自主防犯組織でボランティアの方たちで広まっている中、菊陽町は会計年度任用職員によるパトロールということで、さらに気を引き締めてもらいたいなという思いで御質問いたしました。

時間が押してきました。続いて、2番の質問に入らせていただきます。

小・中学校のICT教育についてでございますが、(1)ICT教育の進捗状況はどのようになっているのか。さらに、学力向上のため、どのように取り組んでいるのかを分かりやすくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

まず、本町8つの小・中学校におけるICT教育の進捗状況について御説明いたします。

ハード面では、平成30年度に電子黒板の整備。令和2年度に、1人1台のタブレット及びタブレット保管庫の整備と、校舎内の無線アクセスポイント整備を行いました。

一方、ソフト面では、ICT教育の充実を町教育委員会の取組の重点に掲げ、1人1台のタブレットを活用した授業や家庭学習を通して、いかに子どもたちの学力向上につなげていくかについて取り組み、町で委託している専門的な知識を持つ2人のICT支援員のサポートの下、各学校で実践を重ねています。町全体でも、令和3年度と4年度の2年間、菊陽町教職員全員研修においてICT研修を実施し、町内全ての教職員を対象に、いかに子どもたちにとって効果的な学びとなる活用ができるかについて実践を基に研修するなど、教職員のICTを活用した授業改善に努めています。また、昨年度は、県の推奨する日本教育工学協会による学校情報化優良校の認定取得に取り組み、昨年度中に町内全小・中学校が優良校に認定されました。学校情報化優良校とは、情報化の推進体制に加え、教科指導におけるICT活用、情報教育、校務の情報化の各項目の基準を満たした上で、指定された根拠を基に認定委員が審査して認定するものです。

子どもたちの学力面でも、本年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、小・中学校ともに全ての実施教科において県平均を上回っておりますが、成果に対するICT教育の効果については現在も検証を続けているところです。

なお、今年、本町9月議会では、文教厚生常任委員の議員の皆様には菊陽西小学校におけるICTを活用した授業の様子を参観していただいたところです。今後も、子どもたちの学力向上につながる、より効果的なICT教育の充実を目指して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） ICT教育の効果、いいところというのは、私もICT教育についてしっかり勉強して、またプラスになるところを取り入れて、私もICTについて学んでいきたいと思うんですけども、(2)の、タブレットの配付により、よい効果だけでなく問題についてはどのように考えているのかということを質問しますが、具体的に5点用意させていただきました。

1つ目が、ICT教育における学習の遅れ、その不安に対する対応。スムーズにできる人はいいですが、できない、できないと。そここのところで遅れたり不安になる対応。

次に、これはちょっと重いかもしれませんが、デジタル機器依存症。これは、ネット、ゲーム、スマホ依存と同様のもので、この依存症についてどのように考えているのか。

その次に、身体的、精神的問題としてはVDT症候群。これは、頭痛、眼精疲労、視力の低下、肩凝り、睡眠障害、これは精神的ですね、いらいらについて、このような問題についてどのように考えているのか。

4番目が、機器の扱いによる問題。これは、不注意による落下、破損、ディスプレイの割れ、水没、雨天時の水没等と、置き引きとか忘れ物における盗難への補償。

最後になりますが、不適切なコンテンツへのアクセス防止策と個人情報流出について、これは犯罪にもつながる可能性がありますので、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

今、5点いただきましたけど、まず全体的なことを申し上げて補足させていただきます。

今日の情報化社会の流れの中、子どもたちも様々なトラブルに巻き込まれる危険性がございます。学校における活用を目的としたタブレット配付が意図しない目的に使用されるおそれもあることを自覚して対応することが大切です。

考えられる課題としましては、違法サイトの閲覧、チャット機能を用いての誹謗中傷する書き込み等の生徒指導上の問題や、長時間使用することでの視力低下、体力低下、昼夜逆転等の健康問題などが考えられます。学校では、これらの問題に対応し、子どもたちを守るために、閲覧を制限するフィルタリングをかけることはもとより、情報モラル教育にもしっかりと取り組んでいるところです。例えば、小学校では学校ごとにタブレット使用の際のルールをつくったり、中学校では生徒会が中心となってSNSルールをつくり、月1回のノースマホデーを設けたりするなど、情報モラルの意識を高める取組をしています。また、外部専門家を招聘し、授業参観等の機会を通して親子で情報モラルに関する話を聞いたり、啓発用動画を視聴したりする機会を設けることで、子どもたち自身の判断力を高めるとともに、保護者にも情報を提供し、意識向上を図る取組をしています。

今後も、タブレットを使用する上で、子どもたちの健康を支え、様々なトラブルから守る取組を進めてまいりたいと思っております。

それに加えて、今、5つの質問の中の1つ目の学習の遅れへの対応ということですけども、タブレットに限らず、様々な個別の対応を必要とする子どもたちがおります。そういうために、町で教育支援員の方の支援であったり、またICTに関しましてはICTの指導員の協力の下、このような不具合があったりとか思うように動かない、どうしたらいいか分からない子どもたちへの対応を個別にしているところでございます。また、申し添えますと、逆にタブレットだから授業が楽しい、分かるという子どもたくさん、そちらの子もいることも申し添えておきます。

あと別に、4番ですね、落下、破損、盗難の補償についてでございますけれども、これは町のほうの予算のほうで補償を無制限にできるようにしておりますし、ただ、故障で出した場合、一、二か月かかってしまう場合もございますので、そういう場合のために6月補正で約100台ほどのタブレットを追加購入して、必要とする学校に配付しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） いいところもあれば、問題と不安なところが、まず補償についてなんです

が、子どもたちによって欠けてしまったとか割れてしまった。どうしたらいいのかな。保護者の負担が要るのかなとか、いろんな不安もあったみたいなんですけど、無制限ということで安心しました。

そこの部分と、依存症ですね。カンファレンス等ではいそんという、依存症とか言ったりするんですけども、ここの部分では、やっぱり重い問題で、隠れて家でやったり、寝ないでやったり、布団の中に。やってないねって言われたら、絶対やってないよというふうな、依存傾向にある、これはスマホとかいろんな部分で依存してしまうととても危険な部分があるんですけども、そこの部分も、日頃の子どもたちの変化とか、ちょっと違うかなというのを十分気にして見ていただければと思います。

時間が押してまいりました。すいません。そこのとこの確認をしたかった部分でICTの確認をさせていただきました。

次の項目に入らせていただきます。

次は、国民保護計画等についてでございます。

この項目は、平成26年に質問しております。追跡の質問をさせていただくんですが、現在、近隣諸国のミサイル発射実験回数状況、国内でのテロ事件の状況を見て、国内外でも大きな、大切な項目だと言えます。これを現実とは考えずに、非現実、起きるはずがないとの認識を持つてしまうのはとても危険だと思います。

この計画を作成する根拠といたしましては、平成16年6月に成立、9月に施行されました、日本が戦争などの有事から文民、国民を保護するために整備した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法ですね、により、有事など不測の事態に際して国民の避難救援などを行うというもので、これに基づき、市町村では作成しなければならない国民保護に関する計画のことであります。細かい概要は必要ありませんので、こちらでお話しさせていただきます。

(1)番の、町の国民保護計画の見直し、変更についてどのように行っているのか。これは、平成19年3月に作成していると記憶しております。また、変更の場合は議会に報告、公表しなければならないというふうなものがございますが、どのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 議員と重なる部分もあるかもしれませんが、すいません、よろしく願いいたします。

御質問にお答えいたします。

国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法及び国の国民保護に関する基本指針に基づき、武力攻撃事態等に備えて、住民の避難、避難住民の救援等への措置について、国民の保護に関する具体的な計画を作成することとされております。作成に当たりましては、国の国民の保護に関する基本指針に基づき、各



都道府県の国民保護計画が作成され、その都道府県の国民保護計画に基づいて市町村の国民保護計画が作成されることとなります。作成の手續につきましては、都道府県の国民保護計画との整合性の確保を図るように努め、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならないとされており、また、市町村は、国民保護計画を作成したときは、今議員おっしゃられましたが、議会に報告し、公表するとともに、市町村の国民保護協議会に諮問しなければならないとされているところでございます。

なお、政令で定める軽微な変更は除かれますが、計画の変更に際しても同様の手續となるものでございます。

本町の国民保護計画につきましては、これもおっしゃられましたが、平成19年3月に作成しておりますが、これまでに見直し、変更等は行われておりません。先ほど申し上げましたとおり、変更の際につきましては、県の国民保護計画に基づき変更するとともに整合性を図ることとされておりますので、これまでの県の国民保護計画の変更箇所を調査するとともに、計画書記載の人口、医療施設等の統計数値、役場組織の各部、各課の表示などについても必要な箇所について見直し、変更を行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 平成19年に作成して、私もこちら持っておりますが、その部分では、本町において過去に、平成29年にホームページに、弾道ミサイル落下時の行動についてという部分で、屋外にいる場合、屋内にいる場合の行動や避難訓練について情報発信をしております。

また、同じ時期、平成29年8月24日に、上天草市で熊本県初となる弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施しております。この訓練は、上天草市の松島総合センター「アロマ」及び今津小学校を会場とし、地域住民、企業など860人が参加した実践的避難訓練。その後、J-A L E R Tの警報音の後、これは防災行政無線からですが、強い建物や地下に避難してくださいなどの音声情報が放送され、参加者が実際に避難するということと、その後、県防災センターでは緊急情報ネットワークシステムの情報訓練を実施し、情報伝達の流れの確認を行ったということですが、計画について、平成19年から大きく人口も変わっております。役場内の組織も変わっております。その部分では、国民保護計画について協議会とか必要な部分でしっかり見直ししてもらおうということと、今までのJ-A L E R T、一時期は、J-A L E R Tというのは弾道ミサイルに関する情報伝達方法かなというふうに誤解されていた時期も、人も多く、これは緊急地震速報だったり、大地震また大津波、いろんな緊急のときに発信、発令されるJ-A L E R Tシステムというのがあるんですが、ここの部分で、(2)の、国民保護に関する情報伝達の方法の整備や訓練の実施についてはどのように考えて取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 質問にお答えいたします。

国は、武力攻撃から国民の生命、身体または財産を保護するため緊急の必要がある場合は、国から都道府県へ、都道府県から市町村へ警報を発することとしております。国民保護法で想定される武力攻撃事態等においては、このような情報が迅速かつ確実に伝達されることが重要であるため、国民保護のための情報伝達手段につきましては防災行政無線、通信衛星などの複数経路を確保することとされております。代表的なものは、議員申されましたが、全国瞬時警報システム、J－ALERTであり、仮に弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合はJ－ALERTを活用して、弾道ミサイルの発射情報や落下場所、通過情報を市町村の防災行政無線により、特別なサイレン音を使用し、注意が必要な地域の方々に音声により伝達されます。また、このJ－ALERTと併せて、国の内閣官房から緊急情報ネットワークシステムを利用して、全国の地方公共団体、指定行政機関及び指定公共機関に緊急情報を文字放送で伝達されることとなっておりますのでございます。

御質問の情報伝達の整備につきましては、今申し上げました防災行政無線と同様の内容が携帯電話、スマートフォンに緊急速報メールとして配信されるとともに、指定公共機関であるラジオ、テレビ等を通じて住民の方々に伝達されることとなります。現在、町の防災行政無線から放送される内容は、きくよう安心メール、菊陽公式アプリ等を使って全て配信しているところでございます。

次に、訓練につきましては、国民保護のための措置は大きく分けて、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されております。それぞれに国、都道府県、市町村の役割が定められておりますので、基本的な事項を踏まえながら訓練を実施したいと考えております。

なお、訓練に際しましては、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮することとなっており、けがなどに対する応急措置、心肺蘇生、備蓄品の日頃からの備え等、共通する部分も多くありますので、防災訓練等と同時に開催することが効果的であると考えているところでございます。

また、学校におきましては、国民保護に係る警報のサイレンが鳴ったときは速やかな避難行動が必要でありますので、屋外にいるとき、建物が無いとき、屋内にいるとき等の行動訓練及び啓発活動を教育委員会と協力して取り組んでまいります。

また、本年12月5日より防災対策監として自衛隊OBの方を任用しておりますので、今後はより専門的な視点から訓練が実施できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 国民保護訓練ですね、学校において過去したことがあるのかなというのを現地回って聞いたんですが、なかなか難しい部分があって、火災訓練は、火事が起きたら校庭に逃げましょう、集まりましょうなんですが、国民保護になると逆の行動をしなければならない。外に出て校庭で待っておくというのじゃなくて屋内に、また地下にという部分ではちょっと難しい部分もあるんですが、これも今後何も起きないというふうに思わず実施していただ

ればという思いも含めて、間接的に聞きましたが、来年度、水俣市において国民保護に関する訓練をされるということです。確認と、聞きたかったので、国民保護計画についてお尋ねいたしました。

最後の項目になります。4番目の項目です。警察力の強化、支援等の取組についてになりますが、ここは、支援というのは協力支援のことです。本町の人口増加に伴い、光の森交番が新設され、さらに交番新設のために町ができる要望や協力支援をどのように考えているのかという質問を用意しました。

平成25年、熊本県警察署再編計画が作成され、警察署の見直しで、平成30年に熊本北警察署は中央署となり、新たに熊本市飛田4丁目に熊本北合志警察署が開署いたしました。同時期、ちょっと前なんです、大津町民、大津町長の熱意で大津駅前交番が開設され、合志市、合志市長の熱意で、合志菊陽交番は廃止、統廃合せずに合志交番になりました。菊陽町の町民の皆様からは、これだけ人口が増加しているのに交番がなくなるのかという心配の声が大きくなりましたが、再編計画書には菊陽町に交番を新設するという文言はございませんでした。その後、皆さんの思いが強く、大きな声になるよう決起大会、知事への要望で前に進み、平成30年4月、光の森交番が新設されました。

しかし、今後、本町はまだまだ成長していきます。様々な案件が増加することを危惧しており、私も活動してまいりました。そこで、町民の声として町長を先頭に要望活動をお願いし、私たち町民はこれでもかという支援、協力を継続することをすべきだと思っております、この質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

答弁書を用意しておりましたが、ほぼほぼ中岡議員が言われたやつとかぶっておりますので、どうしようかと考えておりましたが、当時の状況は、光の森をはじめとする大規模な住宅街の開発や大型商業施設、大企業の進出により人口は増加し、急激な都市化が進展している状況でありました。光の森交番の設置に当たってはですね。数字的なものを申しますと、自転車やオートバイの窃盗犯などを含む刑法犯認知件数は452件であり、これは、大津警察署管内で発生している認知件数の約半分が菊陽町で発生しているところでありました。このような状況の中、今、中岡議員が言われましたとおり、要望活動、関係10団体をはじめとして安心・安全なまちづくり町民大会が開催され、光の森交番の新設に至ったと認識しております。

御質問の、新たな交番の新設のために町ができる要望や支援についてであります、現在の本町の状況は、企業の進出及び住宅開発等に伴い、今後も人口が著しく増加することが予想されます。また、刑法犯認知件数につきましては、令和4年10月末現在で大津警察署管内の認知件数は298件、うち菊陽町内での認知件数は201件と、約67%が菊陽町で発生しており、さらには交通事故の発生状況についても半分以上が菊陽町内で発生している状況でございます。このような状況の中、警察等の関係機関と連携し、町民の皆様を犯罪や事故から守り、安全・安心

な暮らしを保障することは重要なことであり、吉本町長の政策提言集72の具体策にも、津久礼駐在所を交番に昇格させ、24時間体制で対応できる交番を配備しますと記載がありますとおり、今後は継続して要望活動を行うとともに、町民の皆様と一体となって、安全・安心で住みやすいまちづくりのため、新たな交番の新設及び警察力の強化に向けて取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 私たちは、私たちの町は自分で守るということでやって、さらなる警察力の強化を望むということをするべきだと思うし、私どもでできることを見つけ出して協力し、進めていくべきだと思います。これに対して町長、決意、お気持ちがあればお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えをいたします。

先ほど議員からもおっしゃいました様々な要望に対しまして、熱意と情熱を持ってということだったかと思えます。光の森交番につきましては、当然、後藤町長とそれに携わった方々の熱意と情熱の下に新設をできたということを理解しておりますので、ぜひとも津久礼駐在所を交番にさせるということは、私もこれまで後藤町長がやってこられたような情熱とリーダーシップをもって成し遂げたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 町一体となって、今後必ず必要なものだとは私は思っていますので、その部分では、できるまででも、見守りだったりパトロールだったり、いろんなのを形として見せて動こうかなというふうに思っておりますので、町長に大いに期待しております。

町政をチェックする立場、町民の立場としては厳しくせざるを得ませんでした。今後の吉本町長のかじ取りに大きく期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時58分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和4年12月7日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和4年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和4年12月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君   | 2番  | 矢 野 厚 子 君   |
| 3番  | 大久保 輝 君     | 5番  | 西 本 友 春 君   |
| 6番  | 那 須 眞 理 子 君 | 7番  | 佐々木 理美子 君   |
| 8番  | 中 岡 敏 博 君   | 9番  | 北 山 正 樹 君   |
| 11番 | 坂 本 秀 則 君   | 12番 | 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 | 佐 藤 竜 巳 君   | 14番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 | 岩 下 和 高 君   | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 福 島 知 雄 君   | 18番 | 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 高 木 定 伸 君  
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                                            |           |                          |           |
|--------------------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長                                        | 吉 本 孝 寿 君 | 副 町 長                    | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長                                      | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長                  | 芹 川 博 文 君 |
| 総 務 部 長                                    | 板 楠 健 次 君 | 福祉生活部長兼<br>福 祉 課 長       | 矢 野 信 哉 君 |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 | 東 桂 一 郎 君 | 土 木 部 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 井 芹 渡 君   |
| 総 務 課 長                                    | 梅 原 浩 司 君 | 総 合 政 策 課 長              | 吉 本 雅 和 君 |
| 財 政 課 長                                    | 澤 田 一 臣 君 | 子 育 て 支 援 課 長            | 和 田 征 君   |
| 商 工 振 興 課 長                                | 今 村 太 郎 君 | 建 設 課 長                  | 矢 野 博 則 君 |
| 下 水 道 課 長                                  | 丸 山 直 樹 君 | 学 務 課 長                  | 平 征 一 郎 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長兼<br>総合体育館開設準備室長          | 岡 本 勇 人 君 |                          |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

今日、質問の順番は、まず渋滞対策、子育て世代の負担軽減、中学校の制服、少人数学級とありますが、TSMCの渋滞対策は一番最後に回して、一番最初に子育て世代の負担軽減についてしたいというふうに思います。議長、よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 許可します。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

今、町民アンケートに取り組んでいますが、これ私たちが町民の方にお配りして取り組んでいるものですが、現在の物価高、年金の削減、コロナ禍による収入の減少などにより、非常に生活への不安が寄せられています。吉本新町長は、町長選挙の中で町民の方の御意見をしっかりと聞かれて、政策提言集を公表されています。これらの施策についての町民の期待も非常に大きいのではないかと思います。そこで、第1の子育て世代の負担軽減についてまず質問をいたします。

ここに吉本町長の政策提言集を持ってまいりましたけれども、政策の一丁目一番地として、学校給食の無償化と、認定こども園、保育所、幼稚園における副食費の無償化を掲げておられます。同僚議員の質問で無償化費用が明らかになりました。給食費年間約2億3,000万円、副食費6,300万円で、合わせて約3億円です。そこで、町長にお聞きします。

給食費の無償化と保育所等の副食費の無償化について、どのように進めていかれるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、御質問にお答えをいたします。

西本議員の一般質問でもお答えをしたとおり、学校給食を無償化にした場合、毎年約2億3,000万円の財源が必要でございます。財源といたしましては、ふるさと納税の返礼品の充実や企業版ふるさと納税の拡充などによる寄附額の増加などが財源として考えられますが、現段階で無償化に伴う財源を全額確保するのは困難です。しかしながら、学校給食の無償化については公約として掲げている重点政策でもあり、また現在の物価高騰に対する支援も考慮し、給食費の一部を補助していくなど財政状況を勘案しながら、任期中の給食費の完全無償化に向け

て段階的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私は今まで、2017年3月には、憲法26条では義務教育はこれを無償とするとしており、国として子育て費用を無償化することが急がれるし、自治体レベルでもするべきではないかと取り上げました。そして、給食の無償化も求めたところですけれども、それに対して町は、給食費は児童手当から納めてもらっているのも未納は減っている。給食設備補強も必要なので、給食費の無償化は今後の課題としたいという答弁でした。また、2019年9月議会でも取り上げています。

さらに、2021年6月議会でも、給食費の無償化もしくは補助をと取り上げました。そのときは、山鹿市が保育所の副食費を無償化したと紹介をしました。コロナ収束まで、全額負担でなくても何らかの対策が取れないかと質問しています。そのときの町の回答は、菊陽町では自校方式で給食を提供しており、給食施設整備に要する経費がかかるので、食材費については保護者負担としている。負担の大きい家庭には就学援助制度があり、現在、約440名の児童・生徒が受給している。今後も就学援助制度については全家庭に周知していくというお答えでした。就学援助制度については現在どの程度の児童・生徒が受けているのか、これが分かれば教えていただきたいと思います。

その後、今年も質問で取り上げています。新しい体制になって、吉本町長がこの政策を一番に取り上げていただき、大変町民にとっても頼もしいというふうに思っています。また、今の物価高騰の中で、保護者の期待も大きいものがあると思います。町長は、町民との対話の中で、この政策についての反応や受け止めはどうだったのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） おはようございます。

それでは、私のほうから就学援助の人数につきましてお答えいたします。

令和3年度末の数字ですけれども、要保護世帯が小学校13名、中学校7名の計20名でございます。また、準要保護世帯につきましては小学校268名、中学校181名、合計449名でございます。小・中学校合わせて469の方が就学援助を受けてらっしゃいます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

まずもって、小林議員とこの給食費の無償化につきましては方向性が一緒だということで認識をさせていただきたいというふうに思いますし、後藤前町長が学校給食におきまして様々な政策を行ってこられたことに対しましては、私がよかった、悪かったと言うところではないというふうに思います。その時々リーダーの考えがあって、そのときの給食費の問題はそうな



っていたのかなというふうに思います。

私が政策に掲げましてどのような反応があったかということでございますが、小学校学校給食、保育所の副食費を、対象の方々は非常に歓迎されておられました。以前の議員さん方の質問にありましたように、対象でない方々、そこまでやるべきなのかという御意見があったのも承知をしているところでございます。しかしながら、菊陽町全体で考えたとき、そこまでふるさと納税の額を伸ばすことによって子どもたち、そしてまた御家庭の方々への負担がなくなっていたら、やはりこれは取り組まなければいけないという決意で政策集にも掲げさせていただきましたので、様々な御意見があるというのは十分承知をしておりますが、その政策の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私も方向性が一緒だということはすごくうれしく思います。長年、2017年からですから約5年間ぐらい議会で取り上げても、なかなか、給食施設の設備なども、今回北小のほうなんか3億円とか4億円とか、かなりお金がかかるというのも承知していますので、そういうことでなかなか今までは議題に上がらなかったかなというふうに思っています。ただ、私と恐らく町長、財源のところでは随分また考えが異なるかなと思いますので、少し進めさせていただきます。

私たち日本共産党の学校給食無償化調査チームというのがありまして、その調査によりますと、小学校、中学とも給食を無償化している自治体、この間、急に上がってるんですね。それで、全体で256、これは1か月ぐらいの差があるかもしれないんですけど、256自治体に広がっています。また、小学校のみは6自治体、中学校のみは11自治体になっています。県内でも、同僚議員の質問のときに、している自治体もあるということで何か所か上がっていますが、少しでも保護者負担を減らそうと半額補助からなど取り組んでいるところもあります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充で創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分などを活用して、期間限定で実施する自治体も広がっています。私もいろいろ調べてびっくりしたんですけど、吉本町長が掲げられているように、自治体の長が公約としてやって、やり始めたところも出ています。ただ、恒久的な制度として短期間ではなくて実施してほしいという要望があって、継続的に実施をすると表明した自治体もあります。

それで、私が特に財源のところでは、全国で今言いましたように進められてきているということと、それから7月29日時点で、全国で8割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用して軽減実施などをしています。町長の考えとしては、ふるさと納税、また企業版のふるさと納税の増加で財源を確保して町民サービスの向上につなげるというふうに提案されていますけれども、ふるさと納税についてはそもそも様々な意見があります。国が今認めていますけれども、町長が力を入れられるのはいいと思いますが、それでも不安定な財源です。これは、どちらかというと、他力本願と言ったら言い過ぎかもしれないんですけど、町がいろ

いろ工夫した中でほかの方がふるさと納税にどれだけ関心を持ってされるかというふうになると思います。

やはり、無償化の財源については、財政状況を勘案しながら段階的に任期中には実現したいという答弁でしたけど、私はそれでは駄目だと思います。この政策は、やはり町長が一番最初に書かれているし、今、物価高、コロナ禍で暮らしが悪くなっているときに、吉本町長、この給食の無料化はすぐ対応してくれるんじゃないかというふうに町民は期待しているので、一定多くの、1万近くの前も出てるのではないかというふうに私は感じています。それで、町長が一番できることは、来年の予算に向けて、地方創生臨時交付金など活用できる財源がないのかどうか。これは議員はできませんので、担当課にしっかり調べてもらって、そしてまた二百五、六十、実際全国でやってるところもありますから、そういうところに、どういう財源を使ってこういうことをしているのか、また財政調整基金なども使えるのかどうかなど、それを言えるのは町長だと思いますので、ぜひ担当課に知恵を絞ってそういう提案もしてほしいと私は言っていたきたいと思います、その点はどうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。今、御質問いただきましたけども、ふるさと納税に関しましては、確認をいたしましたら、令和6年度以降もこの制度は続けるということでございました。それと、議員からも質問がありましたけども、御指摘いただいたような議論というのは、皆さん方のふるさと納税の一般質問の答弁を考える際には当然そういった話が出たということでございます。今後、そういったこともしっかりと、議員の方々からそういったお話が出たのであれば、議論の対象にはしていかなければならないという思いでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議員の意向もしっかり受けてということでしたけど、やはり私は、来年度の予算にどれだけ反映できるかどうかを知恵を絞って庁内でしっかり議論する。そして、一番身近にいらっしゃるの教育委員会だし、教育長でもあるし教育委員会なので、子どもの状態がどうか、家庭の状態がどうかというのをしっかり把握していただいて考えていただきたいなというふうに思っています。

今、7人に1人の子どもが貧困ラインを下回る状況に加えて、コロナ感染と物価高が子どもや保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。昨年、内閣府が行った子どもの貧困調査の分析結果では、過去1年間に必要な食料が買えなかった経験は全体で11.3%、ひとり親世帯は30.3%、母子世帯では32.1%になっています。これは全国の調査ですけれども、私は菊陽町内でもこういう状況があるというふうに思います。なかなか経済的に厳しいことは外からは見えないというか、一般的には見えないんですけど、シングルマザーにいろんなものをお届けしている団体であるとか、そういうところを見ると、本当にお菓子も買えないとか、そういうことも私たちも見聞きます。

私が取り組んでるアンケートにも、子どもではなくて40代以上にももっと対応してほしいというふうな意見も確かにあるんですけど、日本は教育予算もGDP国内総生産比でOECD加盟国の平均以下なんですね。給食費の無償化とかそういうのはあるんですけど、高学費だし、多人数学級だし、劣悪な保育条件で子どもの貧困などが改善されないままになっていると。日本はそういう状況だということを非常に憂えています。それで、就学援助、先ほどありまして、今469名ということで、大体1割ですかね、四千五、六百人の生徒の中の。そういう状況にあると。就学援助というのもそんなに、何ていいますか、認定される世帯所得水準というのは生活保護と同じかその約1.3倍までということで、決して多いわけではないんですね。生活が豊かなわけでは全くないわけで、就学援助を利用できない児童・生徒も多い中、月5,000円程度と一番お金がかかる給食費を無償にすれば、子育て世代は非常に助かると思います。

私は、町は誇っていいのは、給食を自校方式で全部されてるところは非常に菊陽町の自慢の部分だと思うので、そこはしっかりと打ち出していけばいいかなというふうに思います。給食を無償化してる多くの自治体は、町の自慢はおいしい給食だというふうに言われてるそうなので、ぜひ吉本町長の任期内にするとかじゃなくて、今でしょうね。林修も、あの人の今でしょじゃないですけど、町民の期待が大きい、そしてコロナ禍、物価高、そういう中で、町長がやっぱり本気なんだなど。本気というか、公約を何とか実現したいということで汗をかいてくれるんだなどということ町民の信頼が高まると思いますので、そこをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、共産党議員の国会質問で、学校給食法は自治体判断の全額補助を否定してないと岸田首相が答弁をしていますので、ペナルティーがあるとか、ほかのことで結構ありますけど、ここは自治体の判断で全額補助をしてもいいですよということをこの前10月7日の国会答弁でされていますので、そのことはお伝えしときたいと思います。

来年4月には国にこども家庭庁なども設置されて、先ほど言いましたようにOECDの中でも日本の教育予算が低いということで問題になっていますから、子ども関係予算は今後も地方も国も抜本的に増やしていただきたいというふうに思います。

それで、町長は議員の意見もしっかり聞きながら検討するということでしたけど、最後に、来年度の予算に向けて再度知恵を絞れないか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） まずもって、学校給食が非常においしいということをお褒めいただきまして、ありがとうございます。私もすごく誇れるところでもございますし、今議員がおっしゃいましたように、非常に多くの方々が給食費の負担ということが大きいというのは理解をしているところでもございます。しかしながら、これはもう一度改めて考えるところでもございますし、ふるさと納税をベースでということでもございましたが、小林議員からも、そしてまた同僚議員の方々からも様々なアドバイスをいただいて、それだけよりももう少し早くしてほしいという御意見が非常に多くありましたので、そういったところはしっかりとまた協議をさせて

いただいて、前向きに考えてまいりたいと思ってるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私も27年半以上議員をやっていますが、なかなかこんなふうにスムーズに受け止めてもらえることは少なかったものですから、来年度の予算に僅かなりとも反映できるように、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

それで、本当は給食費の問題は、それこそ吉本新町長が得意なところの食育であるとか、農産物の国産である、地元産である地産地消であるとか、そういうところにいっぱい関わってくると思っていますので、それは次の課題にしたいと思います。

2番目の質問に移ります。

次は、中学校の制服についてです。

制服についても、この問題は2020年12月議会で質問をしています。合志市では女子の生徒についてスカートかスラックスかを選択できる、これは子どもたちの中からそういう意見が出たというふうに聞いてますけど、菊陽町でも検討してもらいたいと質問をしました。そのときの答弁では、制服は生徒の安全を守るとともに学校の歴史であり、伝統があり、多くの生徒が誇りを持って着用し、教育的にも大きな効果があると考えているということでした。生徒が制服に対して違和感を持っている場合は、生徒の悩みをしっかり受け止め、自認する性別の制服、体操服の着用を認めるとのことでした。自認する制服の着用を認めていただくのは当然のことだと思いますが、さらに進めて誰もが生きやすい社会にしていくために、今後、制服についても多様性に対応しているかどうかの視点を持つことが大事ではないでしょうか。伝統だけにとらわれず制服の見直しに着手し、防寒、防犯の観点からも、まずは女子生徒にもスラックスの選択肢をつくるということをぜひ検討していただきたいということです。

写真があるといいんですけど、私のLINEに送られてきたのでは、熊本市立の東野中学校で令和2年度から、途中からだそうですけど、男子の制服であるブレザーとずぼんを、スラックスですね、女子も着用していいということで、どの程度利用されてるかはそのLINEだけでは分からなかったんですけど、非常に動きやすいと女子にも好評だそうです。まずは教育長のほうに、今こういうことが検討され始めたかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えいたします。

制服に関する取決めについては、これは学校ごとに設けられた服装規定、いわゆる校則でございますので、学校が決めていくこととなります。学校が決めていくことになるんですが、菊陽町の2つの中学校の制服には長い歴史がございます。多くの町民にとって思い入れの深いものがございます。制服の見直しに当たっては、校長は生徒や保護者などの関係者の意見をしっかりと聴取し、十分踏まえた上で、生徒会であるとか職員会議であるとか、あるいは学校運営協議会などで慎重に議論して、多くの理解を得られるよう進めていく必要があります。

ジェンダーレスの制服については、今年度夏に開催をいたしました子ども議会の質問の中で、従来の制服を改良するだけではジェンダーレスに対応することは難しい。ずぼんとスカートどちらでも選択可能なブレザーの導入の提案がっております。両校の生徒会を中心に真剣に議論が進んでいることを頼もしく思ったところでございます。現在、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校では、ジェンダーレスに対応した制服の見直しについて足並みをそろえて、年内には2校合同の制服検討委員会を立ち上げる予定でございます。令和6年度からの導入を目指して準備を始めたところです。教育委員会としましては、今後とも菊陽町の2つの中学校の制服の見直しの取組をしっかりと見守り、そして支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 後で町長にも一言だけいただきたいと思いますが、私も今回、制服というのは校則全体の中での考えていかなければいけない問題だというふうに思っています。

それで、手元にはないんですけど、校則に対しても国からのいろんな、提要じゃなかった、何かいろいろ今見直しとか検討とかされているところだと思います。校則なんかも、保護者の方からいろいろ、こういうふうに決まってるんですよというのはいただいたことがあるんですけど、まだしっかり私自身も分かってないところがあるんですけども、基本は、ジェンダーレスの制服についても本人、生徒・児童や保護者や学校関係者の人がしっかりと議論を、今教育長言っていたように検討委員会も設けていただきますが、議論をしていくというのが非常に私も大事だと思います。随分昔、自分の高校生活のことで、私は玉名高校でしたけど、私も生徒会に関わっていましたが、長髪なのかどうかとか、生徒会でしっかり議論をしたような覚えがあって、基本は自主性をどう高めて、その中で検討するかということが一番大事だというふうに思っています。

町長選前に、各候補者にジェンダーレスについてどう考えられますかということで問合せしたところ、3候補者とも、スラックスというか、そういうのはいいのではないかという意見をいただいたんですけど、吉本町長にも一言だけお願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 私の知り合いにも、ジェンダーレス、様々なLGBTの方いらっしゃいます。中学校の制服に限らず、そういったところは悩んでらっしゃる方が多いというのは理解をしております。

御質問のように、中学校の制服につきましては、教育長も答弁をしましたように菊陽町は一步前進をしてるというところでございますので、あとは学校、そしてまた生徒の方々の、そして先生の、保護者の方々の御意見をしっかりと拝聴しながら、菊陽町らしい制服の取組については進んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 非常に前向きな答弁を得られまして、私たちがどうのこうのという問題ではないので、基本的には学校中心に、今言われた制服検討委員会を中心に、ぜひ子どもたちの思いに沿うように進めていただきたいということを書いて、次に移ります。

次は、少人数学級についてです。

これは、町長は教育への投資について各種の公約を掲げられています。皆さんも教育への投資というところでは、例えば英語を中心とした英語教育の充実であるとか、ICT支援員の配置であるとか、科学的な基礎を育成する教育の推進等々、いじめ、不登校ゼロの学校とかいろいろあるんですけど、掲げられていますが、私はその前提として少人数学級への取組が必要だというふうに思っています。

なぜかといいますと、武蔵ヶ丘北小学校の例えば4年生のクラスで、前回の議会でも取り上げたんですけど、特別支援の生徒さんと一緒になった場合、1クラス50人近く、49人とか七、八人とか、子どもたちがそこで教育を受けるというような実情があります。それで、私も議会でも教育長とかにお願いして、教育長や学校関係者の配慮で教育支援員の配置をしていただきましたが、本当に子どもも先生も大変ではないかと想像します。私も実際一度見てみたいという気持ちもありますが、学校現場でもありますので控えています。それで、町長がこれだけの教育に力を入れてされるというのはいいと思いますけれども、ぜひ、もし現場で、町内で多人数でかなり苦勞されているところなど、一度見ていただきたいなというふうに思っています。

それとあと、2021年3月議会では、少人数学級の前進を求める請願が全議員の賛成で可決されました。日本の場合はどうしても、今は少人数学級が以前よりも問題になってきていますが、今度は先生の不足の問題があつて、そう簡単にいかない状況があります。今日の熊日でも、免許を持っている先生に対してもう一度、研修でしたっけ、もう一度働いていただけるように取組をするというのが載っていましたが、その点について吉本町長も新鮮な目で見ていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

現在、県の基準によって、35人学級編制は小学校において3年生までが段階的に進んでおり、令和7年度には6年生まで全ての学年が35人学級となります。また、中学校においては、令和3年度から1年生が35人学級となっております。

少人数学級への取組につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条で、1学級の児童または生徒の数及び教職員の配置数は県または政令指定都市が定めるとしてあり、町で少人数学級の編制を行うためには、事前に県教育委員会へ特別な理由を付して申請し、承認を得る必要があります。また、町独自で少人数学級を編制した場合、増級分の職員を町で採用することとなり、議員も御指摘なさいましたように、現在の厳しい教員不足の中、複数名の担任の人材確保が非常に困難な状況になることが予想されます。

町の投資によって35人学級の前倒しを実現するという事は、極めて困難な状況であると言えます。

以上のことから、学習効果を高めるための取組としては、教育支援員の増員や一部教科の少人数指導などを工夫しながら対応してまいります。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（吉本孝寿君） 子どもたちが学習をする上で、1教室当たりの人数というのは大変重要であります。少人数学級の効果も認識しているところでもございます。しかし、教育部長の答弁にありましたように、教員不足という厳しい現実を考慮しますと、教育支援員の増員など、別の方法で子どもたちの学びを保障していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 前回も少人数学級のことを質問したときに、町の投資では35人学級は無理だし、県にそれなりの理由というか、そういうのをしないといけないというのは、この前説明していただいたので、十分理解しています。それで、先ほども繰り返になりますけども、町のほうで支援員を配置していただいたのは非常に保護者の方も安心されているし、喜ばれているのは事実です。ただ、できれば町長が、もしよければ、多人数でされてるときというのはいつもではないと思いますけども、外からでもいいですから実際実情を見ていただいて、教室の外からでも構いませんので見ていただいて、ぜひ実態を見ていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（吉本孝寿君） その点につきましては、可能であればぜひお伺いしたいというふうに思います。

少人数学級の件でございますが、町としても、そして特に教育長、そして学校関係者の方々は、できるならばやりたいという思いでございます。先ほどからお話をしていますように、教員不足というのがございますので、その対応がしっかりできないとこれは取り組んでいけないということでございますので、私を含め、そして教育委員長、教育部長、そして教職員の方々は、ぜひともこれはやりたいけども、それはできないということはしっかりと御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 少人数学級のはこれで終わりますが、結局、段階的に少人数になっていくので、そこはざまというか、そこに当てはまらないところが一番今問題が残されている。自分たちは、自分の子どもの下からは少人数になるというようなお母さんたちの思いも大事にしていきたいということを述べて、次に移ります。

次は、T SMC進出に伴う渋滞対策など今後の町の取組と町の財政負担についてとしていま

す。

私は、今まで一般質問では主に医療や福祉のことが、子育て支援とかが多くて、渋滞対策はあまり取り上げてきませんでした。ただ、今度の議会でも7割、8割の議員が渋滞対策についてどういうふうに町は今後進めていくのかということで、町長の施政方針でも深刻にかなり受け止めているということでした。それで、菊陽空港延伸、それから大津植木線の多車線化、下原堀川線、杉並木公園の延伸計画等々ありますが、私が今日一番言いたいのは、道路ってそんな一朝一夕にできるわけではないのですけど、今のTSMCの工事現場なり夕方の渋滞、私も直接見に行きましたが、非常に皆さん不安なんですわね。

それで、町民の声を紹介しますと、TSMC新工場の建設現場につながる県道は毎朝毎夕、大幅な渋滞に見舞われると。今までも付近の工業団地に通勤する車が多かった。TSMCの新工場が完成したらさらに混雑が増すのではないかとということで、これは町内の小学校に子どもさんが通う方がこう述べられています。それで、渋滞を避けようと、多くの車が住宅街の細い道を抜け道に使っている。また、子どもさんをお持ちのお母さんは、子どもの通学や帰宅が不安というふうに言われます。昨日、道路状況とかも町長のほうからいただきましたけれども、幹線道路の渋滞だけではなくて、通学路やそういうところの不安も非常に大きいのではないかと思います。また、これから企業の開設に向けてといいますか、もっと建屋というか建物が建っていくわけで、その間も非常に、もっと大きな車とか通るんじゃないかという不安を述べられています。

それで、どういうふうに今計画を進めているのか。計画している道路はいつ頃完成できるのか。1番、2番も一緒にお聞きしますが、結局、同僚議員の質問を聞いてますと、今はっきりしてるのは菊陽空港延伸の令和8年度完成ということだけかなというふうに思いますが、この2点についてお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

現在、主な渋滞対策として、菊陽空港線延伸道路事業、杉並木公園線延伸計画道路及び南方大人足線交差点改良事業の町道3路線の整備に取り組んでおります。

まず、菊陽空港線延伸道路事業についてです。当該道路につきましては、5月から用地取得に係る価格の算出根拠となる不動産鑑定業務を実施し、8月25日開催の菊陽町土地価格等審議会において田、畑、山林の用地取得に係る標準地の価格を諮問し、決定され、10月14日開催の同審議会において宅地の標準地の価格を諮問し、決定されたところでございます。さらに、11月には熊本西税務署と譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議を完了し、菊陽空港線延伸道路の事業を推進してまいりました。道路用地の取得に向けて必要な手続が完了しましたので、11月から関係地権者の皆様へ順次個別に説明を行い、御理解と御協力をお願いしてるところでございます。関係地権者の皆様には今後も丁寧に説明し、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。また、路線は県と連携して事業を進めております。引き続きしっかり情



報を共有し、取り組んでまいります。

次に、杉並木公園線延伸計画道路についてでございます。当該計画道路は、現在、道路のルートなどを決定する予備設計業務に着手しており、将来交通量の推計等、道路のルート並びに道路幅などの規格を検討しているところでございます。また、現在進めております都市計画道路菊陽空港線や、今年度予備設計を進めております町道南方大人足線の関連事業の進捗を勘案した工程となるよう、事業を進める必要がございます。さらに、県から7月に発表された大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路の整備計画も注視しながら、慎重に事業を進めることが必要であると考えております。

最後に、南方大人足線交差点改良事業についてです。当該交差点改良事業については、本年6月に、交差点形状や道路構造を検討する交差点予備設計業務を発注しています。これまで、道路管理者の国土交通省及び交通管理者である熊本県警と協議を重ねています。今後については、国土交通省及び熊本県警と協議を続けながら、関係地権者に対しては丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら事業を進めてまいります。

町では、菊陽空港線延伸道路事業及び南方大人足線交差点改良事業の2路線事業に要する必要な予算の確保について、本年11月18日に国土交通大臣へ町長が、続けて11月28日に国土交通省九州地方整備局長へ町長と議長が、令和5年度当初予算の重点的な配分について要望活動を行ったところでございます。

続きまして、計画している道路の完成についてのお尋ねについてお答えいたします。

まず、菊陽空港線延伸道路事業については、今年度から用地取得に着手しており、来年度は引き続き用地買収を行い、一部、工事着手を予定しております。今後については、関係地権者に対して丁寧な説明を重ね、御理解と御協力をいただきながら、令和8年度末の完成を目指して熊本県と連携し、事業を推進してまいります。

次に、杉並木公園線延伸計画道路については、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の進捗との兼ね合いもありますが、先ほどお答えしましたとおり、菊陽空港線延伸道路事業や県で取り組んでいる県道大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路の整備状況を注視しながら慎重に事業を進めることが必要であることから、これらの事業の進捗に合わせながら取り組んでまいります。

最後に、南方大人足線交差点改良事業については、円滑な事業推進を図るため、道路管理者である国土交通省及び交通管理者である県警との協議を重ねながら、関係地権者に対しては丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら、J A S Mの操業をにらみながら早期完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 結局、はっきりしてるのは菊陽空港延伸の令和8年度の完成だけで、ほかはいろいろ今から、町長はじめ皆さん、かなり県とも協議して努力をされるということだ

と思いますが、やっぱり渋滞対策、今日は町長の政策提言集をかなり活用させていただいてますけど、町長が書かれてるこの地図ですね。こういうのを、今ここはこういう協議をしている。そして、ここは大体、例えば空港延伸だと令和8年度には完成する。今こういう協議中だということを町民の方もある程度分かるように、こういう図柄でもいいですので、ホームページだけではなくて、町民の人にぜひ、こういうのを今努力してますというのが分かるようにしていただきたいというふうに思います。していただけないかという質問なんですけど、特に今言われたところだけではなくて、本当は花立とかあちのほうもかなりの交通渋滞があるので、町民の方もいろいろ意見を出されるかと思いますが、それか、そういうのも準備しながら、町民の方の意見を聞く場所というか、そういうのができないかと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 今の御意見にお答えします。

様々な渋滞が発生してるのは私も当然理解しておりますが、それを全て図でイラストで皆様にお伝えするのはなかなかですね、ページ数がかかなり必要かなというふうに思います。今、私の政策集でもあります、まず町が今取り組んでいるところは町民の方々にしっかりとお分かりいただけるような、何らかの方法でお伝えする必要があるというふうには思います。

私も就任して約2か月ぐらいになりますが、これまで後藤町長はじめ職員の方々がいるところで人間関係を構築されていらっしゃいます。私は、そのしっかりと構築された人間関係、様々なネットワークをしっかりと引き継いで、そしてまたこの道路の整備事業、そして新たな、様々な今後渋滞に取り組んでいかなければいけないようなところを積極的に、議長はじめ皆さん方にも御提案をしながら進めてまいりたいというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私が求めたいのは、結局、町民の方は、ここはどうなるのか、ここはどうかとかいっぱい聞かれても、私も、ここは今どうしてますというのがなかなかそこでは説明ができないというところがありますので、実際、計画だけでは示せないというふうな、地権者の関係とかいろいろな関係もあるかと思うんですが、県と協議された後とか議会にもしっかりと説明していただき、私たちが町民から尋ねられたときも、今こういうふうに計画をしているということが説明できるように、ちょっと工夫をしていただけないか。なかなか難しいお願いかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、4番の今後の町の財政負担なんですけど、これは今回は道路だけになりますが、こういう今計画してるような道路をやっていくとすれば、町の財政負担というのはどのような予想がされるのかお尋ねしたいと思います。

それで、全体のTSMC進出に伴った今後のまちづくりと町の財政との関係はまた次の議会

に譲りたいと思いますが、今回はこの問題だけよろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

現在、渋滞対策事業の道路整備事業として、菊陽空港線延伸道路事業、杉並木公園線延伸計画道路及び南方大人足線交差点改良事業に取り組んでおり、今後予想される事業は、現時点では予定のほうは今のところございません。

これらの事業の予算については社会資本整備総合交付金にて実施することとしており、菊陽空港線延伸道路事業については、現時点では総事業費は27億円程度を見込んでおります。事業完了年度は令和8年度末を目指しております。杉並木公園線延伸計画道路については、現時点での概算事業費は10億円程度を見込んでおりますが、現在予備設計に着手しており、予備設計においてより実施に近い総事業費をつかんでまいりたいと考えております。南方大人足線交差点改良事業については、現在予備設計に着手しておりますが、現時点での概算事業費は、国と県警との協議が調っておらず、公表できる段階ではございませんが、予備設計においてより実施に近い総事業費をつかんでまいりたいと考えております。

これらの事業に取り組むには、今後、道路整備事業は大きな予算を費やす必要がございます。このため、町では、道路整備事業に要する必要な予算の確保について、本年11月18日に国土交通大臣へ町長が、続けて11月28日に国土交通省九州地方整備局長へ町長と議長が、令和5年度当初予算の重点的な配分について要望活動を行ったところでございます。今後も引き続き、交付金事業等を積極的に活用しながら、財政負担の軽減に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 答弁ありがとうございます。できれば、すいません、今の答弁またもらえますか。ちょっと書き取れないので、すいません、よろしくお願いします。

それで、TSMCは国策と言われて、最初4,800億円ぐらい国の予算がつくということでしたけど、結局その後6,000億円ぐらいに上がってるのではないかというふうに理解しています。ただ、これだけ海外の企業が来るということで、今度、町長等も台湾のほうに行かれるとはお聞きしましたが、町の職員の人は、すごい少ない人数で今まで経験したことのないような大型の企業の進出、それから下水道は県がするとしても下水道の関係、そして渋滞対策の道路の関係など、今まで10年単位でしてたようなものを二、三年でしないといけない。すごくタイトな感じでしないといけないというのが一番心配をします。それで、私は県ももう少し、関わり方がもっと強力であってもいいのではないかというふうに思っています。職員の数を、庁内の数を増やしていくというのも大事なんですけど、その点で最後に町長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 県の、国の関わり方ということでございますが、私もそこは県や国にしっかりと求めていかなければいけないと思います。今の職員の数では到底、この巨大プロジェクトに参与するというのは不可能でございます。今のTSMCの工場、進捗状況を見られても分かると思いますが、多分あれは5年でする仕事を2年でやるというところで、非常に多くの職員の方々が一挙集中して仕事をされているということを考えますと、それを庁舎内で置き換えますと、やはりマンパワーが必要なのかなというふうには切に考えてるところでもございますので、また様々な御意見はこの議会の場で、そしてまた議員の方々お一人お一人から丁寧にお聞きをしていき、この問題、難局と言われるTSMCの国の政策については乗り越えてまいりたいと思っているところでもございます。

以上でございます。

（16番小林久美子君「終わります」の声あり）

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。年末の大変お忙しい中、またお寒い中、傍聴していただき、誠にありがとうございます。

吉本町長におかれましては、御当選、誠にありがとうございます。体には十分気をつけて、町、町民の利益のため、町政のかじ取り、よろしく願いいたします。

昨日、中岡議員が触れられました横浜ベイスターズに入団した吉野光樹投手には、町におかれましては入団祝いの懸垂幕を掲げていただき、親族の一員としてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

それに、サッカーワールドカップですね、非常に盛り上がりました。惜しくも決勝トーナメント1回戦でPK戦で敗れましたが、国民に多大な勇気と希望と感動を与えてくれました。特に、大津高サッカー部出身の、職員の中にも大津高、高木局長代行をはじめとするサッカー部出身の方がおられます。私もその一員ですが、サッカー部出身の谷口選手の活躍は熊本県民の誇りになります。監督、選手、スタッフの皆さんには感謝するところであり、本当ありがとうございます。

今回の質問も、町民の声、要望と私の議員活動の中から、質問事項1、町振興と発展について。2、中学校部活動の社会体育への移行について。3、総合体育館オープンに向けて。質問席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

(「頑張れ」の声あり)

○議長(上田茂政君) 傍聴席の方には、言葉を慎んで、言わないようにしてください。入り口に書いてあると思うんですけども、よろしくお願いします。

坂本秀則君。

○11番(坂本秀則君) まずは、質問事項1、町振興と発展についてですが、(1)の第三原水工業団地整備計画と早期着工についてですが、この質問は昨年12月定例会から連続して質問しております。昨年から1年間で、第一、第二原水工業団地周辺の山林及び農地等においては、県内外の不動産関連企業並びにディベロッパーの方が坪単価4万円から6万円で地権者への買収のアプローチを行われております。1年前より坪単価を上げて交渉されている現状です。一日でも早く整備計画を立て、早期着工すべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長(上田茂政君) 吉本町長。

○町長(吉本孝寿君) それでは、御質問にお答えをいたします。

坂本議員の御質問にある第三原水工業団地は、現在JASMが工場を建設しております第二原水工業団地の東側の区域と推測いたします。これまでの議会におきましても、複数の議員の皆様から、新たな工業団地も含め、企業誘致のための用地確保の必要について御質問を頂戴していると聞いており、その際の答弁のとおり、私も、新たな企業誘致のための用地確保の必要性は高く、議員のおっしゃる第二原水工業団地の東側区域も大変有力な用地と理解をしております。私の公約におきましても、町の均衡ある発展の推進と併せて、地域の特色を生かした戦略的な企業誘致も掲げており、TSMCの関連企業をはじめ幅広い企業誘致のためには、セミコンテクノパークや第二原水工業団地の周辺地域は大変重要な区域と考えております。

これまでも担当部署におきまして、経済状況や企業の投資意欲、さらには半導体関連企業の進出の可能性など、新たな企業誘致の用地確保を判断するために必要な情報の収集を行ってまいります。あわせて、私から、企業誘致に必要な用地を確保していく手法についても幅広く検討していくよう指示しており、担当部署において、町が直接事業主体となる場合だけではなく様々な検討を進めています。第二原水工業団地の東側も含めまして、企業誘致に必要な用地を整備するための最適な地域、必要な規模、その整備手法を判断の上、計画を立案しまして、適切な時期、適切な手法によりスピード感を持って事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 坂本秀則君。

○11番(坂本秀則君) 昨年12月の質問の答弁とあまり変わらないような気がします。現在、先ほど申しましたように地権者へのアプローチはすごいもんで、坪単価も上がって、日に日に、町がするとすればですよ、お金も増えてきてますね。それで、このままいけば虫食い状態でいろんなところを民間が開発、山林とかですね、しそうな気がします。それが昨年から1年たって同じような答弁で、これいつ決断するのか。また、今後どのようなタイムスケジュールなのか質問いたします。町長でも課長でもいいですけど。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただいたような御質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃったように、仮に虫食いのような状況になって、あの場所は非常に重要な地域だというふうに考えておりますので、今後、半導体関連を含めまして企業誘致のための用地として利用できなくなるというのは、町としてもそれは考えてないところです。そうならないような方策を、町長の指示の下、あらゆる手法を考えているというような状況でございます。

昨年の12月から進捗がないというような御指摘をいただいたところではございますが、町長の指示の下、担当部署においては様々な手法を今考えておりますので、そういったことを考えながら、今後、町長の答弁のとおり、適切な時期、最適な手法によってスピード感を持って事業は進めてまいりたいというふうに考えてます。ただ、まだ菊陽町内にはいろいろな用地もございますので、用地の場所の確定等も含めて様々なことを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 適切な時期とは、町長、いつ頃になるんですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 適切な時期というのが曖昧だという多分御指摘だというふうには思いますが、これは企業誘致という非常に難しい事業ということもありまして、なかなかお示しをする時期が私どもも非常に難しい、厳しいというところでございますが、今課長の答弁にもございましたように、しっかりと町はいろんな可能性を含めまして調整を、そしてまた検討を進めてまいりたいというふうに思います。適切な時期と言われますと非常に厳しいですが、私どもが皆様方にお示しをするときに適切な時期なのかなと考えてるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） あらゆる不動産企業やディベロッパーの方が土地を購入しても、開発許可ないし農振除外は町が握ってるのが実情ですが、そういうことならば最低でも、さっきおっしゃったんですが、時期は、示したときに適切な時期ならば、いつになるか分からないということでしょうが、私からすれば、地元の地権者からしても、なるべく早く方向性でも示されたほうがいいと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） おっしゃるとおりだと思います。その土地の所有者の方々からすれば、町はどうしたいんだという御意見が出るのはごもっともだというふうには思っていますが、やはり様々な整備等もございますので、そこもしっかりと我々も考えまして、そしてまたしっかりと議論をして、その際には、スピード感を持ってと何回でも申しますけれども、地主様、地権

者の方々に不安を与えないような対応を取っていかなければいけないというふうに考えてるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 再度聞きますが、適切な時期は1年かかるのだろうか、半年なのか、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 私がここでお答えをしてしまうと、その言葉が独り歩きをするのかなというふうには考えておりますけども、坂本議員がおっしゃるように、いつなのかというのは、適切にお答えができるときが来ればお答えをしなければいけないというふうには思います。今この場で、これが1年後なのか半年後なのかというのをお答えをするというのは、なかなか厳しい状況なのかなというふうに思います。ぜひとも御理解をいただきたいと思ってるところでもございます。町としましては、何回でもおっしゃいますけども、前向きに取り組んで一緒にまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今の答弁、やきもきしますが、そういう判断ですので、仕方ありません。

次に進みます。

(2)の菊陽町都市計画マスタープランの大幅な見直しを含め、要望に沿う有効な土地利用についてですが、第一、第二原水工業団地周辺の山林、農地等の現状は、先ほど説明したのに加え、開発許可が出てるのか確認しませんが、農地を整地し、碎石を広げている農地も見かけられます。それほど土地の有効利用が求められています。TSMC関連の下請を含め、関連企業や運送業など、この場所に立地したいという希望の方がおられるとお聞きしております。町に利益をもたらす企業立地をみすみす逃すことがないように、そして先日町長が答弁で言われた、稼げる町を目指して企業誘致を進めるとのことなら、今が最大のチャンスです。一日でも早く土地の有効利用ができるように、町長の考えをお聞きします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 土地利用についての考えということでお答えをいたします。

本町が置かれている状況といたしましては、TSMCの進出により工業用地や住宅用地についてかつてない勢いで土地需要が活性化していることは全国ニュース等においても報道されており、皆様御存じのとおりでございます。それらにスピード感を持って応えていくことは、町の発展のために必要と考えております。あわせて、政策提言集にも掲げたとおり、優良な農地を守り、持続可能な農業を実現していくことも同様に重視をしており、両者のバランスが大切だと考えております。

御質問の都市計画マスタープラン、こちらの見直しについてでございますが、現行のマスタープランは、20年後、令和22年の将来を見据えて、10年間、令和12年の計画を令和3年3月に策定をしたものであり、その一つが、住宅需要に対応するために既に関係機関との協議を行っております（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業であります。まずは現行のマスタープランの実現に向けて進めることが基本であると考えておりますが、町発展のため、必要であれば計画の一部再考も検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、答弁の中で、必要であれば見直すということですが、今が一番その必要性を感じますが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうから答弁させていただきます。

先ほど坂本議員から言われたのは、今のJASM、その東側周辺ということで……

（11番坂本秀則君「南側」の声あり）

令和3年3月に作成しました現行の都市計画マスタープランにおいても、JASMの東側につきましては産業ゾーンとして位置づけておりますので、企業誘致あたりできる箇所でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 私が申したの、今、開発許可があつてるのかないか知らないですけど、碎石広げて整地してあるところは県道南側になるんですよね。その辺の計画見直し等は今が必要だと私は感じてますが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 大津植木線の南側ということでお答えいたしますけれども、マスタープランにおいては、昨日の廣瀬議員の御質問でお答えしてますように、様々なアンケートだったり各種委員さんとの御意見を交わしながらつくったものでございまして、ある程度、一定の確実性があるものでないと変更することはできないというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃ、お聞きしますが、今私が言った畑ですね。畑を整備、碎石して整地してあるところに関しては把握されてますか。確認したとなれば、その後どういう対応を取るのか、その点。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おっしゃる地域は農振地域だと思いますけれど



も、建物の建設が絡まない限り、私のほうに開発の願いというのは出てまいりませんので、私のほうでは確認しておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 確認した場合、整地して砕石広げれば、それは運送業者の車両でも置かれる状況ですよ。入道水の上には不法建築物がたくさん建ってます。そこも、何遍でも質問しましたが、対応はしてくれず、まだまだ今増えてる状態ですが、そういう畑の利用でもされることはできるのか。確認したらどうするのか。その点はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 用途にもよりますけれども、現在の法令の中では建てられない区域というふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 建物は建たんでも、駐車場ないし建築資材置場とか、そういうのなら利用できるということなんですかね。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 本日は経済部長が出席しておりませんが、今の問題につきましては農業委員会の問題だというふうに私は認識しております。私のほうからお答えする立場ではないというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、県道から南側を今後有効利用としたら、障害的なものは何がありますか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 多分、坂本議員がおっしゃっているのは次の質問になるのかなというふうに思います。それは次の質問でお答えしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 現状は、県道南側も、工業団地の西側、これは柳水に入りますが、県道南側は古閑原から柳水にかけてですんで、不動産屋からのアプローチがかなり来ております。そういう状況ですので、マスタープラン計画の見直し等は絶対必要だと思います。その点、町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 様々な御意見があるのは理解をしております。先ほども答弁をさせていただきましたように、必要であれば計画の一部再考も検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 計画見直しは迅速にすべきだと私は思っておりますので、その点述べて、次に移ります。

次に、(3)の質問ですが、前段の土地の有効利用並びに住宅開発など町に利益をもたらす土地開発について、最大の障害は下水道処理能力と認識しています。そこで、(3)の、人口増加、企業進出等で下水道利用が急激に増加すると見込まれるが、今後の計画及び対応策はあるか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 御質問の、今後見込まれる下水道利用の急増に対する計画及び対策はあるのかについてお答えします。

まず、菊陽町の下水道につきましては、農業集落排水事業により実施してます曲手、馬場楠、戸次地区以外の区域は、熊本北部流域関連公共下水道事業として熊本県が主体となり、熊本市、合志市、菊陽町の構成市町で、熊本市北区鶴羽田の菊南温泉北側にあります熊本北部浄化センターで処理しております。これまで、人口増加、企業進出等に伴う排水量の増加に対しては、計画が具体化され、排水量や整備時期等が決まりましたら、その内容に応じ、関係機関とも連携し、対応してまいりました。

第二原水工業団地関連の県委託工事につきましても、期間的に厳しい中、議員の皆様には予算確保等で御理解、御協力いただき、令和5年8月末までの管路工事完了に向け、順調に進められております。11月末で、事業費ベースではありますが、約60%の進捗率となっております。今後も早期の情報収集に努め、下水道事業経営戦略との整合を図り、排水量等の計画が具体化されましたら速やかに対応できるよう、関係機関とも協議し、進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それは今やってることで、私は今後の話をしてるんですが、現状で、じゃあ原水地区において集落内開発制度を利用した住宅開発が盛んですが、また新たに下原団地北部、町営団地の北側に新たに増設されますね、百数十軒。そういう住宅開発に対しても、またそっち側じゃなくていろんな企業が来る可能性もあります。それに今の下水道能力は対応できるのですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 先ほど答弁でも申しましたように、今、下水道のほう、余裕的にはかなり厳しい状況にあります。そんな中、下水道といいますのは社会基盤の整備の内容に応じて、特に場所と排水量です。こちらのほうが明確に示されない限り、それに対する対応策あたりが講じれないことから、まずは計画面での情報収集、こちらを早期にやりまして、備えておくというような形を今取っているような状況にあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 備えておくという答弁ですが、今、現状でも厳しいわけでしょ。

（下水道課長丸山直樹君「はい」の声あり）

そしたら、さっきおっしゃった下水道経営戦略ないしは下水道の様々な計画は全て見直しして協議すべきではないですか。現時点で始めなければ、遅くなるんじゃないですか。住宅の計画が立ってから下水道の戦略を考えるなら、いや、下水道はもういっばいで駄目ですってなったら住宅の開発計画すらできないということでしょ。今から見直して、そして足りないなら浄化の設備施設を、浄化センターですか、町単独で造るべきじゃないですか。その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 大きな話ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほどの坂本議員の質問の中で集落内開発区域、これは下水道区域にちゃんと入っております。認可区域としております。それと、もう一つありました迎原地区、こちらについては集落内開発区域ではございませんけれども、しっかりと北部浄化センター、下水環境課あたり、県と協議をいたしまして、大丈夫だというところの許可を得ながら開発許可を出してるところでございます。

それと、今おっしゃいました話ですけれども、企業の話はちょっと置いとしまして、新たな住宅地、これにつきましては、先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業、こういうものは次の市街化ということで考えてるものでございまして、市街化というふうにならなければ基本的には下水道は流せないということでございます。

それと、先ほど下水道課長から申し上げましたように、うちの下水道は基本的に熊本北部流域浄化センターに行ってます。ここは、熊本市、合志市、本町、この3市町が流してる浄化センターでございますので、本町だけでいろいろ計画を立てるということではできません。

最後になりますが、企業誘致絡みにつきましては、本町はやはり排水量、先ほど下水道課長が申し上げたように、排水量が分からないとその関係も決まりませんし、浄化センターの話も決められないということでございます。

なお、浄化センターを新たに造るということになりますと数百億円の話でございますので、今回はこれぐらいにさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これくらいで止めとってくれということですが、町長は、稼げる町にしたい、新たな企業誘致を目指してるということですよ。そして、現状は下水道はもう厳しいと課長がおっしゃってます。そしたら、何らかの対応策を協議しなければ、進出企業も、いや、下水道が処理能力いっばいなので菊陽はもう無理ですって言うしかないでしょ。住宅開発もそうですが。その点の対応は、町長、どう思いますか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 先ほど井芹部長もおっしゃったように、さらに様々な企業、そしてまた住宅の整備となれば当然避けては通れないところでございます。私の政策の中にも様々なことを掲げさせていただいておりますが、下水道事業につきましてはそういったところもしっかりと鑑みながらやっていかないと、坂本議員が先ほどからお話を御提案をいただいているような問題がまだまだ出てきますので、そのところはしっかりと私どもも整備をしながら、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 課長でも部長でもいいんですが、下水道経営戦略ないしほかの計画についてはいろいろ練り直す必要があると思うんですが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） まず、下水道事業経営戦略についてですが、坂本議員のほうもこの作成に当たっては議会を代表して、当時の産業建設常任委員会委員長として参加していただいて作成しておるんですけど、こちらの経営戦略につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間の経営戦略をこれまでの実績と将来予測による収支計画に基づき作成し、下水道サービスを将来にわたって持続的、安定的に供給していくための指針としております。期間中に投資、財政計画に乖離が生じた場合は、5年ごとの見直しを図ることとしておりますので、第二原水工業団地関連で支出面の下水道整備が完了し、収入面の下水道使用料収入の見通しがつくJASMの本格稼働後になると思われ、見通しがですね。

そのほか整備に当たっては、下水道事業計画区域に入れる必要がございます。こちらのほうの下水道区域に入らないと、先ほど下水道処理区域内外の話で、内になった場合には国の補助に基づく工事が実施できるというような運びになりますので、まず下水道の前に、そういった面的な整備あたりに合わせたような状況での進捗になると思われ。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） TSMCは突然来たわけですよ。町長も知らなかったということで、国策で突然来て、それが、下水道経営戦略ほかの計画等は5年越しに見直すとか、そういうのじゃ遅いと思うんですよ。だけ、今からでもある程度、ここはこうしたほうがいいんじゃないかと計画見直しをしたほうがいいと思います。じゃないと、稼げるまちづくりを目指すなんてとても言えないでしょ。進出したい企業や住宅開発なんかどんどんやってくださいというくらいの気持ちじゃないと、当面、稼げるなんて言えないと思います。その点、再度、町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 今、丸山課長が答弁したようなことがベースにはなりますけども、坂本議員が再三おっしゃる稼げる町、稼げる菊陽町を目指すためには、やはり何らかの考え方を示さ

なければいけないのかなというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 計画見直しとか迅速にやってほしいと願って、次、(4)の、町内交通渋滞解消のため新たな方策は考えられないか。先ほど、小林議員の質問で建設課長から詳しく説明いただいたので、町長、それ以外にこういうことをした方がいいんじゃないかとか、自分の思いがあれば答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 以外にと言われますと非常に困るところでございますが、今、皆様方がいろんな報道で耳にされたり目にされたりされてると思いますが、経済同友会のほうで10分・20分構想というのがございます。熊本市から空港まで10分だとか、様々な計画を今されております。実は、昨日、経済同友会の方と会食をして、当然そういった話になりました。菊陽町がそういったところに関係性を持つのはどうなのかという質問もしましたけども、今後検討していくべきなのかというお話もいただいたところでもございます。やはり、ここは町が単独で、ビジョンというのは描かなければいけません、県や国にお願いをしながら菊陽町はどうあるべきかというのをお伝えしなければならないというふうに思いますので、そのためのアンテナというのはしっかり張っていかねばいけないというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） (5)に移ります。

(5)の質問ですが、文教厚生常任委員会研修で訪れた埼玉県さいたま市の新都心での新交通システムは、短い車両で急カーブにも対応でき、車両自体はタイヤで走行し、パンタグラフに当たる電力の供給システムは天井ではなく車両の側面についており、大変便利で、乗り心地も大変よかったです。このような交通システムを原水駅から第一、第二工業団地の間に設置できれば、絶大な渋滞解消につながると感じました。

そこで、(5)の、原水駅から原水工業団地まで、鉄道や新交通システムの設置並びに通勤バスや自転車及び通行者等の専用道路の設置はできないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 初めに、総合政策課のほうから鉄道や新交通システムの設置についてお答えします。

本町としましては、今後もセミコン通勤バスの輸送力強化を軸として、JRとセミコン通勤バスの利用促進を図っていくこととしております。セミコン通勤バスについては、本年6月に朝ダイヤのバスの台数を2台から3台に増やし、便数を8便から11便に増便しております。9月には、夕方ダイヤのバスの台数を1台から2台に増やし、便数を8便から10便に増便しております。その結果、1日平均の利用者は、増便前の5月の550人強から直近は800人強と200人

以上増えてきており、バス増台の効果が出てきている状況です。

また、現在、さらなる輸送力強化も見据えた上で利用者の利便性を向上させるため、原水駅北口に雨よけ用の屋根や照明施設などを備えた新たな転回広場の整備を進めてまいります。ほかにも、J A S Mの立地に伴い、一部便の運行ルートの見直しの検討を進める予定です。

なお、鉄道や新たな交通システムの導入には、費用対効果、ランニングコスト、収支採算性、財源の確保など様々な課題がありますので、現時点では鉄道や新交通システムの設置の事業に取り組むことは考えていない状況です。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、自転車及び歩行者等の専用道路の設置については建設課のほうからお答えいたします。

議員の御提案については新たな方策ではないかというふうに思いますけれども、町内交通渋滞解消に向けた新たな方策については、今後、現在進めています事業の進捗を見ながら、町周辺を含む状況の変化を見据えて、県も含めた周辺自治体と連携して方策を考えていく必要があると考えております。

現在、県と町が連携して進めている菊陽空港線延伸道路事業では、自転車及び歩行者等の専用道路というわけではございませんけれども、自転車、歩行者の兼用道路を整備いたします。完成後の様子を見ながら、自転車及び歩行者等の専用道路の設置につきましては様々な方策の一つとして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 吉本課長が今おっしゃいましたが、それは今の対応策ですよ。今も長蛇の列でバスに乗るのを待ってらっしゃいますが、今後本格稼働したら、考えるだけでも怖いような人があそこで降りられると思うんですよ、多分。そこで、新交通システム等も含めて、セミコン内と協議会設けられてますよね。そこで、せめてこういうこともできるんじゃないかぐらいの協議はできないですか。始められないですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、セミコンバスを持っております私のほうで御質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃっていただいたように、セミコンのほうには、セミコンにある企業様が加入されてるセミコン協議会というような協議会のほうがございます。渋滞対策とか、今までも様々なことについていろいろ連携してやってきた次第でございます。先ほど総合政策課長のほうから答弁がありましたように、現在、新交通システムにつきましては町としては検討してないという状況でございますが、仮に新しい方策を町が何か考えた場合、セミコン協議会と相談して進めていくということは可能であるというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 三里木と原水駅間に新駅を設置していく方向ということですが、原水駅と大津駅の間に新駅を設ければ、TSMCから何百メートルですよ。一番近いんですね。そこから徒歩でも行けますよ。そういうことも考えられますし、今後は、町だけじゃなくて民間のパワーも借りて新たな交通手段を設けたらいかがかなと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 三里木原水間の新駅につきましては、先ほどからも話がありましたように、約70ヘクタールの区画整理事業というところで、町としてもメリットがあるというふうには思っているところでございます。今、議員の御提案のありました原水から大津間の駅というのは、今後の町の状況も見ながら考えていかなければならないのかなというふうには思っていますが、そこは非常に厳しい状況だと。今、町の描いているビジョンからしましても非常に難しいのかなと思います。

ただ、坂本議員がおっしゃるように、JASMCが稼働したらどうなるのかというのは、多くの町民の方々が不安に思っているというのは私も重々承知をしておりますので、今、今村課長が話をしていたように、様々な方策を探りながら、そして議会のほうでしっかりと皆様方に御提案をしながら、情報共有をしながら進めていかなければいけないというところで思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後は、なるべく車で通勤しなくてもいいような状況をつくってやれば、少しでも交通渋滞緩和に役立つと思います。

時間がないので、次に移ります。

(6)の県営野球場誘致計画を積極的に行うべきではないかについてですが、この質問は平成19年の一般質問で私が初めていたしました。それ以後、建設に当たっては県は、話題にはなるが、協議には至ってないとのこと。しかし、10月5日のネットニュースで、ヤクルトの村上宗隆選手、村神様ですね、の日本選手最多56本塁打と三冠王獲得を受け、蒲島知事は新野球場の設置を検討することを明らかにしました。蒲島知事いわく、こんな大記録を成し遂げられたので真剣に考えなければいけないなということを述べられました。そこで、(6)の県営野球場誘致活動を積極的に行うべきではないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、お答えをいたします。

県営野球場の誘致につきましては、令和3年の県議会2月定例会における答弁の中で、知事が、県としては、県営野球場や武道館、アリーナ等のスポーツ施設整備の在り方について、事業手法や主体、民間資金の確保などあらゆる可能性について検討を行い、県民的議論を踏まえた上で方向性を取りまとめてまいりますと答えられております。本町といたしましては、私の

政策でも提言しております硬式野球も可能な新球場の整備について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 検討してまいりますは、もう検討に入ってるのか。今からするのか。いつから検討を始めるのか。実際に目標としていつ頃着手するのか。その点、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 私の政策提言集にもございます新球場の整備と。硬式野球も可能な整備でございますので、これやらなければいけない町民の皆様方とのお約束でございます。既に各球団の方々とは連絡を取りながら、将来的にはこの球場を造ることによって菊陽町で球団のキャンプができないのか、そういった話も、私個人レベルではございますが、やっているところでもございます。

また、先ほど村上選手のお話もありましたけども、様々な要素があって知事がそういった発言をされたというふうに思っておりますが、なかなか県営野球場の移転というのは厳しいということをお聞きをしております。ならば、菊陽町で考えるならば、県営野球場ぐらいの集客、2万人ほど入るのではなくて、もう少しコンパクトな、キャンプだとか様々な野球の試合が子どもから大人までできるような施設を考えていくべきだというふうに思いますし、よくおっしゃられるのは、じゃ、野球場を使わないときはどうするんだというお話もありますが、そういったところは大学や企業の野球部の方々をお願いをして使っていただくというような方向でも進めていっているところでもございます。また、野球に限らず、町民の方々がその場で様々なスポーツやイベントを開催されるのも当然必要なことだというふうに思いますので、検討をしておりますが、少しずつですが、進んでいっていると。これは私レベルの話ですが、進んでいってるといってるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、せめて、町は町でその動きでいいんですが、県の県営野球場に対しては、運動公園も近いので、町内に建設してもらうような期成会ぐらいは立ち上げたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 県営野球場の移転の期成会という御意見ですけども、そこはやはり県と、県営の野球場ですので、県がどのような意向で野球場を考えていらっしゃるのかというのは確認しなければいけないというふうには思います。県が少しでも移転に対して前向きであるとなれば、当然、議員がおっしゃるように期成会なり懸垂幕なり、菊陽町で欲しいんだという手を挙げるべきだと思いますが、県がそういった意向がほぼほぼないというのであれば非常に厳しいなと思ってるところでもございますが、そこはいま一度調べてまいりたいと思ってるところでございます。



以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。じゃ、次の質問事項2に移ります。

中学校部活動の社会体育への移行に向けてですが、今現在、菊陽中学校で体育系が12部、文化系、吹奏楽部と合唱部2部を合わせて14部。武蔵ヶ丘中学校で体育系が12部、文化系の吹奏楽部と美術部2部を合わせて14部あり、令和8年には文化系を含めて社会体育へ移行しなければならないと聞きました。そこで、中学校部活動の社会体育への移行のプロセス、そこを質問いたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

平成30年3月にスポーツ庁が策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めることが示されました。その後、平成31年1月に中央教育審議会の答申において、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであると示されました。さらに、令和2年9月にはスポーツ庁から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示され、学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進について示されたところです。

こうした数次にわたる運動部活動改革の取組を経て、令和3年10月に運動部活動の地域移行に関する検討会議が設置され、今年度、令和4年6月に提言が示されたところです。この提言によりますと、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことや、その目標時期としては令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどとすることが示されています。また、本提言によりますと、国はこの目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改定し、休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけ、全ての都道府県において休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定することを規定することが適当であると示されています。

現在、国のスポーツ庁では、広く国民の意見を集約し、新たなガイドラインを都道府県に示す準備をしているところです。今後、熊本県で国のガイドラインを受けて県としての推進計画が示される予定であり、それを待って町では検討委員会を立ち上げ、令和7年度末までをめどに推進計画を策定するなど、具体的な部活動の地域移行に向けて取組を進めていくこととなります。本町では、今後の国及び県の動向を注視して、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これからということですが、令和7年度の末までだけん、時間が全然足りないと思うんですね。これから協議するということですよ。

一番危惧するのが、結局、経済的負担が家族にのしかかって、また送迎もしなければならなくなりますよね、もし社会体育に移行するとすれば、で、部活動したくてもできない子が出てくるというところ。また、現職の先生の部活動顧問の方も、いや、私は続けたいと。子どもたちに、例えばバスケットならバスケットをずっと教えたいという先生も出てくると思います。これから協議を始めるということですが、体育館の使用料とか、吹奏楽部とかというなら学校の持ち物の楽器を使用させるわけですよ。そういった面、総合的に教育長から何かあります。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えします。

中学校の運動部活動あるいは文化部活動というのは、基本的に学校教育の一環として長い間続けてまいりました。今後もそれは変わらないと思いますが、ただ地域全体で運動部活動を見ていこうという趣旨でございます。ですから、この地域移行によって、本当は部活動をやりたいんだけどできない子どもが生じてくるというような計画は決して立ててはならないというふうには考えてます。

それから、教職員の活用についてですが、これは今、競技歴があって専門性の高い教員と、全く競技歴もなくて、せざるを得なくて顧問をしていると。負担に感じているという教員、2種類あると思いますが、社会体育化されたときに、自分もやりたいと。そして高い専門性を持つてるといふ教員については、ぜひ活用していかなければならない。これは、平日と土日の連続性もありますし、教育の一環ですから、そういう意味での専門性も必要になってくるということで、これから希望する教員の数の把握であるとか、あるいは兼業の問題ですね、教育公務員でございます。そういうものをクリアしながら進めていかなければならないと。

ただ、これは国全体で一斉にやらないといけない問題ですので、なかなか先走ってやることはできないということは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 移行に当たってはいろんな問題が発生してくると思うんですが、できるだけスムーズに移行ができるよう願って、次の質問に移ります。

最後に、質問事項3の総合体育館オープンに向けてについてですが、この準備室の役割と今後のタイムスケジュール。時間もないので、併せて(2)の、現時点で使用、利用範囲と料金等及びオープニングイベント等の考え並びに施設の運営の方法をお聞きしますが、まず課長が述べて、最後、オープニングイベント、同僚議員も質問しましたが、その点伺いますので、2つ併せてお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合体育館開設準備室長。

○生涯学習課長兼中央公民館長兼総合体育館開設準備室長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

現在建設中の総合体育館は、令和5年10月の供用開始に向けて、新たに総合体育館開設準備

室を令和4年9月1日に設置し、供用開始の準備業務を行っております。準備室の主な業務内容は、維持管理運営費用の算出や必要となる備品の選定、使用規程などの作成であり、現在、供用開始に向けて必要な運営費用の予算計上を目的に、概算費用の算出などの業務を行っております。令和5年度の主な歳出予算の節区分は、備品購入費と委託料になります。今後は、体育協会や各種競技団体に競技備品などについて意見をお聞きしながら、入札準備を行ってまいります。

今後のタイムスケジュールにつきましては、新年度5月に備品購入の入札を行い、6月定例議会にて、財産を取得することについて議会の議決をいただき、9月末までには各種備品等の搬入据付けを完了させ、10月1日からの供用開始を目指して取り組んでまいります。

使用、利用範囲と料金については、現在、近隣市町村における総合体育館の使用規程や使用料の調査を行い、整理した状況でございます。今後は、既存の町民体育館やそのほかの町施設との整合性なども検証し、本施設の使用規程や使用料の確定に向け、作業を進めてまいります。

オープニングイベントの考えにつきましては、廣瀬議員と矢野議員に答弁しましたとおり、町民が楽しめるイベント、特に子どもたちがスポーツに関心や興味を持てるようなイベントができるように十分に検討してまいります。

総合体育館の運営方法につきましては、町民の健康増進につながる施設としての利用を目指し、町直営にて行う方針でございます。将来的には、指定管理者による運営についても、そのメリット、デメリットや、公共サービスとして適正な管理水準を達成するために本施設において必要となる経費などを十分に検証した上で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） オープニングイベントの考えはということでございますが、総合体育館のオープニングイベントにつきましては、今までも答弁をさせていただいたように、多くの方々が喜んでいただけるようなイベントになればというふうに思います。坂本議員ともお話の中で、盛大にやってほしいというお話もございました。そういったところも考えながら、オープニングイベントにふさわしいイベントを開催したいというふうに思いますし、総合体育館をオープンするに当たって、これはオープンするときだけのみならず、稼げる自治体を目指して様々なイベント、そして催物を総合体育館の中で開催をしていきたいと考えてるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 文教厚生常任委員会で研修に行きました高崎アリーナは本当きれいで、ドアノブに手あかさえていませんでした、6年たってもですよ。利用料、使用料は安く抑えられてですね。菊陽も、隣に「さんふれあ」がありますので、「さんふれあ」の利用者を増

やすためにも、料金等は周辺施設を参考にとおっしゃいましたが、低く抑えて、周辺の経済効果も狙ってしたらいかがかなと私は思います。それと、高校生、中学生、町内ですね。社会活動移行になりますので、その辺の無料化とかも考えられたらどうかと思います。

これで私の一般質問を終わりますが、傍聴の皆様、忙しい中、傍聴いただき、誠にありがとうございました。今後も皆様の声、要望を町政に届ける役割を果たしていきますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時8分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年12月8日（木）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和4年12月13日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（5日目）

（令和4年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和4年12月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第59号 菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第62号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第63号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第64号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第65号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第68号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について
- 日程第9 議案第69号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第70号 町道路線の認定について
- 日程第11 同意第5号～同意第6号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 諮問第1号～諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 菊池環境保全組合議会議員の選挙について
- 日程第14 発議第10号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第15 発議第11号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 発議第12号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第13号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）
- 日程第18 発議第14号 佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 廣瀬英二君  | 2番  | 矢野厚子君   |
| 3番  | 大久保輝君  | 5番  | 西本友春君   |
| 6番  | 那須真理子君 | 7番  | 佐々木理美子君 |
| 8番  | 中岡敏博君  | 9番  | 北山正樹君   |
| 11番 | 坂本秀則君  | 12番 | 渡邊裕之君   |
| 13番 | 佐藤竜巳君  | 14番 | 甲斐榮治君   |

15番 岩下 和高 君

17番 福島 知雄 君

16番 小林 久美子 君

18番 上田 茂政 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 高木 定伸 君

書記 吉本 香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉本 孝寿 君

教育 部長 芹川 博文 君

福祉生活部長兼  
福祉 課長 矢野 信哉 君

経済部長兼農政課長 山川 和徳 君

総務 課長 梅原 浩司 君

人権教育・啓発課長 弓削 浩昭 君

建設 課長 矢野 博則 君

総務課総務法制係長 小泉 秀和 君

施設整備課長 荒牧 栄治 君

副 町 長 吉野 邦宏 君

総務 部長 板楠 健次 君

保険衛生部長兼  
健康・保険課長兼  
新型コロナウイルス感染症対策課長  
東 桂一郎 君

会計管理者兼  
会計 課長 矢野 和幸 君

総合政策課長 吉本 雅和 君

介護保険課長 渡辺 博和 君

下水道課長 丸山 直樹 君

学務 課長 平 征一郎 君



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第59号 菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第59号菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第59号菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。

議案第59号は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制を導入するに当たり、菊陽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたします。

議案の後半部分に、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております。

改正内容の主なものを説明させていただきます。

まず、条例の構成を見直し、本則を章立てにして、総則、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び雑則の5章構成とし、題目の次に目次を置いています。

第1条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項に変更が生じるため、条文を改めるものです。

第3条は、職員の定年年齢を定めるもので、これまでの60歳から65歳に改めるものです。

なお、この定年年齢の引上げは、8ページの附則の第3項において経過措置を設けており、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げることとしており、最終的には令和13年度から全職員が65歳定年となります。

次に、3ページの第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定です。

なお、管理監督職勤務上限年齢制について、以後の説明では役職定年制と読み替えさせてい

たきます。

役職定年制の対象となるのは、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項に規定する職員で、管理職手当が支給されている職員、具体的には、部長、次長、課長及びその他これに相当する職員となります。

第7条は、役職定年制の上限年齢に関する事項で、上限年齢を60歳に定めるものです。

第8条は、役職定年に至った職員を他の職へ降任などを行うに当たって遵守すべき基準を定める規定です。

人事評価や勤務の状況、職務経験などに基づき、適性を有すると認められる職とすること、またできる限り上位の職とすることなどを定めております。

次に、5ページの第9条は、役職定年制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定です。

第1項では、特例任用について定めています。特殊な技能が必要な職務や特別なプロジェクトの継続の必要がある場合など、第1号から第3号までに掲げる事由に該当する場合、異動期間、異動期間とは役職定年の60歳に達した日から最初の4月1日までの間をいいますが、この日以後も1年以内の期間で延長し、引き続き管理監督職に就かせることができるものです。

第2項から第4項にかけては、一度延長した期間を1年以内の期間でさらに延長することができることなどを定めています。

次に、7ページの第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定です。

異動期間を延長する場合、及び他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意が必要としています。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定です。

特例任用により異動期間を延長した場合において、異動期間の末日の到達前に延長事由が消滅した場合には、異動期間の末日を待つことなく、他の職へ降任等を行うことを定めています。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定です。

定年前再任用短時間勤務制は、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度です。

定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年延長後の定年退職日までとなります。

次に、8ページの第13条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定です。

現行の再任用制度においても、組合の事務効率化に加え、人的交流の目的も踏まえ、組合を構成する地方公共団体と組合間において、職員の再任用を可能とする制度が存在しています。

定年前再任用短時間勤務職員の任用についても、同様の趣旨から、組合を構成する地方公共団体と組合間において、職員の定年前再任用ができる規定を定めています。

第14条は、この条例の実施に関して必要な事項は、規則に委任して定めることとしています。

続きまして、附則の第3項は、先ほども説明しましたが、定年に関する経過措置に関する規定です。

定年年齢を65歳に改正するに当たり、令和5年度から2年度ごとに1歳ずつ段階的に引き上げるものになります。

9ページの第4項は、情報の提供及び勤務の意思確認に関する規定です。

情報の提供及び勤務の意思確認として、60歳に達する日の属する年度の前年度において、職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、60歳以後における勤務の意思を確認するよう努めることを定めております。

最後に、議案の8枚目に戻っていただきまして、附則を御覧ください。

次のページの第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行するとしております。

また、次ページの第3条から第5条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めるもので、現行の再任用制度に代わり、暫定再任用職員制度を設け、その任用などについての取扱いを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 全員協議会でも質問いたしまして本会議で聞きますよと言ったときも、この65歳まで延長することによっての person 費の増、これがどうなるかということ、もちろん年度で違ってきます、人でも違ってきますけど、どのぐらいを見込んでおられるのか。それと、そのときもお聞きしましたが、いわゆる新規ですね、若者のこの任用に影響がないのか、この2点、お願ひをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

定年年齢の引上げに伴い、60歳以降も職員として勤務することになりますが、これまでも60歳の定年退職後に勤務する再任用制度がございました。影響額につきましては、現在の再任用制度による給与月額と今回の見直しによる定年延長後の給与月額は、それぞれ60歳時の給与のおおむね7割としておりますので、差はそれほどありませんが、期末勤勉手当の支給率は異なっております。期末手当が1.05か月分、勤勉手当が1.0か月分、合わせまして2.05か月分再任用職員より定年延長後の職員が多くなります。このため60歳を部長級で迎えたとして試算したところ、影響額としましては定年延長後の職員のほうが1人当たり60万円ほど多くなりま

す。ただし、現在の職員の年齢構成は、今年度60歳になる職員が3人、59歳が2人、58歳が3人、57歳が2人、56歳が1人となっており、人数的には少ない年代となっておりますので、今後6年間は定年延長による影響は少ないという試算となっております。

ということで、新規採用職員の採用に当たっても、これまでどおり採用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 現在は職員さん、その適用年齢の職員さんも少ないということで影響ないということですけど、人口が菊陽町は増えてますけど全国的に減ってるのに公務員や議員というのはその枠のままやってるんですね。税金も減って人口も減ってる中に行政はコスト削減、スリム化というのは当然の流れだと思うんです。特にデジタル技術を生かしてのそれが進めば、職員も少ない、少ないという一般質問もありましたけど、本来は減らしていくべきで、要は政策遂行の職員を増やして民間に移管できるものはやっていかにゃいけん。これは吉本町長とも視察に行きましたけど、アウトソーシング。そういった点で、今菊陽町はまだ人口が増えてますからこういう議論ができます。ただ、今後は絶対ピークがあって減ってきますけど、そこに向けて行政コストをどう下げて職員数の定数をどうするかということ、町長もそれは提言の中に入れてると思います。どのようなお考えかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お答えをいたします。

今、渡邊議員がおっしゃったことは当然ごもっともだというふうに思っております。菊陽町の職員を見ましても、現在におきましてはやはり若干少ないというふうに理解をしておりますが、人口が増えるということであれば引き上げていかなければならないと思っております。

お尋ねのように、デジタルトランスフォーメーション、これを活用しまして、議員もおっしゃってます、私も議員時代はいろいろな活動を御一緒させていただきました。そういった部分では、効率的なところは菊陽町だからできるという部分で捉えてしっかりと推進をして、職員の方々の負担を減らす、そのような、議員と同じような方向性で行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 何点かお尋ねをいたします。

新旧対照表のまず1ページの第4条ですけれども、ここで任命権者は定年に達した職員ということについて述べてる、記載されてる部分があるんですけども、第3条で定年は65歳としているわけですから、この文を読むと、次に掲げる事由があると認めるときはということで、次のページに移って、1年を超えない範囲内で期限を定めということを書いてますので、この

条文を適用すると、66歳の定年を迎えた次の3月31日までその職員は勤められることができるのかということが疑問の1つです。質問の1つです。

あと2番目に、5ページの第9条ですけど、ここでは任命権者が管理責任者を責任を務めるわけですけども、任命権者ですので教育委員会は教育長ということかもしれませんが、菊陽町の場合だと任命権者は町長になるんだろうと思っています、本庁職員については。そうすると、この条文の中でいくと、ごめんなさい、7ページですね、似たような条文なんですけど、任命権者が採用した職員に対して町長の承認を得て延長する云々ってなっていて、そうすると本庁職員の場合は任命権者が町長であって、町長が判断でその職員の延長ば認めるということになると、教育委員会の場合は教育長が任命権者で町長が判断でもって定年延長ができるということになると、それに比べると選択肢が町長一本になってしまって狭まって偏るんじゃないかという危惧があるんですが、その点についてのお考えをお尋ねします。

それと、総則といいますか、全体として思うには、なぜ管理職60歳という定年制をこの定年延長に入れてるのかということが根本的に疑問があるんですね。そこについてどういうふうに判断をしているのか、その3点をお答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） すいません。お答えします。

ちょっとお時間をいただいてもよろしいですか。

すいません、第4条の規定はもう少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

（9番北山正樹君「はい、構いません」の声あり）

第9条の任命権者が町長という件なんですけども、それは最終的には町長が判断するというところで町長というふうに行っているところがございます。

あと管理監督職の降任に当たっては、国の制度がそういうふうな60歳以上については管理監督職には就けないという規定になっておりますので、それに倣って町のほうもそういうふうに行っておりますが、特例で先ほど説明しましたような特別な事情がある場合は、そのまま管理監督職に就くことができるという規定を設けていますので、そういった規定を活用することもできるようにしています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 僕が聞いているのは、第4条はちょっと文章としておかしいと思って、これは、これでいくと、定年制の65歳というのとずれてくるような気がするの、そこは一回しっかりと煮詰め直していただきたい、そう思う。

僕が先ほど聞いたのは、教育長が任命権者、仮にですよ、例えばの話、教育長が任命権者で町長が判断をするということになると、ほかの任命権者と町長の間で話し合いができて、そうするとその人員、対象、当該職員に対する考え方の選択肢が広がるのが、町長が任命権者で町長が判断すると町長の恣意的判断になるんじゃないか、そういう条文に読めるんですが、それ

は、そのことについてどう考えますかというのをお尋ねしてる。

もう一つ最後に聞いたのは、管理職に対してだけ60歳定年を設けた理由がやっぱりよく分からない。国の法律というのを読んでみましたが、そこでも60歳になったら降任をするということだけがもう明確に規定されているんですけども、60歳になったときに管理職を降任させる理由がどういう形でプラスに転換されてるかということは一つも書いてない。菊陽町の条例を読んでもそこは何ひとつ書いてない。なぜ60歳になったら管理職を定年するんですか。僕が考えてるのは、ここに部長さんもいるし課長さんもいらっしゃるでしょ。その方々というのは、職務的に有能で、経験もあって、仕事ができるからここにいるんじゃないですか。65歳まで定年するんですから、その方の能力を65歳まで活用するのが、菊陽町のためになるんじゃないですか。国全体にしても。なぜ60歳で管理職だけが降格されなければいけない。ちょっとよく分かんない。それはどう判断してるんですかというのをお尋ねしている。お願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） 先ほど渡邊議員からもありましたように、1つは職員のコスト面を考慮しなければならないという分もありますし、職員の若い職員、その下にいる職員も将来的には幹部候補になる状況ですので、そういった若い職員を幹部に登用することによって役場の組織としての循環といいますか、そういった組織の入れ替わりじゃないですけど、新しい考え等も取り上げることができるかと思えます。ただ、部長級の職員の方々も今までのそういった知識とか技術、そういったのを生かせるような部署で引き続き働いていただくというふうにしておりますので、そういったことをしながら組織運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 新しい職員を、新しい考え方というのと、僕は逆にこの議案書をももらったときに一番最初僕のメモには、降格された管理職が課長補佐という形で入っていくと、新しくその管理職になった人の足を引っ張ってしまうんじゃないか、そっちのほうの危惧をまず一番先に感じたわけです。自分が担当者になったら、こんなことやっていいよ、こういうことをしてみようと思って若い世代からずっと積み上げてきたそのときに、その課長級なり部長級なりの任命をされた方が自分の責任と権利に基づいて運営をするわけでしょ。そこに対して、前の部長級クラスの方々が課長補佐的に座ってらっしゃってて、こういう人ばかりがいるとは限らないんですけども、そういうときにその人のことを重んじてというか、忖度してというか、その方がやってきたことをそのまま踏襲して結果的に新陳代謝が働かない、僕はこちらのほうがコスト的というとマイナスになるんじゃないかと。70%に下げてもその分給料が安くなるからいいということではなくて、あくまでも仕事量を片づけるというために職員さんはいらっしゃるわけです。その職員さんの能力を100%使うのが僕は適正だと思ってますが、そのことについてこれは60歳定年制というのは、どうしても僕は納得のいかない制度なんですけども、こ

これは国が決めたわけで、課長が今一生懸命答弁されてますけども、何とかできないということですが、菊陽町の条例ですので、この辺のところを明確にするということで、何か60歳定年制を国の方針に従って入れるんですが、これについてはこのように運営するというか、運営指針を別に設けるとか、何かそういう考えはございませんか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） 今後定年延長制が導入されまして、その運用状況を見ながら適正な職員の運用、運営については検討してまいりたいと思います。

以上です。

（9番北山正樹君「ちなみに、すみません、4条についてはどうするんですか。さっき時間をくれということで。そこはちょっと答えてください」の声あり）

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） すみません。後ほどお答えしてもよろしいでしょうか。

（9番北山正樹君「提出された議案ですからそれはちょっとおかしいんじゃない」の声あり）

はい。ちょっとお時間をいただいてもよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 執行部に申し上げます。

御回答は明確に、そしてまた挙手の件につきまして正確に上げていただけないと議長としては困りますので、ちゃんと正確な回答を出してください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第59号に対して反対の討論をします。

質疑でもいろいろとお尋ねをしましたが、これは国の法律がそう決めたのでこうやらざるを得ないというのは重々僕も理解しているところなんですけど、国の法律もどう読んでもメリットがあるというふうには僕はどうしても読めなくて、物事は表面上の理由と裏に隠れた理由というのがあって、表面上の理由は60歳定年というか、65歳に定年を延ばすということによって、一見、今の民間企業もずっと定年延長している企業はいっぱいありますけれども、そういう生産年齢人口が減少していく中で、必要な職務を果たしていくという考え方からすると、定年延長は僕は喜ばしいと、実はそう思っていて、役場の職員さん、行政職の方々も僕は定年延長するべきだとずっと昔からそう思ってたんで大歓迎という思いで聞いてたんですけど、これを見ていてちょっと違うなど。いろいろ考えていって、間尺に合わないということがいっぱい

出てきて、先ほどの質問で言ったみたいに降格されるということだけ明確になっている条例なんですよね、今回。法律もそうです。その降格された職員が65歳まで職場にいらっしゃって、要するに5年間いるわけですけど、5年間はかつての部下だった人の下についていくということになったときの、その飛び越えてというわけじゃないんですけど、要するに若年の方が管理職になったときの、その管理職運営の足を非常に引っ張っていく可能性のほうが僕は高いと思ってまして、大きな組織だったらそういうかつての部下、上司の関係じゃないところでもって延長された職員が働くということが可能かもしれませんが、菊陽町の本職というと大体200人ちょっとですよ。そうすると、もうあちこちでそういうかつての上司が部下になってくることが出てくる。そのときの問題のほうが僕は大きい、そのように考えております。これが反対の一つの理由です。

もう一つの理由は、先ほど言った裏のことをいろいろ考えてみたんですよ。国は国民年金を納める年齢を60歳から65歳に引き上げるというか、延ばすということを検討していますよね。これが値するかどうかは分かりません。僕の邪推かもしれない。でも、霞ヶ関の行政職の皆さんからすると、このままでは自分たちが60歳で退職した後65歳まで国民年金を払わないといけない。それだったら定年延長ということをして、引き続き行政職にいて、そのお給料をもらってれば国民年金を払わなくても済むということを考えていたのではないか、これは邪推かもしれませんが、そういうようなことがあって、僕はどうしても今回のこの法律が関係するんですけども、法律は我々の関与するところじゃないので、菊陽町の条例に関してですが、純粋に菊陽町の職務遂行能力の向上に資するとはとてもとても思えない。その観点から反対をいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第60号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第60号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例



の整備に関する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。

議案第60号は、議案第59号と同様に、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月から施行され、地方公務員の定年年齢が引き上げられることなどに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたします。

議案の後半部分に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、本条例は、職員の定年年齢の引上げに係る11本の条例を一括して改正するものがございます。

1ページは、菊陽町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表です。

第8条は、給与に関する特例を定めたもので、改正後の地方公務員法第22条の4の規定に基づき採用される、定年前再任用短時間勤務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、これまでの再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすることが基本とされていますので、改正前の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

3ページの第9条は、給与条例の適用除外などについて定めたもので、第8条と同様に「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

次に、4ページを御覧ください。

菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表で、第3条は、報告事項を定めたもので、地方公務員法の改正により「短時間勤務の職」の用語の定義を定めた条項に変更がありましたので、それに合わせ、引用条文を改正するものです。

次に、5ページを御覧ください。

菊陽町職員の降給に関する条例の新旧対照表です。

第2条は、役職定年制の導入に伴い、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給の定義を追加するものです。

第3条は、役職定年制の導入に伴い、降任の定義を追加し、附則に菊陽町一般職の職員の給与に関する条例、附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用を設けるものです。

次に、7ページを御覧ください。

菊陽町職員の分限の手續及び効果に関する条例の新旧対照表です。

第3条は、減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発令の日に受けることなどの規定を設けるものです。

次に、8ページを御覧ください。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表です。

第2条及び第10条は、再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備を行うものです。

次に、10ページを御覧ください。

菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表です。

第2条から第4条及び第12条の改正は、改正後の地方公務員法第22条の4の規定に基づき採用される定年前再任用短時間勤務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、これまでの再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすることが基本とされていますので、改正前の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

次に、13ページを御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表です。

第2条は、管理監督職勤務上限年齢の特例任用に係る規定の整備を行うものです。

第17条から第20条の改正は、改正後の地方公務員法第22条の4の規定に基づき採用される定年前再任用短時間勤務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、これまでの再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすることが基本とされていますので、改正前の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

また、16ページ下段の附則第3項は、給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替えの規定を追加するものです。

次に、17ページを御覧ください。

菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表です。

第1条は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、地方公務員法の改正により、「短時間勤務の職」の用語の定義を定めた条項に変更が生じるため、引用条文を改正するものです。

次に、18ページを御覧ください。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表です。

改正内容は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、当該条例についても、同様に定年前再任用短時間勤務職員の給与、60歳以降の職員の給与等に係る改正を行うものです。

第3条第5項は、定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額に関する規定です。

定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、改正前の常勤の再任用職員の俸給月額に相当する額を基準俸給月額として定め、基準俸給月額に定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に応じた率を乗じて得た額とされています。これは、改正前の再任用短時間勤務職員の俸給月額と同様の計算方法であって、基準俸給月額は改正前の再任用職員の俸給月額と同額となっています。

第11条は、通勤手当に関する事項、22ページ下段の第13条は、時間外勤務手当に関する事項で、いずれも法改正に合わせた規定の整理です。

また、定義・略称が及ぶ範囲を、個々の規定を具体的に特定する形に改正し、併せて「再任

用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

24ページの第16条は、勤務1時間当たりの給与額を定めたもので、同様に「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

25ページの第18条は、時間外勤務手当等に関する規定の適用除外について定めたもので、第3条第4項「初任給の号給に関する事項」及び第4条第2項から第8項「昇格及び昇級に関する事項」の追加及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

第19条及び第20条は、期末手当・勤勉手当に関するもので、定義・略称が及ぶ範囲を、個々の規定を具体的に特定する形に改正を行っています。併せて「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

26ページの附則は、第11項から第17項にかけて、給与月額7割措置に関する規定などを追加しています。

職員の60歳に到達した後の最初の4月1日以後に適用される給与月額は、それまでに当該職員が受けていた号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額、これに50円未満の端数はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額とすることなどを定めています。

28ページ下段の別表第1は給料表で、職員区分の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

次に、30ページを御覧ください。

菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の新旧対照表です。

第21条は、適応除外について定めたもので、これまでの「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

次に、31ページを御覧ください。

菊陽町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表です。

第1条は、地方公務員法の改正に合わせ、「短時間勤務の職」の用語を引用する条項を改めるものです。

最後に、議案の9枚目に戻っていただきまして、附則を御覧ください。

第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第59号と同趣旨の下で反対をいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第61号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第61号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） おはようございます。

議案第61号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和4年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5億9,733万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億8,212万8,000円と定めるものでございます。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところです。

7ページをお開きください。

第2条の繰越明許費は、5件の事業について、国の補正予算等の関連により、年度内に完了が見込めないため、繰越明許費とするものでございます。

8ページをお開きください。

第3条の債務負担行為補正は、1の追加で、4件の事業について、令和4年度中に契約事務等を進める必要があるため、追加するものでございます。

2の変更は、1件の事業について、事業の進捗により限度額を増額する必要が生じたため、

変更するものでございます。

下の9ページを御覧ください。

第4表の地方債補正は、1の追加で、1件の事業について、今回の補正予算に計上した予算の財源として追加するものでございます。

2の変更は、3件の事業について、国の補正予算等の関連により増額するものでございます。

地方債の補正額は、合計で1億3,970万円増額となり、総額を17億2,360万円とするものでございます。

14ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、説明欄の障害児支援給付費等負担金は、給付費の増加により4,377万3,000円増額しています。

項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の補正予算による事業化分の財源として7,528万6,000円増額しています。

下の15ページを御覧ください。

目の6土木費国庫補助金、節区分の3市町村道改良費交付金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽空港線の延伸や中迎原線の舗装打換などに係るもので、1億500万円増額しています。

17ページをお開きください。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、説明欄のふるさと寄附金は、年度末までの収入見込みにより4,500万円増額しています。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源調整のため1億3,000万円増額しています。

18ページをお開きください。

款の24町債、項の7土木債、目の1土木債、説明欄の社会資本整備総合交付金事業（道路）は、菊陽空港線の延伸や中迎原線の舗装打換などで9,000万円、地方道路等整備事業は、菊陽空港線延伸の単独事業分などで3,700万円それぞれ増額しています。

19ページからは、3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節区分の7報償費、説明欄の報償品は、ふるさと寄附金の返礼品に係る費用で、2,106万9,000円増額しています。

22ページをお開きください。

目の23新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の省エネ家電製品購入促進補助金は、新型コロナウイルス感染症がいまだ収束しない中、物価高騰の影響によ

る家計の負担が増大している町内の世帯に対して、省エネ性能の高い家電製品への買換えを支援するため、1世帯当たり2品目までを上限とし、購入した対象家電の価格に応じて補助するもので、3,000万円計上しています。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明欄の障害児通所支援サービス費は、利用者及び利用回数の増により8,754万6,000円増額しています。

下の25ページを御覧ください。

項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の12委託料、説明欄の私立保育所保育委託料は、私立保育所の処遇改善等加算として2,107万6,000円増額しています。

28ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の熊本県営業時間短縮要請協力金事業負担金は、令和4年1月から3月にかけて熊本県が実施した営業時間短縮要請に応じた事業者に対し、協力金を支給した費用に対する町負担分として、4,258万6,000円計上しています。

30ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、中迎原線舗装打換工事などで、3,460万円増額しています。

目の3道路新設改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、下大谷1号線ほかバス停車帯整備工事などで、2,850万円増額しています。

節区分の16公有財産購入費、説明欄の土地購入費は、菊陽空港線延伸の用地購入費などで、2,300万円増額しています。

節区分の21補償補填及び賠償金、説明欄の支障物件移設補償費は、菊陽空港線延伸の移転補償費で、1億5,000万円増額しています。

最後に、37ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調製のため541万1,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ページ、22ページの省エネ家電製品購入促進補助金の3,000万円について質問します。

事前に説明を受けましたけれども、省エネ家電製品の購入促進補助金で、そういう事業をされるのはいいかと思いますが、この内容が電子申請の場合と紙申請の場合があまりにも補助金が違い過ぎまして、例えば15万円以上の対象経費に対して、電子申請の場合は4万5,000円の

補助、それから紙申請の場合は3万円の補助ということで、1万5,000円違うわけですね。それで、高齢の方や電子申請が不慣れであったりできない方も一定数おられると思うので、この辺については、私は問題というか、配慮がもっと要るのではないかと思います、その点について質問します。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

この施策につきましては、全員協議会の中でも御説明いたしました、マイナンバーカードの普及と利用活用を促すための施策でもあります。実際に今度1月からは全国でマイナンバーカードを利用した電子申請サービスでもあるぴったりサービスなどもスタートします。マイナンバーカードの普及につきましては、国が高齢者の方を含めた全国民への普及を目指しております。そのため、今回の施策をマイナンバーカード普及の呼び水として、今後こういったマイナンバーカードを活用した施策を実施することで、マイナンバーカードの普及を図っていきたいと考えております。

この紙申請についてなんです、そういった趣旨もありまして、まずは紙申請のほうの補助額が基本という考えで、電子申請を、マイナンバーカードをされた場合は、それよりも高く設定しているというような趣旨で紙設定のほうが低くなっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 3点ほど質問させていただきます。

まず1点目としまして、ふるさと納税のことなんです、担当の努力もあり、歳入として4,500万円の見込み、それに対して支出の部分で、報償品の部分が4,500万円の通常だと3割ということになってますので、その金額でいくとちょっと少し4,500掛ける0.3で考えれば、約1,500万円ですか、それに対して少し金額が高いような気がしますのがふるさと納税の1つ目と、もう一つは業務委託料ですね、委託料が1割、456万円という形になっておりますが、今後町長が目指されておりますふるさと納税の増につきまして、今後も委託料というのが発生するかと思います、これがずっと1割程度で済むのかどうかというのがふるさと納税についての質問でございます。

それから、すいません、どこだったかな、ページ、30ページ、土木費のところ、工事請負費、通学路交通安全プログラムの対策工事というのが追加されておりますが、通学道路の交通安全プログラム、前回やってるということで、点検を、いつ頃行われて、それに対して安全対策が必要な箇所というのがまだ取り残されているかと思いますが、そういうのが分かれば教えていただきたい。

今回の対策工事が何が、対象がどれになっているかで結構でございますので、教えてください。

それから、31ページの都市計画のところで、定住促進補助金が940万円掲載されておりますが、随分定住策という形で、今まで徐々に南部地方も人口というか、人が、転入者が増えてきている。今開発も少しされているかと思いますが、この部分で大体見込み、今後も定住促進を多分されていくかと思いますが、この940万円の見込みの内容を教えてください。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 委託料のパーセンテージにつきましては、現在の業者さんのほうには8%でしております。

（5番西本友春君「もう一個。費用」の声あり）

費用。

（5番西本友春君「返礼品のところ、3割で計算すると若干高いけどという」の声あり）

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 基本的には今おっしゃったように費用のほう、返礼品は3割以内で設定しております。若干高いのは、返礼品の品によって金額が高いものもありますので、そこら辺は調整していくこととしておりますが、基本3割以内で収めるところでございます。すいません、答えになってないかもしれません。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 今の返礼品の件ですけれども、歳入は若干低く見て、どうしても返礼品は出す必要がありますので、そういうところで3割よりちょっと超えているような予算編成となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 定住促進の件についてお答えさせていただきます。

定住促進、南小校区の分で大分申請件数も増えてきておりまして、現在の執行見込額、件数といたしまして2,840万円ほどの見込みの件数でございます。現在の予算額が1,900万円になっておりますので、その差額分、見込みの差額分を補正予算としてお願いしておるといような状況でございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、通学路交通安全プログラムの対策工事の内容について御答弁させていただきます。

こちらにつきましては、今年の学校の夏休み期間、7月28日から8月の中旬にかけて点検のほうを行わせていただきまして、町道でフォローするといいますか、対応する部分ということになります。場所はちょっと詳しくはなかなか数が多いので、申し訳ありませんけれども、大体10か所程度となりまして、カラー舗装であったりとか、そういった部分の工事の内容となり



ます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第62号令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、議案第62号令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から182万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,213万5,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。

2の歳入について、主なものを御説明いたします。

款の1財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、武蔵ヶ丘北小学校用地を一般会計に売却したものです。実績により185万7,000円減額しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出になります。

款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、先行取得した武蔵ヶ丘北小学校用地に係る償還金になりますが、実績により160万円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第63号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第63号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（東 桂一郎君）

おはようございます。

議案第63号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億1,989万2,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を53万円増額しております。

9 ページを御覧ください。

3 の歳出について御説明いたします。

款の 6 保健事業費、項の 2 特定健康診査等事業費、目の 1 特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員報酬として産休代替の保健師分を53万円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 6 4 号 令和 4 年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（上田茂政君） 日程第 6、議案第64号令和 4 年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） おはようございます。

議案第64号令和 4 年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。

まず、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第 1 条で歳入歳出予算の総額に512万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,070万2,000円と定めるものです。

8 ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

款の 4 国庫支出金、項の 2 国庫補助金、目の 1 調整交付金は、財政調整のため国が交付するもので11万1,000円を増額、目の 2 と 3 は地域支援事業交付金で、合わせて183万9,000円を増額しております。

款の 5 支払基金交付金は40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療支払基金から交付

されるもので113万1,000円を増額、款の6 県支出金、項の2 県補助金、目の1 と2 は地域支援事業交付金で、合わせて102万3,000円を増額しております。

9 ページを御覧ください。

款の9 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の3 と4 は地域支援事業繰入金で、合わせて102万3,000円を増額しております。

10ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

款の4 地域支援事業費、項の1 介護予防・生活支援サービス事業費、目の1 介護予防・生活支援サービス事業費を419万円増額しておりますが、これは、訪問型と通所型サービスの負担金になります。

次に、項の3 包括的支援事業・任意事業費、目の4 任意事業費を260万円増額しておりますが、これは、配食見守りネットワーク事業に係る委託料と給食用備品である食器洗浄機の故障による買換え費用になります。

11ページを御覧ください。

款の8 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金、目の1 第1号被保険者保険料還付金を67万2,000円増額しております。

最後に、款の9 予備費は、予算調製のため233万5,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第65号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第65号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第65号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を63万1,000円増額し、14億183万9,000円としております。

また、下段の支出の第1款事業費用を2,799万円減額し、13億363万3,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を1,235万円増額し、16億2,909万2,000円としております。

また、下段の支出の第1款資本的支出を985万7,000円増額し、20億5,313万5,000円としております。

御覧のように資本的収入額が資本的支出額に対し4億2,404万3,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を1,200万円増額し、3,220万円としております。

続いて、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を74万1,000円増額し、4,602万5,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画を御覧ください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の項の2営業外収益、目の2他会計補助金で、備考欄の農業集落排水事業分につきましては、白水浄化センター等の電気料金の高騰により年度末までの予算が不足する見込みであるため、一般会計繰入金を63万1,000円増額し、3,345万9,000円とするものです。

次に、7ページの支出を御覧ください。

項の1営業費用、目の1管渠費で、備考欄の熊本北部流域下水道維持管理負担金3,173万2,000円の減額についてであります。

流域への維持管理負担金の支払いは、年度計画流入量により、その年度の負担金を一旦お支払いし、実績流入量が確定する翌年度に過不足分を精算する方法で覚書を交わして行っております。

令和3年度は、計画流入量より実績流入量が少なく、本年度に計画を下回った分の負担金を

減額するものです。

また、電気料金の高騰によるマンホールポンプの電気料金の不足額33万8,000円の増額と合わせ、管渠費の合計で3,139万4,000円を減額し、3億8,244万2,000円とするものです。

次に、電気料金の高騰により、目の2ポンプ場費の菊陽及び堀川の汚水中継ポンプ場の電気料金の不足見込額117万5,000円を、目の3セミコンテクノパーク維持管理費のセミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場の電気料金不足見込額164万9,000円を、目の4処理場費の白水浄化センターの電気料金不足見込額58万円をそれぞれ増額するものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、備考欄の流域下水道事業債を1,200万円増額し、8億9,540万円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費、備考欄の公共下水道事業につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金で、国の補正予算による令和5年度予定事業の前倒しなどによる950万7,000円の増額と農業集落排水事業の公共ます設置工事費の不足見込額35万円を増額するものです。

施設費の合計で985万7,000円増額し、15億1,263万8,000円とするものです。

次の10ページから補正後の令和4年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第68号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第68号公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更

についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第68号公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更につきまして御説明いたします。

菊陽町と合志市をまたぐセミコンテクノパークにつきましては、当時熊本県の施行により工業団地の整備がなされ、その下水道施設についても一体的に整備がされております。

施設管理は各行政管内において菊陽町、合志市がそれぞれ行うことから、排水に係る下水道施設の相互利用のため、平成10年3月31日、当時の合志町とセミコンテクノパークに関連する他の地方公共団体の公の施設の利用に関する協定を締結し、現在に至っているところであります。

今回一部変更につきまして、1枚めくっていただき、変更協定書を御覧ください。

まず、第1項として、原協定書の第2項位置図を流入区域の変更に伴い改めるものです。

内容につきましては、後ほど位置図等により説明させていただきます。

また、第2項として、原協定書第3項の施設の利用条件について、合志市下水道条例及び合志市下水道条例施行規程の制定に伴い、改めるものです。

合志市下水道条例につきましては、平成18年の合併、市制施行に伴い制定され、合志市下水道条例施行規程につきましては、平成27年に公営企業会計に移行したことにより制定されております。

1枚めくっていただき、こちらが変更後の位置図になります。

詳細につきましては、2枚めくっていただき、参考資料の変更内容説明図により御説明いたします。

場所は、セミコンテクノパークで、緑の実線が市町境界となります。

黄色の着色は、菊陽町から合志市の下水道施設に流入する区域を示しており、水色の着色は合志市から菊陽町の施設に流入する区域を示しております。

今回、菊陽町の区域の変更はございませんが、合志市の①赤線のハッチングに示す、合志市の熊本北部流域下水道区域の拡大3.1ヘクタールにより、合志市から菊陽町への流出区域が追加されます。

こちらは、合志市の企業誘致に伴う区域拡大ですが、予定している企業の排水は、従業員トイレ等の排水で、配水量も1日当たり10立米と少ないことから、受入れを行うものです。

なお、セミコンテクノパークにおける合志市からの排水量は、全体で1日当たり1,100立米以下として別途協定を結んでおり、その枠内で排水を行っていくことで協議、確認を取っております。

また、②青線のハッチングは、合志市の特定環境保全公共下水道が整備されたことにより、合志市から菊陽町への流入区域6.4ヘクタールが削除されます。

図面下の表にありますように、合志市の流域面積は、原協定29.41ヘクタールから3.3ヘクタ

ール減少し、26.11ヘクタールと変更されます。

以上が概要の説明となりますが、この変更協定につきましては、地方自治法第244条の3第2項の規定による合志市との協議について、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第69号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第69号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第69号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明いたします。

まず、提案理由ですが、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退する予定です。

これにより熊本県市町村総合事務組合の構成団体の数が減少し、規約の変更が必要となりますが、このことについては地方自治法第286条の規定により、関係団体での協議により定めることとなっておりますので、同法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページ、規約の新旧対照表を御覧ください。

別表第1は、同組合格約第2条で定める組合を組織する地方公共団体で、変更前の下線部



分、「菊池環境保全組合」を削除するものであります。

次のページを御覧ください。

2ページの別表第2は、同組合同規約第3条で定める組合の共同処理する事務で、第3条第1号に関する事務は、職員に対する退職手当に関する事務となっています。3ページの第3条第9号に関する事務は、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害の補償に関する事務となっており、それぞれ変更前の下線部分、「菊池環境保全組合」を削除するものでございます。

最後に、1枚目にお戻りいただき、附則で、この規約は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第70号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第70号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第70号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由ですが、道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚おめくりいただき、位置図を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は、古閑原4号線であります。

場所は、古閑原地区の古閑原公民館の東側に位置し、町道古閑原上堀川線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。

延長は59メートル、幅員は6メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第5号～同意第6号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第11、同意第5号、同意第6号、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第5号及び同意第6号の菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

菊陽町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、お二人が令和4年12月18日をもって任期満了となります。

そこで、現在委員であります吉岡光憲様を引き続き委員に選任し、堀行徳様を新たに委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、固定資産評価審査委員会委員の任期は、同法第423条第6項の規定により3年でございます。

まず、同意第5号の吉岡光憲様ですが、生年月日、住所は記載のとおりであります。

経歴については、お配りしております関連資料に記載のとおり、昭和40年に熊本国税局に入局され、昭和46年からは東京国税局国税専門官、国税訟務官等を歴任され、昭和61年に退職されています。その後、同年6月に税理士事務所を開設されています。平成19年12月から本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております、現在5期目でございます。

次に、同意第6号の堀行徳様ですが、生年月日、住所は記載のとおりであります。

経歴については、お配りしております関連資料に記載のとおり、昭和54年に民間企業に就職、昭和57年に菊陽町役場に入庁され、税務課固定資産税係長、同課長補佐、図書館長、議会事務局長などを歴任され、平成29年に退職されています。その後、玉名市社会福祉法人等で勤務をされています。また、平成30年には行政書士事務所を開設されています。

吉岡様、堀様お二人とも、固定資産に関して高い見識をお持ちであり、その豊富な御経験と高潔なお人柄は委員として適任でありますので、御同意いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

同意第5号及び同意第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

同意第5号及び同意第6号についての討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 諮問第1号～諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第12、諮問第1号から諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての3件を議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の任期は、人権擁護委員法第9条で3年と規定されています。

諮問第1号の鬼塚成子様、諮問第2号の村本信幸様、諮問第3号の実取智子様のお三方につきましては、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再任の候補者として推薦するものでございます。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料に記載のとおりであります。

鬼塚様は平成26年4月から、村本様、実取様は令和2年4月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で、人格及び識見共に高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任でありますので、推薦の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

諮問第1号から諮問第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

諮問第1号から諮問第3号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、鬼塚成子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は鬼塚成子君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、村本信幸君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は村本信幸君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、実取智子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は実取智子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 日程第13、菊池環境保全組合議会議員の選挙についてを議題とします。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。  
菊池環境保全組合議会議員に小林久美子さんを指名します。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小林久美子さんを菊池環境保全組合議会議員に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 発議第10号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、発議第10号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、坂本秀則君外6名の議員から提出されました。

提出者を代表して、坂本秀則君、趣旨の説明をお願いします。

○11番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

今回、この後の3件の発議は条例改正検討委員会委員布田元議員を合わせた8名で延べ9回、議会に関わる条例、規則をはじめ申合せ事項まで調査、協議し、この結果を議長へ答申しました。その中の本会議にかけなければならない3改正案を上程いたしました。

それでは、発議第10号の趣旨説明をいたします。

提案理由、「標準」町村議会会議規則との整合性を図り、時代に即した内容に改めるものです。

詳細は、参考資料の中で説明いたします。

参考資料の1ページの中の第11章「辞職並びに辞職勧告及び不信任発議並びに資格の決定」についてを第11章「辞職及び資格の決定」に改めます。

次のページに移ってください。

第50条「発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言

が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。」を「発言は、すべて議長の許可を得なければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。」にいたします。

続きまして、第51条「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」を第51条「会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を求めなければならない。」に変更します。

次のページです。

第102条の2項「酒気を帯びた者は、議場に入ることができない。」、3項「議長は、前2項の規定に違反すると認めるときは、当該入場者に退出を命じなければならない。」を全て削除します。

第103条「議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」を「議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、かさ、カメラ及び録音機類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」にいたします。

最後に、第107条「何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。」を第107条「何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞又は書籍の類を閲読してはならない。」に変更いたします。

なお、附則で、この規則は公布の日から施行するにしております。

以上が発議第10号です。議員各位の同意よろしくお願いいたします。

なお、質問に対しては自席で答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） じゃあお尋ねをいたします。

第54条なんですけど、趣旨説明では今述べられてなかったところですが、「自己の意見」から「自己の主張」、「意見」と「主張」、「意見」から「主張」に変えるということですけど、この「意見」と「主張」の違いということについてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 「意見」と「主張」そのままです。

（9番北山正樹君「いやいや、答えになってない」の声あり）

いえいえそれが答えです。

「意見」と「主張」わかりますよね。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） いや、今は答えじゃないですよ。提出してるわけですから、意見でいけない理由があって主張に変えるわけでしょう。だったら、意見でいけない理由を言って、主張にしたらそのいけないことが改善されるということが提出する目的じゃないんですか。ここに書いてることがそのものだというんだったら、それは質疑にも何もなりませんよ。

改めて聞きます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） では、賛同者として私のほうから申し上げます。

この中での議論については、もちろん質疑に対して個々の意見が出るというのを許容しようということであります。主張になりますと、それは政治的な考え方や個人の主張ということで、意見とは異なる部分があるということで、どっちかといえばより議員さん方にも意見をより言いやすくするために主張というところに絞ったというふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 大変申し訳なかったんですが、51条のこの今質問にあった3項について、私が述べてなかったことに対して謝罪いたします。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 主張については了解をいたしました。

続いて、102条のことについて全文削除するということですが、これは前期、これを入れなければいけないという事実があって議会としての姿勢を正そうという趣旨があったと思いますが、これを削除するという事は、議会には既にそのことを襟を正そうということはもう達成済みでもう要らないという判断だったんでしょうか。そのことをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 議員としての当然のモラルでありますので、協議の結果、掲載の必要はないということで削除いたしました。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 発議第10号に対して反対の立場で討論をいたします。

まず2点あって、まず1点は、調査委員会をあのときに2つ作りました。私がICT導入検

討委員会の委員長を務めて、そのときは議会が2つに分かれたわけですが、その片一方の議員の皆さんにはこういうことを進めています、こういう考え方がありますということを皆さんに説明をして、そして議会全体の意思統一を図るといふ、コンセンサスを図るといふことで説明責任を果たしてきたという経緯があります。そっから見ると、今回のこの条例改正検討委員会のほうのいろいろのものは、議会の中に提出されて、我々でそういうことについて何か議論をするといひますか、意思の確認を図るといふか、そういうことが行われてこなかった、取扱いが非常に僕からすると何か雑だったのではないかな、そういうふうを考えております。先ほどの主張ということについても、渡邊議員からそういう説明を受けて、ああなるほど、そういうことか、そういうふう簡単に思った。そういうことさえも議会の中では話し合いをされていなかった。それが第1点です。進め方が悪かったということですね。

もう一点は、102条を全部削除するということについてです。確かに禁止事項、これは当たり前のことなんですよ、要するに。これは当たり前のことなんですけど、当たり前のことを入れざるを得なくなったといふことの事実的な発生があつて、その当事者がこの削除するといふことの提出者になつてるといふことに対しては、僕はちょっとどうかなと思ひます、この件については。ですから、あくまでも標準に合わせるといふことは、それはそういう言い方はできるかもしれませんが、あのときに特別、臨時議会も開いてこの条例を立ち上げた、変更案を立ち上げたといふ、そのとき私は当事者ですから、そのことで今菊陽町議会が襟を正すといふところまで僕は至っていないと思ひますので、だったら五、六年ぐらいでこれを全部削除するといふのは時期尚早かな、そういうふう思ひております。

以上の観点から反対です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがつて、発議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 発議第11号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第15、発議第11号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、大久保輝君外6名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝君の趣旨の説明を求めます。

○3番（大久保 輝君） こんにちは。

発議第11号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、まずこちら提案理



由でございますけれども、「標準」町村議会委員会条例との整合性を図るためということでしております。

中身につきましては、参考資料の1枚目、菊陽町議会委員会条例の第20条第3項「酒気などを帯びて委員会に出席しようとする委員があるときは、委員長は当該委員に退出を命じなければならない。」とございますけれども、こちらを全文削除するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） では、発議第11号について質問をいたします。

第20条ですけど、先ほどと同じことなんですが、菊陽町議会の一つの実績といいますか、過去にあったということをもってこのことを入れてるわけですけども、理由は先ほどと、第10号と同じなんでしょう、標準に合わせると、整合性を図るということが提案理由です。ただ、僕は、規則とかというのは、本人が規則を守ると同時に、その機構といいますか、これは、今回の場合は、だからこの条例の場合だから委員会になるんですが、委員会を運営する側のほうにも適正に運営するという義務規定を載せているわけです、基本的には。過去の例を考えてみると、この酒気を帯びて委員会に出席をした実績が過去にあったわけです、この菊陽町議会の中で。そのときには、委員長も知ってたというか、確認をした。その委員長に対して、委員長はそういう場合にはこういうことをしなければいけませんよというのを規定しているのが片一方のほうの目的なんです。今回それを全部削除するということが、こういうことが仮に将来あるかどうか分かりませんが、仮にあったときに委員長としては何もなくてもいいということにもとれることになります。委員会がそういうことの運営上の姿勢を自分の胸にやいばを突き立てて規律を守るという考え方がなくなっていく可能性があると思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 先ほども申しましたが、議員として当然のモラルですので、全員で協議して、先ほど何か当事者が私のようなことをおっしゃったんですが、私は委員長でありまして、中立公正で皆さんの意見をみんな協議いたしました。その結果、掲載の必要はないと、委員の皆様全員で協議した結果でございます。それで削除いたしました。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 北山議員からの、もちろん当時私が議長でしたので、北山議員が上程された状況も全て覚えております。ただし、この案件があったときに全員協議会で申合せとし

て、この酒気があった場合は議場から排除する、委員会から排除するという事は申合せでやった後にこの条文を上程された。私はそこまで条文として必要ないというような思いでしたが、議員の権利として上程されたということです。本来は、こういうものは不文律であるべきであって、それぞれの議員が申合せの中でしっかりと置いていけばよいことで、そのときに毅然とした姿勢を議長なり委員長が取れるかということで、わざわざこのような文言を入れる必要はない。おかげで、RKKさんお見えですけど、当時の画像が全国ニュースに出て笑われたというようなことがありますので、これは標準にも合わせてきちっと直して、そしてこんなことがないように、それぞれの申合せでやると、毅然としてそれなりの職務の権限者、議長、委員長が対応すればよいということで委員会の中では決しましたので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 発議第11号に対してですが、発議第10号と同様の趣旨で反対をいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第16 発議第12号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第16、発議第12号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、渡邊裕之君外6名の議員から提出されました。

提出者を代表して、渡邊裕之君、趣旨の説明をお願いします。

○12番（渡邊裕之君） それでは、発議第12号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由といたしましては、上位法との整合性を図り、時代に即した内容に改めるということでございます。

参考資料をお開きください。

まず、第2条です。これは第4条とも関わってきますけども、この現行の条文には文言がかぶる部分があったので、これを第2条に整理をいたしております。

第2条には、第2項として、「議員は、常に、町民全体の代表者として、率先してより高い行動規範を守る義務を負う。」という第4条の1文を入れております。さらに、この第3項としては、「常に、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み」ということで、これも現第4条2項の一部を入れて、第4条の1条2項を削除しております。

新たに第6条を入れました。これは、新たに議員に就任した者で、前項の、前項というのが、団体の役員に就任してはならないと、町と関係するということですが、その就任した場合は、議員就任の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任していることができる、例えばいろんな役を受けておいて突然やめるわけにはいかないという、町民の皆さんに迷惑をかけるということで、きちっとその次の項目にありますとおり、当該団体の名称、代表者の氏名、役職及び任期、これを議長に報告することで1年間の猶予を見るというような内容に改めました。

次に、第8項は、「被請求議員の責務及び」というところを削除して、「議会の措置」のみにしております。

第15条の3項は、これは全て削除しております。理由といたしましては、この地方自治法第134条、第135条というのは、いわゆる除名ですね、懲罰の規定であります。懲罰の規定は、御案内のとおり、この議会及び委員会で行われたこと以外に懲罰の対象となりません。ですから、この一般的な生活等の趣旨をこれに趣旨を尊重して適用するということとはできない。当時議長として疑念がありましたので、県の市町村課に尋ねまして、そちらで意見をお聞きしましたら、課長さんとお二人来られて説明をいただきました。もちろん尊重することは結構ですが、適用した場合は違法だということです。こういう適用して違法性のあるものは条文として残すわけにはいかないということで、こちらは全て削除しております。

また、経過措置といたしましては、この先ほど第4条第6項に規定しましたとおり、こちらを第4条第6項に移動して、この後経過措置を引き続き、この条文に移動をしております。

それでは、2ページ目をお開きください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。

質問は質問席で受けます。議員各位の御賛同よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、お尋ねをいたします。

この第15条、今渡邊議員が言われた第15条の第3項のことについてですけれども、尊重まではいいという話でしたよね。適用すると違法になるというようなお話でしたから、であれば、尊重するものとするということで、倫理規程ですので、守ったほうがいいということ載せていく条例ですから、そうすると尊重するというのを載せてもいいんじゃないかと、なぜ全文削除なのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これは、上程されたときにも議論としてありました。私は議長でしたから意見が申し上げられなかったんですが、まずもって、申し上げましたとおり、これは議会内外の政治倫理規程です。ですから、まず懲罰の規定がそぐわない、合わないということであります。ですから、まず尊重ということ自体ができない。さらに、この条文は甲斐議員が先日特別委員会でも内容をおっしゃいましたが、今の政治倫理審査会も特別委員会にすぎない。それから、議員が議員を首を切る、首を切るって失礼ですね、何か懲罰を与える、例えば除名を求めるといったようなことができない、言わばそういう政治倫理のしっかりと目的を持って、それを議員として日々の生活においても高い倫理観を持って対処しましょうというようなことですから、こういうような何か懲罰でそれを尊重してこの議員に何かあった場合はその議員の身分をなくすというような条文ではありません、もともと。なぜなら、坂本議員と一緒に、その前に我々がつくったときに事務局長からもそういうようなことはしてはいけないということに注意を受けながら法に触れないようにつくってまいりました。その元に戻ただけでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第13号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

(案)

○議長（上田茂政君） 日程第17、発議第13号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。

それでは、発議者として説明をさせていただきます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとも言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

政府は、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めるものであります。

なお、質問には自席にて回答させていただきます。

ほかの議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それでは、1点質問をさせていただきます。

こちらの提案理由に、後半のほう、ワクチンの有効性等を早急に確認しというところがございますけども、こちらの現在分かっている有効性とか、あとは一番最後、定期接種化を強く求めるというふうになっておりますけども、定期接種するということは何回か継続的に接種するということになるかというふうに思いますが、そういったところにも治験が行われているのか、あるいはその治験の結果としてリスクやベネフィットの比較がどのようにされているのかお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 質問ありがとうございます。

この带状疱疹ワクチンへの、もともと私が本年の6月に質問をさせていただきました、そのときいろいろ調べましたけど、再度それを見直して、まだはっきり分かってなかった部分もありましたので、私の分かる範囲で答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、ワクチンの有効性ということでございますが、国立がん研究センターのワクチンの効果というところではいきますと、带状疱疹のワクチンには2種類がございます。現在子どもへの定期接種となっている生ワクチンと不活化ワクチンとがあります。一般の60歳以上における生ワクチンの効果は61%、70歳以上では55%、带状疱疹の神経痛の効果は67%と報告されております。一方、不活化ワクチンは、50歳以上で97%、70歳以上でも91%、带状疱疹神経痛は88%と非常に高い効果を示しています。また、不活化ワクチンは、血液がん患者さんを対象とした研究でも87%です。また、高い効果を不活化ワクチンのほうが示しております。このため、アメリカの疾病予防管理センターは、50歳以上の带状疱疹ワクチンとして生ワクチンも不活化ワクチンを推奨しております。いずれもアメリカにおける検証でございますが、もう一方、ワクチン評価に関する小委員会で、ジャパンワクチン株式会社というところで、厚生労働省のところに主な臨床試験成果という形でございまして、その部分でいきますと、大体同じような数字が示されております。

それからもう一つ、お問合せの予防接種の定期接種化ということでございましたので、その効果というところで、これも先ほど2つありますが、がんセンターのところによりますと、先ほど述べました生ワクチンのところの効果が大体おおむね8年から10年、不活化ワクチンが8年以降でもまだ84%と高い効果が継続しているということで、もう一つ、先ほど示しましたジャパンワクチンも同等の結果ということになっております。

そういう部分で、推奨的に50歳代からということではいきますと、8年ぐらいという効果的な部分がありますので、そういう意味での定期接種という形になる。

それから、大久保議員、確かに御指摘のように、大久保議員もコロナウイルスのワクチンに関しまして、確かに副反応というような形でいろいろ心配されており、実際亡くなった例も多々ございます。そういう部分でいきますと、副反応につきましては、生ワクチンの場合が多くて1%から5%ということで、注射の跡の腫れや皮膚の発疹、発熱等が大体1%から5%。それから、不活化ワクチンでいきますと、約10%以上が少し副反応があるということで、頭痛とか筋肉痛、それとか疲労感、発熱というような形で国立がんセンターのほうでも言われております。

また、気になります副反応の部分でいきますと、どうしてもワクチンという部分がありまして、ジャパンワクチン株式会社のこの厚生労働省の資料によりますと、重篤な部分ということで、発症率ということでいきますと、死亡事例が約4%というような形でございます。ただし、ワクチンを、コロナでもそうですけど、打った場合と打たない場合の数字というのがございまして、ごめんなさい、ちょっとどこだったかな、そこはちょっと後数字は少しまた、資料の位置を見失いましたのでお伝えいたしますが。それから、今、国に対して要望しておりますが、世界でいくと結構先進国においてはそのワクチンの推奨があつて、また公費助成というのもございます。日本におきましてはそれがないということで、今回の意見書を提出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 発議第14号 佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）について

○議長（上田茂政君） 日程第18、発議第14号佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）について  
を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤竜巳君の退場を求めます。

〔13番 佐藤竜巳君 退席〕

○議長（上田茂政君） この議案は、甲斐榮治君外2名の議員から提出されたものであります。  
提出者を代表しまして、甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いします。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）を提出をいたします。

なお、賛同者は2人記名しております。このことで蛇足ですが少し申し上げておきますと、  
賛同者にあまり多数が署名をいたしますと、もうそれで議案の行方が決まったような形になり  
かねません。議論を封ずることにもなりかねませんので、今回はお二人の方の賛同を得て議案  
を提出したいというふうに思います。

それでは、最初朗読をしまして、その後少し補足説明を加えて提案に代えたいと思います。

佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出  
します。

次のページを開けてください。

佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）。

佐藤竜巳議員は、県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為に関する百条調査特別委員会  
調査結果の答申書（令和4年11月25日答申）が示すとおり、議会制民主主義にとって大切な手  
順を損なったばかりか、菊陽町議会議員政治倫理条例に違反する行為を行った。しかも、その

行為の適否を判断する菊陽町議会の百条調査特別委員会において、度々虚偽の証言をなした。さらに、その証言の虚偽が明らかにされても、誠実な反省の態度は見受けられず、政治倫理条例の精神さえ理解せぬ態度が見受けられた。

菊陽町は、今、世界的企業の進出が進行中であり、全国的注目を浴びる一方、様々の利権も生まれやすい状況にある。このようなときに当たり、町の行政に携わる者は一層の倫理水準の高さを求められ、とりわけ不整、整わぬことです、不整不正が起こらぬよう、自らを律する自律の力を必要とされている。

佐藤竜巳議員の行為は、町民の期待を裏切り、議会の信頼をなくす行為である。よって、本町議会は佐藤竜巳議員に猛省を促すとともに、議員としての責任を取り、辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和4年12月13日、菊陽町議会。

若干の補足説明をいたします。

今お示ししたとおり、決議案を出すについての4つの理由を申し上げました。

1つ目は、議会制民主主義にとって大切な手順を損なったという点です。佐藤議員は、現在は産業建設常任委員会の委員です。佐藤議員が交通混雑を心配して陳情に動いたというその心情は理解しますけれども、その行動を起こすについては自分の所属する委員会があるわけですから、委員会に提案をして、そしてその後は議長に関わってくるでしょうけれども、少なくとも議長に提案をしてしかるべき手順を踏まなくてはならないというふうに思います。ところが、報告書にありましたとおり、佐藤竜巳議員の行動は個人的な動きに終始をしております。これは、陳情に対応しました中村県議が正副議長が来れば県議会にも県にも紹介できるし対応できると言われたことと、坂田県議会議員がまずは地元の県議を通してください、そういうルートを通ってくればきちんと対処しますよという返答をされております。そういうことになっていなかった、1点です。

2番目、これが最も重いことですが、菊陽町議会議員政治倫理条例、ただいま議論もいただきましたが、それに違反をしているという事実ですね。少し詳しく申し上げますと、その政治倫理条例の第2条1項、2項、これは何を言っているかと言いますと、議員は町民の全体の奉仕者であるということです。それから、自分で自分の行為については律する、自律する、自分で律する、そして正しくないことがあればそれを自分で正す、その自浄のことを戒めております。第4条1項、2項、3項、8項。1項は、議員は高い行動規範を求められるということです。2項目は、不正の疑惑を持たれぬように行動しなくてはならない。それから、3項目は、権限または地位を利用することを禁止してる。議員としての地位や権限を利用してはいけないということを規定しております。そして、8番目に、寄附の受領等の禁止をうたっております。第5条の第2項第2号、3号、4号にも抵触をします。ここが一番重いと思いますけれども、定期的に報酬を受けたり、要するに恩恵を受けてる、そういう企業については、議



員はこれを指名とかあるいは応札、入札に応じることですね、こういったことから外さなくちゃならない。その行為が全然なされていない。佐藤竜巳議員とその熊本市内の業者の間には雇用関係が成立をしております。証拠書類もちゃんと持っております。それから、この3号は、経営方針に関与している企業、これはまだ疑いの域を出ませんけれども、顧問だというふうに彼は最初主張しておりました。後で社員というふうになりましたけれども、どうもその辺がまだ不分明であります。それから、第6条に議長への報告義務がある、それが果たされておられません。現在も果たされていない。

3番目行きます。3番目に、百条委員会において度々虚偽の証言をなした。これは、もう報告で詳しく報告をしましたので若干思い出していただくために申し上げますが、坂田県議を訪問したときに長田会長を同行したということについては最後まで否定をしておりましたが、最終的にそこに一緒におったということは認めております。これもずっと二転三転した証言の末にそうなったということです。それから、訪問の期日については覚えていないでずっと一貫して通しました。それから、訪問の目的については、要望行動はしなかったということを言っておりますが、実際に県議の証言によれば要望行動があったというふうになっています。それから、何のために行ったかと聞きましたところ、年始の挨拶をするために行ったというふうに言いました。訪問した期日は12月の末日です。20日ちょっと過ぎぐらいのことですね。にもかかわらず年始の挨拶のために行ったとは何でしょうかと聞いたら、いや、その年末に行ったときに来年もよろしく願いますと自分は言ったから年始の挨拶に行ったというふうに答えたんだと、もう全く誠実さのない答えだったと思います。それから……はいっ。

(「いや、それは説明を受けてますから」の声あり)

いいですか。

そういった虚偽の発言を繰り返した。

それから、一番最後に誠実な反省の態度が見受けられなかった。これも幾つもございますが、今指摘がありましたので省略いたします。委員会の報告書を御覧いただきたい。

そういったことで、まとめますけれども、本件は明確な政治倫理違反の案件であります。それから、本件を曖昧な形で見送るならば、例えば私あたりがどこかの会社に職を得て、その会社の便宜を図る、そういう行為を今後は阻止できないということになります。それから、大事なことは、この町にとって恥になることを言うなとかという意見もありますが、町政のこの整わぬこと、あるいは正しくないこと、それを防止するためには、議会には自律権があります。それを絶えず行使しなければならないと考えます。調査の結果、どうしても調べ切れない部分も多少はありましたけれども、結果として有権者、一般の町民であれば疑わしきは罰せずですけども、権限を持っている議員については疑わしきは罰するだというふうに私は信じております。

以上をもちまして決議案の提案に代えたいと思います。ありがとうございました。

○議長(上田茂政君) 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 発議第14号について質疑をいたします。

先日いただきましたこの答申の中の最後の、本条例の精神に照らせば以下の処置を取ることが適切であると。その中の1番の、議会は佐藤議員に対して何らかの処置を講ずるべきである、1番のところにしてありますが、この部分が、これが今回のこの発議第14号辞職勧告に値すると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議長に対して答申案を出したわけですから、言わば簡単に申し上げますと、これは議員の不始末に属することですので、議長から何らかのことがあるかというふうにも一応思っておりましたけれども、議長もなかなか判断しづらかったんでしょ、何もありませんでしたので、だけど議会としてはこのことについては一定のことをしなければならないというふうに私は理解しておりましたので、今、岩下議員がおっしゃったとおり、その一環として提案をしたということです。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） 分かりました。それでは、議長には一応答申を出したと今お聞きしましたが、まず委員会のこの答申が出た後に議運なりで私たちに報告が全く、委員会の皆さんは御承知だと思いますけど、私たちには全く報告もなく、当然議論もできず、協議もできてない状態、今現在そういう形になっておりますが、その中でいきなりこの辞職勧告決議（案）を提出するというのは、ちょっと手順が違うんじゃないかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議長に対して答申を出したわけですから、それをどう扱うかについては、それは議長の権限であります。ですから、議長が、例えば全員協議会を招集してこの件を、例えば当時私が委員長でしたので私に説明させるというのであれば私は喜んでそれは説明をします。だけど、何もありませんでしたので、今のような経過になっているということです。

○議長（上田茂政君） 岩下和高君。

○15番（岩下和高君） もちろんそれは分かります。でも、今甲斐議員がおっしゃったことは、議会として、最初にこの前に言われたと思いますけど、議会としてというのは、私ども委員会としてというなら分かります、でも議会として出すというのであれば、当然議長の意見も聞かないといけないと思いますけど、甲斐議員さんは議会とおっしゃってましたので、それはちょっと違うんじゃないかと思いますが、そのあたりいかがですか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私は当時委員長、現在は何でもありませんけれども、当時委員長としては、もう議会で答申をしたと。そして、それを本会議で報告をした。質疑があればそのときにされれば当然それに答えました。しかし、何もそれはありませんでした。後は、ですから議長がこれを答申を受けてどう扱われるかというのは、もう私の責任ではなくて、これはもう議長の責任であるというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 1つだけ質問させていただきます。

先ほど政治倫理条例に違反ということで、明確にということだったんですが、再度その明確な違反というところを再度分かりやすく説明していただいてもよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 失礼しました。私が一番重たいと言った部分だと思いますけれども、佐藤議員は令和元年5月2日には既にもう議員でありました。熊本市内の会社は、令和元年10月にこの本町から六百数十万円の事業の落札をしております。これは令和元年10月ですから、佐藤議員が議員として在職をしていた期間に相当をします。佐藤議員にお尋ねしましたら、その測量設計会社が指名業者に入っていて応札をしたということは知っていたかと聞きましたら、知っていたということでした。ということは、佐藤議員が議員として権限も持っているときにこの会社も応札をして落札をしたと、こういう事実が一番重いんじゃないかというふうに考えております。

その他、少し申し上げますと、この県議に訪問をして陳情をいたしました。これはもう県議の対応が適切であったので未然に止まりましたけれども、もしもそうでなかったならば、もうこれはそこであっせんが成立している、そういう事項ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 岩下議員がちょっとお尋ねになった分が私も元議長として疑念がありますのでお尋ねいたします。

今議会制民主主義にとって大切な手順というお話をしましたけども、11月25日にこの報告書を出されております。議長がいつ受け取ったかは知りません。当日なのか。ただ、我々にこの報告があったのは、12月2日です。金曜日です。3、4、土日、そしてこれを提案されたのは5日です。言わば営業日としては、これ中1日というんですか、言わばこの間の議論もなく、議長の立場からすれば、25日に受け取ってこれが上程される前に本人を呼んで処分するのはなかなか難しい。議会に報告があつてそれからというときだと思えます。しかし、その手順を踏まず、それから当該の議員の弁明の機会も与えない。反省をしてないと言いますけども、私は本人から聞きますと、この企業とのこの雇用契約もやめたと、もちろんそれが情状酌

量になるかどうかはそれぞれの議員の判断でございますが、今も同じようなことをやってるならおっしゃるように辞職勧告というのはあると思いますけども、そういった意味で、あまりにも上程が早いのではないか。はなっから議員辞職勧告を出すためのものではなかったのかと。本日に出すのであれば、8日でも十分間に合ったはずでございます。そういったものが、おっしゃるような手順をちゃんと踏んでるかどうかというのは疑問がありますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 何度も申し上げておりますように、13回の委員会調査も経て、そして11月25日に答申をして、あとはもう議長にその報告書は渡ったわけで、その時点で、報告をした時点で実際はもう委員会は解消するわけですけど、それはだから渡邊議員の質問は議長にお聞きいただきたい。私がそういうことを決めるわけにはいきませんので、例えば議運を招集するにしても、私が言って議運を開けということもできないし、それは議長権限であります。何か辞職勧告を想定して、そして百条委員会を立ち上げたような、そういう非常にこれは失礼な話だと私は思いますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今申しましたとおり、2日に全議員に上程されたわけですよ。そして、土日です。5日に出す必要はないじゃないですか。議長もこれを受けて当該議員を呼んで話を聞く、それで嚴重処分なり、また議運に諮る、全協に諮って本人の弁明も含めて、そして本日に至るなら、いわゆるおっしゃるように大切な手順であります。ただ、それがなくて、2日に上程して、土日を経ていきなり5日というのが、そういう疑念を持たれるということです。ですから、こういうような、特に僕は質問もしませんでしたけど、この25日の答申の中に追録というのがありました。あたかもここに関わってらっしゃる方々、後藤町長含め、松永元副町長も含め、何か疑念があるようなことのように思われる、一般人に対してですね、そしてこの追録は前委員会の委員の皆さんの承諾の下に出したのかというの、これも疑問がありますけども、本来答申が止まった後にこういう追録ってする必要もないし、答申の内容は条例のここに違反してるということを淡々と書けばよいというような問題がありましたので、やはりこの手続上の問題というのは少し、議長に、議長にとおっしゃいますけども、議長は25日に受けても2日に全議員に上程されてから対応すべきであって、5日の日にこれを出されたらもう議長としてもできない。それは副議長をなさっていたから御理解いただけるんじゃないですかね。ですから、そういう手順が少し早過ぎたんじゃないかなということを申し上げてるんです。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今のは質問ですか。

（12番渡邊裕之君「この手順が早過ぎた」の声あり）

意見ですか、質問ですか。

（12番渡邊裕之君「質問です、手順」の声あり）

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これは、5日というふうになっておりますが、実は7日に提出をしたんです。なぜそうなったかという、これはもう事務局の都合です。要するに最終日の3日前ですか、までには提出しなければならないという期限がありますので、これは事務局からの指示もあって7日の日に出しましたが、山川局長がちょうどコロナで病気になってもう来れないという状況でしたので、事務局のほうから今の状態では局長の受領印が押せませんと、だから5日であれば局長もいらっしゃったので、そういうふうにしていただけませんかという要請がありましたので、それはこの問題の本質には関わらんだろうと思ったので、5日というふうに訂正をして、そして出したということです。何回もおっしゃいますけれども、出して、そして2日の日に発表をして、それから今日の日になってるわけですから、十分いろんな期間はあったかと思います。何か不審なことがあれば、同僚議員ですから私にお聞きになったらすぐ答えましたし、何も隠すことはありません。ちゃんと正直に、秘密会の縛りも解けてましたので、お尋ねがあれば正直に答えた予定です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 辞職勧告については百条委員会の総意なのかどうかお尋ねします。

（14番甲斐榮治君「はいっ、すいません、もう一回」の声あり）

辞職勧告については百条委員会のメンバーの総意なのかどうかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 百条委員会は処罰を決する場ではありません。皆さん御存じだと思いますけれども、百条委員会というのは、あくまでも権限に基づいて事実を調査すると、そしてその目的は、次にそういうことが絶対に起こらないように議論を進めていくというのが百条委員会だというふうに私は理解しております。ただ、百条委員会の調査結果を踏まえて意見を申し述べることはできるというところはあります、百条委員会に。ですから、私は当然お聞きをしました、気持ちを。それで決めるというわけじゃありません。百条委員会で何かやることを決めるという、そういうことは違反ですのでそれはできませんが、一応皆さんの意向というのはお聞きをしました。そして、皆さんの意向というのは、大体これはもう辞職を勧告するぐらいの厳しい態度を取らなければいけないんじゃないかということは一応踏まえたつもりです。

今私が出しているのは、これは委員長としてではなくて、もうその委員会の報告を踏まえた一議員として提出をしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岩下和高君。

○15番（岩下和高君） それでは、発議第14号について反対の立場で討論いたします。

最初に遡るんですけど、令和4年2回定例会において発議第7号百条調査特別委員会の設置については、私は反対をした議員の一人でございます。地方自治法で百条調査権とは、普通地方交付団体の議会が政策決定機関として、また執行機関の違反監視機関としての議会の機能を十分に果たすため、自主的活動を保障しようとする趣旨の下に与えられた権限であるとされており、また、議員必携にも、調査の対象となる事務は、地方自治法に定める町村が処理する事務であるとも記されております。

発議第7号が決議された以上、正当な特別委員会の調査ではあると思っております。しかし、報告があった内容は、業者と同行するなど不適切な行動は認めます。しかし、反省、改善を求めるものではないでしょうか。しかし、その中で検挙や、検挙、警察の検挙、行政処分、自らの申告などによる明らかな過失がない現状下で議員辞職勧告をすべきまでの行為ではないと判断をいたします。

なお、今後において本町議会の議決は、個人の政治信条、思想、信仰等を保障し、議員としての活動や言動を制限させるようなことがあってはならないと考えます。

以上の理由により反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって……しばらく起立しとってください。

起立多数です。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

佐藤竜巳君の入場を許可します。

〔13番 佐藤竜巳君 入場〕

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君に申し上げます。

ただいま辞職勧告決議案が起立多数で可決されたことを報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第20、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和4年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時8分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治



菊陽町議会会議録  
令和4年第4回12月定例会

令和4年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂 政  
編集人 菊陽町議会事務局長 山 川 真喜子  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919